

令和元年 9 月定例会

文 教 厚 生 委 員 会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(9月9日(委員間討議))

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	

(総務部)

委員会

総務部長所管事項説明	3
議案に対する質疑	4
議案に対する討論	7
決議に基づく提出資料の説明	8
陳情審査	9
議案外所管事項に対する質問	13

(教育委員会)

分科会

教育委員会教育長報告議案説明	25
報告議案に対する質疑	25
報告議案に対する討論	25

委員会

教育委員会教育長総括説明	26
義務教育課長補足説明	29
議案に対する質疑	29
議案に対する討論	29
決議に基づく提出資料の説明	31
陳情審査	31
議案外所管事項に対する質問	37

(第2日目)

1、開催日時・場所	69
2、出席者	69
3、経過	

(教育委員会)

委員会

「県庁舎跡地の遺跡発掘調査」に係る参考人招致	69
------------------------------	----

(福祉保健部、こども政策局)

分科会

福祉保健部長予算議案及び報告議案説明 1 1 1

こども政策局長予算議案及び報告議案説明 1 1 1

予算議案及び報告議案に対する質疑 1 1 2

予算議案及び報告議案に対する討論 1 1 6

委員会

福祉保健部長総括説明 1 1 6

こども政策局長総括説明 1 1 7

議案に対する質疑 1 1 7

議案に対する討論 1 1 9

障害福祉課長補足説明 1 1 9

こども未来課長補足説明 1 2 0

決議に基づく提出資料の説明(福祉保健部関係) 1 2 1

決議に基づく提出資料の説明(こども政策局関係) 1 2 2

陳 情 審 査 1 2 2

(第3日目)

1、開催日時・場所 1 3 4

2、出席者 1 3 4

3、経過

(福祉保健部、こども政策局)

議案外所管事項に対する質問 1 3 4

審査内容報告及び委員会運営に関する委員間協議 1 7 2

審査結果報告書 1 7 3

(配付資料)

《総務部関係》

・委員会関係議案説明資料

《教育委員会関係》

・分科会関係議案説明資料

・委員会関係議案説明資料

・委員会関係議案説明資料(追加1)

《福祉保健部(こども政策局関係を除く)》

・分科会議案説明資料

・委員会関係議案説明資料

・委員会関係議案説明資料(追加1)

《こども政策局》

・分科会関係議案説明資料

・委員会関係議案説明資料

9 月 9 日

(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年9月9日

自 午前11時00分
至 午前11時07分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員	長	ごうまなみ	君
副委員	長	中村 一三	君
委員		前田 哲也	君
"		山本 啓介	君
"		大久保潔重	君
"		山本 由夫	君
"		山口 経正	君
"		宮島 大典	君
"		宮本 法広	君
"		堤 典子	君
"		北村 貴寿	君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前 11時00分 開会

【ごう委員長】ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、大久保委員、宮本委員のご二人をお願いいたします。

本日の委員会は、令和元年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前 11時01分 休憩

午前 11時06分 再開

【ごう委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することいたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもって本日の文教厚生委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前 11時07分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年9月24日

自 午前10時 0分
至 午後 4時58分
於 委員会室 2

福利厚生室長	竹中 望 君
教育環境整備課長	日高 真吾 君
教職員課長	上原 大善 君
義務教育課長 （参事監）	木村 国広 君
義務教育課人事管理監	高鍋 洋 君
高校教育課長	鶴田 栄次 君
高校教育課人事管理監	本村 公秀 君
高校教育課 児童生徒支援室長	立木 貴文 君
特別支援教育課長	分藤 賢之 君
生涯学習課長	山口 千樹 君
新県立図書館整備室長	吉田 和弘 君
学芸文化課長	草野 悦郎 君
体育保健課長	松崎 耕士 君
体育保健課体育指導監	小柳 勝彦 君
教育センター所長	林田 和喜 君

2、出席委員の氏名

委員 長	ごうまなみ 君
副委員 長	中村 一三 君
委員	前田 哲也 君
〃	山本 啓介 君
〃	大久保潔重 君
〃	山本 由夫 君
〃	山口 経正 君
〃	宮島 大典 君
〃	宮本 法広 君
〃	堤 典子 君
〃	北村 貴寿 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（文教厚生分科会）

第103号議案

令和元年度長崎県一般会計補正予算(第2号)
(関係分)

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

総務部長	平田 修三 君
学事振興課長	門池 好晃 君

教育 長	池松 誠二 君
政策 監	島村 秀世 君
教育 次 長	本田 道明 君
総務課 長	中尾美恵子 君
県立学校改革推進室長	小野下和宏 君

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

(1) 議案

第105号議案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（関係分）

第106号議案

長崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

第112号議案

長崎県公立大学法人の中期目標〔第3期〕の一部変更について

（2）請 願

な し

（3）陳 情

- ・要望書（平戸市が進める「未来を担う人材創出事業（高校魅力化プロジェクト）」に対する協力依頼～外）
- ・令和2年度 離島振興の促進に関する要望等の実現について
- ・諫早市政策要望（諫早駅周辺整備事業への協力と支援について 外）
- ・要望書（航空路線の安全確保について 外）
- ・要望書（幹線道路網の整備促進について 外）
- ・令和元年度 長崎県の施策に関する要望・提案書
- ・要望書 令和元年度（長崎空港の運営民営化及び24時間化の実現について 外）
- ・要望書（地域高規格道路「西彼杵道路」における長崎方面への延伸ルートの早期着手について 外）
- ・重度障害者の通勤や就労時の介護サービスについて、重度訪問介護の利用が可能になるようお願い
- ・要望書 令和元年度（長崎駅周辺で計画されている各種事業の促進及び交流拠点施設利用者の利便性向上について 外）
- ・私学助成に関する意見書の提出について（要望）
- ・身体障害者福祉の充実に関する要望書
- ・長崎県庁舎跡地に所在する遺跡の発掘調査に関する陳情書
- ・陳情書（県内の全市町の給食費（副食費）について月額4,500円補助していただく仕組みを構築し、保護者負担額を0円にすることを陳情いたします。）

・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する要望書

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【ごう委員長】ただいまから文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第105号議案「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」のうち関係部分ほか2件であります。

そのほか、陳情15件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を、文教厚生分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分の1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり、委員間討議終了後、総務部、教育委員会、こども政策局を含む福祉保健部の順に行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、先般の委員間討議を踏まえ、9月25日（水曜日）午前10時からの「県庁舎跡地の遺跡

発掘調査」の集中審査において、長崎県庁跡地遺構を考える会共同代表の4名で、国立歴史民俗博物館館長の久留島様、長崎大学名誉教授の片峰様、カトリック長崎大司教区大司教の高見様、長崎県考古学会会長の稲富様を参考人として招致いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ご委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、総務部関係の委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

それでは、総務部長より、総括説明をお願いいたします。

【平田総務部長】おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明をいたします。

文教厚生委員会関係説明資料、総務部の1ページをお開きお願いいたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第112号議案「長崎県公立大学法人の中期目標〔第3期〕の一部変更について」であります。

議案の内容についてご説明いたします。

この議案は、長崎県立大学の大学院の再編に伴い令和2年4月1日から新たに「地域創生研究科」が設置されることとなったため、中期目標の別表（学部、研究科）に当研究科を新たに追加するなど長崎県公立大学法人の中期目標〔第3期〕の一部を変更しようとするものであります。

続きまして、総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、長崎県公立大学法人の業務実績評価について、長崎県立大学の

入試出題ミスについて、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についての3点であります。

まず、長崎県公立大学法人の業務実績評価についてでございます。

平成30事業年度に係る業務実績について、評価委員会による評価が行われ、報告がなされております。

評価につきましては、3年次修了までに9割以上の学生に卒業要件を修得させることになっているが、目標値に達していないこと、大学院の定員が未充足となっていることなどが課題とされました。

その一方で、就職率については、学生個人に合わせたきめ細かな就職支援を実施し、高い水準を維持していること、看護師国家試験合格率が100%を達成したこと、産学官連携の取組を推進していること、志願者の利便性向上や県内高校への情報発信に取り組み、一般入試の県内志願者数が増加したことなど、多くの事項について年度計画を達成し、第3期中期計画期間2年目の取組として着実な進捗を図っているとされております。

県といたしましては、県内就職率の向上や佐世保校建替え事業の着実な進捗など第3期中期目標期間における重要な課題に大学法人と一体となって取り組み、「魅力ある県立大学づくり」を進めてまいります。

次に、長崎県立大学の入試出題ミスについて。

平成30年11月24日に実施した長崎県立大学経営学部国際経営学科の平成31年度特別選抜の「英語」問題の内容について、令和元年7月に受験に関わる民間の出版社から問い合わせがあり、出題ミスがあったことが判明いたしました。

ミスに伴う問題の回答については、受験者全員を正解扱いとし、不正解の受験者全員に2点が加算されましたが、合否に影響は生じておりません。

今後、大学においては、試験問題のチェック体制等の強化を図ることとしており、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

次に、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について。

県においては、人口減少を克服し、地方創生を推進するため、平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な施策を講じてきたところでありますが、本年度が計画期間の最終年度となっていることから、今議会において、次期総合戦略の骨子案をお示しし、ご議論いただくこととしております。

このうち、総務部は、施策体系1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、「大学と連携した地域が求める人材の育成と地元定着の推進」に積極的に取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様や市町、関係団体、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見をお伺いしながら、本年度中の策定を目指してまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【ごう委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山口(経)委員】おはようございます。よろしく申し上げます。

第112号議案について質疑をさせていただきます。今回、大学再編に伴い、地域創生研究科というのが設置されるということなんですけれども、事前に伺いましたところ、これまでの現行の研究科は卒業生が修了するまで残り、それからまた地域創生研究科に再統合されていくという形なんですけれども、そのあたりをもうちょっと詳しくご説明いただけますか。

【門池学事振興課長】今回の再編の内容は、今、3つ研究科がございますけれども、それを1つに総合して地域創生研究科を設けることとなります。しかしながら、今の3つの研究科には在生がおりまして、その在生が卒業してしまった時点で廃止することになりますので、しばらくは従来の学部も存続することになります。そういう意味で、今回、地域創生研究科が追加されることとなります。

【山口(経)委員】これまでの3つの研究科が全部充足していないという格好になっているようですけれども、大学院の再編によりまして、どう充足を目指していくのか、そのあたりをお聞かせいただけますか。

【門池学事振興課長】現在の大学院については、学生の充足率が低いという状況でございますけれども、今後、新たな取組といたしましては、まず県立大学の学部生の進学を促進するために、学部生の推薦特別枠というものを設定するようにしております。それから、学部生のうちから大学院の授業科目の履修ができるように、先取り履修制度というものを導入するようにしております。あと、すぐれた業績を上げた大学院生については、1年以上の在学期間で早期修了可能な制度を導入しようと考えております。それから、社会人の入学も促進しようと考えておりまして、地域社会マネジメント専攻においてで

すけれども、特別選抜において、専門試験を廃止して、面接のみの試験内容に変更することも考えております。それから、これは従来やっておりますけれども、社会人に対する配慮としましては、就学のために夜間、その他の時間帯において授業や研究指導が受けられる昼夜開校制度、それから標準修業年限の2年を超えても、3年から4年の期間にわたって履修を認める長期履修制度も行いまして、充足を高めるように努めていきたいと考えております。

【山口(経)委員】 昼夜開校制度、長期履修、それから先取り履修制度という形で対策を打っていったりして充足を目指していこうかという対策のようではありますが、もう一つ、評価結果に対する報告が出ておりますけれども、この中で、3年次修了までに9割以上の学生が卒業要件を取得するような目標を立てておられます。こういう早期修了という形をとった中で、次の興味を持たせて、そして大学院に進むという対策も必要かと思うんですけれども、現在のところ、それも達成できていないという状況でございます。そういったことを、もうちょっと手前からの改善も必要かと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【門池学事振興課長】 平成30年度の大学法人の評価において、3年次までに9割の学生に卒業要件を取得させるという目標は残念ながら達成することができませんでした。平成28年から学部学科再編を行いまして、そういう卒業要件を設定しておりますけれども、現在、そこについて学生がその要件に達するように、先生方も支援をしっかりとしているような状況でもございます。そういった取組もあって、昨年に比べれば、今年度の3年生は、時点比較でいけば、取得率はまだ高い状況でございます。ですから、そう

いった取組をどんどん助長させていって、学生に対しては、卒業要件を取得させて、大学院に興味を持っていただくような時間をつくっていただければと思っております。

【山口(経)委員】 大学院の再編ばかりではなくて、ぜひ、そういったところにも目を向けていただきたいという思いがあります。

そして、今回、地域創生研究科においては、いろいろ現場のニーズに応じたコースの設定がなされているようでありますけれども、今のところ、一番好調な情報システム学部が次のコースとして、情報セキュリティあるいは人間情報科学コースという形がまた設けられて、なおさら人材育成という形で大学の果たす役割が大きくなってくると思います。そういった中で、大学院でありますけれども、情報セキュリティの分野では、技術が日進月歩、どんどん変わってきているということで、そこで教える人材が必要かと伺っています。そういった中で、この修士課程を卒業なされた方が教える側に回るといった、教える側の人材育成ということもしっかり考えていかななくてはならないと思うんですけれども、その点についてはいかが考えておられますか。

【門池学事振興課長】 現在の情報システム学部においては、実務経験を持った教員が多くて、その経験を活かして授業を実施してもらっているところです。社会的にもセキュリティ関係の人材が不足している中で、セキュリティ系の教員確保というのは大変というふうにも聞いておりまして、県立大学で学んだ学生が実務を経験して、将来、県立大学に教員として戻ってくることは大変望ましいことだと思っております。大学院の教員養成については、一般的に、博士課程の設置というのが標準となっておりますけ

れども、現在、情報工学専攻においては修士までしかございませんので、博士課程の設置というのは今後の検討課題じゃないかと思っております。

学部生とか社会人に大学院に興味を持ってもらって、多くの人が県立大学の大学院でさらに専門的分野を学んで、そういった優秀な人材を多く輩出していくことが将来の教育人材の育成・確保につながっていくものであるというふうに考えております。そのためにも、大学院について、魅力あるものにしていきたいというふうに取り組んでいきたいと考えております。

【山口(経)委員】先ほどの修士課程と博士課程なんですけれども、地域創生研究科は全て修士課程になりますね。そして、今ある人間健康科学研究科というのが博士課程ということですので、その上の博士課程も大事なんでしょうけれども、人材育成という形の中では、情報系のほうは、企業との共同研究とか、そういったものが一番大事であって、そして一旦、社会人として働いて、また戻ってきて、それを実際の現場を経験した人が教えるというのが一番強みだそうです。ですから、そういう現場を経験していただいて、また教える人材になっていただくというのが一番理想じゃないかと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

【門池学事振興課長】委員ご指摘のとおり、まずは県立大学を卒業して、実務についていただく、その中で、最新の情報だったり、研究をしていただいて、将来的に県立大学に戻っていただくことは非常に大切なことだと思っておりますので、現在の情報システム学部それから大学院において、そういった優秀な人材を輩出していくことが大事ではないかと思っております。

【山口(経)委員】今回の大学院の再編が、そういった長崎県の人材育成に大きくつながるように期待しながら、質疑を終わります。

【ごう委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質疑がないようですので、これもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第112号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第112号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【門池学事振興課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しました総務部関係の資料について、ご説明いたします。

附属機関等会議結果について、本年6月から8月の実績は、7月31日及び8月22日に開催しました長崎県公立大学法人評価委員会の2件となっております。

会議の結果については、資料1ページから3ページに記載のとおりでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

【ごう委員長】 次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【前田委員】 43番、「私学助成に関する意見書の提出について」ということで、要望という形で出されていますが、この件に関して、毎年意見書を出させてもらっていますが、所管する担当部としての見解を聞きたいと思います。

【門池学事振興課長】 今回提出が上がっている要望内容については、いずれも私立学校にとって重要な問題でありまして、特に、財政基盤の安定に関する事項だったり、学校施設の耐震化の拡充、それから私立高等学校の授業料の実質無償化について、これについては県においても国に要望している内容であります。

要望項目については、全国的な課題となっておりますことから、重要なことだと考えております。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情書につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【山本(啓)委員】 先ほど、議案の中でやりとりがあった内容について、評価委員会では、どういった内容、やりとりがあったのか、その付近について、中身について補足して説明をいただけますか。

【門池学事振興課長】 委員会の中では、評価に関する意見、質問はもとより、大学全般について幅広い意見をもらっております。例えば、県内定着については、Uターンの促進をすることも一つの方策である、県内就職については、学生を県内に残すという教員の意識が重要である、大学院については、大学院のあり方について、大学院の特徴をしっかりと示す必要があると、実践的な教育の関係ですけれども、インターンシップとかにおいては、先生たちが地域に出て積極的に企業とかかわって地域を理解した上で、学生を社会に送り出していくことが重要とか、そういった議論が委員のほうからはなされております。

【山本(啓)委員】 確かに私の地元のしまのほうにも県立大学の学生さんが来られて、地域の課題や地域の振興についてのことを、現場の方々とやりとりをしながら振興策の案を出していくとか、発表していく、そういった取組が非常に県立大学の方々で行われていることは理解しております。

そういった取組が県立大学の運営とか、イメージ、またはその募集の状況、そういった部分にどう影響を及ぼすのかというところを見ていきたいとは思いますが、その4年の大学の取組が、そのまま院でさらに深掘りされて専門的に行われていくという理解でよろしいのですか。

【門池学事振興課長】 今回、大学院、経済学それから国際情報学、人間健康科学、この3つの研究科を地域創生研究科に再編することになりますけれども、この再編をすることによって、各専門分野の学生と一緒に学ぶということで、俯瞰的かつ多面的な視点で、領域横断的な専門応用能力を涵養できる人材の育成が可能になっ

たり、それぞれの専門の教員の研究の交流の進展が期待できたり、各専攻に社会の要請や地域の状況に応えたコースを設置して、より専門性の高い人材の育成が可能になったりしております、そういう学部学科再編を踏まえた大学再編にしておりますので、そういった流れというのは、大学院のほうでも実践されることになると思っております。

【山本(啓)委員】言葉を置き換えられると、答えていただいているのかどうか少し疑問になるんですけれども、要するに、県立大学の取組が地域に根付いたものを既に展開しているという場面を私も目の当たりにしているわけです。そういった取組から、それぞれの学部学科の機能という言い方をしたらおかしいんでしょうけれども、学術的、専門的なものが深まっていて、さらにそういったものを特徴づける形で深掘りしていくのが今回の大学院専攻科の再編につながって、よりクローズアップされているという捉えでよろしいのですか。

【門池学事振興課長】研究科の再編にはなるんですけれども、今回、県立大学学部学科再編で、地域貢献というものが最大のミッションと考えておりますので、大学院においても、そういう地域に根付いた研究がなされるものと考えております。

【山本(啓)委員】前回は審査の際に私、申し上げたかと思うんですけれども、この形の審査では、県立大学の方向性や新しく変わった部分についての情報は共有できても、その中身の深化、変化、取組の効果とかといった部分を専門的なことを答弁いただく方がいないと、なかなか委員会としての審査としては成り立たないような感じもします。視察はしておりますが、どうか今年中に、この委員会において、専門的にその

内容について、定まった方向性や取組の内容について、今どういうふうな効果が得られているか答弁できる方を招いての委員会の形を委員長に提案したいと思えます。議論は後でも。

【ごう委員長】わかりました。

ほかに質問はありませんか。

【山本(由)委員】先ほど山口(経)委員、それから今、山本(啓)委員からも出たんですけれども、評価結果をいただいている中で、今の結果報告の中に入っているものと、ここで議論がされたのかどうかわからないものがありますから質問させていただきたいんですけれども、まず今回、今後の見通しということで、3年次までに先ほど言われた卒業要件を修得するという話、それからクォーター制を来年度から採用されるという話が出ておりました。それで、このクォーター制を採用することによるメリット、目的というのは、例えば、外国語であったり、いろんな研修に要する時間を確保することができるんだということで、それと3年次修了までに9割以上の学生が卒業要件を取得するという点に関しても、早期に取得をすることで残りの期間を外国語であったり、いろんな実習、そういったものに充ててほしいというふうな、同じような方向を向いているんだと思うんですけれども、では具体的に、3年次までに取得をしたことによって、4年目について、大学として、どういうプログラムを用意しようとしているのか、どういことを学生にしてもらおうとしているのかということについて、お伺いをしたいのですが。

【門池学事振興課長】卒業要件を3年次までに9割を取得させるということにつきましては、就職活動が3年の3月から開始されるということで、TOEICであったり、日経TESTと

いう資格を持った上で就職活動に臨んでいただきたいというところが主眼になっておりまして、そこで卒業要件を取得された方は、そういったことをやっていただくと。あと残り卒業するまでに、今回、7割ぐらいの生徒しか取得できなかったんですけれども、残り3割については卒業までに取得をさせていくというような形で実施をしているところです。

【山本(由)委員】クォーター制の話についてはいかがですか。

【門池学事振興課長】クォーター制のメリット、狙いとしましては、先ほど委員がおっしゃったように、学生が1単位分の授業科目を短期間で履修することができるというのがあって、そういったものを実施することで、長崎県立大学は1カ月程度の長期インターンシップをやっておりますので、それに組みやすくなるというのがクォーター制を導入する一つの狙いにはなっております。

それから、もう一つは、海外への留学がしやすいというところがございまして、海外の大学は日本と学期の始まり、年度の始まりが違うので、そういったところでクォーター制を導入することによって、留学もしやすいといったところが2つ目の狙いになっております。

【山本(由)委員】クォーター制を採用している大学というのは、大体その目的が留学であったり、短期留学であったりということでやられるんですけれども、それと先ほどの3年次修了までに9割以上の学生が卒業要件を修得するというところ、基本的に向かっている方向は同じなんだろうなと。それに加えて、先ほど、就職のためというのとはちょっとどうかと思うんですけれども、現実的にそういう部分もあるかと思うんです。ただ、これをするによって、授業

自体が薄くならないかなというのを懸念しているんです。クォーター制をすることによって、従来、半期であったり、3期であったりやっていた授業自体が、クォーターという形で3カ月単位で割と集中的にやっていくということにはなるかと思うんですけれども、そういった部分というのが、いろんな意見等を見ていると、若干そういう懸念がある。本来の大学としての授業自体が薄くなるのではないのかなというふうな懸念を持つんですけれども、そういったものに関してのご見解、あるいはこの委員会の中で、クォーター制であったり、この早期取得に関して、そういった懸念というふうな意見というのは出なかったのでしょうか。

【門池学事振興課長】委員ご指摘のとおり、クォーター制を導入することによって、2カ月間で授業が実施されることによって、集中的に学ぶことができるというのがございます。1年間を4つに分けて授業を行うことで、柔軟に履修計画を立てられて、計画を立てる時に、学生にとって興味のある授業でも、ほかの授業と重複するところがあって受講できないというところなんかも、クォーター制については解消するというところもございますので、集中的にやって学びの質が薄くなるというところは、そこで解決できるのかなと思っておりますし、自分の希望する科目が受講できるというところもクォーター制の導入で期待できることではないかと思っております。

【山本(由)委員】先ほどの大学院の問題もそうなんですけれども、いろんなフィールドワークを含めて地域のための実地の授業を研修されているというのはすごくいいことだと思うんですけれども、その実地の部分と座学と比べると、そういったものが合わさって、大学の授業の質

の問題だろうと思うんです。大学院自体が今、充足していない、だから入りやすいことをいろいろお考えなんですけれども、一方で、もともとの授業自体が魅力あるものでなければ、なかなか学生は来ないだろうという部分があると私は感じておりますので、クォーター制は、もちろんいいところもあるし、早期取得も、もちろん早目に取れるところをどんどん勉強してというのはいいことだと思うんですけれども、それによって、いわゆる大学としての授業が薄まったりしないような形で見ていただきたいと思いますし、そういった視点を持っていただきたいと思いますので質問をさせていただきました。

それから、もう一点、就職の関係なんですけれども、この評価結果の中で、学生の就職について、一番最後のところで、就職後の離職率や定着率などを定期的に調査していく取組も今後必要と思われるというふうなご意見が出されています。これについて、では今後、就職後の離職率とか定着率をどういうふうな形で調査していこうとされているのか、方向性が見えていましたらご紹介ください。

【門池学事振興課長】離職率については、かつて平成26年度に、大学のほうで調査を実施したことがございます。大学生は就職してしまうと大学との関係というのが薄くなっていて、その時は就職先の企業に協力をさせていただいて離職率を調査したことがございますけれども、なかなか事務的に大変な部分があったと聞いておまして、現在、どういう形で離職率、定着率を調査するかについては、検討を行っているところでございます。

【山本(由)委員】わかりました。

これは高校生も同じなんですけれども、いわ

ゆる3年以内の離職率で高校生が4割、大学生が3割というふうな形で言われていなか、県内の中小企業といいますか、そういったところがなかなか新卒がとれない。そういった中で、こういった3年ぐらいで離職した第2新卒と言われるような人たちを狙っているところがあって、なかなかその情報が、今、Nなびであったり、ハローワークで採用されているのかもしれないんですけれども、学校自体が卒業生に対して、どこまでできるのかという問題はあるかもしれませんが、こういった取組をされたこともある。大変だったかもしれないけれども、そしてまた今回、県内就職率を上げるために、こういった意見が出されているということですので、これはぜひ取り組んでいただきたい。

3年以内に離職するにはいろんな理由があると思うんですけれども、何らかの形で社会人経験をしてこられている方が、また戻ってきてというふうなのが3割、4割、大学生でも3割以上いるということであれば、ぜひその層をつかんでいただきたいというふうに思いますので、一席ご検討をお願いしたいと思います。

最後に、前回の委員会の中で、県内就職率の話で、県内生の県内就職率が59.5%、県外生の県内就職率が10.6%だということで、それで合わせて30%台前半というふうな結果になっているんですけれども、その時に、たしか県内枠を増やせないのか、増やすということを考えていないのかというふうなご質問をして、今のところ、そういう考えはないということだったんですけれども、これは令和2年度の大学の入試要項だと思うんですけれども、これで見た時に、今、離島枠も含めた県内枠が、私が計算すると149人あると。県立大学全体としては690人ということですから、20%ちょっとぐらいという

形なっています。学部別に見たら大体20%、情報セキュリティ学科については県内枠がないみたいですので、それも含めたところで20%の数字。その中で、今後、大学院もそうですけれども、地域創造、それからいろいろ県内に残ってもらえる、県内に残る意思のある学生さんをできるだけとりたいという中で、今、地域創造学部が、定員250人に対して県内枠が50人、20%ということで、この比率を少しでも、5%でも10%でも上げることはできないのかと考えるんですけれども、この点についての委員会でのやりとり、あるいは県としての、大学としての見解がありましたらお願いします。

【門池学事振興課長】推薦入試の県内枠については、前回の委員会の中でもお話ししたとおり、現時点では、枠を増やすという考え方はないんですけれども、ただ、県内の生徒が県立大学に入学することは、県内就職促進の上でも非常に大切なことだと考えておまして、今年度から、高校と大学を接続する学長補佐を1人置きまして、そのもとにスタッフを配置しまして、今年度の入試の傾向であったり、それから学部学科再編後、県立大学がこう変わったんだということを各進学校に対して、8月からそれぞれ回って、県内生徒の入学を促進するように働きかけを行っているところでございます。それによって、県内入学者の割合が高まることを今期待しているところです。

【山本(由)委員】一般入試の県内からの志願者が増えたというふうなご報告もあっているんですけれども、一方で、県内就職率を上げたいんだと。残念ながら、県外出身者の県内就職率はなかなか上がってこないということで、もちろん、これを上げるための努力をたくさんしていると思うんですけども、今、高校入

試に関しても、この学校に行きたいんだという子たちの枠を増やしていこうというふうな流れの中で、県立大学自体が、結局、長崎に興味を持ってというふうないわゆる入試に当たってのポリシーというのが掲げられているわけで、そうした時に、今現在の県内枠が20%というのが、果たして多いのかなと思った時に、もう少し上げていいんじゃないのかと。それ自体がまた非常に即効性のある形で県内就職にもつながってくるのかなと考えておりますので、これが県立大学の制約として、何%以上がだめだというのは私は知らないんですけれども、もし、そういうものがないということであれば、25%であるとか、30%、そういった形で大学も一緒になって検討いただければと思いますので、要望しておきます。よろしくをお願いします。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村(一)副委員長】公立大学法人評価委員会のことでお尋ねをしたいんですけれども、この評価委員会の選任方法は、どのようなことで選任をされているのか、まずお尋ねします。

【門池学事振興課長】委員の構成は7人以内ということで、法人の教育及び研究並びに組織運営に係ることで公正、適切に評価をして意見を述べることができる学識経験者を選定しております。

【中村(一)副委員長】それは誰が選考されるんですか。大学ですか、あるいは総務部のほうですか。

【門池学事振興課長】選定は県で行っております。

【中村(一)副委員長】評価委員会が2回ほど開かれていると思うんですけれども、冒頭の7月31日の評価委員会があった時に、評価委員が7名選ばれていますよね。それで、そこで委員長

さんを選出するわけでございますけれども、その日程あたりは、どのようにしてされるのか、その辺、というのは、何でかといったら、その当日は3名欠席をされていますよね。4名出席の中で、そこで大事な委員長、副委員長を選ばれるのか、日にち等は調整できなかったのか、その辺をお尋ねします。

【門池学事振興課長】日程調整につきましては、7月、8月の開催時期を踏まえまして、委員のほうから事前に可能な日というのを聴取しておりまして、その中で、たくさんの委員さんの出席の可能性が高い日を選出しておりました。7月の委員会につきましては、実は、5名出席の予定であったんですけども、そのうちの1名の方が体調を崩されたということで急遽欠席されたということで、4名の出席になったということでございます。

【中村(一)副委員長】それで学事振興課のほうは理解できるわけですか。

【門池学事振興課長】まず、欠席予定の委員さん方も含めて、委員会の開催日より前に、評価内容であったり、それから委員さんの意見を聴取したりしておりまして、欠席の委員さんの意見は、その当日、紹介をしまして、それについても大学のほうから回答をいただいたり、それから7月には出席できなかったんですけども、8月に出席いただいた時に、再度、そういったところのお話もしていただいて、理解をしていただいたところでございます。

【中村(一)副委員長】7名のうちの3名欠席です。そこで大事な委員長、副委員長を選出されるわけですけども、その3名の欠席の方は、委員長というのはなるつもりはなかったから欠席だけれども、それで公平性が保てるのですか。委員長というのは非常に大事な進行役でもあるし、

まとめ役でもありますよね。残りの方で3人大きな委員さんがおられるのに、過半数おれば当然成立はしますけれども、その辺、担当課としては全然問題ないのか、その考えをお伺いします。

【門池学事振興課長】確かにおっしゃるとおり、委員長を決めるというのは非常に大切な話でございます。実際、今回選任された委員長は、昨年度も委員長をされていた方でございます。委員さんは全て再任をされておりますので、そういう意味では、出席された委員は4名でありましたけれども、皆さんの総意は反映されているのではないかと考えております。

【中村(一)副委員長】わかっているんですけども、しかし、大事な大学再編のことを2回にわたってするわけでございますから、委員会というのは非常に重みがあるわけですよね。その中で3人の委員、先ほど、文書で出していただいたということですけども、やはり生の声で、本当に真剣に大学再編をするんだというようなことであれば、当然、日程は少し違って変更をするべきだと私は思っているんです。その次の日もまた1人欠席ですものね。1人は仕方ないとしても、私たち、委員会でも全員出席ですよ。11人のうち5人欠席、そういうことになりますけれども、この委員会というのは非常に重みがあると思うんです。今後、十分気をつけて開催していただければと思っております。

【門池学事振興課長】冒頭にもお話ししましたが、日程調整、なるべく多くの委員さんに来ていただくというのが非常に大事なことで思っております。

あとは、臨機応変に変えられるかというところなんですけれども、皆様方、お忙しい委員さんでもあって、なかなかその日程調整という

のも難しいということがありますけれども、今後、今回みたいな欠席委員さんが多いような状況をなくしていくように日程調整をやっていきたいと思っております。

【中村(一)副委員長】受諾をされたんでしょう。委員になってくださいということで、「はい、わかりました」と。そういうものは当然出席の義務というのはあると思うんですよ。誰でも皆、忙しい、忙しいということではどうしようもないと思うんですよ。まずそれを第一に優先するのを選出するのもあなたたちの仕事と私は思っておりますけれども、その辺、総務部長はどうですか。

【平田総務部長】できる限り全員出席いただけるような日程について調整できるように配慮してまいりたいと考えております。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

質問はありませんか。

【北村委員】よろしく申し上げます。

県内の専門学校の許認可、そしてその質の確保についての質問をさせていただきます。ある県民の方からご相談をいただきました。県内のとある専門学校で、運営に対して非常に疑問がある、具体的に言えば、教職員の方が学生に過度なパワーハラスメントを行っているというようなお話でございます。そして、その学生の方は、PTSD、いわゆる心理的虐待によって非常に心を傷つけられ、学校にはもう行けなくなったというようなお話でありました。

そこで、お尋ねをいたしますが、県内の専門学校、正しくは専修学校になると思いますけれ

ども、まず、この開学の許認可の権限が長崎県にあるのかどうかをお答えください。

【門池学事振興課長】専修学校の設置認可については、法律的に、県で認可するようになっております。

【北村委員】わかりました。

県が認可をするということであれば、その認可をするための審査があるだろうと存じますけれども、その審査の内容、特に、その審査の中で、学校の教職員の質の確保、学生の権利を守られるような適切な運営がなされているかどうかという審査項目がまずあるのかどうか、お答えください。

【門池学事振興課長】先ほど、専修学校と申し上げたんですけれども、私立の専修学校は県に認可権があるということでございます。

専修学校の設置認可に当たりましては、収容定員とか、それから年間の授業数、教員数、校舎の面積、そういった基準というのはございませぬけれども、教員については、一定の経歴等を確認するにはしておりますけれども、基準としては、専門的な知識、技術、技能等を有する者というふうな形で定められております。

【北村委員】経歴を確認して、その教員の質というか、教職員、教壇に立って学生を指導するということでありますから、人間的なというか、そういった審査項目はない。そして、いわゆる経歴を見て、書類だけの審査というような理解でよろしいのでしょうか。

【門池学事振興課長】教員の経歴等の審査は行なうんですけれども、教員の資質については、設置者である学校法人等が管理することになっておりますので、県のほうでは、そういった審査は行わないことになっております。

【北村委員】これは法律の話になってまいりま

して、認可の際の審査項目に、教員の質の確保というものが担保されないというのは非常に課題だなと感じているところですが、そういった教員におけるパワーハラスメントが私立の専修学校で行われたというようなことがあった時に、県としては、認可をしているのだから、そこに対して改善の指導であるとか、そういったことはできるのかどうかお答えください。

【門池学事振興課長】県が専修学校に対して持つ権限というのは、学校とか、学科、課程の設置、廃止の認可であったり、収容定員の是正命令、あと教育の調査等の報告書の提出が学校教育法とか私立学校法で規定されているんですけども、学校の教職員に対して直接監督指導を行う権限というのは、県のほうにはございません。

【北村委員】わかりました。

先ほどの説明を端的に言うと、書類をそろえて、面積や人間をそろえてしまえば、そのまま審査が通って専門学校が開学できてしまうと。そして、その中で、どういった運営が行われているかは学校に任せているので、県としては指導監督する権限がない、中で何が行われているかどうかは県としては関知しないというような理解でよろしいのでしょうか。

【門池学事振興課長】法律上、直接教職員等に対して監督する権限はございませんけれども、県としましては、そういった事実等がございましたら、ご相談いただいて、事実を確認しまして、学校に対して、こういったことがあっていくけどどうなんだというふうなお話はしておりますので、助言といいますか、そういった形で関与するような形になります。

【北村委員】先ほど、助言という形で介入するというようなお話がありました。あくまでも

助言、介入で、そういった不適切な運営がなされていたからといって、その学校に対する例えば許認可の取り消しであるとか、そういった権限が県にあるのかどうか、またそういった事例がこれまであるのかどうか、お答えください。

【門池学事振興課長】県のほうで、学校について認可の取り消し、要は、学校の閉鎖みたいな話だと思えるんですけども、法律上、閉鎖命令というのはできるようにはなっております。ただ、この取扱いが、私立学校の管理の職責を有する者が法律の違反行為をして、学校法人の法令違反行為と見られる場合になるという、そういった状況が該当するということで、重い案件に限られてくるということでございます。これまで、学校閉鎖命令を行った事例というのは、本県ではございませんけれども、他県においては、いわゆる休眠中の学校、全く機能していない学校に対して、6カ月以上授業を行わなかったということで命令した事例があると聞いております。

【北村委員】わかりました。本県では、そういった前例はない、いわゆる運営について不適切であったかどうかで許認可を取り消した事案は、今のところは把握していないというようなお答えだったかと思えます。

こうなりますと、中で何が行われているか県としては関知をしないというか、ブラックボックスになっているのかなという気がいたしますが、その中で、認可をする権限があれば、廃止をする権限があると。そこで、私学審議会という機関について、認可や、もしくは廃止をする時に、たしか答申か何かを求めるようになっていくかと存じますが、その点についてはいかがですか。

【門池学事振興課長】学校の設置、廃止であり、

閉鎖命令、そういったものを行うに当たっては、私立学校審議会に諮問をしまして、そこからご意見をいただいた上で、判断されることとなります。

【北村委員】例えば、この件について、私学審議会に当事者が、その学校について不適切な運営が行われているのではないかというような訴えであるとか、情報提供、そういったいわゆる窓口が開かれているのかどうかというのをお聞かせ願えますか。

【門池学事振興課長】私立学校審議会に対しては、県から諮問を行うという形になっておりますので、直接、関係者の方が審議会のほうに話をするということは想定されていないところでです。

【北村委員】わかりました。あくまでも県の諮問機関であって、そこに直接お話を持っていくことはできないということ。あくまでも県がそういった不適切な事例があるということは、情報収集としてお受けはいたしますと。そして、その学校に、助言なり何なり、照会をする、確認をする、ただ、そこまでというような、私としては、専門学校に限ったことかもしれませんが、本県のというか、国内の専門学校に通う学生の権利を守るという意味では、なかなか抜け落ちている、法が整備されていないのかなというような感想を受けます。

もう一点、最初に確認をしておけばよかったです。そういった県内というか、これは国内全般、同じ法律でやっているんでしょから同じだと思いますけれども、このケースは、学生さんが発達障害をお持ちであって、社会的弱者というような方であるという話を聞いておりますけれども、今般、合理的配慮を進めていこうというようなことがなされていると思います。

これは学校の中でも当然だろうと思いますが、そういった学校について、学生に対しての合理的配慮がなされているかどうかというようなことを、例えば、指導する、確認をする、周知をするとかといったことは、専門学校、そしてほかの県が認可する学校については取組はなされているのかどうか、お答えください。

【門池学事振興課長】私立の小中高等学校については、そういった合理的な配慮というのはなされるんですけども、専門学校については、その対象外となっております。

【北村委員】認可をするのは学校教育法の制度の中でやっていくというようなことかという理解であると思っているんですが、ということによろしいのか確認です。

【門池学事振興課長】学校の設置については、学校教育法で定められております。

【北村委員】その学校教育法の設置の中で、社会的弱者の方々であったり、合理的配慮を進めようというのは、小中学校ではやっているけれども、専門学校、私学でもやっていないということになるんですか、お答えください。

【門池学事振興課長】私立学校においても、やっていないということです。

【北村委員】私は今、いわゆる法律に基づいて県内の教育の質を担保しよう、社会的弱者に配慮しよう、合理的配慮も学校でちゃんと推進していこうというような中で、すっぱり私学とか専門学校の部分が抜け落ちているというような印象を受けて、そういう理解をしているんですけども、繰り返しになりますが、そういった理解でよろしいのでしょうか。

【門池学事振興課長】専門学校については、そういったことにはなっていないということなので、そういう理解でいいと思います。

【北村委員】それは学校教育法の中でというような現況の制度の中で、そこは抜け落ちているというのは、これは国の法律であって、では県で、長崎県だけそこをしっかりとカバーしていこう、充実させていこうというようなことが制度論として可能なのかどうか、お伺いいたします。

【門池学事振興課長】先ほどの合理的な配慮なんですけれども、法律というよりは、県の中で小中高について、私立学校では行っているんですけれども、例えば、その方々が卒業されて中学校から高校になっていく時に、そういった引き継ぎを県のほうで行っているということでございます。

【北村委員】ちょっとよくわからなかったのですが、先ほどの私の質問は、学校教育法の中で、学事振興課の中で、こういったいろいろな業務をやっていらっしゃると思うんですけれども、先ほどの議論の中で、私学については、学校内、教育の現場で合理的配慮がなされているかどうかというのは、現行の制度では関知し得ないとか、守備範囲外だというような理解だったと思います。その制度というのは国の法律、学校教育法に基づいて教育行政をやられているんでしょうから、長崎県だけでそういった私学、専門学校等々に合理的配慮がなされているかどうかというのをカバーしていく、そのような条例の設置とまでは言いませんけれども、そういったことが学事振興課もしくは県の教育行政として可能なのかどうかということをお伺いいたしましたが、それについてはいかがですか。

【門池学事振興課長】先ほど、言葉が足りてなかったかもしれませんが、私立の小中高においては、そういった合理的な配慮についてはなされているということです。専門学校がなされていないという状況です。（発言する者あ

り）専門学校に対して、そういった合理的な配慮について学校のほうにさせていただくとか、県のほうで何か関与するということについては、今のところ、検討していない状況です。

【北村委員】制度論になってしまって、ちょっとわかりにくくなっていますけれども、私学については、そういった配慮がなされているかどうか県としては守備範囲外だというようなことで、これは学校教育について、専門学校も学校教育法の範疇ですから、そういったところはすっぱり抜け落ちているなという社会的な課題なのかなという気がいたします。

ここでこれをずっとやっても、県としては、専門学校における教職員のパワーハラスメントについての相談窓口としてはなかなか得ないし、当事者同士で解決をしてくださいというような回答になる、最終的には民間と民間でやってくださいよという回答になるというようなことでよろしいのでしょうか。

【門池学事振興課長】現在の枠組みでは、専門学校については、民間と民間というか、先生と生徒の関係になると思うんですけれども、先ほども申しあげましたけれども、そういう情報をいただければ、私たちも学校に対して、そういった助言をしていくことは可能であると考えております。

【北村委員】わかりました。現行の制度下で助言、確認ということまではできるということでありましょうから、そういったところはまずしっかりやっていただきたいと存じますし、こういった社会的な制度の穴と言っていいのかどうかはわかりませんが、社会的弱者の方々も安心して本県で学べるような体制づくりを県政も進めていただきたいと要望して、この件についての質問を終わります。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時12分 再開

【ごう委員長】 再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【宮本委員】 関係説明資料の1ページ、議案外の主な所管事項についての「長崎県公立大学法人の業務実績評価について」について、確認も踏まえて質問させていただきます。先ほどからもいろいろ議論があっておりました。できるだけ重複を避けて、そして6月での質問の分の確認も踏まえてさせていただきます。

いただいた資料の中で、評価委員会が出された評価結果というのを見させていただきました。長崎県公立大学法人の評価結果については、94.7%が 以上で、年度計画を順調に実施しているという評価結果が出ておりました。確認もさせていただきました。9割、ほぼほぼ年度計画をできているんだろうなという推測もさせていただき、そしてまた県立大学については、大学院を新しくしたり、建て替えの事業も進んでいたりとか進化している現状も踏まえて確認をさせていただきます。

全体評価の中で、この説明資料の中にも入っているんですけども、1つ、県内の視察でも言ったのですが、看護学部についてであります。看護師の国家試験合格率が100%を達成したこと、これが高く評価をされています。素晴らしいなと思って見させていただいておりました。再度確認です。看護栄養学部におきましては、就職者数が86人に対して、これは栄養士の方も入っていらっしゃるんでしょうけれども、県内の就職で見ると38.4%という数字であり、約4割ぐらいしか県内にはとどまっていないという

現状があるわけですね。100%達成するというのは、これは本当に素晴らしいことだと思います。eラーニングをしたり、いろんな取組をすることによって100%を達成したと。なかなか国家試験で100%を達成するというのは難しいことでもありますけれども、しかしながら、県内の就職はなかなかたっていないという状況の中で、1つ確認をしたいんですけども、県立大学の看護栄養学部については、県内の病院とかからの求人は多く来ているんだけど、そこに就職している人が少ないというものなのか、県内の病院からは、実はそんなに求人が来ていないんですよという現状なのか、そのところを確認させていただけますか。わかる範囲で結構なんですけれども。

【門池学事振興課長】 求人の状況ですけども、数字は持っていないのですが、県内からも多くの求人を得ているというふうに聞いております。ただ、なかなかその求人に対して、就職する方が少ないという状況です。

【ごう委員長】 すみません、1点いいですか。数字は学事振興課では把握をしていないということですか。

【門池学事振興課長】 数字については、すみません、現在把握はしておりません。

【ごう委員長】 学校でしかわからないということですか。

【門池学事振興課長】 はい、学校で把握をしています。

【ごう委員長】 学事振興課で、こういった就職率のことを私たちは審査をしていくわけですから、この数字を学事振興課が把握していないと、どうにもならないと思うんですね。そのあたりは、もし可能であれば、今日でも学校のほうに問い合わせをしていただいて、その比率の資料

等を委員の皆様方にお配りいただくことは可能でしょうか。

【門池学事振興課長】把握をしまして、資料として配付をさせていただきます。

【ごう委員長】 お願いいたします。

【宮本委員】まさしくそこが大事で、我々は回る中で、看護師不足とか、保育士不足というのをものすごく多く声を聞くんです。県内にはいい大学がありますよ、看護師も出ているんですけどねという話をしていくんですけども、例えば、求人が出ていないものなのか、求人が多く来ていて、行っていないものなのか、これは大きな違いがあるものですから、再度、その把握というのは検証していくべきだと感じますし、追及していくべきだと私は思います。多く来ている現状の中で行っていないのならば、そこに何の原因があるのかを追及していく、来っていないのならば、もっともっと看護師不足は顕著にあるはずだということで、他部局と連携をとって、もっともっと県内に残ってもらうような仕組みづくりを具体的に進めていくことが大事だと考えていますから、そこは先ほど委員長がおっしゃったとおり、しっかりと数字を手を持っていて、なかなか進んでいないなど、こういったところに原因があるんだろうというのを追及していただきたいと思います。

ちなみに、6割から7割が県外に出ているわけですよね。もったいないことになりますので、これは県内の病院そして県外の病院と比較をして、福利厚生であったり、給与の面、そこら辺の検証というのはされていますか。

【門池学事振興課長】すみません、それについても具体的に数字を持っておりませんので、把握はしたいと思っております。また、資料としてお配りしたいと思っておりますけれども、一般

的に、県内の給与水準であったり福利厚生は県外よりも劣っているというふうに聞いておりますので、そういう状況も要因ではないかと考えております。

【宮本委員】であるならば、例えば、県内の看護協会の方々と意見交換会をしたり、佐世保には、看護キャリア支援センターという県の機関もあります。そこでも看護師不足は顕著なんです。ですから、そこと色々な意見交換をしたりということも大事だと思っています。県内の大学で看護学部を持っているというところは、長崎大学にありますね。こういった専門性を高める学部があって、看護師を養成する大学があるというのは非常に貴重ですから、そこら辺とはもっともっと密に連携をとりながら追及をし、どうすれば県内に1人でも多くの看護師さんが残れる仕組みをつくれるのか、これを県立大学の設置者としては考えていくべきだと思っていますので、その数値については鋭く追及をし、大学、そして看護協会であったり、看護キャリア支援センターと連携をとっていただきたいと思っておりますけれども、それについてはどんなですか。

【門池学事振興課長】例えば、病院等の勤務環境の改善とか、業務改善の関係は、福祉保健部のほうで長崎県医療勤務環境改善支援センターを設けて、各医療機関にアドバイザー等を派遣して、セミナーを行ったり、相談業務に当たったりしているようなところもございます。その中でも、今の若者は働き方を重視しているから、看護師を確保するためには福利厚生は大切だという話もなされていると聞いております。そういった意味で、福祉保健部と連携をとりながら、就労環境であったり、給与水準、そういったところの改善に向けて、私どもも協力していきたい

いと思っております。

【宮本委員】恐らく、給料の面というのは大きな差があるのかなと思います。私の知人も看護師で、名古屋から佐世保に来た方が、給料の差があるというのを言われていましたので、恐らく、こういったものも原因じゃないかと思うんですけれども、それよりも増して、先ほどおっしゃった働き方であったり、地域に住むよさというのをアピールしていきながら、この職種だけではなくて、ほかの職種も一緒なんでしょうけれども、そこは部局横断的といういい言葉がありますけれども、それを実際に稼働していただいてやっていかないと、なかなか地方に人が残るとするのは難しい現状だと思っています。

あわせて、県外に行った看護師の方をUターンに仕向けるような仕組みづくりも一層増していただきたいと思っておりますけれども、今現在、県立大学で、例えば、県外に就職した看護師をこっちに呼び戻そうというような取組とかはされているんですか。いなければ今後していただきたいんですけれども、それについて確認をさせていただきます。

【門池学事振興課長】直接的に県外に就職した方を呼び戻すというような取組はしていないんですけれども、卒業して就職された方々を呼んで、現在の学生と交流させるという取組はしておりますので、そのあたりをもう少し拡充させるような形で、OB、OGの方については、県内に戻ってくるような働きかけができればと思いますが、現在のところ、やっておりません。

【宮本委員】若い時は、一回県外に出て働きたい、そしてまた戻ってきたいという気持ちは誰しもあると思います。私もそうだったんですけれども、全体的に見ても県内就職率がちょっと低いという現状を踏まえた中で、大学院も新し

くしますよ、建て替わりますよとなった時に、今後、入学者の定員の割れたとか、さらに外に出ていくんじゃないだろうかという懸念もあるわけですよ。ですから、そういったところをもっと検証していくことが必要であろうと思っておりますから、そこはしっかりと担当課として持っていていただきたいということを強く要望いたします。

そして、この評価の中で、いい言葉があるんですけれども、地方創生に寄与する大学を目指す。高校生に選ばれる大学を目指していくという文言があるんです。私が高校生の時に、国際経済大学、略して「国経大」というふうに言っていたんです。申しわけなく、イメージはいいか悪いかといえば、悪いイメージがありました。何を言いたいかということ、私たちのそのイメージを持った世代の子どもたちが今、大学受験を控えている年代になったとするならば、「前身は国経大やろう」ということで、イメージの払拭を図る必要があると思っています。

先ほども学事振興課長が言われていたんですけれども、例えば、県内の進学校に行く中で、その校長先生も持っているのかわかりませんが、国経大という払拭すべく「今はこうなっているんですよ」という話をしていく必要もあるかと思っておりますけれども、その取組について確認したいのと、されているならば、その感触はどうだったのかもあわせてお聞きできればと思っていますが、よろしいでしょうか。

【門池学事振興課長】県立大学については、平成28年度の学部学科再編によって、大学の特色とか、教育内容が以前と大きく変わっているところがございます。大学の特色としましては、全国初の情報セキュリティ学科を設置したこと、九州初の経営学部を設置したこと、それから実践的な教育ということで長期イ

ンターンシップ等をやっているとか、学生能力の可視化を含めたところで、TOEICとか日経TEST、そういった外部試験を導入して卒業要件に入れているということもあります。あと、実際に学生の学力、英語力も向上しているというところがあって、国際経営学科の4年生においては、TOEICの平均点が入学時が435点ぐらいだったのですが、今年の7月には、それが757点となっております。そういった意味で、学力も向上しているという面もあります。こういったことを今、各進学校を回りまして、県立大学は変わっているんだということを学校に対して説明しているところでございます。その感触については、まだ回っている途中なので、私どものほうには、今のところ、報告は来ておりません。

【宮本委員】すみません、ちょっと小さいことかもしれませんが、大学のイメージは大事なかなと思います。少子化になっていくにつれて、大学の定員割れというのは出てきてしかるべき問題かと思っていますし、これはやっぱりどこの大学も競って入学生を募集している現状がありますから、県費がどんと投入された県立大学ですので、そういったところも力を入れていただきたいと思います。

総務部長におかれましては、地元佐世保でありますので、恐らく、その時の状況というか、前身を感じ取れるところがあるかもしれませんが、こういった変わっていつている大学をアピールしていくために、今後こういったことをされていくのか、総務部長の見解をお聞きできればと思います。

【平田総務部長】大学のイメージということで、先ほどの山本(由)委員の質問にも関連するんですけども、県内の高校生が受験をしたくなる

学校として認知されることは非常に重要だろうと思っています。今、入学生は県内、県外ほぼ半々なんですけれども、一般入試だけ見ると、圧倒的に県外のほうが多い。それを推薦で入れることで半々になるということで、簡単に言えば、学生のレベル、大学のレベル、学術的なレベル、人材としてのレベルということを見ると、やはり一般入試で受ける子どもを増やすということが大事だと思っています。それはやはり社会に貢献する大学であって、人材を多く輩出すること、それによって地場企業にも、地域の経済にも貢献できるし、あるいは今は企業誘致にもそれが大きな力になるということがあるわけでございます。

今、宮本委員が言われたように、そのために、今はこうなんだという大学の実情、率直に言って、私たちが子どもの時に持っていたようなイメージではなく、今こういう大学になっているということについて、きちんと情報を出していく、流していくということが大事だろうと思っ
ていまして、そういうことで先ほど担当課長が言いましたように、各学校を大学が回って、今の状況、それから学校が大学に対して、どういうイメージを持っているかというのをあわせて聞いて回るといっているところでございます。また、それを踏まえて、その次にどう対策を打つかというようなことも考えていきたいと思っておりますけれども、やはり大きくは、大学の特徴であります、今申し上げました地域に貢献するということと、情報セキュリティというような先端的な部門、そういう特徴というのを前面に押し出していき、それを結果として見せていくということが非常に大事だろうと思っていますので、その点については、大学とも協力・協議をしながら、県として、こういう部

分にもっと力を入れるべきだということがあるのであれば、そういうことも含めて、一緒に議論をしていきたいと考えております。

【宮本委員】私もいろいろ勉強する中で、非常に特色ある大学ということはわかりまして、私自身の中では、国経大というイメージは払拭されましたので、そういったものを伝えていくべきであると思っていますから、どうか尽力いただければと思いますし、同時に、さまざまなことについて、もっともっと深く探求していただきたいと、担当課の方々自身もさらに追求していただきたいということを最後に要望して、終わります。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】総務部長の議案外の説明でもありましたが、確認の意味含めて、県立大学の入試出題ミスについてですが、ご報告があった中で、不正解の受験者も2点加算されて合否に影響はなかったということで、合否に影響がなかったから不幸中の幸いだと思うんですが、通常、ここに書かれているように、試験が昨年行われて、その後、大分時間がたつ中で民間の出版社から問い合わせがあってミスが判明したとなってますけれども、試験後の流れ、例えば、県立の高校入試だったら、問題が新聞に出て、回答が出てということで、本人たちも気づくと思うんですが、受験生が気づかなかったのかなと思ったりもしているんですけども、これは大体どんな流れと、出題ミスは、どうやってミスがないような形でチェックしているのか、改めてご説明をしていただきたいと思います。

【門池学事振興課長】試験の中で出題ミスというのが見つかったのは、今回、民間の出版会社の問い合わせがあって、その中で発覚をしております、問題のチェックについては、入試前、

試験中、それから採点時、複数回、教員の先生、学部長、学科長も含めたところでチェックをしておりますけれども、今回、ミスが発覚したということでございます。

【前田委員】受験した生徒は、問題にミスがあるということはわからないんですか。

【門池学事振興課長】生徒のほうから入試ミスがあったというご指摘を受けたというふうには聞いておりません。

【前田委員】だから聞いているんだけど、県立高校だったら、新聞紙上等で問題があって、その回答が出てということで、受験生が、自分が正解した、間違ったとか、どこを間違ったとわかるんだけど、大学については、たまさかというか、出版社から問い合わせがあったからわかっただけで、問い合わせがなかったら、そのままになっているんだと思いますよ。そういうことを考えた時に、今、受験生が知る機会というのはないんですか。

【門池学事振興課長】今回、出題ミスが起こったのが推薦入試の問題でございまして、推薦入試については、新聞等に載るといことはございません。

【前田委員】まず、どうやっているかを説明してほしいんですけども、推薦と一般とあって、そういう方々の回答とか、チェックというのをどうやっているか、まずきちんと説明してもらっていいですか。

【門池学事振興課長】問題のチェックにつきましては、問題を作成した人も含めて複数の人間でチェックをしております、入試前に6回、それから試験中に1回、採点時にも1回、こういったチェックをやっているところでございます。

【前田委員】私が求めている回答になっていないんですけども、この際、再発防止するため

に、どういうふうに行っているかというのをきちんとした形で示してほしい。今、口頭でおっしゃったけれども、それを誰が、どうやって、いつの時期に行っているか。6回もやる必要があるのかどうか分からないんですけれども、ということは、質問に返りますけれども、推薦入試を受けた方が、その質問用紙を持ち帰って、自分が通っていた塾かなんかの中でやりとりする中で、塾の先生かどなたかが、この問題はおかしいということに気づいたということで指摘を受けたと理解していいのですか。

【門池学事振興課長】今回の入試ミスが発覚したのは、民間の出版会社ということで、公立大学とか国立大学の過去の試験問題を編集して出版されているところがチェックをする中で発覚したということですので、学生のほうから塾に行ってわかったとかというような話は出ておりません。

【前田委員】私も大学受験して随分年代がたっているのでわからないのですが、今でも大学ごとの赤本なるものがあるんでしょうね。そういうことを考えたら、自分たちだけでチェックするだけではなくて、外部の方にもチェックしてもらおうということを事後でも今後やるべきじゃないですか。

【門池学事振興課長】今回、こういった出題ミスが発覚しておりまして、これまでは、内部の教員とか職員によってチェックをしておりましたけれども、今回のミスを踏まえまして、今後は、まず問題作成にかかわっていない方によるチェックであったり、今回、英語で出題ミスが起こっておりますので、ネイティブ教員によるチェックであったり、あと外部業者にまたチェックをしていただくとか、そういったところを視野に検討を進めているところでございます。

【前田委員】わかりました。いずれにしても、大分時間がたって判明してしまうと、合否にかかわった場合、大変なことになりますから、今言ったようなことを含めて万全の体制で取り組んでほしいということを要望しておきます。

もう一点だけ質問させてください。今年の5月に国のほうで、大学等における就学の支援に関する法律というものが成立しております。このことによって、返還不要の給付型奨学金の拡充や授業料の入学金の減免が図られてくるわけですが、この制度を活用して、県立大学において、来年4月からどういうふうに対応しているのかについて、今の進捗状況をご答弁いただきたいと思っております。

【門池学事振興課長】高等教育の無償化の関係でございますけれども、まず対象となる大学等がこの9月20日に決定をされまして、県立大学もその対象になるということで、今から無償化に向けての事務手続が進むことになっております。

【前田委員】不勉強ですが、無償化に向けての事務手続だけですか。私が勉強した範囲では、奨学金の拡充とか、授業料、入学金の減免とかいうのも入っていると思うんですが、そこについては他の県立大学は既に取組を行っているということをホームページ等でも告知しながら来年度の募集を始めているんですが、じゃ、そういったことは本県についてはやっていないと理解していいですか。

【門池学事振興課長】すみません、言葉足らずでございましたけれども、県立大学においても、そういった告知、授業料減免であったり、奨学金の給付のPR、情報周知はしているところでございます。

【前田委員】わかりました。後から個別に少し

やりとりさせてもらいたいと思います。

無償化もですが、例えば、ここひと月ぐらい前、大阪府立とか大阪市立大学は、完全に府民、市民に対して、所得制限の範囲も拡充しながらも、無償化、県内在住、過去3年在住するという条件が付いているみたいですが、そういうことで減免、県内定着というのを図ろうとしていますから、鋭意、そういう他県の状況も調査しながら、県立大学として、もともとの目的に沿った中で県内定着が図られるような形の検討、もちろんここには財源の負担というものが出てくるとは思いますけれども、そういうことも積極的に検討することを望みたいと思います。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、議案外の所管事務一般に対する質問を終了いたします。

次に、自由民主党・県民会議及び自由民主党より、「私学助成の充実強化等に関する意見書（案）」提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いします。

〔意見書（案）配付〕

【ごう委員長】それでは、前田委員から、意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いします。

【前田委員】「私学助成の充実強化等に関する意見書」の提出の提案理由を述べたいと思います。

先ほども陳情審査の際に、私立中学高等学校協会から出されている陳情に対しては、県の見解を求めたところですが、県のほうでも、令和2年度の政府施策の提案の中に挙げていますということで、この内容については県の要望とも一致するというを確認させていただきました。

そうする中で、本議会としても毎年、意見書は提出させていただいておりますが、依然として私立学校の経営は、少子化の進行の中で運営が大変厳しい状況にある中、特色ある教育の展開のためには、ハード、ソフト両面とも教育環境の充実にさらに努めていかなければならない中で、依然として、公私間の格差については解消に至っていない現状であるということを確認しております。

そういうことも含めまして、今般は、この本文の中にある「とりわけ、長崎県の私立学校は」というところも含めて本県独自の特色も述べながら、昨年に引き続き、具体的には、耐震化やICTの環境整備、公教育の中での新たな基盤となるICTの環境整備等について、国の責務として、さらなる支援をお願いしたいというような内容の意見書を提出させていただきますので、ご賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

【ごう委員長】ただいま、前田委員から説明がありました「私学助成の充実強化等に関する意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】質問もないようですので、それでは、意見書（案）の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書（案）を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ご意義なしと認めます。

よって、「私学助成の充実強化等に関する意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

以上で意見書の審査を終了いたします。

総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前 1 1 時 4 5 分 休憩

午前 1 1 時 5 3 分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から教育委員会関係の審査より再開したいと思います。お疲れさまでした。

午前 1 1 時 5 4 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

【ごう委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

【ごう分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

教育長より予算議案の説明をお願いいたします。

【池松教育長】 教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

教育委員会所管の補正予算額は、記載のとおりでございます。

この結果、令和元年度の教育委員会所管の予

算総額は、1,366億1,077万6,000円となります。

次に、歳出予算の内容についてご説明いたします。

諫早特別支援学校の校舎改修工事に要する経費として、3億7,576万3,000円の増を計上いたしております。

また、債務負担行為については、諫早特別支援学校の校舎改修工事に係る経費のうち、令和2年度に要する経費として、5億5,888万円を計上いたしております。

以上をもちまして教育委員会の関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【ごう分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第103号のうち関係部分については、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【ごう委員長】 次に、委員会による審査を行い

ます。

議案を議題といたします。

教育長より総括説明をお願いいたします。

【池松教育長】教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料、教育委員会の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第105号議案「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」のうち関係部分であります。

この条例は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する欠格条項を設けている各制度について、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へ適正化されるとともに、所要の手續規定の整備が行われ、地方公務員法においても当該欠格条項を単純削除する改正等が行われたことから、本県の関係条例について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（障害者雇用について）

令和元年6月1日現在の県教育委員会における障害者雇用率は1.85%と、昨年度の1.45%から0.4%改善しましたが、法定雇用率2.4%を下回っております。

県教育委員会においては、令和2年12月31日までの障害者雇用計画を策定しており、教職員の採用試験における障害種別の見直しや受験年齢制限の引き上げ、本庁及び特別支援学校における「ワークサポートオフィス」、「ワークサ

ポートグループ」での知的障害のある方の雇用などにより障害者の雇用機会の拡大を進めております。今後とも障害のある方にとって働きやすい職場環境づくりに努め、障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいります。

（第三期長崎県立高等学校改革基本方針の策定について）

第二期長崎県立高等学校改革基本方針の計画期間が令和2年度末に終期を迎えることから、昨年6月に学識経験者等を委員とする「第三期長崎県高校改革推進会議」を設置し、「社会の変化に対応した教育制度等の改革」、「少子化による生徒減少に対応した適正配置と再編整備」等について、検討していただきました。

同推進会議において、8回にわたって協議が重ねられ、検討を依頼した事項等について意見をまとめた報告書が、去る8月19日に提出されました。

今後は、提出された報告書の内容を踏まえた上で、県教育委員会としての県立高等学校改革の在り方や適正配置等に関する基本的な考え方を示す、第三期長崎県立高等学校改革基本方針の素案を策定した後、県議会をはじめ、パブリックコメント等による県民の皆様のご意見をいただきながら検討を進め、年度内の策定を目指して取り組んでまいります。

（全国学力・学習状況調査の結果について）

本年4月18日に、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語、算数・数学、英語の全国学力・学習状況調査が実施され、その結果が、去る7月31日に文部科学省から公表されました。

本県の正答率は、小学校の国語、算数及び本年度初めて実施された中学校英語において、全国平均を2～3ポイント下回りましたが、中学校の国語、数学においては全国平均と同程度でし

た。また、本年度の中学校3年生については、今回の結果と小学校6年生時の結果を比較すると改善が見られました。

今回の調査結果で明らかになった内容としては、小学校6年生が全国平均を下回ったことから、小学校低学年段階からの基礎的な知識・技能の積み上げに課題が見られること、また、小・中学校を通して、複数の情報から必要な情報を選択したり関連付けたりすることや、それらを基に自分の考えをまとめ表現することに課題が見られました。

一方、児童生徒の生活の様子等に関する質問紙調査からは、道徳性について継続的に高い傾向が見られるとともに、自分自身のことや学校生活、自分の将来について肯定的に捉えていることが伺えるなど、昨年度に引き続き、多くの項目において望ましい結果が出ております。

今回の結果を踏まえ、現在、市町教育委員会や大学、校長会等と連携しながら、より詳細な結果分析を踏まえた課題の改善策について検討を行っており、実効性のある学力向上対策をさらに推進してまいります。

5ページをご覧ください。

（プログラミング教育の充実について）

本年度から、新たな取組として、高校生を対象に、大学及び産業界と連携したプログラミング講座やコンテストを実施しました。プログラミング講座は7月30日から8月2日までの4日間、機器制御のプログラミング及び日常生活の課題解決策を提案するスタンダードコースと、日常生活の課題解決策をモデル化及び検証するアドバンスドコースの2つの講座を33名が受講しました。また、8月7日にコンテストを開催し、研究成果の発表及び表彰を行うとともに、県内で情報関連学部を持つ大学による学部説明及び長

崎県情報産業協会による講話を実施しました。

今後も、プログラミングの技術やそれらを創造的に活用する能力を育成するため、大学や産業界と連携した取組を充実してまいります。

6ページをご覧ください。

（SNS相談窓口「スクールネット@伝えんば長崎」の開設について）

去る8月9日に、これまでの電話相談24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）及びメール相談に加えて、県内の中高生を対象に、SOSを活用した相談窓口「スクールネット@伝えんば長崎」を開設いたしました。これは、生徒が無料通信アプリLINEやWEBを通じて投稿した不登校やいじめなどの悩みを、専門知識を持つ相談事業者が確認し、相談事業者から報告を受けた県教育委員会が、内容に応じて、学校や関係機関と連携しながら、早期に対応するものです。

今後とも、悩みを抱える児童生徒が相談しやすい体制づくりに努めてまいります。

7ページをご覧ください。

（ミライオン図書館の開館について）

県と大村市が共同で整備を進めてまいりました県立・大村市立一体型図書館「ミライオン図書館」が、いよいよ10月5日に開館いたします。開館に先立ち、夏休み期間中の7月24日から28日までの5日間、「こどもしつ」を中心に部分的に開館しましたところ、約1万1,600人の県民の皆様にご来館いただきました。館内では、子どもたちが絵本や児童書を閲覧したり、課題研究などに取り組んだりする様子が見られました。

開館日には、開館式等を挙るとともに、万全の体制で多数の来館者をお迎えいたすべく、最終の調整を進めているところです。

8ページをご覧ください。

（長崎県文化部活動の在り方に関するガイドラインについて）

文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を受け、県教育委員会では、市町教育委員会教育長、校長会等の関係団体からご意見を伺いながら検討を進め、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら、持続可能な文化部活動が生徒の発達段階に応じて適切に実施されることを目的として、「長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン」を、去る8月23日に策定いたしました。

平成30年10月策定の「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」を考慮のうえ、本ガイドラインには、適切な運営のための体制整備や、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、適切な休養日及び活動時間等の設定、生徒のニーズを踏まえた環境の整備、学校単位で参加する大会等の見直しについて定めており、休養日や活動時間の基準は、運動部活動のガイドラインと同じ設定としております。

今後、令和2年4月からの運用に向け、市町教育委員会にあっては「設置する学校に係る文化部活動の方針」を、学校にあっては「学校の文化部活動に係る活動方針」を定めていくこととなります。

県教育委員会としましては、本ガイドラインの確実な実施に向けて、取り組んでまいります。

10ページ及び文教厚生委員会関係議案説明資料（追加1）の1ページをご覧ください。

（教職員の不祥事について）

平成28年8月から平成31年2月にかけて、自身のわいせつな動画データをインターネット上のサイトに配信・投稿し、収入を得ていた長崎市内の小学校事務職員を9月6日付けで懲戒免職

処分といたしました。

また、本年7月に、列車内で女性の胸を触ったとして、長崎県迷惑行為等防止条例違反の疑いで、県立高等学校の男性教諭が逮捕されました。事実関係を慎重に確認のうえ、厳正に対処してまいります。

教職員による相次ぐ不祥事の発生を受け、県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる最中、また、本委員会においても厳しいご指摘を受けたにもかかわらず、このような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会はじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

今後も、さらに危機感を持って、全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、すべての教育関係者と力を合わせ、不祥事根絶と信頼回復に向けた実効ある取組の推進に全力を傾けてまいります。

文教厚生委員会関係議案説明資料（追加2）の1ページをご覧ください。

（公立高等学校入学者選抜制度の改善について）

学習指導要領の改訂を踏まえ、各高等学校は、育成すべき資質・能力を明確にした上で、新しい時代に対応し、ふるさと長崎の未来を担う人材の育成が求められています。また、少子化が進行する中、各公立高等学校では、選ばれる学校となるために、魅力的な学校づくり、特色ある学校づくりを行う必要があります。

一方、現在の入学者選抜制度の課題としては、推薦入学者選抜、一般入学者選抜の志願倍率の低下や、定員の不充足の深刻化、地域間格差な

どがあります。加えて、中学校からは、数年来、推薦入試や志願変更制度の廃止の要望が出ております。

このような中で、県教育委員会において今後の入学者選抜制度のあり方について検討し、現在の中学2年生が受検する令和3年度の入学者選抜から制度を改善することとしました。

主な改善の内容としては、現在の推薦入学者選抜を廃止して、前・後期入学者選抜制度を導入いたします。前期選抜においては、各高等学校が育成したい生徒像・求める生徒像を示し、基礎学力検査やプレゼンテーション・小論文等から各校が適切な方法を選択し、選抜を行う「特色選抜」と、現在の「文化・スポーツ特別推薦入学」を踏襲した「文化・スポーツ特別選抜」を実施します。なお、「離島留学特別選抜」については現行と変更はありません。

後期選抜においては、現在の一般入学者選抜を踏襲したものとし、実施時期と選抜方法については現行の一般入学者選抜からほぼ変更はありませんが、志願変更と学力検査の選択問題は廃止することとしています。

これらの入学者選抜制度の改善により、「生徒の学ぶ意欲や多様な能力が評価される入学者選抜」となることで、各公立高等学校の特色ある学校づくりにつながるものと考えています。

なお、入学者選抜制度の改善については、後ほど、担当課長から補足説明いたします。

（旧県庁舎跡地の埋蔵文化財発掘調査について）

県庁舎跡地の埋蔵文化財範囲確認調査について、県文化財保護審議会委員をはじめ、関係団体の意見を踏まえて、調査箇所等を決定しました。

10月中旬まで予定している旧庁舎解体工事

が終了後、約3カ月間の予定で、範囲確認調査を行います。この調査により平成21年度及び22年度の範囲確認調査と併せて、遺跡全体の概要が確認できるものと考えております。

また、範囲確認調査期間を含め、約1年をかけて本調査を実施する予定です。発掘調査にあたっては、現地見学会を実施するなど、調査の進捗状況について公表を行ってまいります。

そのほか、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、外国語教育の充実について、高校生の活躍について、「しま」における体験活動について、子どもたちの文化活動について、スポーツにおける活躍についての内容については、文教厚生委員会関係議案説明資料に記載させていただいております。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【ご委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ご委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ご委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第105号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第105号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、高校教育課長より、補足説明をお願いいたします。

【鶴田高校教育課長】 入学者選抜制度の改善方針について、補足してご説明をいたします。

資料の「令和3年度長崎県公立高等学校入学者選抜制度の改善方針」をご覧ください。

改善の趣旨と概要につきましては、教育長が既に説明をしておりますので、具体的な内容について、ご説明をいたします。

最初に、資料の2枚目の「参考」に記載しております表をご覧ください。

従来の制度と比較しながらご説明をいたします。従来、2月上旬に、推薦入学者選抜として、一般推薦入学と文化・スポーツ特別推薦入学を実施しておりましたが、令和3年度の入試からは、推薦入学者選抜を廃止し、同時期に前期選抜を行います。推薦入学者選抜と違って中学校長の推薦が必要ありませんので、受検生に広く門戸を開いた制度となります。

前期選抜には、志願区分として、Aの特色選抜とBの文化・スポーツ特別選抜を設けます。選抜方法も、従来の推薦入試でも行っていた面接や作文などに加え、基礎学力検査、プレゼンテーションなどから各学校が選択して実施できるようになりました。

後期につきましては、従来、3月上旬に実施していましたが一般入学者選抜と選抜方法等大きな変更はございません。

廃止をいたします志願変更とは、一度出願した後に、志願状況を確認し、志願先を1度だけ変更できる制度でございます。

同じく廃止をいたします選択問題ですが、従来、数学や英語について標準的な難易度の検査問題と、やや難易度の高い検査問題の2種類を県教育委員会が作成し、各高校がどちらかを選択して選抜を実施する制度でございます。

以上2つは廃止をいたします。

1枚目にお戻りください。

下の方でございます項目3の前・後期入学者選抜（全日制課程及び定時制課程昼間部）をご覧ください。

（1）前期選抜の 募集定員でございますが、全募集定員の5%から50%の範囲で各高校が定めます。

の志願区分についてですが、Aの特色選抜は、各高校が示す育成したい生徒像・求める生徒像を理解し、当該高校で学ぶ意欲を持つ者が志願をいたします。

Bの文化・スポーツ特別選抜は、文化・スポーツ特別推薦入学を踏襲した制度で、文化・スポーツの各種大会で優れた実績を有する者又は部活動で優れた資質や能力を有する者で、入学後も継続的に活動を希望する者が志願をいたします。

裏面をご覧ください。

前期選抜の選抜方法につきましては、先ほどご説明したように、各学校が選択して実施をいたします。また、各高校で選択した検査については、それぞれの比重を定めて選抜を行うこととしています。

なお、A選抜のプレゼンテーションとは、各高校が示す課題について受検生に説明や発表をしてもらい、表現力を見るものでございます。

（2）の後期選抜につきましては、3月上旬、全募集定員から前期合格者を除いた人数を募集定員として実施をいたします。

最後に、項目4をご覧ください。

定時制課程夜間部、通信制課程、連携型中高一貫教育に係る選抜、離島留学特別選抜につきましては、現行と変わらない方向で実施予定としており、例年どおりの時期に基本方針を定めることとしています。

【ごう委員長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【中尾総務課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料について、ご説明をいたします。

対象期間は、令和元年6月から8月まででございます。

まず、提出資料1ページは、県が箇所付けを行って実施をします市町等に対し内示を行った補助金についての実績でございまして、直接補助金として、被災児童生徒就学支援等事業交付金など、計5件となっております。

次に、2ページは、1,000万円以上の契約案件の実績でございまして、計1件であり、競争入札の結果につきましては、3ページに記載のとおりであります。

次に、4ページから32ページでございます。これは知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛ても同様の要望が行われたもので、内容は、佐世保市の県に対する要望など、23件となっております。

最後に、33ページから38ページでございます。これは附属機関等会議結果の報告であり、第3回長崎県社会教育委員の会議など、5件の会議結果を掲載しております。

説明は以上でございます。

【ごう委員長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧ください。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【前田委員】複数の自治体から上がっている学校施設環境改善交付金について国に要望してほしいという内容になってはいますが、現状、これは県としては、状況をどう把握していて、政府施策要望は来年上げるのですか。

【日高教育環境整備課長】公立学校施設等の国の財政支援の拡充についての要望でございますけれども、これは公立学校の国庫補助の整備単価というのが今年度で17万3,700円と決まっております。しかし、建物をつくる時の小中学校の実勢単価は29万円から30万円かかっておりますので、補助単価と10万円以上の差がございますので、その補助単価を上げてくださいというような形で市町から要望を受けて、私どもも、政府施策要望ですとか、全国公立学校施設整備期成会の要望等で国へ要望しております。

【前田委員】そうですね。その上で、令和2年度の政府施策に関する提案・要望書の75番として、公立学校施設の整備に係る財源の確保ということで要望しているんですけども、これに対する要望活動の国の考え方とかいうのは現時点、もう来年度の概算要求に入っていますけれども、どんな状況になっていて、これは多分、その前の年も要望していると思うんですが、これに対して、もう少し強く要望すべきだと思いますけれども、今、どんな状況になってますか。

【日高教育環境整備課長】国のほうでも、例年の要望を受けまして、毎年5,000円ですとか、今

年度につきましては8,000円とか、補助単価を上げておりますので、私どもの要望、全国も要望しておりますので、その要望が反映されているのかと思っております。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【北村委員】よろしく願います。

陳情書28の18とプリントされている大村市からの要望書で、要望10になりますが、大村工業高等学校に中高一貫校をとということで、この要望については、多分、何度も同じような要望が上がってきていると思っているんですけども、取扱いについては、今どのような状態になっているのかお聞かせ願います。

【小野下県立学校改革推進室長】大村市から本年度、「次世代産業を担う高度専門人材の育成について」ということで、中高一貫校を大村工業高校に設置してほしいというご要望をいただきました。このご要望に関しましては、我々としたしましては、小学校6年生の子どもたちが、普通科の中高一貫校であれば幅広い選択肢があるのですが、工業高校でありますと、かなり限定的な進路ということになること、それから既に中地区には諫早高校に附属中学校があり、もう1校県立中学校を設置しますと、公立中学校に影響を与える可能性があるということ、それから大村工業高校に中高一貫校を設置した場合、大村工業高校に進学いたしますので、そうすると7つの学科のいずれかを子どもたちは志望いたします。そこに多寡が生じてしまうと、高校から受検する子どもたちに不利益が生じる可能性があります。例えば、40人の定員に対して、ある学科に併設中学生が30人ぐらい志望したとすると、10人ぐらいしか行けなくなってしまうというようなこともあって、現時点では、大村工業高校への併設型の中高一貫校の設置とい

うのは難しいと考えております。

【北村委員】たしか私が市議会で市長要望と一緒に来た時に、同じようなご回答をされて、ですからこれはもう何年も同じような内容で要望している、要は、ずっと平行線をたどっているというような理解でいいのですか。

1点、記憶がうる覚えで恐縮なんですけど、大村市からの言い分として、秋田かどこかに工業系の中高一貫校があるという話をたしかされていたような記憶がありまして、それについて何か調査とか、認識はされてあるんですか。

【小野下県立学校改革推進室長】委員から今ご指摘がありました工業系の併設型の中高一貫ということで申しますと、秋田県立横手清陵学院高校というのがございます。ただし、ここは工業系の学科だけではなくて、普通科と工業系の併置という形になっております。中学校に受検をする時には、そのどちらかを選択して入っていくのですけれども、中学校から高校に進学する時には、その割合が、やはりどうしても普通科が多く、概ね3割程度が工業系に、7割程度が普通系に進学するような形になっており、また、なかなか中学校の志願倍率も1倍を超えず、定員割れをしているという状況があるというようなことで、このことも要望に対してお答えいたしました。

【北村委員】難しそうだなということで理解をしましたがけれども、多分、これは毎年出されてくるたびに平行線をたどるというようなことで、何か落としどころがあればいいなと思っております。わかりました。ありがとうございました。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、

陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【山本(由)委員】 会議結果報告の37ページになるんですけども、第三期長崎県高校改革推進会議のことでお伺いをいたします。この中の主な意見の中に、「併設型中高一貫教育については、意欲が高い小学生が県立中学校へ進学するので、地域の他の公立中学校に影響が出ることを心配している。」という委員の方の意見が出ています。

まず、基本的なことで確認をしたいんですけども、県立中学に関しては、高校で言うところの校区の何%とか、何人とか、そういう制限があるのでしょうか。

【小野下県立学校改革推進室長】 委員お尋ねの県立中学校における通学区域ですが、これはございません。

【山本(由)委員】 では、この委員のご意見、「他の公立中学校に影響が出る」、これは地域の他の公立中学校というふうな形で意見を出されているんですけども、今おっしゃった高校で言うところの校区外から来ているお子さんもいらっしゃるというふうなことも踏まえた上で、この心配しているというご意見に対する教育委員会のお考えをお聞かせください。

【小野下県立学校改革推進室長】 先ほど委員からお尋ねがありました県立中学校につきましては通学区域はございませんが、やはり地元の市町から進学しているという子どもたちが多いというのもまた事実でございます。そういった点

で申しますと、現時点での第二期の基本方針の考え方で申しますと、併設型中高一貫校の設置については、やはり地元の中学校への影響等を考えて、慎重に検討するというような方向で第二期の基本方針には記載しているところでございます。

【山本(由)委員】 ちょっと具体的な話で申しわけないんですけども、諫早の中学の話になるのですが、結局、高校で言うと諫早校区になるわけですけども、これが島原半島のほうから何人かの生徒さんが行っているということによって、島原半島の中学校あるいは高校、結局、諫早中学に行かれるということは、諫早高校に行かれるということになりますものですから、そういったものに対する地域への影響、いわゆる本来の校区ではないところから行っているところの校区への影響という意味では、どういふふうにお考えでしょうか。

【小野下県立学校改革推進室長】 通学区域外の子どもたちの影響というご質問でございますけれども、併設型の中高一貫校で申しますと、その地域の子どもたちも通学区域外から、来る子どもたちも、地元の公立中学校ではなくて、当然のことながら、近隣の県立中学校に進学する子どもたちもおります。そういう子どもたちについては、一定選択肢を広げるということで併設型の中高一貫校を導入しておりますので、その選択の幅を広げるという役割を果たしているというふうには考えているのですが、やはり一定その地域の公立の中学校に対しては、何らかの影響というものがあるのではないかと考えているところでございます。

【山本(由)委員】 学力テストとの絡みなんですけれども、県の学力テストは県立中学校は受けていますか。いわゆる全国学力テストなんか

において、県立中学の平均、それからそれ以外の中学校の平均で出した時に、どうしても格差がかなり大きい数字が出ているんです。そういった時に、そうするとやっぱりこっちの中学のほうがいいんじゃないかということで、いわゆる地域外から流出をしている数が、多くないと言えば多くないのかもしれないけれども、もともと母数が少ないということを見ると、やっぱりそれなりの流出されたほうの地域の中学校、あるいはその地元の高校、今度は校区の中でやるわけですから、そうすると、そこにどうしても上のほうのレベルの子を持っていかれているというふうな印象をぬぐえない部分があるんです。そういったところをどう考えるのかは難しいですけども、一定の影響があるとお考えということであれば、それをどうしていくのか。

一つの県立中学の役割として、県立中学の先生たちが他の市町公立中学との交流等を踏まえて、その成果を県内に広げていくというふうな役割が多分あったかと思うんですけども、その点に関連して、県立中学の各中学校に与える今度はプラスの部分の影響、そういったところについてのお考えをお聞かせください。

【小野下県立学校改革推進室長】県立中学校の成果といたしますと、基本的には、多くの子もたちがそのまま併設する高校へ進学している状況にありまして、同じ年齢帯だけでなく、違う年齢の中学生、高校生と一緒に生活することによる、いわば切磋琢磨というようなこともございますし、学習態度等も良好でございます。かつ、高校入試がございませんので、その時間を利用した読書活動を進めているということが成果として挙げられるのではないかと考えております。

委員からご指摘がありました併設型の中高一

貫校のことにつきましては、実は、今、委員がご紹介いただきました第7回に引き続きまして、次のページになるかと思うんですが、第8回の併設型中高一貫教育についてということで、主な意見の上から2つ目に、併設型中高一貫について、「詳細な検討が必要という考え」、つまり、教育の拡大については詳細な検討が必要という考え方から、「慎重に検討」としたほうがいいのではないかというご意見も頂戴しておりますので、こういった点を踏まえて、今後、第三期の基本方針における検討というのを進めてまいりたいと考えているところでございます。

【山本(由)委員】ちょっと私の質問が悪かったですね。成果というのは、今、併設型の県立中学ができることによって、中高6年間一貫教育でプラスの面のお話をされたんですけども、それが地域の他の県立中学ではない中学校にどういうプラスの影響を与えるのかという質問なんです。

【小野下県立学校改革推進室長】県立中学校においては、当然のことながら、中高6年間を見通した学びというものを実施しておりますので、その学びというものを、当然、県立中学校には、中学校籍の先生方も勤務されていらっしゃるしますので、その先生方が中高6年間をイメージしたといいますか、踏まえた学び等について広げていただくとか、もしくは授業も公開しておりますので、その授業を見ていただくことで、中高6年間を見通した教育の成果を広めていくという役割を果たしていると思っております。

【山本(由)委員】私が申し上げたいのは、よく申し上げているんですけども、県内で、この学校に行っているからという格差ができるだけないようにと、市町によって格差がないようにというのはやっぱり基本だろうと思うんですけ

れども、その中で、県立中学が非常に高い数字が上がっているということは、もちろん生徒さんの質の問題もあるかもしれないですが、教育内容自体において、学力向上に関してプラスの面があるということであれば、それを県立中学以外の中学のほうにも波及をさせてほしいという趣旨でございますので、そのような形のものが多分、第三期の今回の提言の中にもたしか入っていたかと思っておりますので、そういった視点からの取組もぜひお願いをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、もう一点、同じ37ページのところで、半島部などでは学区外の高校に進学する生徒が多くなっており、定員割れが起きていると、「もう少し地元の高校に進学しやすいように、広域のスクールバスの運行などの通学方法の検討や魅力ある高校づくりが必要ではないか。」というご意見が出されています。それから、次のページの第8回のほうでも、中よりちょっと下のところですが、「生徒募集を考えると、県立高校も生徒の通学の利便性について、検討していかなければならないと思う。」というご意見が出ています。今、私立の場合には、スクールバスという形で、ある程度送迎をされていると。それに関しても、場合によっては全額免除であったり、半額免除であったりというふうな形で、交通費の負担がないと。公立高校の場合には、どうしても公共交通機関を使うということで、その負担があるということで、特に、今度また実質無償化という形になってくると、その分の差というのが選択にも影響してくるんじゃないかと考えるんですけども、スクールバスであったり、通学の利便性に関するご見解をお聞かせください。

【小野下県立学校改革推進室長】委員からご意

見をいただきましたスクールバスに関してでございます。この推進会議の中で、私立高等学校でも、スクールバスを運行することによって子どもたちの利便性を上げていることから、公立高校でもというご趣旨のご発言であったと思います。このことにつきましては、県教育委員会及び地元の市町、市町教育委員会との協議が当然必要になってくるのではないかと考えております。幾つかの市町におきましては、子どもたちの交通の利便性を高めるための取組を行っていただいているという事例もございます。こういった点を参考にしながら、今後、子どもたちの通学、もしくは学校の魅力化ということについて、地元の市町ともお話を続けていきたいと考えているところでございます。

【山本(由)委員】ありがとうございました。おっしゃったとおり、市町、あるいは市町がまたがるケースがありますから複数の市町、それから交通事業者等も当然絡んでくるお話だと思いますけれども、今の話からすると、それについては検討していると。今後についても、そういったものについても検討していくというふうに理解をしましたけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

【小野下県立学校改革推進室長】交通の利便性というものを高めていく際には、地元のご協力が必要であるというその大前提のもとに、我々として、どのような支援が可能であるのかということについては、今後進めていく第三期の基本方針、もしくは今後の動きというものを踏まえながら考えてまいりたいと思っております。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【堤委員】今の高校改革のことに関して、先ほど、県立中学校への進学について、選択肢を広げるという面があるということをおっしゃいました

けれども、一部の子どもたちにとっては選択肢は広がるわけですが、大多数の子どもたちは、そういうことはないのではないか。例えば、端的に言えば、できる子どもたち、そしてある程度、家庭も経済力もあってという子どもたちが遠距離であっても県立中へ通学したり、そういうこともありますから、選択肢を広げるということには、私は、一部分でしかそういうことはかかっていないと思いますし、それからそれぞれの学校で子どもの数が少なくなっている、さまざまな弊害が出てきているのではないかと。そして、中高併設型で一貫校ですから、中学校からその高校に進学をしていきますから、地元の高校には進学しない子どもたちが明らかにそこで出てきているわけで、やはり地元の学校を何とか守っていきたいと思っている地元の皆さんにとっては、それにブレーキがかかるような面があるのではないかと考えているのですが、その点はいかがですか。

【小野下県立学校改革推進室長】先ほど、選択肢が広がると申し上げました。委員がおっしゃられたような地元の小学校から中学校に進学する子どもたち、それから地元の中学校のことも当然考えた上で、それぞれ選択肢として幅を広げることができるほどたくさんの高校が設置されているエリア、もしくは通学が可能なエリアに設置するという事で、最初に2校、そして第二期の基本方針の期間中に1校、合わせて3校という形で設置しているという状況でございます。

【堤委員】おっしゃられる意味はわかりますけれども、実際のところは、どの子も受検はできますけれども、必ずしもそこを希望して行けるかということ、そういうわけではありませんし、実際のところ選択肢が広がっているかといえ、

そうは言えないのではないかと思います。

それから、先ほど言われた成果の中で、中高一貫校の教員が6年を踏まえた学びを別の公立中に移った時とかに広める役割があると言われましたけれども、具体的にはどういうことなのでしょう。

【小野下県立学校改革推進室長】当然、中高一貫校で勤務したことがある中学校籍の先生方は、市町立中学校に戻られて、中学校3年間の中で教科指導、学習指導、生徒指導を行っていくわけですが、その中で、中高6年間というのを経験してきている中で、中学校3年間で、いかに高校3年間もしくは上級学校につなげていく学びを設定していけるのかということについて知見を広げ、それを他の先生方に広げていけると、そういう趣旨の発言をしたつもりでございます。

【堤委員】今の答弁で、私はすっとんと落ちてないんですけれども、やはり地元の中学校に進学しないで県立中に進む子が何人かいるということで、地元の学校は、リーダーになるような子どもたちが少なくなって、生徒会活動やいろいろなところでちょっと支障があるとか、あるいは学力面でも、県立中の学力テストの成績が確かに高いですし、そういうトップの子たちが抜けた学校というのは、ほかの子どもたちも一生懸命頑張るんですけども、やはりいろいろな子どもたちがいて切磋琢磨する中で、学びを力をつけていく、そういう面がやはり県立中があちこちに増えていった中で、市町立の学校というのは大変苦慮をされている。子どもたちも、小学校から受検年齢というか、受検とは言われませんが、低年齢化というか、塾に行ったり、そういうところですごくプレッシャーを感じながら生活している面があるのではない

かと思っています。高校改革推進会議の中でも、やはりそういう面で危惧されている意見が幾つか出されていると思いますので、そういったところをしっかりと踏まえた改革を進めていただきたいと思います。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

質問はありませんか。

【宮本委員】 それでは、議案外と所管事項について、質問を幾つかさせていただきます。

議案説明資料の中からですけれども、まずは4ページになります。「外国語教育の充実について」というところで質問をいたします。来年度2020年度から、小学校において英語が教科化されるという観点から質問をいたしますが、「イングリッシュ・サポートキャンプ」、確認をさせてください。こういったものなのか、そして県内3カ所だとありますが、どこで実施したのか、もしくは予定なのかというのをまず最初、確認させてください。

【木村義務教育課長】 イングリッシュ・サポートキャンプではありますが、小学校における英語教育の早期化、教科化に向け、指導経験が少ない小学校教員を対象とした体験型のプログラム研修です。

目的としましては、小学校の英語の授業に対応できるということと、英語の授業の中で使える英会話ができるようにということで、英語教育理論と英会話の指導スキルに精通している企業と連携して実施しております。現在、県北・佐世保、県央・大村、県南・長崎にて開催中であり、県北・佐世保と県南・長崎会場は終了し

たところであります。

【宮本委員】 ありがとうございました。これは小学校の先生を対象にということで、まさしく来年度の教科化に向けた取組であるということになるかと思いますが、これも確認ですが、2日間になっていますけれども、もちろん2日間だけで英語を指導できるようなものが培えるというのはちょっと難しいかと思いますが、この「イングリッシュ・サポートキャンプ」を行うことによって、先生たちの英語を教える能力、知識、向上したと考えますか。そこだけ確認させてください。

【木村義務教育課長】 来年度からの小学校の教科化及び早期化につきましては、以前からわかっておりましたものですから、平成27年度から取り組み始めました。まずは、各小学校の英語教育の主担当者呼びまして、平成27年度、平成28年度、平成29年度と研修を行ってきたところであります。しかし、ご承知のとおり、英語の教科を指導したことがある現役の小学校の教員は誰一人としておりません。ですから、ここをカバーするというので、特に、なかなか自信が持てないという教員をさらに集めて今年と来年研修をやりようと思っています。

成果ということでございますが、これまでも平成28年度以降、その成果を確認してきたところでありますが、今回は、この後、参加した者がどのような授業を展開していくか等について追跡調査を十分した上で、来年度の研修にさらに活かそうと思っています。

【宮本委員】 先生たちの英語力というのが大事になってくると考えます。いかにその先生がわかりやすく、そして楽しく英語を生徒に教えるかによって、生徒さんも伸びていき、また英語が楽しくなって中学校に進むという流れだろう

と思うんですが、平成28年度からやってきていらっしゃるということなので、この2日間だけではないということは確認できました。

しかしながら、前の議会でも言ったかもしれませんが、私も小学校5年生の子どもがいて、いろいろ話を聞くんですけども、なかなか難しいところかなと思います。先ほどありましたけれども、長崎県内で専科の英語の先生というのが、英語を専門に教えるような小学校の先生というのは長崎にはゼロということで理解しているのでしょうか。そこだけ確認させてください。

【木村義務教育課長】英語の専科をしている教員はおります。国からの英語の加配が、二十数名いますし、加配以外でも、本県の場合は、小学校の教員の中で英語の中学の免許を持っている者が4.4%おります。そういう者を活用して英語の専科ということで授業をしている者もおります。全員で何人かというのは把握をしておりますが、専科をしている者は間違いなくおります。

【宮本委員】例えば、その先生方を県内の小学校に均等に配分して教えてもらうというような取組というのは今後可能になるのでしょうか。

【木村義務教育課長】英語教育の充実には2つのパターンがあります。1つは、小学校の教員全員が確実に英語の指導ができるようにという研修をすること、もう一つは、小学校の先生で英語の免許を持っている者とか、ALT等の活用、あわせて中学校の教員に小学校を兼務してもらって英語の指導をしてもらう方法があります。いずれにせよ、誰かが核となって、その地域や学校の英語の授業を推進できるような取組を進めております。

【宮本委員】教育の現場は非常に大変だなということで、さきの議会でも確認をさせていただ

いたところなんですけれども、今後ますます小学校の先生たちの活動というか、教育の現場は大変になるんだろうと思っています。そういったところで、しっかりとサポートもしていただきたいと思っていますし、先生たちは、どうやって生徒に教えていくんだろうかと思って、小学校の学習指導要領（平成29年告示）解説、外国語活動・外国語編というのが文部科学省から出ているので見てみました。ものすごい量の指導要領があるんですね。先生たちは、これを見ながら生徒たちに教えているんだなということ素人ながら見たところなんですけれども、この中に、外国語活動や外国語について教える時にポイントとなるのが幾つかあるなということを私なりに感じたんですけども、発音とか、コミュニケーションを高めていく、表現力を高めていくということと同時に、異文化を理解させるというのがこの中によく出てくるんです。難しいなと思うんですけども、発音とか表現というのはわかりますけれども、例えば、来年度から始まる小学校の外国語活動であり、外国語が教科化になることによって、それに伴って異文化、文化を教えるような手だてとかというのは県教委のほうでは指導とかされたりはしていますか。

【木村義務教育課長】小学校の英語教育の一番の目的は、英語を使ってコミュニケーションを意欲的にしようということです。そのために、英語を学ぶことを楽しむとか、簡単な言葉を知るとかというのはありますけれども、そのコミュニケーションの時にどんなことをするかというと、例えば、ALTなど外国人の方に何を話すか。自分の好きなものとか、自分の国のこと、長崎のこととか、そして相手に何を聞くかという時に、相手が好きなもの、相手の国のことと

か、そういうやりとりがお互いの文化を知るといことになります。つまり、コミュニケーションをとること自体が、お互いの文化の違いを知ったり、また自分の国の文化のこともさらに深まって知るといこと、コミュニケーションの目的そのものが文化交流や文化を知ることにつながるものだといような指導をしますし、そういうような指導のあり方、授業のあり方を研修で取り上げています。

【宮本委員】わかりました。来年度から、そういった観点からの教科化になっていくといこと、この背景を確認させていただきました。

ともあれ、教える先生の熱意、意欲、そして不安だなとい気持ちを一掃するよな指導を市町ともしていただきたいと思ひますし、そういった不安になっていらっしゃる先生方がたくさんいらっしゃるかと思ひますので、しっかりとサポートしていただきたいと思ひています。中学校の先生におかれましては、TOEICテストなんかを受験する機会も増やしているといこと、でありますので、こういった形で先生の指導力の向上に一丸となつて取り組んでいただきたいことを要望させていただきます。

それと、同じく5ページの「プログラミング教育の充実について」もお尋ねしますが、恐らく、来年度から、プログラミング教育も小学校から教科化になろうかと思ひています。ここには高校生を対象にしたものが書いてあるんですが、現在、県内の小学生に対して、プログラミング教育について、さまざまな取組があつているかと思ひますが、確認のため、お示しいただければと思ひます。

【木村義務教育課長】ご指摘のあつたプログラミング教育につきましては、来年度から小学校で、パソコンを用いたプログラミング体験を通

して物事を論理的に考えるプログラミング的思考を育成する内容をいずれかの学年で実施するといことになっております。教科書を見たところ、理科の明かりのつけ方や算数の正多角形の作図等でプログラミングが取り入れられておりました。

そこに向けてなんですが、昨年度、佐世保市の指定校で研究発表をしたり、また昨年度、3月末に本県独自のプログラミング教育スタートブックを作成し、今年5月から7月に、そのスタートブックを用いた地区別の研修会を実施したところ、あります。さらに、導入するためのソフトの情報なども提供しているところ、あります。来年度4月からの実施に向けて、確実に歩みを進めています。

【宮本委員】承知いたしました。

来年度から教育の現場では、外国語教育が始まったり、プログラミング教育が始まったりとありますので、いろんな課題、問題、悩みとかも出てくるかと思ひますので、そういったところもしっかりと把握、吸い上げをして、どうやっていけば一番いいのかといものも推進をしていただきたいといこと、あわせて要望させていただきますので、お願いいたします。

続けて、6ページになりますが、SNS相談窓口の開設についてですけれども、8月9日から始まりましたといこと、これは非常に大事なものだといも以前から思つておりました。今までで、件数とか、どういものが寄せられたといものがお示しできればいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【立木児童生徒支援室長】ご質問のありましたSNS相談窓口「スクールネット@伝えんば長崎」ですけれども、教育長の説明の中にもございましたとおり、8月9日からスタートしてあり

ます。県内の中高生を対象としてということでは、8月9日から8月末までの数字が出ておりますが、39件でございました。

S N S相談につきましては2タイプありまして、L I N Eで相談をしたら、それにすぐ答えながらというものと、それから1方向型ということで、L I N Eを通して相談内容を伝えて、それを例えば学校に伝えたり、あるいは別の相談につないだり、そういった形の方向がありますけれども、本県でやっているのは、その1方向になります。そういった相談が39件寄せられたということになります。

このうち、相談者が、学校に伝えてほしいということを希望しているものにつきましては学校に伝えたり、あるいは学校以外でももう少し詳しく聞いてほしいというものについては、例えば、電話相談の窓口を紹介して、そちらのほうにつないだり、そういった形で相談者の希望とか気持ちに沿った対応となるように努めているところであります。

相談内容、細かいところは省略いたしますが、大人の目から見れば本当にささいなものもたくさんございます。ただ、相談者本人が、まずは友達、家族とかが身近にいるんでしょうけれども、そうではなくて、そういった人たちに相談できずにこのS N Sを使っているということを我々はきちっと認識して、決してささいなことに見えるからということではなおざりにせず、しっかりと対応していかなければということで、先ほど申し上げましたとおり、1件1件その希望に応じた対応をしているところです。

文字による悩みの伝達ということで、8月に入って我々もずっと見ながら、対面とか電話の相談とは違った難しさというものも感じている

ところではあるんですけども、こういったものを通して1人でも多くの子どもたちの悩みの解決につながればと、そのように考えているところでございます。

【宮本委員】 その中において、例えば、警察、児相とかと連携をしなければならないというように大きな相談というのも実際にはありましたか。確認させてください。

【立木児童生徒支援室長】 先ほど申し上げました39件の中には、幸いなことに、その受けているところ、そして我々の判断の中で、そうした警察あるいは児童相談所につながねばというような例えば重たいもの、緊急性の高いものというのは、現時点ではございません。

【宮本委員】 わかりました。

これはやっぱり早期発見ですよ。しかも、電話とか対面ではなくてS N Sですので、非常に大事な事業だと思っています。勉強不足で申しわけないですが、これは継続される事業ということで認識してよかったですよ。

【立木児童生徒支援室長】 まず、8月9日から年度末までは、今年度、予定としてしております。次年度につきましては、予算等の関係もございまして、ここで私のほうから継続しますということを断言はできないところでありますけれども、今後も継続する方向で頑張っていきたいと思っております。

【宮本委員】 了解しました。

重大に至らないケースがあつてというのは一安心かもしれませんが、やっぱりここの相談から救えるものというのもたくさんあるかと思えます。何せ24時間ですので、なかなか大変なところはあるかと思いますが、今後もしっかりと対応していただいて、各関係機関とも連携をとっていただきたいことをまた再度要望させ

ていただきます。

それと、10ページになりますけれども、「教職員の不祥事について」、これも確認をさせていただきますが、なかなかこういった不祥事というのは撲滅できないのかなと思っているのですが、ここにもありますけれども、今後の対応についてということで、使命感や倫理観の高揚とかというのは言わずと知れたことではあるんですけれども、このようなことが起こらないような今後の具体的な対応というのは、どのような形で考えていらっしゃるでしょうか。確認をさせていただきます。

【上原教職員課長】不祥事の再発防止に向けて、どのように取り組んでいくのかということであります。これまで、管理職研修等をはじめさまざまな会議で不祥事根絶に向けて指導を行ってきたところであります。ただ、結果として根絶に至っていないということで、県民の皆様に対して、非常に申しわけないと思っております。

これまで、研修関係でありますと、1年目に基本的倫理などの服務関係、2年目、10年目、20年目で各階層段階での具体的事案を用いて服務関係の研修を行っております。それと、年度当初ですとか、年末年始の服務規律の確保のために通知を行っております。綱紀関係につきましては、随時通知しております。随時通知をした際に、学校長から職員会議等において全職員へ伝達するなど、周知の徹底も図っているところであります。今回の処分関係の事案がありましたけれども、処分をして、同日付けで、各県立学校、各市町の教育委員会のほうにも通知をさせていただいているところです。このほか、現在行っております服務規律強化月間などの取組を根気強く行っていく、それと今年度から全職員を対象に実施しております、わいせつ行為

等防止のための自己分析チェックシートにも取り組むなど、市町教育委員会とも連携しながら、あらゆる機会を通じて教職員一人ひとりに対して、さらに教職員としての自覚を促しつつ、不祥事根絶と信頼回復に向けて服務規律の徹底を図っていきたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。すばらしい言葉ではありますが、それがこのような形でつながっていかないことを切に願っております。なかなか難しいところかもしれませんが、もしかしたら、教職員の方々に対するSNSの相談窓口というのも対応してもいいのかなと思ったりもしますが、委員会において、このようなことがないことを祈ります。厳しい対応をお願いいたします。

最後、1点だけ、今日の地方紙にも出ておりましたが、スクール弁護士について配置へと載ってしまっていて、さきの6月定例県議会において、スクールロイヤーについてお話をさせていただいたんです。文部科学省も、ちょっと強目にいくということで、スクールロイヤー300人を全国に配置するというのが出ていましたけれども、本県においては弁護士の相談窓口を持っていますということで、さきの県議会の時に確認をしたんですけれども、これを受けて、さらに強化しようかという考え、対応は今のところ、ありますか。

【立木児童生徒支援室長】今日の新聞報道にありましたスクールロイヤーの件についてですけれども、先ほど委員のほうからありましたとおり、平成28年8月から、本県では県立学校を対象とした弁護士相談窓口というものを設けて、教育関係の課題等に詳しい弁護士の方8名に担当となっていて、県内4地区に分かれて対応をいただいているところです。また、今あ

りましたとおり、国のほうでも300人、4億円を使ってというようなことが出ておりましたけれども、私どもとしても、報道等で確認をした内容以上のものを今のところまだ持ち得ませんので、今後、この事業の詳細を国のほうにも確認したり、あるいは他県の動き等も確認しながら、本県として、どのような対応をしていくべきかということをお考えいただければと考えております。

【宮本委員】非常に大事なところだと思いますので、そういった窓口はあったとしても、国も動き出しているのです、守るすべを強化するというところからも、もうちょっと研究そして検討をしていただければと思います。

【ごう委員長】それでは、一旦ここで休憩をとらせていただきまして、3時に再開したいと思います。

午後 2時43分 休憩

午後 3時 0分 再開

【ごう委員長】 それでは、再開いたします
ほかに質問はありませんか。

【北村委員】 よろしく申し上げます。

8ページに、「長崎県文化活動の在り方に関するガイドライン」が定められるということで、関連ということなのですが、「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」が平成30年10月11日だったと思いますが、定められております。このガイドラインについて、指導が熱心になるあまり、ちょっと過剰な部活動などを抑制するというような意味合いがあるんだろうと思いますけれども、このガイドラインが周知をされ、しっかり守られているのかどうかという検証はされているのかということをお尋ねいたします。といいますのも、そういった相談

があって、こういったガイドラインがあるのに休養日に部活動がやられているというような話があって、そういった実態を把握されているかどうか、お尋ねいたします。

【松崎体育保健課長】 委員ご指摘のとおり、昨年度の10月にガイドラインを策定いたしました。今年度、全ての学校で、ガイドラインをもとに方針を策定しております。我々も、部活動のガイドラインが遵守されているかというのは、まずは学校を訪問しながら見させていただいております。それと、部活動の調査をかけておまして、今まさに集計をかけているところですので、そこを見ながら今後に対応していきたいと思っております。

【北村委員】 現在調査中というなお話でありましたが、その調査の結果というのは、いつ頃私どもにお示しできるのかということと、こういった抑制をなささいというようなガイドラインが定められるということは、国としても、何らかの政策の発生源といえますか、そういった声があって、こういったものが策定をされているんだろうと思いますが、県内において、このガイドラインが守られていないというような相談が教育庁に寄せられているかどうか、あわせてお答えください。

【松崎体育保健課長】 ガイドラインが守られていないとか、そのような声は聞いておりません。というのも、我々は、ガイドラインは守られているというふうに判断しております。多分、今、委員ご指摘の部分については、例えば、大会の前とか、どうしても集中しなければいけないところ、そういうところは当然、練習に集中する場合も出てくるかと思っております。ただ、なべてそれがずっと続くということはありません。ということで、我々も学校のほうには指導していると

ころであります。

【北村委員】しっかり調査をかけていただきたいと思うんですが、そのご相談をいただいた方からは、部活動としては休んでいるけれども、指導者の個人としての活動で練習が行われているというようなお話もちょっとあったところで、それは部活動ではないんだという言われ方をすると、ちょっと難しいのかなと思いますし、また成果に向かってというか、いわゆる大会の勝利に向かってとか、そういった目標を持って頑張るといのは非常にすばらしいことだと、やはりトレーニングをしないと強くならないし、そういったことはすばらしいなと思う反面、運動はしたいんだけど、なかなかそういったところにはついていけない方がいらっしゃるかと、またそういったことが原因で部活動をやめさせてしまうとか、そういったこともあるというようなお話です。なおかつ、学校の現場ではなくて、部活動の指導者と保護者の中で非常に盛り上がっていて、その一緒にペースで活動しないと疎外感を受けるとかいった話もちょっとあったものですから、今、しっかり調査をしているということでありますので、部活動ではない、休まなければならない休養日に、そういった練習が行われているのかどうかというようなところもしっかりと調査をかけていただいて、まずは調査結果を待ちたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次であります、フッ化物洗口について、学校への導入については行われてきていると思いますが、中学校への導入について、県としては、それを推進する立場だろうと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

【松崎体育保健課長】永久歯のむし歯予防として取り組んでおりますフッ化物洗口を中学校に

拡大して、児童生徒に対する切れ目のないむし歯予防対策に我々としても取り組んでいるところです。これまでも、取組が進んでいない市町に対しては、我々が直接足を運んで、導入をお願いしているところでもございます。あとは、研修会とかの中でも、これは福祉保健部とタイアップしてやっている部分でありますので、福祉保健部の職員も研修会に呼んで話をさせていただき、そのような取組もしております。

【北村委員】わかりました。

地元の話で恐縮なんです、大村市がなかなかマンパワーの不足もあるというような話もあって、中学校のフッ化物洗口については二の足を踏んでいる状況もあるというようなことでありますから、いろいろと事情はあるにせよ、県内で中学校のフッ化物洗口は進めていっていただきたいし、何より子どもたちの歯の健康を守るということについては、これは一般質問でも申し上げましたけれども、家庭のそれぞれの事情があって、歯磨きの習慣とかがなかなか身につけていないというような家庭が調査で貧困の家庭に多いと。そういった方々が非常にむし歯が多いというような調査結果が出ているということでありますので、そういったところは家庭の範疇かもしれないけれども、子どもたちの歯の健康、ひいては健全な育成に資するというようなことで、ぜひ21市町、しっかり推進をしていただけるように要望しておきますので、よろしく願いいたします。

続いて、県立図書館についてでございますけれども、一般質問でいろいろとやりとりさせていただいて、ありがとうございました。

ネットワークづくりをお願いしたいというようなことで、別の観点というか、愛知県の名古屋市では、これは市立図書館だったかと思いま

すけれども、大学の図書館と連携をしているというようなケースがありまして、現在、以前でも結構なんですけれども、県立図書館というのは、教育機関、特に大学関係とかの連携とかネットワークというのはあったのかどうか、ご教示願います。

【吉田新県立図書館整備室長】大学図書館との連携についてでございますが、これまでも、長崎図書クロスネットということで、市町立図書館は当然なんですけど、そこに大学図書館も一緒に入りまして、本の融通、いわゆる協力貸し出しなんですけど、これにつきましては大学とも相互に、県立図書館のほうも大学にお届けする、あるいは大学同士、大学と市町立図書館同士が本のやりとりをするというシステムも持っております。

【北村委員】長崎図書クロスネットというところで仕組みとしてはあると。利用状況というのはいかがでしょうか。大学と県立図書館のいわゆるリクエストだったり何なりというのが今わかればお聞きしたいのですが。

【吉田新県立図書館整備室長】手元に大学だけというのはございませんが、市町立図書館を含めた県立図書館の協力貸し出しにつきましては年間5万冊、その中に、大学図書館も含まれていると思っております。

【北村委員】多分、その制度というか、仕組み自体が余り知られていないのかなという気がいたします。というのも、そういうサービスというか、制度をつくってほしいというようなお声をいただいたのは大学の先生からで、ということとは、ご存じないのだろうというようなことです。ですので、まずは、しっかりこの制度があって、利用をしてくださいというようなことを県内の大学に周知していただきたいのですが、いま一

度、いかがでしょうか。

【吉田新県立図書館整備室長】県立図書館といたしましては、大学図書館とも年間いろんな協議の場に入っております。そういった場合も含めて、また周知してまいりますし、ミライオン図書館の開館に向けて、市町立図書館あるいは大学図書館を含めたいろんな方面に周知、広報を今行っているところでございまして、今後とも進めてまいりたいと考えております。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【堤委員】まず、障害者雇用について、昨年度よりも0.4%改善したということでありましてけれども、しかし、法定雇用率2.4%は下回っている現状であると。そして、来年末まで、雇用計画を策定されているということですのでけれども、さまざまな取組が書かれていますけれども、この改善の要因について、もう少し具体的にお聞きしたいと思います。

【中尾総務課長】障害者雇用の拡大に向けた取組についてでございますが、教育長の説明資料でもお示ししておりますとおり、教職員の採用試験における障害種別の見直し、これは知的障害者、精神障害者にも対象を拡大しております。それから、受験年齢の引き上げ、教育事務職員については、従来29歳までであったものを39歳まで引き上げをしております。また、教員については59歳までの引き上げをしております。また、本庁、特別支援学校でのワークサポートオフィス・グループの設置によりまして、知的障害者雇用を進めたということ、実習助手等については、障害者の特別選考枠を新設するなどいたしました。こうした取組によりまして、昨年度から今年6月1日までに、33名を新たに雇用したところでございます。先ほど、委員からもお話がありましたように、教育委員会におきまし

では、令和2年末までの障害者採用計画を作成しております。これまでの取組とあわせまして、法定雇用率を達成するように努めてまいりたいと考えております。

【堤委員】 ありがとうございます。

私も、本庁のワークサポートオフィスについて、宮島委員と6月定例県議会の時に見学をさせていただいて、知的障害の皆さんに非常にきめ細やかに、自信を持たせながら、励ましながら取り組まれているという状況を拝見させていただきました。まだまだ法定雇用率を下回っているわけですが、この達成のための課題というのは、どういうところにあるのでしょうか。

【中尾総務課長】 まず、教育委員会の状況を申し上げますと、教職員のうち約9割を教員が占めております。当然、教員については免許職でございます。教員免許を所有する障害者自体が少ないのではないかと考えられます。そうした中で採用を進めていくということで、より受験しやすい環境を整備していく必要があると考えております。

もう一つの課題としましては、定着、そしてそれぞれの能力を発揮していただける職場としていくということ、これについては障害の異なる特性を十分に理解して、それぞれの特性に合った業務を担っていただく必要があるかと思えます。そのためには、障害に対する職員の理解を深めていくことが非常に重要でありますので、研修でありますとか、相談の窓口を設けておりますので、そういったところを活用しながら、意識改革も含め、進めてまいりたいと考えております。

【堤委員】 ありがとうございます。

教員免許を持った障害者が非常に少ないとい

うことで、なかなか採用までには至っていないのかもしれませんが、現職の教員の中で、例えば、病気などで車椅子になった方とか、私は少し存じ上げているんですけれども、学校現場で仕事をする上では、バリアフリーとか、いろんな課題があると思うんですけれども、そういった面での今後の取組というのはどんなふうになっているのでしょうか。

【日高教育環境整備課長】 障害者雇用の方のバリアフリーに関してでございますけれども、障害者の方の雇用が見込まれるとか、またそういう児童生徒が入る場合につきましては、既定予算の中で、段差解消、スロープ設置等に努めてまいりたいと考えております。

【堤委員】 ありがとうございます。

新設校というか、新築をした小学校などを訪問しますと、今、2階建てであってもエレベーターが設置してあったり、洋式トイレが整備してあったりというようなことはされていますけれども、今ある学校をバリアフリー化というのは非常に難しいのかなと思うんですが、ぜひ進めていただいて、また一方で、教職員の皆さんの理解も進めて、さまざまな障害の特性に合った働き方ができるように、ぜひ推進をしていただきたいと思います。

それから、2ページの「次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」のところ、キャリア教育と、それからふるさと教育の推進などを進めていくとありますけれども、ふるさと教育のところ、今、地域で働く人材というか、地域の中でこんな活躍をしている人がいるとか、いろんな紹介などもあるのではないかと思います。その辺を教えてください。

【木村義務教育課長】 堤委員も十分ご承知のことと思いますが、ふるさと教育は、これまで、

ふるさとの自然とか歴史、また文化や産業のすばらしさ、そこに住む人の努力とか工夫を題材に、どちらかという今よりも、過去に主眼を置きながら、ふるさとへの愛着、誇りということ子どもたちにしっかりしみ込ませる、教えるということを進めてきました。これをこれからも土台にしたいと思います。

その上で、未来のふるさとのことも考えていく子どもたちをつくりたいと考えています。ふるさとへの愛着や誇りに加えて、ふるさとの未来を担おうとする意欲や実践力の向上と、もう一つは、本県の産業、ふるさとの産業への正しい理解の促進、こういうものを目的としたキャリア教育型のふるさと教育を進めていこうと思っております。具体的には、各地域で活躍する企業等の協力をいただきながら、例えば、地元の強み等を活かした模擬会社を設立するなど、主体的、探求的な体験学習に挑ませ、地域を活かしていくためにどうしたらいいかという問題解決力や企画力、プレゼンテーション力、また地域の方々とのコミュニケーション力等を育成の目的とした長崎県のふるさと型キャリア教育をつくっていけないかということで、取組を始めたところであります。

【堤委員】過去のこんな人物がいましたとか、郷土に誇りを持ってほしいというのは前からあるかと思うんですが、今、産業の理解ということで、キャリア教育型のふるさと教育と言われましたけれども、私、提案といいますが、「次期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について、一般質問だったかはっきり記憶をしていないんですけれども、中村知事がSDGsの視点というようなことを答弁の中で触れられたかと思うんです。それから、浅田議員がSDGsということを何度も言われているように思い

ますけれども、今、SDGsということは本当にこれからの社会を考える上で大事なキーワードになるかと思っているのですが、このふるさと教育において、そういったものを活かさないかと私は思っています。

日本は有数の森林大国です。森林というのは二酸化炭素を吸収するのに大きな役割を果たしているとか、また水田が気候の上昇を抑える効果がある、あるいは水産資源を守るという上で、今、マイクロプラスチックごみの問題、海洋生物にそれが影響を与えて、さらには人にも影響が及んでくるんだというようなことも指摘をされていますけれども、すごく大きな話になるかもしれませんが、長崎は水産、漁業産業が盛んでありますし、また森林もありますし、そういう面からいくと、若者は都会に憧れて出ていく人が多いわけですが、地元のいろんな自然を守ることが大事なんだということ、それが将来、持続可能な社会をつくっていくのに役に立つんだという視点の教育というのができないか、ふるさとの水産業を守るとか、あるいは今ある森林や水田を守っていく、そういったことにも目を向けられるようなふるさと教育がつかれないかと思っているのですが、今お答えは難しいかもしれませんけれども、そういう要望を。

【木村義務教育課長】今お話があったことを、これまで私どもは、ふるさと教育でやり、そして今からもしていこうと思っています。先ほど、過去の歴史や文化、自然、という話をしましたが、まさに過去に学び、過去のよさを未来に続けていくのが持続可能な教育であり、さらにはこれからのふるさとをつくっていくということも持続可能な教育であります。その1つ1つに環境があり、今のお話があった森林があり、水産業があります。持続可能な教育は、今までもE

SDといってやってきたことでありますし、新しい学習指導要領にも、未来社会の作り手として育てるということが明確に記載されておりますので、そのとおりやってまいりたいと思います。

【堤委員】ありがとうございます。明確に打ち出して取り組んでいていただきたいと思っています。

それから、キャリア教育についてですが、中学校でも職場体験学習をしていたり、あるいは高校でも職業訓練につながるようなインターンとか、いろんな取組がされていますが、働くことの大切さということと、あわせて働く自分自身を守るための教育というか、労働法とか、労働法規についての学習というのが非常に大事ではないかと思っています。最近あまり言われませんが、ブラック企業なんていうのもいまだに存在しますし、今の若い人たちは、福利厚生、休日が多いとか、いろいろな条件がいいところ、そこに関心が向いているとはいいませんが、一方で、自分の身を守るために、きちんとした法規、労働法について学習する機会というのは非常に少ないのではないかと考えています。そういうところもキャリア教育の中でぜひ取り組んでいただきたいと思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

【鶴田高校教育課長】労働問題の教育につきまして、堤委員ご指摘のとおり、特に高校生、多くが就職するということで、労働問題、俗に言うブラック企業でございますけれども、そういったことについての知識を持つことというのは非常に重要だと認識しております。高校においては、もちろん教科としての公民科等でそういったことも学ぶわけですが、厚生労働省が資料や教材をつくっております。まんが知

って役立つ労働法Q & A、それから知って役立つ労働法、労働基準法の基礎知識等がホームページでも掲載されておりますので、例えば各学校で、学級に学級文庫に設置するとか、生徒一人ひとりに配付する取組により、労働問題や、ブラック企業に対する理解を深めているところでございます。

【堤委員】公民科の授業というか、社会科の学習の中では、法律の名前は教えてもらいますし、テストにも出るから、それを覚えておくんですけども、実際、労働基準法でどういうことが書いてあって、それによって労働者がどういう権利を持っている、最低の基準ということはどういうものがあるというのは、なかなかわかっていない、理解しないまま社会に出る若者は多いのではないかと思います。ぜひ、いろいろな教材、資料などを活用した取組を進めていただくように広げていただきたいと思います。

それと、先ほど北村委員から、フッ化物洗口のお話がありましたけれども、中学校のフッ化物洗口というのはどのくらい進んでいるものでしょうか。

【松崎体育保健課長】今年度、フッ化物洗口は、予定でございますけれども、中学校で67%ほど進むものと見ております。

【堤委員】ちなみに、小学校はどのくらいですか。

【松崎体育保健課長】小学校は100%実施しております。

【堤委員】私は、北村委員とは逆の立場で発言をさせていただきますが、フッ化物洗口について賛否両論があります。それで、一律に学校現場にそれを持ち込むというのはどうなのかというふうに思っています。県の計画の中で推進するというところで進められていると思うんですが、

子どもたちのむし歯は前に比べると非常に減っています。それは何で減ったかという、養護教諭、担任の先生とかも含めて、ブラッシング指導、丁寧な歯磨きをしっかり指導されて、私も現場にいましたので、どういう指導をされているかというのは、その場で直に見て自分も学んだんですけれども、本当に丁寧に1本1本をきれいに掃除する、そして磨き残しがないようにということで、カラーテスターなんかを使って、こここのところをもう少しこう磨こうねとか、家庭でも見てくださいますかとかってコメントを書いてもらったり、丁寧な指導をして、そういうことで子どもたちは本当によく歯磨きをしています。私も子どもの時に、こんなふうに丁寧にブラッシング指導を受けていたら、もっとむし歯の少ない人生が送れたなと思うぐらい、本当に今の子どもたちはむし歯が少ない。ただ、やはり言われたように、貧困家庭とか、虐待があったり、そういうところはむし歯が多いです。ただ、そういう子どもたちは、フッ化物洗口で救うというよりも、いろんなことでトータル的に支援が必要な子どもたちですから、そこと結びつけるのはどうかなという気がしています。

あと、今の子どもたちは、むし歯は少ないですけれども、歯並びが悪かったり、かみ合わせの問題であったり、歯周病、そういうところが問題ではないか。それはフッ化物洗口では予防はできない、そういうことではないかと思いません。

あと、学校現場の働き方という面でも、先生たちに負担をかけることになっていきますので、大久保委員もいらっしゃるんですけれども、専門家を前にしてなんですけれども、一律にするのはどうなのか。取組が進んでいない市町へは足を運んで、そういう取組を広げていっているとい

う答弁でしたけれども、そういった面もあるということをお頭に置いていただきたいと思います。何か答弁がありましたらお願いします。

【松崎体育保健課長】委員ご指摘のとおりだと思います。むし歯予防に一番効果的なのは、フッ化物洗口のみならず、歯磨き、ブラッシング指導とか、あと望ましい食習慣、そういうものもあると思います。そういうものの一つとして、我々はフッ化物洗口を推進していこうと考えております。

それと、教職員の多忙化のことも出ましたけれども、我々としては、今、学校のほうには、ある特定の先生にフッ化物洗口を任せるのではなくて、組織的に取り組んでいただくようなこともお話をしているところであります。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【山口(経)委員】先ほど、宮本委員からもありましたプログラミング教育の充実についてお尋ねをしたいと思います。今月の9月8日付けの新聞で、長与の小学校のプログラミング教育という形で報道がありました。そういう中で、初め教職員の方々に指導をして、扱い方を長与北小学校でやっている、そういう形で今進めているということなんですけれども、来年度から、これが小学校において必修化になるということなので、そういう中でお尋ねをしたいと思います。現在、中学校では、技術家庭科の中でプログラミングが必修としてやられているということです。小学校で必修化される目的というのは何でしょうか、お伺いしたいと思います。

【木村義務教育課長】先ほど少し話をしましたので多少重なりますが、小学校では、パソコンを用いたプログラミング体験を通して、物事

を論理的に考えるプログラミング的思考を育成する内容であります。そしてどの学年でしなければならない、どの教科でしなければならないとは定まっておられません。これは小中学校それぞれが定めてよいのですが、基本的には、所管の市町が小学校と相談して決めるものと思います。先ほどの長与町の件は、私も承知しております。長与町はロボットを教材として購入しまして、それを動かすプログラミングを子どもたちに体験させるということで、とても有意義な学びだと思っています。いずれにせよ、各市町がそれぞれ定めた内容を定めた学年、教科で取り組んでくるということでもあります。

【山口(経)委員】各市町で異なった教育で、それは特色ある教育としてやっていいと思うんですけども、中学校で今、必修化なさっている中で、教材費という形で各校が捻出をして、小さなロボットであったり、長与町内では人型ロボットのペッパー君を1体、何かの予算で購入したということだったんですけども、そういう形でされておりますけれども、これもやっぱり教材費というのが必要でありまして、各市町が予算規模あるいは財政力指数が違う中で、ばらばらの取組であっていいのか、ということなんですけれども、その点はいかがですか。

【木村義務教育課長】結論から申しますと、教材はばらばらでも構いません。目的は、先ほど申しましたとおり、パソコンを用いるというのは一つ大切なポイントだと思います。いずれにせよ、そういう体験をさせてプログラミング的な思考を育成するということでもありますから、目的は必ず一緒である必要があります。ただし、先ほど予算の関係とありましたが、市町で予算をとっているところもありましょうし、例えば、保護者負担で可能な程度の教材を選ぶところも

ありましょうし、国からも、無料でさまざまなソフトが提供されています。それを活用するという方法もありましょうし、目的は同じで、教材は違うというふうにご認識いただければと思います。

【山口(経)委員】県の今の産業の中の一つの目的が、航空機、ロボット、IoT、これを一つの産業の柱にしようということで、人材育成等も県立大でもしっかりと情報システム学部をつくって、来年4月から、その4年生が巣立っていくとしておられます。そしてまた長崎大学では、情報系の学部を創設しようという、こういう高度人材が今、求められてきているわけです。そして、長崎にそういう高度な人材、教育を受けた人材がいるということで、県内に誘致企業が来てくださる状況になってきております。

そういった中で、小学校、中学校というプログラミングの入り口の状況の中で、その目的は一緒に、それぞれ違うことをやっていいんですよというよりも、しっかりと教材費の予算化というのを県でも考えていくべきではないかと思うんですけども、この点についてはいかがですか。

【木村義務教育課長】小中学校における教材費というのは、基本的には所管の市町できちんと整理していただくものと認識しておりますので、今のところ、県で何やらということは考えていません。

ただ、1つ思うんですけども、例えば、ロボットを準備したからといって、みんなが同じように興味・関心が高まるというものではなくて、もちろんロボットというような興味関心もあります。一番大切なのは、そこでどう教えるか、何を教えるか、どう思考させるかです。そこに關しては、県としては、き

ちんと責任を持って研修等を積んでいきたいと思っています。

【山口(経)委員】 予算は各市町がそれぞれ担うべきものだということなんですけれども、県の方針として、やっぱりそういうことも人材育成をしっかりとやっていこうと打ち出している中では、何らかの対策は必要ではないかということをお私に申し上げているわけです。それについて、人材輩出県であってはいけませんよ。人材を県内にとどめておくために、しっかりとした入り口からの興味を持っていただく、そういったことが教育には一番求められていることじゃないかということで、予算でもどうですかというお話をしているわけです。そういったことで、もう一度、いかがですか。

【木村義務教育課長】 県で人材をつくるというのは私も全く同様の考え方を持っておりますので、義務教育課としては、その役割をきちんと果たしていこうと思っています。

一方で、小中高それぞれで段階的に担っておりますので、教育長の説明の中にありましたように、プログラミング教育につきましては、人材を育てようという視点で、まずは小中学校では、おっしゃったとおり、基礎の段階で先生方が目的を達成するような指導ができるような支援をしっかりと行い、さらに小中高それぞれの発達段階で、そういう人材を輩出していくという考え方を今持っております。

【山口(経)委員】 どこにいてもそういう人材を育てるために、その環境を整えるという形で、ロボットだけがプログラミングの入り口じゃないとおっしゃいましたけれども、そういう考え方ではなくて、小さなロボットが1体3,000円するそうです。それぐらいはちゃんと環境的に整えてあげる、そういったことも必要ではないか

と思います。ペッパー君は20万円だそうです。今回、長与の小学校に導入した1セットで100万円だそうです。そういったことが各学校、教材費としてできるのかということをお問われていると思います。教育長、いかがですか。

【池松教育長】 まず、これは委員ご案内のことだと思いますけれども、今、小学校から始まるプログラミング教育というのは、プログラマーを養成するための基礎講座をやるようとしているわけではないのであって、先ほど義務教育課長が申し上げたとおり、いわゆる論理的思考を育んでいかないと、今からまさにAIとかが労働市場を席卷する中で、人間としてのいわゆる強みが発揮できないということから始まっているんだらうと思っております。

そういった意味では、ロボットや、パソコンを使うにしても、先ほど言ったように、そこは教科も特定されていませんし、学年も特定されていませんので、一定市町が小学校という学校の設置者でありますから、創意工夫というのは市町でやるべきだと思っております。

また、パソコン等の設置についても、国において地財措置がなされておりますけれども、ここはまさに首長たちの考え方の中で、その地財措置を使ってパソコンを設置しているところもありますし、設置が遅れているところもありますから、教育長、教育委員会、それから首長なりのお考えの中で、やらなければいけないことは皆さん、共通認識を持っておられますので、そこは自分の市町に合った方法を模索していただくことがベストだと思っております。県としては、それをしっかりと支援するという立場ではないかと考えているところでございます。

【山口(経)委員】 考え方がちょっとずつずれていようと思いますが、県としての支援とい

たら、そうしたらどういうことになるのですか。

【池松教育長】先ほど申し上げましたとおり、プログラミング教育を進めていく上での研修会とか、そういうことをやるのが県の役割ではないかと思っていますし、義務教育課長が申し上げたとおり、文部科学省におきましてもソフトの紹介等を行っていますので、そういうことが県の役割ではないかと考えているところでございます。

【山口(経)委員】そうしたら、しっかりとそういうプログラミングにおける人材といったものを、長与の例で言いましても、プログラミングを教える教職員の皆さん方が、この研修を受けなければ、それができなかったということなんですから、しっかりとそういう研修をやりたいと思います。

それから、申し上げたくはないんですけども、教職員の不祥事について、6月の委員会の折にもお話をさせていただきました。また続けてこうした不祥事についての言及がっております。そういった中で、不祥事を起こした方々について、県全体の教職員の皆さん方の信頼、県の信頼を失墜したというお考えがあったのかどうかなんです。不祥事を起こす前に、そういう抑制的なことは働かなかった方々がこうして不祥事を起こすということで、その意識の調査については、どのようになさっておりますか。

【本村高校教育課人事管理監】まず、今回の県内の高校教諭のわいせつ行為につきまして、生徒の健全な育成を図る立場にある教師が公共の交通機関内でこういうふうな行為に及んだことにつきまして、被害者、それからそのご家族並びに県民の皆様方に大変申しわけなく思っております。

今後、信頼回復にこれまで以上に努めて、危

機感を持って不祥事防止に取り組んでいきたいと思っております。

現在、先ほど、教育長の説明の中にありました当該教諭につきましては、事実関係を確認しているところでありまして、事案の動機とか対応、継続性等を十分に考えながら、厳正に対処していきたいと思っております。今、その段階でございます。

【山口(経)委員】質問に対してお答えがちょっとずれているようですけれども、不祥事を起こした方々が、事前にそういう意識があったのかどうか、そこまで調査したのですかということですか。

【本田教育次長】例えば、これまでの免職事案でありますとか、そういう方々のいわゆる供述書というのをとります。もちろん我々も聞き取りをいたしますけれども、その中では、確かに起こってしまった結果に対しての反省は出ております。ただ、その起こる前の気持ちというのが、どうしても自分の情緒的なものであるとか、そういうものが出てきたりしているところであります。ただ、事前の段階で、自分に気づいてほしいということがあればということで、それは大変残念に思っているところであります。そのためにチェックシートというのを始めたわけでありましてけれども、まだ4月から始めたというところで、今後、一層進めていきたいと考えております。

【山口(経)委員】前回もお話ししましたけれども、倫理観念というのが最初に働いて、その行為に及ばないというのが本来、抑止する形じゃないかと思うんです。自分の欲というのは持った方はありますけれども、それを外に出すか出さないかの違いということになってきて、倫理観念というのが一番大事になってこようかと思

うんですけれども、そういう意識の調査ということでしたら、そして対策もしていただきたいと思っておりますけれども、教育長、いかがですか。

【池松教育長】不祥事を起こして非常に申しわけないと思っておりますし、特に、わいせつ行為というのは、ほかの不祥事も当然、県民の皆様方それから保護者の皆様方、またまさに子どもたちの信頼を失墜させてしまうようなことですし、特に、児童生徒にとっては、目の前にいた先生が、いわゆる悪いことをしたというのは非常にショックな面もあると思っておりますので、教職員の先生方は、自分が教員であるということの矜持をしっかり持っていただきたいということで、常々校長先生方はじめ、いろんな機会にお話をしていますし、ほとんどの先生方はそういうふうに思っておられると思っております。

今、山口(経)委員から、事前の意識の調査というようなご質問だったと思うんですけれども、各学校においても、不祥事を防止するための委員会をつくって、いろんな対策とか、いわゆる意識づけをしておりますので、そういった意味では、一般的なアンケート調査については、なかなか結果がどう出るか、それが不祥事防止に結びつくのかというのは難しいと思っております。そういった意味で、初めてわいせつ系については、自分自身がどのような傾向があるのかというのを把握できるように、まさに自覚を促すためのチェックシートをはじめましたけれども、もし山口(経)委員のご提案が、事前にそういう意識調査をやるというふうになると、そこは全県下を通してペーパーのアンケート調査というよりも、各学校の小規模なコミュニケーションの中で自覚を高めていくことが効果的ではないかと考えております。

いずれにしても、山口(経)委員おっしゃるように、教職員の自覚というのが一番大事だと思っておりますので、息の長い取組をやっていかなければいけないと考えているところでございます。

【山口(経)委員】飲酒運転の根絶ということも非常に問題になって、そして飲酒運転も大分減ってまいりました。このことは、飲酒運転が発覚すると運転免許の一発取り消し、そして多額の罰金、このことがやっぱりしっかり抑止につながっているわけですね。だんだんそう浸透してきて、飲酒運転も減ってきているわけで、だからそういったことで、大きなペナルティーが発生するんだということを教職員の先生方にも知ってほしいわけですが、それを知っておっても自我欲に負けてしまったということになることがあれば、その意識の自覚をもっと持たせるということのほうが大切じゃないかと思うんですけれども、ほかに何か抑止につながるようなことは思いつきませんか。

【池松教育長】実際に不祥事が発生しておりますので、非常に難しい課題であるというふうには思っておりますし、これといった何かをやればすぐなくなるというような話ではないのかなとつくづく感じております。今、飲酒運転のお話があったんですけれども、平成28年以来、飲酒運転の不祥事はございません。これは一つは、同僚間でお酒を飲む機会があるわけですから、例えば、車のキーを預かるとか、代行運転で帰る時には必ず代行に乗るまで見るとか、お互いを助け合うという意味では、同僚性を発揮できやすいんです。例えば、この職員は飲酒をすると酩酊をしてしまうので、だからしっかりみんなサポートしようねというのはできるんですけれども、わいせつ行為だけは、当然の話、表

面に出てきていないものですから、日頃のつき合いの中で、何か悪さを起こしそうだなのこのを読み取るのが非常に難しい。これは校長先生方もそうです。

そういった意味では、これは非常に小さいことかもしれませんが、いろいろな悩みを学校内で、先輩、同僚を含めて、ぐちも言いつつ、ストレスが発散できるような職場環境を今以上につくっていかねばいけないと思います。それが即効性があるかどうかと言われると非常に難しい面がありますけれども、1万3,000人余りいる職員の中で不祥事を起こすのが数名なのですがどう対応していくかというのは、日々活動している学校の中で、同僚性をどう育てて、山口(経)委員ご指摘のように、不祥事を起こすことは、自分の家族だけではなくて学校、ましてや長崎県の教育そのものに不信感を与えるというような自覚をしっかりと持ていただくことで抑止力が働くのではないかと考えておりますので、今までの取組を引き続き充実させていきたいと考えているところでございます。

【山口(経)委員】 こういう議論をすれば1つ1つ弁明が返ってくるものですから、また言いたくなるわけですがけれども、とにかく教職員という方々が、以前は聖職という考え方もあったということなので、子どもたちを教育する立場にあるということ、大きな信頼を失うんだということをひとつ自覚を持ってやっていただければと思います。よろしくをお願いします。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山本(由)委員】 令和3年度の公立高校の入学選抜制度の改善について何点かお伺いをしたいんですけれども、まず、目指す方向は、ここに書いてあるとおりで、推薦入学とか一般入学選抜の志願倍率の低下や、定員の不充足、地

域間格差というのが課題であって、それから中学校からの要望という形で述べられているのですが、定員の不充足の問題、それから地域間格差の問題を、この選抜制度を改善することによって、どう地域間格差がなくなるのか、不充足が少しでも改善をするのかというイメージをご説明いただけますか。

【鶴田高校教育課長】 まず、現状を申し上げますと、推薦入学における充足率は、直近の推薦入試で0.78倍でございました。つまり78%の充足でございました。逆に言うと、22%充足していないという状況でございました。特に、離島部や半島部の高校では充足をしていないという状況でございます。さらに、一般入学者選抜においても、直近の入試では、全体の平均で充足率93%でございました。

今回の入学者選抜の改善によって、どういうことを期待しているかということでございますけれども、推薦入学ではなく、誰でもチャンスが2回に増えるということで、受検生が前期でいろいろなチャレンジができるのではないかと、それから各学校は、こういう生徒を求めているから、こういうことで来てほしいということ、明確にアピールできますので、そういったことを中学生が理解して、前期でチャレンジしてみよう、この学校を受けてみようというようなことを期待しております。チャンスが2回あるということは、倍率もその分、上がっていくと考えます。要するに、前期で合格すれば後期は受けられませんけれども、チャンスが2回あるということは、倍率も少し上がって、それぞれの高校が活性化につながるのではないかと期待しております。

【山本(由)委員】 内容については、決定ということではなくて、今からいろんなご意見を聞き

ながらということになるかと思いますが、今の段階での方針の内容のことでお伺いをしたいんですけれども、要は、まず前期選抜で5%から50%ということで、その中に、特色選抜と文化・スポーツ特別選抜というのがあると。この間の一般質問の中で、教育長の答弁で、文化・スポーツ特別選抜を拡大するようなお話があったんですけれども、文化・スポーツ特別選抜は、たしか各校5人だったと思うんです。この5%から50%の範囲というのは、特色選抜と文化・スポーツ特別選抜を合わせて50%、だから極端に言うと、文化・スポーツ特別枠を今の5人から大幅に増やすのはありというふうな考えなのでしょうか。

【鶴田高校教育課長】委員ご指摘のとおり、前期選抜の募集定員は5%から50%の範囲で各学校が決めます。その5%から50%というのは、Aの特色選抜とBの文化・スポーツ特別選抜合わせた範囲と考えております。現行の文化・スポーツ特別推薦は一律5名でございますので、募集定員の考え方としては、現状、まだ特に定めていませんが、各高校も、文化・スポーツ特別推薦については広げたいという意見が多ございますので、今回を機に、拡大の方向で準備を進めていきたいと考えております。今後、公立高校の校長に対して説明をし、そして1校1校ヒアリングをしながら、文化・スポーツ特別選抜のあり方については、詳細について考えていきたいと思っております。

【山本(由)委員】わかりました。

校区の考え方なんですけれども、今、県立高校の場合は校区が7つあって、校区外が7%とか、そういうふうな決め方がある。それから、今年度から一部の高校については、県外から5%というふうな上限があるかと思うんですけれども、

校区の7%とか、県外の5%、これ自体はこの改善にどういうふうな影響があるのでしょうか。

【鶴田高校教育課長】まず、お尋ねの校区は、普通科に係る校区で、校区外からの入学は7%という条項についてだと思います。今回、改善方針の中にはそれについては触れておりませんので、現行のままとなります。ただし、文化・スポーツ特別選抜については、校区内という考え方から、全県1区で入学も可能と現行も制度がなっておりますので、そういった意味では、普通科の校区外から入る生徒も少し増えていくのではないかと考えております。

【山本(由)委員】今の段階で私が個人的にちょっと懸念していることなんですけれども、先ほど、2回受けられますよという話で、従来、前期に値する一般推薦、それは学校のほうからの推薦があってということで人数が限られている、今度の場合は、極端に言うと全部受けることができますよと。仮に、上限の50%まで持ってきた場合、あるいは少なかったら、もっと影響があるんだろうと思うんですけれども、結局、ある程度の数の方が不合格になってくる。もう一回、その学校を受けるのかと。私立が先に試験があって、前期があって、不合格になります。そこまでの間が多分1カ月ぐらいしかない。その中で、モチベーションであるとか、そういうものを保てるのかなと。逆に、もう私立に行く、というふうな形で私立に流れたりしないかというふうな懸念を持っているんですけれども、これについてのご見解はいかがですか。

【鶴田高校教育課長】委員ご指摘のとおり、チャンスが2回あるということは、1回目、倍率が高くなると先ほど説明しましたが、当然、その場合は不合格者も増える、不合格体験をする中学生が増えるといった懸念については、私ども

も認識をしております。ただ、前期、後期に分けますけれども、基本的に定員は変わりはありませんので、前期で落ちたら、後期でもう一回チャレンジしてもらえれば、前期合格した中学生はもう受けませんので、後期の中で頑張れば何とかかなるのではないかとこのように私どもは考えております。

今後、中学校2年生に対して、さまざまな形で説明をしていきます。県教委としても説明をしていきますし、市町教委にお願いをして、中学校への説明もしていきたいと思っておりますので、新しい制度がしっかり理解をされて、いい制度になるように努めていきたいと考えております。

【山本(由)委員】 正確ではないかもしれないんですけども、私が聞き及んだ話だと、熊本県が一度こういうふうな形で前期と後期に分けたんだと。だけれども、結果的に、またもとに戻したんだというふうなお話をお伺いしました。理由としては、前期の問題を高校でつくってくださいというふうな形で、高校のほうの負担が重くなったんだと。それだけかどうかはわかりませんが、そういう事情があって、またもとに戻っているんだと。長崎県の場合、これを見る限りでは、前期の問題についても教育委員会のほうで作成をされるということですから、学校側は、試験問題を作成するという意味では負担が増えるということではないと思うんですけども、熊本県の事例というのはどういうものであるのか、なぜもとに戻ったのかということに関して、ご説明が可能でしたらお願いいたします。

【鶴田高校教育課長】 熊本県の状況については、把握しておりません。別の話になるかもしれませんが、佐賀県が前期後期選抜をしておりまして、それを逆に少し改善をしようという

ふうな動きがあるというのは承知をしているところでございます。

いずれにしても、熊本県も、例えば、学力検査を重視したいという高校は、前期の定員をほとんど設定していなかったりしております。それがうまくいっているかどうかは調査不足で申しわけございませんけれども、近隣の九州各県、それから全国の都道府県、今、前後期、こういう選抜をしているのが大体半分ぐらいでございます。逆に、推薦入試をやめている県も半分ぐらいでございます。そういった中で、先進的に取り組んでいる県はたくさんございますので、その中でどういう課題があるのか、そういったことについては、これまでも少し情報交換はさせてもらっているんですけども、今後とも情報交換をして、よりよい制度にしていきたいと考えております。

【山本(由)委員】 ありがとうございます。

定員割れの問題というのは私も非常に懸念をしているところがあります。それで、私立は私立で大変といいながら、結局、私学の実質無償化の話であったり、どうも今回の私学のほうに流れやせんかなというふうな懸念も持っています。先ほどちょっと申し上げた不合格体験をしてしまうというものも含めて、多分、高校でも、これを5%にする、50%にするとか、まだこれからいろんなご検討をされるんだろうと思うんですけども、他県等の事例も含めて、ここはうまくいかなかったんだ、だから、こういうふうに変えてからやっていくんだというふうな形、それから中学校の一般推薦がかなり手間もかかっていたのかなという感じもしないでもないんですけども、中学校の推薦がなくなることによって、中学校は少し楽になる部分はあるかもしれないんですけども、別の意味で、

例えば、プレゼンテーションとか言われたら、またそれ用の指導もしなければいけないようなケースも出てくるんだろうと思いますから、もう1年半ぐらいしかありませんので、高校それから中学校の現場の意見もよく聞いていただいて、何とかこれが課題の解決になるように期待をしておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【大久保委員】私は、「全国学力・学習状況調査の結果について」ということで質問をいたします。去る6月定例県議会で一度質問しましたけれども、ちょうどこの全国の調査が実施をされた直後でありましたし、結果が7月末に文部科学省のほうから出るということでしたので、また改めて質問させていただきたいと思います。

結論から言います、我が長崎県の小学校、国語は全国平均を3ポイント下回り、算数は全国平均を2ポイント下回った。中学校では、国語、数学ともに全国平均と同程度でありましたが、英語は全国平均を2ポイント下回ったという結果に、率直な見解をお示しいただきたいと思います。

【木村義務教育課長】まず、小学校につきましては、例年と同様と言ってもいい結果でありました。つまり、低学年からの基礎的な知識や技能等積み上げのところに課題があるのではないかと。ポイントとしては、低学年の授業がどうあるべきか、また基礎的な知識・技能をどう積み上げればいいのかというのが大きな課題だと思います。

一方、中学校3年生は、これも例年同様なんですけど、小6の時と同じ児童生徒で比べると、必ず成果が上がっています。ということは、小5、小6あたりからの学力調査、そして中3まで

の全国までの積み上げ、改善策が効いているのではないかとこのところでもあります。

英語につきましては、今年初めて調査がありました。小学校の国語、算数は、正答率の低い割合の子どもたちが少々多いのに対して、中学校の英語は、正答率の低い子どもの割合は同じぐらいで、中程度ぐらいが多く、高いところが若干少ない。これに関しましては、外国の方との実際のコミュニケーションや英語を使う場面をもっと増やしていくことで、改善されていくのではないかとこのような感想を持っています。

【大久保委員】今の義務教育課長の答弁で、学習というのは継続性とか連続性というのも非常に大事じゃなからうかというようなコメントだったかなと思います。

それで、いただいた資料では全国的なものかわからないんですけども、私の記憶によれば、過去何回かのこの学習調査で、全国的に高いところは、いつもその常連で、低いところは低いというような状況は、どういうふうに分されているのか、あるいは高いところの都道府県から何か学ぶべきものがあるのか、教えていただきたいと思います。

【木村義務教育課長】ご指摘のとおり、私どもが認識しているところでは、例えば、秋田県、福井県、石川県あたりがずっと平均正答率の上位校として常連です。実際私も見に行かせていただいております。学力調査の背景というのは、例えば、教員の指導力のほかにも、学校の教育環境の違い、家庭の社会的、経済的背景の違いとか、いろんなものが積み重なっておりますので一概には言えないんですけども、では、学校での取組の違いは何か。結論から申しますと、余り変わりません。

一方で、先ほどもお話ししましたが、学力調

査の結果から見ると、上位県というのは平均正答率の低い子どもの割合が少ないんです。つまり、学習につまずいている子どもの割合が少ないということなんです。ですから、子どもとしては、そういうつまずきに丁寧に対応して、低学年のうちから、粘り強くわかるまで教えるというようなところが必要ではないかと考えています。

石川、福井、秋田、3県の学校で大まかに共通していることは、学力向上を学校経営の中心に置いています。また、それができる教員の育成も同様に置いています。ここは大いに学びたいと思います。

もう一つ、はっきりわかっていることは、学力というのは学校力総体でありますので、学力だけ高くて体力が低いなんていう学校はありませんし、全ての総体として伸びています。

そういうところも大いに学び、低学年からの指導、また学校が組織となって、教員の指導力も高めていくところは、引き続き取り入れていきたいと思っています。

【大久保委員】 いいご教示をいただきました。そういう先進的な、いつも高い学力の結果を出しているところの取組をぜひ参考にさせていただいて、そういうシステムを早く構築していただきたいと思います。私はいつも言っていますけれども、やはり公教育の果たす役割というのは大きいと思いますので、ぜひそこらあたりですね。

それから、もう一つ、この結果の中に、県内の各自治体がどうかというのを書いていまして、これを見ますと、これも不思議なことに、全国を上回っているのは、ほぼどの学年、学科においても、例えば、全部プラスになっているというのが島原市、長与町とか、ここらあたりの傾

向もどういう分析になっているのか、同じような感じなのか、お示しいただきたいと思います。

【木村義務教育課長】 先ほどお話ししたことと重なりますが、どこかの教科だけが伸びるということではなくて、総体として伸びています。

私が認識している範囲ですけれども、長与町の特徴的な取組としては、町内全児童生徒に基礎的な学力を身につけさせることを目的に、小学生には漢字とローマ字と計算、中学生には、それに英単語を加えた町独自のながよ検定というのをずっと行っております。また、県教委と共通理解している授業改善の方法を、小中学校9カ年で共有しております。簡単に言えば、小学校から中学校までの連携がよいのではないかと考えております。もう一つ、長与町の特徴的なところは、質問紙において、本県は授業以外に2時間以上学習している中学生の割合というのが低いんですが長与町は高い。そういうところもあります。

もう一つ、今名前が挙がりましたので島原市もお伝えしようと思いますが、同様に、全教員で取り組んでいる成果ではないかと考えております。特徴的なこととしては、児童生徒の質問紙に、先生はわかるまで教えてくれていると思いますかという問いがありまして、この問いが島原市はぼんと高いです。ですから、教員のきちんと教えようというやる気が、児童生徒によい影響を及ぼしたのではないかと考えております。

あと、小値賀町は小中一貫とか、それぞれ各町独自の取組と全県的な取組が相まったの成果だと思います。

【大久保委員】 ここは公教育も大事でありますし、県教委の果たすべき役割も大きいのかなと考えておりますので、ぜひそういういい事例を

見ていただいて、早くオール長崎県のシステムづくりですね。

それから、連続性、継続性という、今、注目されるのは就学前の教育です。こういったところもぜひ必要じゃないかと思うんです。学力じゃなくて、例えば、スポーツの世界とか、文化、芸術の世界も、ほとんど就学前にスタートしているんですね。「三つ子の魂百まで」じゃないけれども、そういう意味では、就学前の教育というのも非常に必要になってくるんじゃないかと思いますが、そこらあたりはいかがでしょうか。

【木村義務教育課長】私は就学前のことについてはお話しすることはできないのですが、これは私が校長時代の経験として話をさせていただきます。例えば、今は子ども園と言うんでしょうか、幼保と小学校が連携しているところは、スムーズに小学校に入学してきます。保育園、幼稚園時代の子どもは結構色々な事ができるようになっているんです。それを小学校がまた一番最初からというような指導が一番弊害を生みます。本当に子どもたちができるようになってきたところをしっかりと小学校が受け止めて、それをもとにして活かすような、これは幼小連携として重要視していることでありますので、ここを大事にしていきたいと思います。

【大久保委員】現場の経験に基づく答弁もいただきまして、ありがとうございました。我々もまた普段の活動の中で、ぜひ地域で活かしていきたいと思います。

それから、フッ化物洗口について先ほど質問がありました。むし歯ができる要素というのは大きく3つありまして、これは皆さんご承知のように、プラークといういわゆる細菌の固まりが歯質を溶かしていくということ、それを予防

するためにブラッシング等々衛生指導があるわけでありまして。それから、もう一つは、むし歯を進める意味では砂糖の存在です。砂糖を食育の中で減らしていく。最近は若年性糖尿病というのがありますので、そういう意味では、砂糖のコントロールをするということが2つ目。3つ目は、やっぱり歯そのものが弱い場合というのは、むし歯になりやすいので、歯そのものを強くするために、その予防策としてフッ化物洗口があると私は思っておりますが、そこらあたりの考えはいかがでございますか。

【松崎体育保健課長】委員ご指摘のとおりだと思います。

【大久保委員】それで、これは歯とか口の中だけじゃなくて体のこと、第一義は、やっぱり自分で管理をしていくということです。口の中で言うと、自分でしっかりブラッシングをしてきれいにしていくという、これはセルフケアといいます。それから、意識ある人は、定期的に、悪くなくてもかかりつけの歯医者さんを訪ねて、専門の歯科医師とか歯科衛生士にケアをしてもらう、これはプロフェッショナルケアといいます。ところが、セルフケアでもプロフェッショナルケアでもできない方がいらっしゃるのでは、そこはどかが果たすのかという時に、これはパブリックケアだと思うんです。そういう意味で、公的な学校の場で、もちろん強制じゃないです、希望者にフッ化物洗口をすることによって歯質を強化していきましょうというのはパブリックケアの概念でありますので、ここらあたりはやはり公的なものの果たす役割が大きいのかなと思いますが、そこらあたりの考えはどうでしょうか。

【松崎体育保健課長】ご指摘のとおりで、先ほど申しましたように、永久歯のむし歯予防とし

て、我々は児童生徒に対して、切れ目のない、むし歯予防対策をしていきたいと思っております。そういう意味で、フッ化物洗口もしたり、ブラッシングケアにしてもしたり、食生活、そういうことも含めて教育現場の中で推進していこうと思っております。

【大久保委員】それから、先ほど堤委員からも指摘がありましたけれども、最近では、むし歯とか歯周病以外に、歯並びが悪いとか、かみ合わせが悪い、かむ力が弱い、そういうお子さんたちが見られるという傾向があるんです。これはどうしたものかということで、今、歯科のほうも、出産前、産後のケアの段階から歯科の分野がチーム医療として入り込んで研究をしたり、ケアをしたりする、あるいは母子保健の中にチーム医療として歯科医療のチームが入ってということがやっと現場でも、地域においてもやれるようになりました。ここらあたりは非常に大事なことだと私は思っています。むし歯予防も歯周病の予防も大事ですけれども、やっぱりしっかりとしたかみ合わせをつくって、噛む、そしてのみ込むという機能をしっかり高めていく、維持していくということが、これから長崎県の抱える健康長寿日本一に大きく貢献すると思っていますけれども、そこらあたり、ぜひ教育委員会としても、児童福祉の現場ともよく連携をとって頑張っていたいただきたいと思いますが、最後に教育長のご見解をお聞かせ願いたいと思います。

【池松教育長】大久保委員がご指摘になったように、大人の丈夫な体の基礎をつくる時が小中学校の時代だと思いますので、歯の教育だけではなく、食育も含めて、また体を鍛えるといいですか、スポーツの普及ということも含めて、家庭と連携を持ちながら、しっかり進めていき

たいと考えております。

【ご委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本(啓)委員】2つだけお尋ねしたいと思います。

説明資料の中にあるんですけども、「『しま』における体験活動について」、これは平成16年から本県が特徴ある地形、離島に小学生をというような取組で始まったと理解をしていますし、その前は、国のほうで文部科学省と農林水産省と総務省が3省連携で都市と農山漁村の共生・交流という考え方で、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムとか、そういったこれまでであったものの根幹をなすような取組であったと私は理解するんですけども、都市部の、当時、小学校5年生と言っていたような気がするんですけども、必ず農山漁村で体験をして、そしてその逆もまたしかりで話があったと思うんですが、その後はどうなったかわかりません。そういったことで、まずは長崎県内においても、離島を知ろうということで、離島以外の方々が行く、そういう取組であったと思います。

当初、五島、壱岐、対馬、これらの大きな離島に毎年交代で1島ずつ訪問をしていって、そういう展開をしていたのが、今現在は、対馬市、壱岐市、五島市の3島に、1年間で一遍に体験の事業を展開する。ただ、その規模感が非常に少なくなっている。平成16年当初、五島市が487人、平成17年で壱岐市が657人、平成18年で対馬市316人、平成19年、壱岐市349人、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年と300人台で五島、対馬、壱岐、五島となっているところが、現在は、今年が対馬市50人、壱岐市49人、五島市59人、全体で158人と非常に少なくなっています。こちらから一方的にいただいた資料を読み上げただけでも、経緯と本来の

この事業の目的、そして今、それが果たされているのかをご説明いただきたいと思います。

【山口生涯学習課長】 お答えいたします。

まず、事業の目的は、離島の多い我が県において、子どもたち、特に本土部の子どもたちが一度ならず離島を経験するということが目的であったらと思います。

事業が始まりましたのは平成16年でございます。今おっしゃったように、当初は500人の子どもを100人のスタッフで連れていくという事業でございました。それがやがて、先ほどもご説明のとおり、途中で300人程度になっておりまして、それまでは1島に行っていたものが、途中で平成24年から、4つの島、その時は壱岐、五島、新上五島、平戸に分かれております。そして、現在は壱岐、対馬、五島に行っているということでございます。なぜそうなったのかと申しますと、当初、事業を始めた時は県主導でございましたので、たくさん連れていくということであったと思いますが、やがてやっている中で目的が変わってまいります。つまり、ただ単に離島を体験させるということだけではなく、地元小中学生との交流とか、それから地元の高校生などがボランティアに入って、異年齢集団での交流というのにも重点が置かれるようになります。そして、その後、国境離島の大切さを教えるというようなことも目的に入っております。ということで、形態が変わってまいります。当初は県主導でやっておりましたが、やがて、例えば、五島でやる時は五島市教委さん、対馬でやる時は対馬市教委さんを入れてやるようになりました。やがて、先ほど申しました4島でやろうということになった時に、それぞれの市や町にお願いしてやるようになっております。

そこで、今度は各市や町のご事情というのが出てきます。現在、壱岐、対馬、五島でやっておりますが、今、事業を受け継いでいるのは地元の市教委さんではございません。地元の観光協会さんとか、あるいは業者でございまして、今は、壱岐、対馬、五島では、離島活性化交付金などを使いまして、しままで連れていくのは私たちが行いますが、その後、向こうでは、向こうがやるという形にしております。つまり、上から目線な言い方でよくないかもしれませんが、離島のほうがひとり立ちをして事業をやるように変化しております。

したがって、なぜ減ったかと申しますと、時代とともに、やり方、それから離島のほうに受け入れる力がついてきたというようなことではないかと思っております。その1つの例としまして、私ども、この事業を別のしまに今、ご案内しておりますけれども、夏場は受け入れるところがない、地元でいっぱいである、キャパは満杯になっているというようなことございまして、現在、1つの離島50人ずつ、これ以上増やすと受け入れることができないと地元で言われているというような状況でございます。

【山本(啓)委員】 ありがとうございます。詳しくご説明いただきました。

今ご説明いただいた内容をずっと聞きながら思ったのは、であるならば、本来の目的というものが、その手法とか、担うべき団体や行政、そういったところが理解をしていって、合理的になって、また効率化を見ながら変化していったという説明で落ちつくのかもしれませんが、そもそもこの事業、起こりは教育の観点から始まっているわけですから、私は、壱岐とか五島、対馬は、地形が変わるわけではないわけですから、長崎県には離島が多くあるのは、これまでもそ

とともに変わりますし、市町がそれなりのノウハウを持つことによって、非常に魅力的な体験活動もできるようになってくるんだろうと思っています。そういった意味では、今後、この交流支援事業がどのような姿があり得るのか、またしまの活性化に寄与することというのが、単純に子どもたちを送り込むことだけなのかということも市町教委ともしっかり協議していきたいと考えております。

【山本(啓)委員】 最後、教育長がおっしゃったように、ぜひしまの活性化という部分において、長い年月積み重ねられた経過と、そして今の数字だけを見て事業の有無が判断されないために、私は、教育という角度から離島、国境離島を学ぶというところは最後まで残していただいて継続をしていただきたい。今年の子どもと来年の子どもはまた違うわけですからですね。ぜひ願わくば、長崎県の本土に住む小学生は一度は小学生のうちに離島を訪れるというところを目標に、達成をしていただきたいと思います。

もう一問、先ほど山口(経)委員とやりとりをされておりましたプログラミングについてでございます。冒頭の説明でも、サイエンス・テクノロジー人材育成事業「プログラミング講座・コンテスト」等の説明もあったところでございます。最後、義務教育課長だったですか、プログラミングというのは課題解決に向けて順序立てて考える思考力を養うことには効果があるということからだと思うんですけども、プログラミングのスキルを取得することが教育におけるプログラミング教育の目的ではなくて、プログラミング教育を通じて得られる論理的な思考、そういったものをこれからの社会に必要なスキルとして生きていく人間に身につけさせることが重要なんですと。もちろんプログラミング

というのは教育の一つのツールであって、それを通じてというところのやりとりがあったんだと思います。

ただ、私も実は、山口(経)委員と同じ切り口を少し持っていて、知事が造船業から新産業へと、そして今、造船業を支えてきていたものづくりの方々の新たなピラミッドの上層部には新産業をと、AIやIoTやエアロスペースとかそういったものを持ち込んで。航空関係については、今、非常にいい雰囲気になってきていると。しかしながら、日本全体が明らかにITスキルやAIにスキルを持った人材が足りないわけですから、一生懸命、長崎県内で育てていくこと、また県外からそういった人材を持っていくこと、両方を同時進行でやっていかなければいけない、ここはみんな理解していると。

じゃ、義務教育において、我が国がそういった課題も抱えながら、義務教育の現場に一つの学習ツールとしてプログラミングというものを置くと。それらの学習指導要領とかが出てきて、来年から始まると。その時に、本県は一定教育現場と思いながらも、その先、中学、高校、そして大学でそういったスキルが磨かれた子たちは、優秀な人材として活躍できる未来があるわけですね。今回のこのプログラミングコンテスト、参加者の数は一定聞かせてもらえるかと思いますが、何が言いたいのか。早くにこういった取組ができる若年層の取組の成果とか、取組の姿勢をやはり社会が評価する、地域が評価する、または産業が評価する、そういった雰囲気づくりをしなければ、なかなか育たないんじゃないかなと。義務教育におけるプログラミングの意味はわかりました。しかしながら、すぐそこにあるキャリア教育につながるプログラミング、そういったところについて、もう一度、整

理をして、そういった可能性も含んでいるという長崎県の事情も考慮したご答弁をいただければありがたいです。

【木村義務教育課長】英語もそうなんですけれども、全ての子どもたちに一定そういう可能性が持てるような教育をするというのが、義務教育の役割です。これはプログラミング教育も一緒です。

英語では、イングリッシュ・パフォーマンスコンテストといって、やはりその中でも尖った力を発揮したい、またその力を伸ばしていく子どもたちが活躍できる場を県としては準備して、可能性も広げていくような、取組をしています。

プログラミング教育は英語と比べたら、まだスケジュール感が遅いのですが、先ほど言った教材に関しては、全ての市町、子どもたちに届けるというのは、なかなか難しゅうございますが、現在、高校でやっている、一定そういう土壌の中で伸びてくる子どもたちが活躍できる場というものを将来的に小中学校で確保、保障できないかということに関しては、ぜひ検討したいと考えています。

というのは、国が出しているプログラミング教育の場面は大きく3つあります。1つは、授業で実施しなさい。それが今、私が話しているところで、もう一つは、クラブ活動みたいなところでしなさい。もう一つは、もっと枠を超えてやりなさいとなっています。

まずは授業なんですけれども、枠を超えたところで活躍できるような子どもたちが当然英語と同じように出てくると思います。そういうものは、将来的にはぜひ取り組むような姿勢でいたいと思っています。

【山本(啓)委員】 ちょっと古くさい言い方ですけども、古くないです、私が一番若いんで

すからね。プロ野球選手になることを夢にする人が少ないそうです。サッカーも少なくなっているそうです。我々の頃は、プロ野球選手になりたいというのはたくさんいました。結局、自分が今やっていることと格好いい姿がつながるからですね。もちろん、その間にはすごい困難があるから、結局はつながってなかったんですけども、視覚的にはつながっていますよ。何が言いたいかというと、高校のほうで取り組んでいるこのコンテストにおいても、県内大学ということであれば、長崎大学や県立大学の絡みも必ずあるわけですよ。義務教育課程であっても、そして高校の教育課程であっても、さらに義務教育においては、キャリア教育というよりも、そういった論理的思考を養うためのツールであっても、ぜひ場面場面において、早くにその職業としてのつながりや、そのことによる社会へのインパクトを与えている場面とか、そういったものを見せる機会を増やしていただきたい。教材についても、そういった大学が本県にはあるわけですから、ぜひ大学との研究も詰めながら、どういったものがふさわしいのかとか、どういったものであれば提供できるのかということもうまく進めていただきたい。長崎県が強みであろうジャンルのことであろうと私は思っています。ぜひ、長崎県内にあるいろんなもの、社会資源を活用してでも、来年から始まると言われるこのプログラミング教育に、他よりも抜きんでたスタートが決められるように考えてほしいと思うのですが、教育長、いかがですか。

【池松教育長】 私は先ほど答弁した時、いわゆる異能の人物を育てるつもりはないと言ったつもりはなくて、例えば今回、高校のプログラミング講座でも、優秀な成績をおさめた高校1年

生がいたりするんです。そういった意味では、伸ばすべき才能は、しっかり伸ばしていかなければいけないと思っております。おっしゃるように、ベースを小中学校でつくって、高校、大学ということで専門的な勉強をしていくんだらうと思いますので、今後の職業としてのイメージが湧くようなことについては、例えば、小中学生、ユーチューバーが人気の3位とか4位とか1位とか言っていますけれども、そういった意味では、AIとかいろんなことが日常生活の中に出てきますから、自動的に、そういうものを動かすとか、そういう職業もあるんだということは認識すると思うんですけれども、おっしゃるように、長い目といたしますか、そういう職業も含めたところで、それぞれの発達段階に応じた教育をやっていきたいと考えております。

【山本(啓)委員】 ありがとうございます。結局、プログラミングやコーディングというのは、あと少しもすれば、恐らく、人じゃなくてAIがやってしまうので、そういったスキルを持っているからどうこうというのはすぐ変わっていくんだと思います。しかしながら、それがなければ、そういったものを開発する側にはなかなかないんだと思うんです。誰もがそうなるわけではないけれども、次の世代は、論理的な思考とかも含めて、みんなそういったことは必要になってくるスキルだと、生きていくために必要になっていくということで、教育の中に入っているかと思えます。仕事によって国家のためになる、地域のためになっているというのがわかるように示していただきたいというのが先ほどの私の大学とのつながりとか、職業を見せるということでございますので、ぜひそういった取組も加速していただきたいと思えます。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【中村(一)副委員長】 何点かお尋ねをしたいと思えます。

第三期長崎県高校改革推進会議の報告書を読ませていただきました。非常に立派に仕上げられておられますけれども、今後において、それをもとに基本計画を立てられるわけでございますけれども、そこで何点か、今、島原半島における高校生徒の現状についてお尋ねをしたいと思えます。

島原市内は別として、島原半島に国見、小浜あるいは口加高校、翔南、4校ありますけれども、その辺を今後どのように県教委としては考えておられるのか、まずお尋ねをいたしたい。

【小野下県立学校改革推進室長】 委員からご指摘がございました推進会議からの報告書、8月に提出していただきました。その中で、今、委員が触れていただきました「少子化による生徒減少に対応した適正配置と再編整備」という部分につきましては、委員の中でも、生徒減少や高校小規模化それから少人数化が進行する中で、高校教育の将来というものをいかに考えていくべきかということで、多くの議論がなされました。特に、適正規模の問題や適正配置、再編整備のあり方ということについて基本的な考え方を示していただくのに非常に時間をかけ、「端的にいいですよ」と呼ぶ者あり）はい。我々としたしましては、この推進会議からいただいた考え方に基づいて策定した上で、学校の機能、教育水準の維持向上を図るための全県的な視野に立った学校の適正配置、再編整備というものを進めなければならないと思っております。現在、その基本方針の策定作業を進めておるところでございますので、実際の具体的な高校について、こういう考え方を持っているとか、こういう計画を持っているということは現

時点はございません。

【中村(一)副委員長】今も、現時点での現状を県教委はどのように捉えているのかと聞いたんです。島原半島は少子化の中で中学校の生徒数も非常に減っているというようなことで、普通校、特に、私たちの地元翔南というのは極力減少になっているわけでございます。そしてまた、この間から、福祉料が口加高校にできた。福祉系は翔南高校にもある。そういうようなことで、地元同士で生徒数をとり合っている。

そしておまけに、私立高校からの勧誘が非常に激しいとり合いをしている。それは何なのかということであれば、先ほど山本(由)委員が言われたスクールバスです。安価にやっている。一方、公立高校の交通費、南島原でも深江から口之津、口加がありますけれども、約3万円ぐらいかかるというようなことで、どうしても私立のほうに引っ張られていく傾向があるんです。その辺を県教委はどのように捉えているのかというのをお聞きしたいんです。

【小野下県立学校改革推進室長】委員からご指摘がありました、特に、地元子どもたちが残りづらい状況として、私立高校のスクールバスの問題があるというのは我々も認識しております。また、公共交通機関を用いれば、当然のことながら、使用する人数が少ないということもあるとは思いますが、非常に高価になるという状況も把握しておりますし、また私立高校がかなり安価な形でバスを運行しているというのでも承知しているところでございます。

そういう認識というのは、実は、地元の市町教育委員会もお持ちになっているところも多々ございます。そういう市町教育委員会で、いろいろな形でのいわゆる就学支援と申しますか、交通費の支援等をご検討いただいていると思

ますので、そのご検討いただいている状況を踏まえながら、我々としても、どのような形で県教育委員会としてそれに対応できるかというのは検討しなければならないと思っているところでございます。

【中村(一)副委員長】今、南島原市議会、口加高校と翔南高校から請願が上がっております。それは何なのかということは、交通費助成について、一律5,000円にしてくれという請願の内容ですけれども、片や、小浜高校、国見高校もありますので、不平感はできないというようなこともあるんですけれども、松浦のほうは一律でやっておられると思うんです。何らかの助成を、市としても、財源が多分1,500万円から約2,000万円かかるというような話でしたので、スクールバス、その辺はぜひとも検討を早急にさせていただきたいと思うわけですが、県下全体ありますので、それも十分わかるんですよ。でも、島原半島は特に生徒が少なくなっております。この間、翔南の運動会も行きましたけれども、生徒数が100人切っているんです。片や、口加高校は少し多くなって330人ぐらいあったんですけれども、はっきり言って、地元の町民の皆さん、またかというようなことも言われて、今、保護者の会で一生懸命守り立てようという会を持ってありますけれども、交通費助成あたりが一つの転機となるというような可能性もありますので、できればお願いをしたいと思っております。

それと、もう一点、高校の先生の在住期間は大体何年ですか。

【本村高校教育課人事管理監】現在、県内の高校を6地区に分けておりまして、1地区4年を満期ということにしております。ただ、離島につきましては6年ということで対応しております。

【中村(一)副委員長】 最長4年ということですね。

【本村高校教育課人事管理監】 最短が4年ということですね。

【中村(一)副委員長】 最短じゃない、最長と言っているんです。

【本村高校教育課人事管理監】 最長では、同一地区15年ということでルールを設けております。

【中村(一)副委員長】 そのようにあるんですか。昔は多分5年か6年で転勤をしていたのかなというふうに思っております。ただ、私が思うのは、スポーツのできる学校、その先生に皆寄っていくんですよね。島高でも剣道、レスリング、松浦でいえば陸上、諫早は陸上とか、学校の先生に生徒が寄ってきて、生徒数を増やすというのもあるんです。その辺は、先生の配置の問題はどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

【本村高校教育課人事管理監】 委員ご指摘のように、スポーツの指導によって学校が活性化したり、地域が活性化したりという例が幾つかあるというのを認識しております。また一方で、人事異動につきましては、先ほど申しました人事異動のルールもありますので、そこに応じて異動していくというふうなこともあります。ですから、学校の活性化と異動のルールと両方見ながら、今、異動については総合的に行っているところでございます。

【中村(一)副委員長】 わかりました。できれば、島原半島にもすばらしい先生がおられると思うんですけれども、もう一つ特化した先生たちを呼んでいただければ、そこに生徒さんたちが集まってくるというようなこともできますので、十分に考えていただきたいと思います。そうい

うことで、よろしくお願いいたしたいと存じます。

それと、この間の新聞等で見たんですけども、この頃、台風15号、台風17号、大雨が非常に続いておりますけれども、小学校、中学校は登校等は、危機管理マニュアルは市教委ですみ分けをしているというようなことで、高校の場合は、どこが危機管理マニュアルあたりはしているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

【立木児童生徒支援室長】 高校の危機管理マニュアルについてですけども、これは100%、全校がつくっております。高校によらず、小中学校、市町の教育委員会に対しても、本県のほうで「学校における安全管理の手引き」というものを平成17年6月から作りまして、順次、必要に応じて改定をしながら、直近の改定は今年度4月にしておりますけれども、そういう形でお示しをして、それをもとにしながら、高校であれば、各学校がつくっていくという形になっております。

【中村(一)副委員長】 各学校がということですね。というのは、私たちの町から島原まで行くのが約1時間10分ぐらいかかるんです。島原に行ったら、校長先生が、休みだったというような事例も出ていますので、できれば、各学校にも早目の対応を、台風が来ているからということで大体わかっているから、その辺のことはどのように指導はされておりますか。

【鶴田高校教育課長】 豪雨や台風の接近に伴う臨時休業の設定でございますけれども、県立学校につきましては県教委が所管しておりますが、対馬から南島原市まで南北広うございます。要するに、台風でも、対馬に行く台風は島原半島は全く関係ないという事情もございますので、一定校長の裁量に委ねているところでございま

す。しかしながら、現在、非常に豪雨もひどくなっておりますし、台風は一定進路の予想はできるんですけども、そういったところで、危ない状況については、各高校がしっかり早目に判断して、休校等の措置をとるように指導していきたいと考えております。

【中村(一)副委員長】最後の質問にしたいと思います。今、原城跡が世界遺産になったことでお尋ねをしたいと思います。現在、平成28年から、大雨で崖崩れが起きております。その辺、学芸文化課の人たちは把握をしていると思いますけれども、何カ所ぐらい崖崩れが起きているか、お尋ねをいたします。

【草野学芸文化課長】何カ所というのは現在把握しておりません。申しわけございません。

【中村(一)副委員長】平成28年から平成29年、平成30年、平成31年、23カ所崖崩れが今あっております。それが今のところ、全然修復できておりません。市教委に言えば、文化庁の管轄ですから、国、県がして工法を検討しますというようなことで、全部工法検討中で、ひとつもできていないんですよ。崖崩れが二十何カ所ですよ。3メートル、5メートル、高いところで10メートルというのもあります。その辺のことをしてくれないと、23カ所ブルーシートでみんな覆われているんですよ。観光客の方が、その辺見て、どのように思われますか。

【草野学芸文化課長】台風災害とかの土砂災害で原城ののり面工事とか、そういった修復の部分については、整備を順次進めているところがありますけれども、先ほどの崩れてブルーシートをかけているというような部分につきましては、南島原市の文化財保護をするための整備委員会で、こういった修復をするのかというのを専門家のご意見を聞きながら整備計画をつくっ

てからやるという形で進めております。そういった部分で、県の文化財保護主事もそこに行つて、いろんな指導、助言はしているんですけども、そういった計画が整って、どういう整備をするかが決まらなないと、なかなか工事に着手できないという形になっております。

【中村(一)副委員長】そんなに計画が3年も4年もかかるんですか。これは平成28年6月から工法の検討中なんですよ。私が市のほうに言ったら、県、国がというようなことで、そんなに3年も4年もかかる検討をしなければいけないんですか。

【草野学芸文化課長】整備の仕方については、やはり専門家のご意見も聞きながら進めなければ、1カ所だけこういう形でやってしまって、ほかの部分に影響を及ぼすというようなこともございますので、統一した整備の仕方ということで、計画を策定して、それから進めるという形になります。今現在、整備委員会はずっと進められておりますので、もうしばらくお時間いただければと思います。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時57分 休憩

午後 4時57分 再開

【ごう委員長】委員会を再開いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時より、委員会を再開し、「県庁舎跡地の遺跡発掘調査」に関する集中審査を行います

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時58分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年9月25日

自 午前10時 0分
至 午後 4時40分
於 委員会室 2

薬務行政室長 本多 雅幸 君
国保・健康増進課長 小田口裕之 君
国保・健康増進課企画監
（健康づくり担当） 永峯 裕一 君
長寿社会課長 峰松 茂泰 君
長寿社会課企画監
（地域包括ケア担当） 山口 美紀 君
障害福祉課長 桑宮 直彦 君
原爆被爆者援護課長 橋口 俊哉 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) ごうまなみ 君
副委員長(副会長) 中村 一三 君
委 員 前田 哲也 君
" 山本 啓介 君
" 大久保潔重 君
" 山本 由夫 君
" 山口 経正 君
" 宮島 大典 君
" 宮本 法広 君
" 堤 典子 君
" 北村 貴寿 君

こども政策局長 園田 俊輔 君
こども未来課長 濱野 靖 君
こども家庭課長 今富 洋祐 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 中田 勝己 君
福祉保健部次長 安永 留隆 君
福祉保健課長 渡辺 大祐 君
福祉保健課企画監
（福祉保健総合計画
・企画予算担当） 岩崎 次人 君
監査指導課長 磯本 憲壮 君
医療政策課長 伊藤 幸繁 君
医療人材対策課長 石田 智久 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【ごう委員長】ただいまから、委員会を再開いたします。

本日の議題は、県庁舎跡地の遺跡発掘調査についてであります。

そのため、理事者の出席範囲については議題に関連する範囲とし、お手元の配席表のとおり決定したいと存じます。

審査は、お手元に配付しております審査順序のとおり、県庁舎跡地の遺跡発掘調査について、参考人との質問応答、その後、教育長、教育次長及び学芸文化課との質問応答を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、これより審査に入ります。

本日、参考人としてご出席いただきました「長崎県庁跡地遺構を考える会」共同代表であります国立歴史民俗博物館館長の久留島様、長崎大

学名誉教授の片峰様、カトリック長崎大司教区大司教の高見様、長崎県考古学会会長の稲富様、皆様におかれましては、大変お忙しい中、本委員会にご出席をいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。ありがとうございます。

ここで、参考人の方に念のために申し上げますが、呼称につきましては、規定により「参考人」という言葉を使わせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、発言される際は、挙手の上、委員長である私が指名した後、簡明に、案件の範囲を超えることなくご発言いただきますようお願いいたします。

なお、参考人は委員に対しての質問ができないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、審査を行います。

まず、参考人より、「県庁舎跡地の遺跡発掘調査」について、説明をお願いいたします。

【片峰参考人】長崎大学名誉教授の片峰です。本日は、長崎県議会文教厚生委員会の集中審査に、私ども「長崎県庁跡地遺構を考える会」の共同代表4名を参考人として招致していただき、意見陳述の機会を与えていただきまして、本当に感謝申し上げます。

また同時に、長崎県教育委員会におかれましては、平素より私たち「長崎県庁跡地遺構を考える会」の活動に対して深いご理解、あるいは真摯なる対応をいただいております。これに関しましても心より感謝を申し上げたいと思います。

私ども「長崎県庁跡地遺構を考える会」は、本年5月に発足させました。それ以来、県庁跡地及び、ここに眠る遺構に関する歴史的な重要性を明らかにすること、そして、そのことを広

く市民、県民と共有すること、そういう活動をやってまいりました。

同時に、今回10月から開始されます県庁跡地の遺構発掘調査に関しましては、徹底的かつ丁寧な調査をお願いするということを要望してきたわけであります。

その中で本年7月には、本県議会の総務委員会におきまして、今日と同様の4名が、参考人として招致していただいて、この間の活動の意味、あるいは遺構調査に関する要望等も述べさせていただいたところであります。

その後、8月末に至りまして、長崎県の方で遺構発掘調査の計画案というのが正式に公表されました。

その機に、実は「長崎県庁跡地遺構を考える会」としても、県議会議長宛てに、今回の遺構発掘に関わる陳情書ということで正式に陳情書を提出させていただきまして、今日、資料に提出させていただいております。また、同様の内容を県知事及び教育長にも要望書という形で提出させていただきました。

そういう背景の中で、本日はこれだけの専門家がそろっておりますので、それぞれの立場から改めて、この県庁跡地及び、そこに眠る遺構の重要性、長崎にとってのかけがえのない価値についての論考を陳述させていただきたいと思っております。さらに、9月9日に発出いたしました私たちの陳情書の中身についてのご説明も申し上げたい、最後に長崎県の発掘調査計画に関する具体的な問題提起ということもさせていただく、そういう順番でやらせていただきたいと思います。

最初に、私の方から、9月9日に出しました陳情書の中身について簡単にご説明を申し上げます。

資料の陳情書の一番下の方に、具体的な陳情項目を4点挙げています。

最初は、徹底的かつ慎重な遺構発掘調査をお願いしたいということであります。そのために十分な調査期間と予算をかけるということであります。先般発表されました長崎県の発掘調査計画案に関しましては、その充分性に関しまして種々議論があるところでございますので、後ほど、別の参考人から具体的に陳述をさせていただきます。

2つ目が、調査の進捗管理に万全を期していただくということであります。調査のプロセスで何らかの遺構が出た場合に、その価値をきちっと判断する。さらに掘り進めるか、そこで止めるか等々の判断も極めて重要になると思います。そしてそのことを、要するにガラス張りで行っていただくということが極めて重要だと思っております。

そのために、今回の発掘調査に特化した専門家、具体的には地下遺構の調査あるいは保存に関する専門家、とりわけ岬の教会及びその歴史に通暁された専門家、そういった今回の調査に特化した専門家による発掘調査指導委員会のようなものを設置していただいて、機動的にこの専門家集団が長崎県とともに調査の進捗管理を行っていく体制をつくっていただきたいということであります。

3点目は、指導委員会の件もそうですが、この間の調査のプロセスをガラス張りにすると。そのことによって、この意味を市民、県民と共有する、これが極めて長崎にとって重要だと思うんです。そのことが、この県庁跡地及びその遺構が、長崎の将来の発展にとって重要な意味を持ってくるところに非常に大きな力を発揮するはずだと思います。

その意味では、この調査の現場を何らかの形で公開していただきたいと、それを市民、県民、あるいは外からのお客さんたちが目にすることができる環境をぜひともつくっていただきたい。これが、3点目であります。

最後の4点目でございますが、もし調査のプロセスの中で重要な遺構、あるいは遺物が発見された時の対応であります。ここに書いていますように、その場合は長崎県にも一旦立ち止まっていただき、その上で現行の跡地整備計画をしかるべく見直していただき、そして将来にわたって県民・市民が長崎の豊かな歴史と文化を継承する、さらには長崎を訪れる人々にとっても長崎を感得できるような場としての保存、あるいは跡地活用を検討していただくことを、ぜひお願いしたいということであります。

以上、4点を要望させていただいております。

それでは、次に高見大司教からよろしくお願ひします。

【高見参考人】おはようございます。今、ご紹介いただきました、カトリック長崎大司教の高見三明と申します。今日は、こういう機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

私は、キリスト教の立場から、一言申し上げたいと思います。

まず、1点目は、ザビエルが平戸に来たのは1550年、もっと早いんですけども、長崎の今のまちに最初にキリスト教が入ったのは1567年の終わりごろだったと言われております。

当時のまちは、ご存じと思うけど、今の中川町とか新大工町あたりにしか長崎というまちはなかった。

翌年に小さい教会ができた。最初はお寺を与えられたようなんですけども、その後、だん

だん大きく、別のしっかりした教会の形にしていったと。それが、今の長崎市における最初の教会です。1568年にできています。それをトードス・オス・サントスといったんですけれども、これはもろもろの全ての聖人という意味です。

それは、時代は、まだ長崎の港ができていない時でした。平戸から横瀬浦、そして長崎へと来たポルトガル人が、1570年に大村純忠に許可をいただいて、翌年の1571年に入港したわけです。ですから、来年は、この長崎の港が開設されて450年という節目の年になります。

1571年にポルトガルの船が入ってくるんですけれども、ポルトガルの船員も基本的にはみんなカトリック信者です。当然宣教師もいるわけですから、まずは教会をつくったわけです。最初は小さな教会だったんですけれども。

同時に、横瀬浦から名前がそのまま使われたらしいんですけれども、六町という町ができて、それからだんだん内町というんですかね、24町、昔からの中川町あたりのまちを合わせて大いに発展していきました。

1614年に禁教令が出るんですけれども、そのころには、長崎には教会が今の市内に16ぐらいに増えていた。それから、人口も5万人ぐらいだったそうです。これは専門家の意見を聞いて確認しないといけないことなんですけれども、ほとんど皆キリシタンだったと言われています。それほど長崎というまちは、禁教令が出た当時は本当にキリシタンの町だったと。

その一番の中心の教会が、この岬に建てられた「ご上天のサンタ・マリアの教会」と、「被昇天のサンタ・マリア」といいますが、それを通称「岬の教会」と言ったりします。最初には小さい教会があったんですけれども、最終的には大きなのが1601年にできております。大きさは、長さ44メートル、幅22メートルぐらいだったようなんです。

そして、2年後にはやぐら、教会の塔ができて、3つのチャイムが付けられ、大きな時計もあって、まさにヨーロッパ式、かつ日本人の十二支の文様があったようで、月日もわかるようになっていたと、当時としては超近代的な時計だったようです。市民も大変関心をもって、その時間ごとに鳴る音を聞いて楽しんだと言っています。

1610年には結局壊されました。松浦藩が、平戸の方から来て壊したと、一部は火をつけて燃やしたというふうに言われています。それで、この教会の歴史は終わりましたが、その痕跡が必ず何かあるんじゃないかと期待しております。

申し遅れましたが、潜伏キリシタンの関連遺産が世界遺産になりました。その普遍的な価値は歴史にあると言われます。その歴史はまさにここから始まっているんです。それをしっかりと皆さん、認識していただければ大変ありがたいと思っています。

カトリックの組織の面からいって、カトリックの教会は、司教という指導者がいて構成をしているわけなんですけれども、日本は全国的にキリシタンは増えましたが、当初は司教はまだ一人もいなくて、初めて任命されたのが1587年だったんですが、それは府内の司教として任命されました。府内というのは大分です。というのは、大友宗麟が政治的にも力があつたとみなされて、そこに司教を、教会の責任者を置くとローマは考えたわけです。

任命された司教は、最初は病死し、そして二代目が来た時は二十六聖人の殉教の時でしたが、いずれも府内はキリシタンが弾圧され始めていたと。大友宗麟が死んだ後で、息子は棄教して

弾圧をしていたというので、その司教は府内には行くことはできなかつたと。

それから三代目が一番長かった。都合16年いたことになるんですけども、セルケイラ司教です。彼もやっぱり大分には1回も行くことはできず、結局長崎に座を置いた。

だから、キリシタン時代は、ザビエルが来て、禁教令が解かれるまでの300年ぐらいの歴史です。その間に日本には司教が2人しか来なかつたんですけども、2人とも長崎にしかいなかつたんです。そういう意味でも、長崎は日本のキリスト教の中心だったということになります。

それから、イエズス会の方でも、いわゆる日本管区と言いますか、日本全国にいるイエズス会の本部が、この岬の教会の横にあったわけです。修道院があつて、そして、イエズス会を養成する、哲学、神学を教えるコレジヨという大学もありました。そういう教会関連のもの、教会堂だけじゃなくて、教会の行政というか。それから、セミナリヨというのも最終的には来ますが、セミナリヨが来る前にも絵画を教えたり音楽を教えたり、ものをつくつたりする工芸の学校みたいなものもあつて、それから印刷所も、1500年代の最後には長崎港の岬の方にやってきました、非常に重要な書物を印刷しております。

最後に、墓地もあつたんです。天正少年使節の一人の伊東マンショは、病死してそこに葬られたようです。ほかにももちろん多くのイエズス会の人たちがそこに葬られていると思いますが、その墓地も実は私は大変興味があつて、もし何か骨の一片でも出てくれば、これは非常にありがたいと思つております。

長くなりましたが、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【久留島参考人】国立歴史民俗博物館の久留島と申します。本日は、こういう機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私は、私自身が日本史、近世史を専門としておりますので、そういう立場から歴史と文化、特に長崎の歴史と文化を未来世代に伝えたいと。私自身は長崎出身ではないんですけども、長崎くんちにひかれて、10数年研究させていただいておまして、そういう意味では長崎との関係も深いと思つております。

レジュメは、私の方で1と2と番号を書いておりますので、1、2というふうに読んだら、そこをお読みいただければと思つています。

2番目のところでございます。

県庁跡地の歴史的意義については、もう皆様もご承知だと思つていますので、詳しくは申し上げませんが、私がこの県庁跡地の問題に関わり出したのは、2017年5月18日に、長崎県庁跡地の利用に関する意見交換会というのがありまして、そこに呼ばれて意見を申し述べよと言われたのが最初でございます。

その時の話でいきますと、ここに書いてあるとおりでございまして、現庁舎の敷地というのは非常に重要な意味を持っていて、単なる県庁跡地という観点にとどまらず、こうしたさまざまな歴史を踏まえながら活用を考えていくんだということだったので、私の方はもう、当然発掘調査はちゃんとやった上でやるものだということに理解しておりました。

その後、活用の方がむしろ前面に出てきているように感じておまして、3枚目のレジュメですが、この地に刻まれた重層的な歴史と、この地が持つ歴史的意義、これは長崎の歴史そのものだと思つているんです。これについては皆さんもご承知のとおりだと思うんですが、それ

が集中してこの場所にあるんだということを、最初に県の方はおっしゃっておられました、それが私たちの共通認識だというふうに実は思っております。

歴史上で、もう少し広い観点で申しますと、長崎が果たした役割は非常に大きいと思っています。

私の博物館は、レジュメの5のところに写真を出しておりますけれども、江戸時代をどう考えるかという、皆様方はきっともう新しい教科書などで、まさか鎖国をしていたということが江戸時代の特色であるかのようにはお考えじゃないかもしれませんけれども、最近の教科書は、鎖国という言葉はできるだけ使わないようにしております。つまり、4つの口で世界に開かれていたんだと、日本だけが孤立していたのではないんだということを、どちらかという研究の方では進めておりまして、教育もそうなっております。

その中で、特に長崎口が果たした役割は非常に大きいものがございます。

4つの口とは、対馬口、薩摩口、松前口、長崎口というふうに申しまして、国交を結んでいるのが朝鮮と琉球、琉球は半分独立国ですから、その2つの国。それから通商の国が松前と長崎ということになります。

このうち長崎は、長崎奉行所の監督のもとで、基本的なことは長崎町民に担わせるんですけれども、朝鮮と琉球との外交関係はそれぞれ薩摩藩と対馬藩がやるわけで、それ以外は長崎奉行所が窓口になってまいります。

特に重要なのは、19世紀になってロシアが南下して来ます。レザノフ・プチャーチンとの交渉は長崎で行います。それから、意外と知られていないことですが、イギリスとの交渉、

日英修好条約というのは実は長崎で交渉をしております。

長崎は、それだけではなくて、中国や朝鮮からの漂流民が起こった時に、長崎に一度来て、そこから送られるということになっていまして、長崎抜きには、江戸時代の貿易を含めた対外環境を考えることができません。したがって、私の博物館では、長崎をかなりのスペースをとって展示をしています。

資料の7は、レザノフが来た時の様子でございます。絵巻で長いんです。もっと拡大すると本当は面白いんですが、これを見ていただくとおわかりのように、出島と西役所がちゃんと一緒に描かれて、出島のところからあがって、大波止からあがって行って行列が行く場面が描かれています。

3つ目でございますが、戦国時代のキリスト教の宣教と都市長崎の形成については、先ほど高見大司教がお話しになりましたので省略させていただきますけれども、8ページのところで一言だけ申し上げますと、実は、この6町が建設された後、内側に向かってまちが広がっていくわけですが、東アジアの貿易の中心地であったと。中国からの船も、東南アジアからの船も来ておりまして、いわば東アジアの貿易の中心地だったということの一つ申し述べたいと思います。

それから、大村純忠の寄進のこともご存じだと思いますが、こういう形で長崎がイエズス教会領になっていくということでございます。

それを豊臣秀吉が、朝鮮出兵した時に長崎を見て、教会領になっているじゃないかということで、非常に危機感をもちまして禁教令を出したことは、ご承知のとおりでございますけれども。

その時に、一説によりますと、朝鮮に出兵をする時の武将たちの中には、長崎をちょっと見物に行ってみようかという者もいたと伺っています。そういう意味では長崎というのが当時の人間たちにとって、やはり非常に重要な土地であったことは間違いありません。それを豊臣秀吉は、自分の意に沿わないものとして禁教令を出していくこととなります。

1600年の長崎というのは、イエズス会の通信を見ますと、世界的に知られたまちであるということがよくわかります。10ページでございます。

マカオから日本へ向けて航海するポルトガルの大型帆船が投錨する港で、非常に空気が良く、地所が優れたまちであると、このまちには4,000～5,000人の住民がいます。人数は確定はできませんけれども、そういうものだということが書かれております。

11ページにまいります。先ほどのご説明にありましたけれども、岬の教会という形で、実は1つの教会ではなくて、当時では非常にハイレベルの教育文化施設でございます。つまり、当時の最先端のヨーロッパの文化が、ここを通して入ってくる場所でございます。

片岡弥吉先生が「『岬の教会』の文化的意義について」という論文を書いておられまして、これは古典的な名著ではないかと思っておりますが、この中で、岬の教会という名の教会はなかったけれども、長崎の岬の突端にあったこれらの教会と教会施設を総称して「岬の教会」と、まさに文化教育施設であるということが重要であろうというふうに考えております。

12ページにまいります。近世都市長崎と長崎奉行というところでございますが、キリスト教布教文化の中心地であった岬の教会の跡地は、

非常に皮肉なことに、その後、長崎におけるキリタン禁教政策を主導する長崎奉行所になります。この時に全てを破却していることになっていますけれども、私は、やはり埋めていくのではないかと。そういうものを埋めることによって沈降していくのではないかと私自身はちょっと想像しています。

そして13ページです。長崎奉行については、ご承知のことも多いかと思っておりますけれども、2人制が途中からとられまして、1人は江戸におります。これを在府奉行というんです。そしてもう1人は長崎におります。これは在勤奉行といいまして、この2人がチェンジをするんです、毎年、ある時期に。ちょうど7月から9月ごろの間にチェンジをしていきます。そうすると、チェンジをするために業務を引き継ぐ時期がございます。それが9月なんです。9月というのは、まさに長崎くんちが行われる時、そして貿易船が帰っていく時期でございます。その長崎くんちを見ることが、実はこの長崎奉行の重要な役割として担わされています。

なぜかといいますと、やはりここはキリスト教のまち、そこに神道といいますか日本の神様を祀る祭りを定着させることによって、キリスト教の影響をなくそうというのがあります。それを長崎のまちの支配者である長崎奉行が2人そろって見ると、これはすごく重要な行事でございます。いろんな絵に描かれているわけです。

14ページの絵を見ていただきますと、右側の絵は、2人いるのがおわかりになりますか。幔幕の中に2人座っているのがわかります。まさに長崎奉行2人が座って見るようになっておまして、それが終わりますと、左側の方ですけども、お上りの行列が帰っていくところが描

かれています。そこにはもう人はいないわけですが、大事なのは、実はここに長崎奉行所が見えております。こちらです。このところに見えております。

次のページをめくっていただきますと、西役所の絵図面が幾つかあるわけですけど、その1つですが、この中の下側の部分です。ここです。ちょうどこのあたりが、実は今の見えている部分なんです。このところに階段があるのがおわかりになりますでしょうか、大波止からあがってくる階段。これも、さっきの絵の中にもあるんです。この絵にも階段をあがってくるところが描いてあります。14ページのところです。

ちょっと思い出していただければおわかりになるかと思いますが、立山役所が発掘された時に、あの保存といいますか、あれをどうするかということの大きなきっかけになったのは、あそこの石段が出てきたということが大きいと私は伺っております、ここも、こういう石段というもの、あるいは長崎奉行所の何か遺構が出てくるとしたら、こういう形で出てくる可能性はあるのではないかなというふうには実は思っているところでございます。

長崎奉行の役割については、先ほどもお話をしましたので、もう省略いたします。長崎奉行所の移動についても、ここでは省略させていただきますが、長崎奉行所もひとところにあつたわけではなくて、基本的には1673年ぐらい、寛文年間ぐらいに完成して、立山役所が移っていくと。そして、今までの分が西役所として残るという形でございます。

次のポイントは、近代の長崎でございます。実は今まで近世の初期の話をしましたけれども、先ほど、海防が強化される時に長崎奉行所の役割がまた重要になってくるという話を申し上げ

ましたけれども、それと同時に、その後、開港所が横浜とかに広がっていくまでと言った方がいいかと思うんですけれども、海軍伝習所、医学伝習所、活版印刷、あるいは語学伝習の場として、実は西洋近代科学の受け皿、日本近代化の上で一番重要な役割を実は長崎が果たし続けるということになっております。

19ページでございます。長崎奉行所と出島の描き方について、ちょっと追加させていただきたいと思うんです。それは、実は出島の整備はご存じのようによくされていて、出島から長崎奉行所というのは、今はあまりクローズアップされていないルートなんですけれども、描き方を見ると、実は長崎奉行所と出島はセットで描かれます。

一番いい例は「寛文長崎図屏風」でございます。寛文長崎図屏風を歴博では飾っていますけれども、23ページ右側を見ていただきますと、出島がございます。そして奉行所があるのがおわかりになりますね。まさにこういうセットで描かれるのが長崎の特徴、描き方の特徴になってまいります。

ついでに、時間がないので要らぬことを言わない方がいいかもしれませんが、この図は、教科書でかつて出ていまして、今でも出るんですけど、こっち側ですね、出島。これでオランダ人が出島に閉じ込められているという話を書いてしまう場合があるんですけれども、これをよく見ると、オランダ人は外に出ているんです。長崎くんちの日は見物することが許されていて、オランダ人の商館員が長崎奉行所の前にいることがわかります。そういう意味では非常におもしろい絵でございますが、長崎奉行所と出島とがセットで描かれるということはおわかりいただけるかと思います。

この後も長崎港図を描くと、24ページでございますけれども、ちょっと小さいんですけども、出島と、緑が深いところはまさに長崎奉行所でございます。これがセットで描かれて、長崎のイメージがつけられているということになります。

地図でも同じでございます。地図でも、そんなにクローズアップはされませんが、オランダ船がいて、出島があって、長崎奉行所があるという構図は変わらないわけでございます。

ちょっと時間がなくなってまいりましたけれども、最後に、私が、この長崎奉行所といいますが岬の教会跡地の問題がなぜ大事と考えるかというのは、私は博物館関係者なものですから、海外の博物館によく参ります。

これはポーランドのクラクフという都市です。ポーランドの古い都、クラクフと申します。これを見ていただきますと、これは市庁舎なんです。市の庁舎があって、その前に大きな広場がございます。この広場の地下に、実はものすごい遺構が埋まっていることが数十年前にわかりまして、29ページをご覧くださいますと、これだけ発掘するんです、これだけの幅を。その地下をこれだけ発掘しています。29ページの左側です。わかりますか。市庁舎はもちろん残っているわけですが、その前の広場を、本当に徹底的に発掘します。

そうすると、29ページの右側、こういう遺構が出てくるんです。この遺構は何かというと、クラクフというのは中世のまちとして有名なんですけれども、それ以前のまちが出てきたんです。16世紀のクラクフの下に中世の都市が埋まっているわけです。

ポーランドの人たち、クラクフの人がどうしたかということ、徹底してこれを調査して、それ

を博物館として活かすという決意をいたしました。そして、上にもう一度広場をつくるんです。その地下は地下博物館、遺跡なんです。遺跡を残すという形で利用されていまして。

これがいいかどうかということではなくて、この地下遺跡は、そのまま博物館として見学できる中世のまち、特に職人たちの生活がわかる博物館として活用されていまして、クラクフの人たちにちょっとインタビューしますと、非常に誇りにしておられました。子どもたちに、必ず活かして、このまちがどんな町か、つまり自分たちがどの上に住んでいるのかということを考えてもらう一番いい場所であるとおっしゃっていました。

ここで私は、再開発、活用ありきではない発掘調査、研究が本当は必要なのではないかなと考えた次第でございます。どのような遺構や遺物が出てくるかによって、その残し方、活用の仕方ももちろん異なってくるわけで、それはもちろんそこで選択しなきゃいけないわけですが、豊かなその地域の歴史を市民がどのように残すかについて、これは真剣に考えている事例の一つではないかと私は思っております。

最後の31ページと32ページでございます。もうこれも繰り返しになるわけですが、県庁の跡地は長崎の歴史が刻まれた歴史的な地であるがゆえに、どのように有意義に活用するかということ自体も実は重要だと思っています。

これが多くの県民、市民の方の関心事であることもよく承知しております。豊かな長崎の歴史と文化の発祥地でもある、つまり長崎のオリジナル、オリジンだと言っていると思うんですけども、政治的にも中心であった、こうした歴史が積層されている場所を未来世代にどのような形で、歴史文化遺産としてどう残すことが

できるのかというのは、すごく大事なことでないかと思っています。

何よりも、広い範囲でできるだけ精緻な調査を行った上で、後世に残る形で記録する。というのは、どうしても発掘をすると上の部分は破壊してまいりますので、そこはもう記録で保存をしていく。何を残すかを決めていったところで、これをどう残すかを考えるということだと思います。

そういう意味では、発掘の段階に応じて記録保存をちゃんとして、後世に遺産を残すと同時に、調査の結果、どのような遺跡が残っているのかが判明した段階で改めて、その保存や活用の方法を県民、市民の英知を集めて一緒に考える場があってもいいのではないかなと私は考えております。

長崎が誇っている2つの世界遺産、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の原点がここにある。それから、明治日本の産業革命遺産にとっても長崎奉行所が果たした役割は大きいわけございまして、まさにこの地は、2つの世界遺産と深く関わっているというふうに考えております。

そういうふうに考えて、私は、一番いい方法で皆様方が考えていただければいいと思っておりますけれども、この遺跡の重要性だけは、ぜひご理解いただければと思います。長くなりました。ありがとうございます。

【稲富参考人】長崎県考古学会の会長を務めております稲富裕和と申します。私は、考古学の視点、立場から、この問題について提起をいたしたいと思っております。

私は、長崎で生まれまして、大学で考古学を学びました。その後、縁があって大村市に採用され、大村市で遺跡の発掘調査をやっていたの

ですけれども、昭和62年に、長崎を開港したあの大村純忠の没400年を迎えました。それ以来、長崎と大村というところが歴史的に非常に深いつながりがあるのだということに気がついてまいりました。

たまたまのことでありましたけれども、昭和62年にシンポジウムを行いました。結構大きなシンポジウムだったのです。大村純忠を題材にしたシンポジウムだったのですけれども、長崎のNHKでは当日、3時間にわたってそれを放送してくださいました。これは、その2週間後に4時間、再放送がありました。これは、長崎のNHKでもほとんどそういう例がなかったそうです。

それはなぜかといいますと、それを見た長崎県民の方たちから、ぜひ再放送してほしいということで、そうしたことになった。

私はその時、驚いたのですけれども、長崎の市民、県民も含めて、自分たちの歴史のルーツ、そしてその華やかさということに対しては、基本的に関心が高いのだなということを感じまして、その時以来の研究を行っております。

この県庁跡地というのは、諸先生がおっしゃったとおりでありますけれども、端的に言えば、ここが長崎発祥の場所です。ここから長崎のまちが広がりました。

なぜ、その場所でなければならなかったのか。これは南蛮、日欧交渉史の権威であった松田毅一先生が、現実にそうしたポルトガルの南蛮貿易港をめぐっておっしゃったことなのですけれども、ポルトガルは国力が小さいから、どうしても小さな小島か岬を拠点とした。

実際にマカオ、マラッカに私も行ってまいりました。まさにそのようなロケーションです。長崎と全く同じようなロケーション。マカオに

30年ほど前に参りました時に、本当に、「あ、長崎に帰ってきた」と、そういうふうな印象さえ持つようなまちでありました。

さて、必然の場所ということになるわけですが、長崎は「鶴の港」と言われるように、この中に入れば、風にあおられて船が揺れるということはないのです。だから、どうしてもここがよかった。そして、岬があって、そこに教会が建った。ポルトガル人は必ず、そういうところに教会を建てたのです、拠点になるところに。

そこで、考古学的立場から私は申し上げますけれども、教会の跡地はその後、長崎奉行所になりました。その奉行所時代の石垣が今日も残されておりまして。それは、皆さんもよく見られる石垣、長崎奉行所時代の石垣です。

ですから、あの石垣に囲まれた場所、これが長崎奉行所である。それから、教会跡も当然その中にあると考えていいだろうと。つまり場所が限定をされている、そういうものです。

この石垣は、例えて言えば城の石垣でもあるわけでありまして。では、私たちが一般的に城の保存を考えた時にどう考えるかと。城の中に近代的建物があって、その建設によって、もう既に城の建物の一部は壊されているから、そこは何を建ててもいいと、こう考えるだろうかと。

こういう例があるんです。赤穂浪士で有名な赤穂市には城が残ってありました。赤穂市は、これを何とか国の指定にしたいと、そういうふうに考えたのです。もう随分前のことです。

その時に文化庁は、確かに国指定にすることはできますと、しかし、その中にある民間施設、公共施設は出してもらわなければ国指定にはできないと。

そこで赤穂市は、さまざまな施設を出してい

くのですけれども、最後に残ったのが県立赤穂高校でした。これは市の中でも相当議論があったのですけれども、結局、赤穂市はそれを出しました。そして、そこは国指定になり、今日整備されて、赤穂市の人たちのシンボルになっている。

今の長崎県の計画は、その逆なんです。新しい建物を建てようとするところは、何代にもわたって県庁の建物があつたから、壊れているだろうから、そこはいいんだと。

さあ、ここです。全体を見て、そこをどう考えるのか。そこだけを見て、考えるのか。ここは大きな分かれ道になってまいります。この時に重要なことが、この場所が歴史的にどういうふうな重要な場所なのかということが問題になってくるわけです。

端的に言えば、出島を管理したのは長崎奉行所です。長崎奉行所と出島は一体のものです。出島は国指定だ。こっちは壊していいとは、文化財を守る立場の者から、そんなことは言えないよということになるわけです。

ただ、私たちも反省すべきところは結構あるんです。なぜもっと早くにこの問題を言わなかったんだろうかと。結局、建物があつたわけですね。県庁という建物があつて、その建物があつたために、なかなか想像力がいかない。

しかし、壊されることによって、ここが長崎発祥の場所であるということに、遅まきながら気づいてきていると。ただ、この遅まきながら気づいてきているということは非常に重大な問題であります。

今、世界遺産が長崎に2つございます。長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産、明治日本の産業革命遺産、この2つの最初の、根源の場所がまさにここにあるわけです。1つは、最

初の教会である。日本の中心たる教会であると同時に、海軍伝習所や医学伝習所といった近代化のための最初の施設はここにあって、その近代化を進めていくのが長崎奉行だったわけです。そうすると、やはりこれは2つの世界遺産の根源の場所であると。

私たちが考えないといけないのは、そういう場所を扱っているんだと。そして私たちは、長崎という歴史を考える中で、西洋に開かれたまちということはずっと言われてもきたし、私たちも言うてきたんです。

さあ、ここが、ちょっとやっぱり大きな問題だろうと思うんです。その根源の場所を、深く考えずに開発した時に、私たちの創造力はそこで止まってしまふんじゃないかと。あるいは、私たちが言ってきた長崎というものを、知らないままに傷つけてしまふんじゃないか。

その辺が問題であるのですけれども、考古学的なことで私たちが言っているのは、敷地全体を調査して、石垣で囲まれた中、敷地全体を調査して、どこにどういうふうに遺構が残っているのか、それをまず検証した上で、ここは壊されている、ここは壊されていないと全体を検証することです。

つまり、これまでの県庁が建てて地下遺構は相当壊されているところがあるでしょうけれども、そこだけを見て全体に影響を及ぼすようなことがあってはならないということでございます。

私の方からは以上でございます。

【ごう委員長】 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、委員からご質問はありませんでしょうか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

ご質問のある方はいらっしゃいますか。

【山口(経)委員】 皆さん方のご専門の見識を伺いまして、長崎のこうした歴史の中で、世界遺産等が重要な役割を占めているんだなということに改めて感じさせていただいております。

私は、大村藩でありました長与町に住んでおります。自分たちのところの歴史を、郷村記あたりで調べたんですけれども、浅はかな見識で、私のも間違いかもしれませんので、その点のご指摘をいただきながら質問をさせていただきたいと思っております。

歴史的なことを言えば、ポルトガルとの貿易をやっておった平戸藩で、宮ノ前事件が1561年に発生いたしまして、新たにやってくれるところを探しておったところ、大村純忠がお話をし、そして1562年に横瀬浦を開港しているわけです。

その後、1563年に焼き討ちに遭って、次の港を探して福田港を開港しているわけです。福田港は風待ちが困難であるということで、そしてまた1571年に長崎港を開港しているわけです。これは長崎甚左衛門、大村純忠の娘婿ということですけど、長崎港を開港しているわけです。それが1571年です。それ以来、長崎の歴史が始まって、イエズス会に寄進したのが1580年ですよ。

久留島参考人の資料を見せていただくと、岬の教会が1571年からというようになっておりますけれども、11ページの岬の教会の定義からいけば、ここは1581年というのが正しいんじゃないかと思うんです。長崎港が1571年に開港し

ているということですね。

それ以後にもいろいろありまして、1578年には、佐賀の龍造寺と深堀藩から攻められているわけです。イエズス会の助けを借りて、それを追い払ったということがありまして、その後、1580年に寄進をしているわけです。それは、現在の地と茂木と、それに呼応した有馬晴信が、浦上と一緒に寄進をしているわけです。

そういったことを見て、豊臣秀吉が九州を平定した折に没収をしているわけです。1588年に長崎の地を没収して、それから天領が始まっているわけです。そういった歴史を私も勉強させていただきました。

今の県庁の跡地が、イエズス会への寄進から禁教が始まって、今、世界遺産としてクローズアップされているわけですが、この県庁跡地のどこら辺を一番重要視して、文化遺産が眠っているから、その発掘をちゃんとしなさいとおっしゃるのか、その辺をお聞きしたいと思うんです。

【久留島参考人】先ほどもちょっと申し上げたかもしれませんが、やっぱり一番底に眠っているのは岬の教会群、岬の教会というさまざまな施設だと思うんです。その上に長崎奉行所がつくられていくわけですから、掘っていきますと、どうしても長崎奉行所の遺構にはぶつかっていく。その先に恐らく、あるとすればですけれども、岬の教会の遺跡群があるだろうと。

何を残さなきゃいけないかというのは、実は掘る前に考えなきゃいけないことではございますけれども、やはり岬の教会までいかなければ、恐らく掘ったことにならないと実は思っています。

長崎奉行所の遺構の跡が出てくることは間違いないと思うんですけれども、そうすると、そ

れをどういう形で残すかはもう一度考えなきゃいけない。それは記録保存という形になる可能性がありますけれども、一番下のところにいったところで、これは残すか残さないか、どう使うのかと考えることが恐らく必要になってくると。

そういう意味では、今のご質問でいうと、私はやっぱり岬の教会群が、遺跡に軽重をつけるのはあまり好きではありませんけれども、やはり貴重な、一番古い遺跡として重要だと思っております。

【山口(経)委員】郷村記によりますと、龍造寺軍を打ち払うことができ、岬の教会が整備されるのはその後ですけれども、そこに砲台も造られたのではないかと書いてあったんです。そういった歴史があるわけですね。そういったことはまだ、おわかりじゃないんですか、砲台跡というのは。

【高見参考人】私も、いわゆる歴史家ではございませんけれども、1571年にポルトガル船が入ってきます、実際に。その時にまちがつくり始められたと。

同時に、正確に何月何日まではわかりませんが、岬の突端のところに仮聖堂というか、とりあえず小さい教会をつくったということです。その後、先ほどおっしゃった深堀とか龍造寺とかの襲撃があったり何かして、教会も壊されたりもしたんです。そして建て直したりして、それが繰り返されたんですよ。

それで大村純忠が、これは長崎のまちを守るという意味もあって、バックのあるイエズス会の宣教師に、知行地というか、管理権を与えることで長崎のまちを守ろうとして、実は知行地にしたと、それが1580年です。

その後、教会はさらに大きいのができたんで

すけれども、最終的には1601年に、一番大きい教会というか、それまであった教会をもちろん建て直しですね、壊して、1601年にできたのが、ご上天の教会というか、聖母子昇天の教会というんです。

ほかに、1614年の禁教令が出たころには、今の長崎市内にはトードス・オス・サントスの最初の教会をはじめ、16ぐらいの教会があったんです。その中で一番中心の大きな教会が、この岬にあったわけですよ。

1601年にできたのが通称「岬の教会」ですけれども、最初の教会は港が始まった時、1571年に既に教会は建て始まったんです。ただ、繰り返し改築されたり壊されたりしております。豊臣秀吉が朝鮮征伐に行った時も、壊されて材木を向こうに持って行かされた、そういうこともあったらしいです。そういう歴史を経て、最終的には1601年にできた教会がご上天の教会ということなんです。

だから、遺構があるとすれば、ご上天の教会といわれた教会と、ほかにコレジヨとか司教館とか、いろんな建物がありました。それらの建物の遺構が、全部はどうかわかりませんが、そこが一番最初の岬にあった建物になるので、その後に行方不明になったわけですから、奉行所の跡をさらに掘っていくと最初の教会部分が出てくるんじゃないかということなんです。

そこから歴史が始まっているので、ぜひ、そこを可視化してほしいというか、目に見える形にしてほしいというのが強い願いです。

【山口(経)委員】 お話をお聞きしますと、1581年にサン・パウロ教会ができる以前にも、いろんな教会があったり、仮聖堂があったり、さっき私が言いました砲台があったり、そういったことがずっと重層的にあっているわけですね、

岬の教会以前にもですね。

そういったことで、岬の教会という形で、どこを特定してスポットを当てていくのかと。底にはもっともっと眠っている可能性があるわけですね。そこら辺をはっきりさせていただきたいと思うんですけど。

【久留島参考人】 私は専門ではないので、今のご質問は恐らく、神のみぞ知るということじゃないかと思うところがございます。

つまり、ある程度がわかっているところ、研究で今まで進んできたところが、さっきおっしゃった仮聖堂とか、そういうところまで含めて進んでおりませんので、私が知っている限りですけれども。

結局、あるところというのは恐らく、ここでもいいと岬の教会群のところまで出た段階で、そこはもう一度、出方によっては考える必要があるだろうと思っています。

ですから、さっき山口(経)委員がおっしゃったようなところまで本当はやらなきゃいけないのかもしれませんが、直近の目標は、恐らく岬の教会群でいいのではないかと私は考えております。その下にあることは、山口(経)委員の推測どおりかもしれませんが、そこは尊重すべきだと思いますけれども、今言えるのはそこまでだと。

【山口(経)委員】 いろいろ、調べる歴史書によって、特定できない年代があるわけですね。天正遣欧使節団の派遣も、郷村記によると1582年で、この資料でいくと1591年。豊臣秀吉のバテレン追放令も1587年と1597年というふうに、随分昔のことで、10年なんかは今から考えればちょっとした間かもしれませんが、歴史を調べていく中ではそれだけのブレがあるわけですね。ブレがある中で、どこを特定してという

のは、なかなか難しいということを私は考えます。

とにかく、岬の教会からの歴史の中で奉行所、あるいは海軍伝習所、そういったものがずっと重層的に重なっているのので、どこに一番スポットを当てるのかをはっきりさせていただければという思いで、こういう質問をさせていただきました。

時間がきましたので、終わります。

【前田委員】長崎市選挙区の前田哲也と申します。本日はありがとうございました。

片峰参考人が最初におっしゃった、この地の重要性を明らかにして県民で共有したいんだという話の中でスタートした「考える会」であります。さまざまな知人の方を含めて資料等いただく中で、私も勉強したつもりでありましたが、今日、参考人の皆様方の直接的なお話を聞いて、この地の重要性というものを、恥ずかしながら再認識したところであります。そういうことに沿って少し質問させていただきます。

まず片峰参考人にお聞きしたいんですけれども、6月定例会でも集中審査をされたと聞いております。その際には、今日のような陳情書を出さずに集中審査をしたと聞いているんですが、6月定例会の総務委員会で皆様方が要望した内容は、今回の陳情書にある4項目と同じ内容だと理解してよろしいですか。

【片峰参考人】基本的に同じだと思います。ただし、冒頭にも申し上げましたけれども、7月から今日までに状況の変化はあったと思います。

私たちの認識から申しますと、総務委員会で集中審査をしていただいて以来、長崎県議会の議員の方とは、この遺構の重要性、そして徹底した発掘調査の必要性という観点に関しましては共通理解がかなりの点で進んだのだろうと思

います。

したがって、そういった中で長崎県の発掘計画案が出されたら、そのポイントで、それを総括する形で9月9日に出させていただいた。

今まで私たちとしては、正式な形では要望書等は出していなかったんです。そういった意味では、7月の段階と状況の進展があったと僕は思っていて、この場で、さらにもっと具体的な形で、発掘調査のあり方等々に関しまして議論ができる状況になっているのではないかなということですよ。

【前田委員】わかりました。

今回いただいた陳情書の4項目の4番目、「調査のなかで、何か貴重な遺跡や遺物が発見されたときには、一旦立ち止まり、現行の『跡地整備計画』をしかるべく見直して」云々という表現がありますね。この部分は、状況の変化がこの2～3カ月にあったとしても、6月の時点でもこの種のやり取りはされているんですか。

【片峰参考人】具体的に結果を踏まえて跡地をどう活用するかとか、今の計画案をどうするかと、そういう議論は、7月の段階ではほとんどやっていないと思います。

【前田委員】この件に関して質問したのは、後ほど理事者にまた改めて、このことについて見解を聞きたいのでお尋ねをさせていただきました。

その上で、今回一番大事なことは、今、片峰参考人が言われたように、時間の経過の中で、認識が深まる中で、学芸文化課で発掘調査の計画案が出された。これは、審議会に諮る前に、皆様方にも事前に概略を説明したと聞いております。

そして、今般、審議会の中で概ね妥当ということで、先月の中旬ですかね、公式にプレスリ

リースがあって、今回臨んでいると思います。

特に、1番の項目で「十分な調査期間と予算をかけた、徹底的で慎重な遺構発掘調査をお願いします」と、この部分は、今の県が考えている計画案に、皆様方から見て足らざる視点というか、ここをこういうふうにしてほしいんだというところを少し具体的にご説明いただきたいと思います。

【片峰参考人】専門家の方から後ほど詳しくは説明いただければと思いますが、さまざまな考え方が「考える会」の中でもあることは事実です。基本にご議論いただきたいポイントは、先ほどから久留島参考人、あるいは稲富参考人からも出ておりますが、今回の県の発掘計画案は、平成21年度に試掘、確認調査を既に行った、何も今まで建物が建っていなかった県庁の前庭部分に関しては手をつけないと、掘らないということが1点。

一方、庁舎の解体工事が終わった庁舎跡地部分に集中して今回、18カ所の試掘ポイントを設定して、そこを試掘されて確認調査をやって、そこで何らかのものが出そうであるということであれば、さらに年月をかけて本格的な調査をしましょうというところが大筋だと思うんです。

先ほどから久留島参考人、あるいは稲富参考人が言われているのは、一つは前庭部分を今のまま放置していいのかどうかという観点があると思います。ここについて、やはり一度議論すべきであると思います。

それから、具体的な調査の仕方等々に関しましては、やっぱり専門家の方からご意見をいただきたいんですが、要するに調査の範囲の問題が一つ。その範囲に基づくとと思いますが、あるいは調査の仕方にもよりますが、工期をどのくらい設定するのかというポイントもあろうかと

思うんです。そういったところで、一応、問題提起という形でそこら辺を提起させていただくということ。

【稲富参考人】考古学的な立場から申し上げます。

以前、県の方から、こういうふうな場所を確認調査をするという一つの提示がございました。それをよく観察して見ると、今回、開発を計画している場所、芸術文化ホールという仮称であります。そこを中心に確認調査を行うと、そういうもののようなものでした。そこがちょっと立場というか、根本的な考えが違うのです。

一般的に、もし私が確認調査をすれば、最初に大体この辺を掘ろうねというふうに計画を出します。しかし、その確認調査の進捗状況次第では、さらに範囲は広がります。これが、遺跡全体の性格を見極める時には必ず必要な問題なのです。

つまり、確認調査というのは2通りの意味があると思うんです。全体にわたって確認のための調査を行い、この時点では全面調査ではまだないんです。全体を調査して、どこにどういうものがあるか、あるいは壊されているか、その全体を調査する。遺跡の重要性を鑑みて、保存を考える場合には必ずそういたします。

しかし、そうではなくて、あくまでも開発予定地のみの確認調査になっていないのかと。つまり、そこには保存とかそういうことはなくて、あくまでも開発予定地の中の確認調査になっていないのですかと、それはいかがなものかというのは先ほど申したとおりです。

全体の様子わかって、そこをどうするかというのであればまだしも、全体の様子わからずに、既にかつての県庁舎の建物があるから、壊されている可能性が高いから、そこは、もし

確認調査で出てくれば、その時は全面的に発掘調査をして建てる、これが一般の緊急発掘調査の考え方です。ここがやっぱり違うのです。保存を前提とするのか、あくまでも開発を前提とするのか、この辺が一番の問題であります。

そのためにも、先ほど片峰参考人がおっしゃいましたけれども、こうした場合に私たちが一般的に行いますのは、専門の先生たちを招いて委員会をつくります。これは調査する時はごく一般的な問題なんです。特殊なものじゃありません。むしろ、そうした中で専門的な先生を、調査以前からちゃんとお願いをして、そして調査の過程を見ながら専門家の意見を聞くと。これをしなければ、重要遺跡の調査の場合は、非常に後々禍根を残します。後から、こんなものが出ていたんですよね、などという場合が結構あるんです。その時はもう手遅れです。

この遺跡の重要性は、縷々説明しておりますように、日本の中における極めて重要な遺跡であると、国指定級の遺跡である。とすれば、きちんとそうした専門の委員会を立ち上げた上で調査に臨むというのが、本来のあり方ではないだろうかというふうに思います。

【前田委員】 ありがとうございます。

今、稲富参考人からご説明いただいた中で、1点ちょっと気になったのは、本質の議論と違いますが、久留島参考人がおっしゃっていた記録保存と、稲富参考人がおっしゃっている望むべき保存というのが、少し見解が違うのかなと思って聞いておりましたが。

いずれにしても、私が質問した中では、まず発掘調査に臨むに当たっての臨み方、前提というんですか、それが1つ。

それと範囲が1つ、それから発掘の仕方というか、確認調査のお話もありましたが、仕方が

1つと、あとは工期、十分な工期という意味で、そういう4点ぐらいが、県が計画しているものに対して少し考え方が違うというように認識をしました。

同僚議員の質問とか、後ほど教育委員会に対して私も再度質問したいので、もう1点だけ質問して私の質問を終わらせていただきますが、久留島参考人にお尋ねしたいんですけれども、スライドの30です。この中で久留島参考人がおっしゃっている、「どのような遺構・遺物が出てくるかによって、その残し方イコール活用の仕方も異なる」ということで、説明を聞けば、確かにそうなんだろうなという思いがしています。

そう考えた時に、県が進めてきたこれまでの整備計画というか、跡地の検討の仕方の手順として、久留島参考人の考え方では、どのような遺構・遺物が出てくるかによって活用の仕方が変わってくるんだから、検討の仕方として、まずもって発掘調査を先行してやって、活用の仕方を考えるという手順がよかったのではないかというふうなお考えをお持ちですか。

【久留島参考人に】私が最初にこの活用委員会で話を聞いた時には、もう活用ありきで始まっていました。ですから、市民の方たちが何をしたいのか。当時いろんな問題、公会堂の問題とか、いろいろあったと思うんですけど、何をするのか、そこに何を建てるのかという問題から諮問をされたので。

これは私の記憶ですけれども、その時に聞いたのでは、調査研究は、発掘はちゃんとしますよと、つまり発掘した上で、そこに建物を建てるということを伺っていましたし、石垣のことも、その時にはできるだけ残すという言い方をしておられました。

それはその時の問題で、私は実はその時に、やっぱり不勉強だったものですから、どの程度調査をされるかということをお聞きしませんでした。ただ、この間、私、長崎のいろんな発掘事例を見せていただいたら、教会関係の遺跡はいろんなところに出てまいります。その遺跡の遺物が幾つか、既に試掘をされた中で出てきているわけです。

そうすると、調査をまずしてみないことには、本当の意味での保存のあり方というのはできないんじゃないかというふうに考えたわけです。ですから、今のご質問でいいますと、やっぱりある程度の発掘調査の経過を見ながら考えてもいいのではないかと。

私は、皆さん方が一生懸命つくられてきたものを全部ご破算にしろと言うつもりはございません。ただ、本当に将来の長崎市民に残すのであれば、何を残すのかというのは発掘しないとわからないのではないかとというのが私の意見でございます。

【前田委員】まさしく、今からの発掘がいかに大事かということをおっしゃったと思うんですが。

私も県議3期目で、8年近くは、この跡地活用について県とのやり取りも関わっていますので、節目、節目の中で県の進め方については理解を示しながら臨んできたつもりです。

そうする中で思ったことは、私が冒頭に話したように、歴史とかこの地の重要性はわかりつつ、これまで県も私たちも検討してきたつもりであります。この重要性の認識というものが少し足らなかったのかなと。世界遺産の話も出てきましたが、本当にこの地がかけがえのない土地であるということの認識が足らなかった。

その結果として、今の整備計画、3つの基本

的な構想に対して、もう少しその歴史を反映したような計画になってよかったですのではないかなということじゃないかなと思うんです。

私は今、そういうことに立っていますが、片峰参考人は、今までのことを全て否定するわけではなくて、ここの土地の重要性を再認識してほしいということとらまえていいですか。

【片峰参考人】おっしゃるとおりです。この間、跡地活用懇話会で市川森市さんが、徹底的な調査から全てが始まるみたいな発言をされて、もう10年ですよ。この10年間で、今日みたいな議論がなかなか起こらなかった。

私自身、その当時は学長をやっていましたけど、日常に追われまして、なかなかこの県庁跡地の問題と正面から向き合うということはなかったんです。これは大きな反省点だと思っています。

だけど、先ほど稲富参考人も言われましたけど、庁舎が解体されて更地になって、さらに県庁遺産、さらにはローマ法王の来崎なんて話になると、俄然ここに目が向き、これと正面から向き合わなきゃいけないということになったんだと思うんですよね。

そういった意味では、この10年間にわたり、県を含めさまざまな方が関わられて、この整備計画案ができたと思うんです。そのご苦労には心より敬意を表したいと思いますし、僕自身としては、それを完全に否定しているというわけでは全くないです。

先ほど久留島参考人も言われましたように、今後の調査の結果を新しい要素として加えていただいて、今の整備計画案をモディファイするのか、あるいは白紙に戻して再検討される余地があるのか、さまざまな選択肢があると思うんですけど、ぜひ徹底的な調査をやっていただい

た上で、それを活かした計画にしていればということですが、

【大久保委員】大久保潔重です。今日は、それぞれの専門的な立場でご教示をいただきまして、ありがとうございました。

お伺いすればするほど、この長崎の持つ特異な歴史、また強烈な個性というものをしっかり掘り起こして、それをアピールしていくためには、やっぱり徹底した慎重な調査が必要なのかなというふうに感じています。日本レベルでやるのか、せっかく2つの世界遺産があるわけですから、世界に発信していくという意味では、発掘に大きくその要素がかかっているのかなという気がいたします。

そこで、今、前田委員からもありましたけれども、徹底した期間をかけて、十分な予算をかけてやるとなると、当然これはもちろん市民、県民の皆さんの合意も必要ですし、そういう意味での調査のプロセスの共有化が大事になってくるのかなと思っています。

具体論で方法論として、そういう調査の過程を県民の皆さんと深く共有しながらいくという意味で、何かいい方法があればご教授いただきたいと思いますが、いかがですか。

【片峰参考人】私たちがずっと主張してきたことも、まさに大久保委員が言われたことなんです。

今回の発掘調査はいろんな意味があると思いますが、最大なものの一つは、この調査のプロセスを通して市民、県民、多くの人々が、この県庁跡地、あるいはそこに眠る遺構の意味を、とてもつない大きな意味を認識していただくことが、ものすごく大事なんだと思うんです。

そういった意味では、調査のプロセス、調査そのものが一つあります。だから、調査現場を

できるだけ公開してくださいというのはそのことなんです。

もう一つは、その調査がどう進捗しているのか、どういう議論があって、その掘り方がどうなっているのかと。掘るのをやめたり、さらに掘ったり、あるものが出てきて、その評価がどうだとか、いろんなことが今から起こってくると思うんですけど、そのプロセスをガラス張りにして、市民、県民が共有することはとてつもなく大きいと思うんですよね。

その意味を共有することが、長崎の将来、グローバル化が進展する将来に向けて、非常に大きな意味を持つ。長崎の個性化、どういうことで長崎は世界にアピールしていくのかという観点も含めて、非常に大きな意味を持っていると思いますので、先ほど申しましたけど、プロセスの進捗管理を、しかるべき委員会をつくっていただいて、それをオープンで議論していただくことをぜひお願いしたいと思っています。

【大久保委員】ありがとうございます。ぜひ、今のご意見を参考にさせていただいて、また次なる議会の場での反映につなげればというふうに思っています。

それから、先ほど稲富参考人からもありましたように、国指定史跡である出島との一体化、これも非常に大事な視点なのかなというふうに私も思っております。出島そのものの価値は、もちろんあるわけでありまして、その出島を管理していた奉行所。

それから、先般の総務委員会の議事録を見させていただいて、出島がどうやってつくられたのかという議論が確かありました。やっぱり埋め立てをしているわけで、築町あたりの土砂を持って行っているんじゃないかと。そうすると、さらに古い長崎のまちづくりに関する歴史にも

つながってくると思うんです。

そういう意味で、ぜひこちらあたりも参考にさせていただきたいと思いますが、これも方法論として、出島と県庁跡地を一体化する調査のいいアイデアがあれば、ご教授願いたいと思います。

【稲富参考人】ご承知のとおり、出島は国の特別史跡となっております。出島といえば、少なくとも日本人であれば、ほとんど知っている遺跡です。

世の中には国指定史跡は数多くありますが、これほど日本国民全体に知られている遺跡は、そうあるものではありませんし、同時に世界の人々、特にヨーロッパの人々は、これを知っております。ですから、それを目指してやってくると、そういうものがあるわけです。

今回、出島に出島門橋という橋が架かりました。本来、橋は架かっているものだったのです。防災上、取り壊された経緯があるのですけれども、橋を渡ったところにあるのが、実は県庁跡地のあの長崎奉行所なんです。これまでは建物が建っているものですから、なかなかイメージがぱっと浮かばなかった部分もあると思うんですけれども、今は建物がなくなって、私たちも実は、歴史をやっているながら気づくわけです、あれが長崎奉行所なのよねと。

そうすると、むしろこれは一体のゾーンとして、国指定化するかどうかは別としても、一体のゾーンとして整備し、それが実は「ザ・長崎」なんです。ここは委員会が違いましょうけれども、そこが一つの集客の装置となるのではないだろうか。

文化財を守るということは、単に文化財を守ればよいという問題だけではないし、それをどうまちの中に活用していくか、これをやってい

かないとなかなか、文化財の保存といっても皆さんはぴんとこない。そうじゃなくて、それを活用していく。

あれはまさにいいゾーンだろうと思うんです。そこに私たちも少しずつ気がつき始めたのかなという気がいたしますので、ぜひ、一体化したゾーン化。

そして、ああいうところに必要なものは、何もないまちじゃないんです。やっぱり何かがあるまちなんです。

例えば、世界のそうしたところに行くと、必ずその土地のものが売ってあったりするわけで、むしろそうした現在の江戸町、あるいは築町とも一体化した中での整備が描ければ、よりよいのではないだろうかというふうに考えます。

【大久保委員】そういう意味では、この長崎のまち全体に関わってくることにもなってきますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思いません。

最後に久留島参考人にお尋ねします。重層的な県庁跡地の歴史ということで、奉行所の後の海軍伝習所、医学伝習所ということで、県も常々言っておりますが、今日の先生の資料の中には語学研修の場ということで、私も個人的にはフルベッキ先生、ここで語学を教えて、あまりにも教えるのが上手だったものですから、その後は東京に呼ばれて東大の教養学部の前身をつくられたと。そしてまた、フルベッキ先生に習うために、この長崎にたくさんの門下生が来られて、その人たちのほとんどが明治政府の高官になっていったと、まさにこの近代日本をつくり上げていった、人づくりの原点があるのかなという気がいたしましてね。

もうちょっとこちらあたりは、海軍伝習所、医学伝習所に勝るとも劣らない、語学というの

をもう少し強く強調していきたいと私は思っているんですけど、そこらあたりの歴史的な価値というものをご教授願いたいと思います。

【久留島参考人】2点だけ、ちょっとお話をさせていただきます。

1つは、幕末にお話をもっていきましたけれども、私は佐倉の歴博でございます。東の佐倉、西の長崎と、言うのは簡単なんですけれども、実際は佐倉は長崎から学んでいるわけです。ですから、ある意味では私は、蘭学の発祥地であり、教授の場として一つ重要な意味を持ち続けた。ここで訳されたものが日本に普及していくわけですから、語学だけではなくて諸学ですね、諸科学の原点はここにあったと。

それから、語学研修でいえば、例えば英語なども、おっしゃったように森山とか、長崎で通詞たちがさまざまな形で活躍し始めるわけです。ここで学んでいくのが最初であって、それから、おっしゃるように、江戸に近い横浜へ移っていく。

しかも幕府が賢いのは、できるやつは全部幕府の側にもっていってしまいますので、長崎の位置がちょっと低いように見えるわけですがけれども、今おっしゃったような細かいところをちゃんと、もう少し丁寧に追えば、長崎が幕末において一定果たした役割は非常に大きいと、英語などの教育も含めて大きいと私は思っております。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

質問のある方はいらっしゃいますか。

【北村委員】 本日は、お忙しい中、ご臨席を賜

りまして、本当にありがとうございます。

北村貴寿でございます。私は大村市選出なものですから、本当にこの件については、いろいろ勉強させていただきまして。

また、本日は高見大司教様のお話に、キリスト教の布教について、さらに深く勉強することができました。本当にありがとうございました。

くしくも11月24日にローマ法王フランシスコ猓下が来県されるということがございます。この県庁跡地は、日本のキリスト教の布教のルーツであるというお話だったと思うんですが、岬の教会のことを含めて、ローマ法王フランシスコ猓下にお話をされたり、アピールをされたり、そういったことをお考えであれば、お聞かせください。

【高見参考人】 ありがとうございます。長崎に来ていただくことに決まりましたけれども、こちらでそういったお話をするような時間とか場は恐らくないと思いますけれども、ある程度の資料は、教皇様に参考資料としては幾つか送っております。

教会とか歴史だけじゃなくて、今は世界の中でいろんな問題があります。平和、核兵器の問題とか、いろいろありますので、今後、もう少し私も勉強して整理して、改めて長崎の歴史の始まりのところを教皇様にもぜひ知っていただくと思います。同じイエズス会ということもありますので、とても関心があられると思います。

【北村委員】 ありがとうございます。県民総出で歓迎をさせていただくことになろうかと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

議論がいろいろとなされておりますけれども、この調査のあり方についてとか、活用の仕方についてというようなお話がありました。これが

3カ月、1年、3年と長期的にかかるというよう
なところがありましても、最終的には、あの場
所をどうするか、県民・市民の皆さんにご納得
がいただけるような活用の仕方が、やはり最後
には必要なだろうと存じます。

現在は音楽ホールを建てるという計画がござ
いますが、そういったことを進めた時にどのよ
うなことが想定をされるか。もしくは、出る、
出ないでいろいろ変わってきますけれども、重
要な遺構が出た時に、どのような整備をした方
が県民の、国民の財産となり得るのか、そうい
った活用についてのお考えがあればお聞かせい
ただければと思います。

【久留島参考人】 本当は県民、市民の皆様が、
もう一度考える場があっていいんじゃないかと
は思っていますけれども、私は、出たものによ
って、それは何も出なかったということだって
当然あり得るわけですしけれども、どうも見て
いると、何かが出てきそうだという感じがして
いますので、その出てきた物の保存の仕方、ど
ういう形で保存ができるのかということから決
まってくるんだと思うんです。

さっきクラクフの例を出しましたけれども、
あれを掘った時には、どうやって使っていいか
わからないような状態のもの。それをとりあ
えず現状保存をしながら、しかも出てきたもの
を博物館として展示をするという形で一体化し
て市民に見せる、観光客に見せるというやり方
をとっていました。

一般論として見ると、遺構をどういう形で残
すのか、そして、その遺構から出てきたものを
どういう形で展示にもっていくのかということ
を結びつけながら、何かを考えるというのが一
つだと思っています。

ですから、ある意味では音楽ホールという形

でつくる可能性だってゼロではないわけですが
れども、その時だって、出てきたものをそのホ
ールでどうするかとか、いろんなやり方がある
わけですよ。やはり私は、今後出てきたもの
によって少し柔軟に考えるというのが重要だと
思っていますので、その段階でもう一度。

私が活用委員会で聞かされた時には、もう初
めからそれはいい話で聞かされていまして、
そうではないとしたら、もう一度、その活用に
ついては、市民と一緒にもう少し考える余裕が
あってもいいのではないかと。

3年もかけるかどうかというのは、またちょ
っと別問題だと思いますけれども、少なくとも
納得ができるところまで掘ると。要するに後顧
の憂いがあるってはいけないんじゃないかなと思
いますので、その段階で出てきたものを使うこ
とも、またこれも県民、市民と一緒に、一番い
い方法を考えるのが一番いいんじゃないかと思
います。

今申し上げたように幾つかアイデアはあって
も、何が出てくるかわからない状態では、ちょ
っとやっぱり私も、なかなかお答えしにくいと
ころがございます。

【北村委員】 最後に1点だけ。これもタラレバ
の話になってちょっと恐縮ではありますが、重
要な遺構が出てきたと仮定して、国の指定をと
っていくということが必要になってくるだろう
と思います。国の指定を取るために、現段階で
準備をしておくとか気配りをしておくこと、
そういったことがあればご教示をいただければ
と思います。

【稲富参考人】 国の指定というものを前提に
して調査をしていこうとすれば、全域にわたって
確認調査を行う、これがまず必要なことです。
そこに何が埋まっているかということが必要に

なってきます。

恐らく国の指定の場合に、これは要件としては十分あると思うんです。間違いない。しかし、どれくらい壊されているかということも当然考えないといけないことだと。

ただ、それは今ここで議論しても仕方のないことですから、全域にわたって発掘調査を行い、その実態を明らかにした上で国指定の申請をすれば、それも一つの方法だろうと。

ただ、国指定をせずに保存するというのも実はあり得るんです。どちらがいいのか。国の指定を受けることはできるんですが、一方で、国指定にしてしまった時に、例えば展示施設を建てようとかとした時に規制が起こります。これはやっぱり考えよう。

ただ、その場合は指定地外、石垣の外にできればいいわけであって、そういうことも考えれば、国指定というのは十分に今、考えておかなければならない問題。

もともと国指定の価値がないというのであれば、こんなことは申しませんが、これは国指定の価値が十分にあるとわかる場所ですから、そのための全体にわたる調査を行った後、実態を明らかにすることになるかと思えます。

【山本(啓)委員】貴重な時間をいただきまして、ありがとうございました。

基本的に、これからのいろんな整備をしていく上においては、県庁舎跡地に限らず、今を生きている我々が判断をしなきゃいけないのは当然であるわけですがけれども、その中で、想像力とか稲富参考人もおっしゃっていました。そういったものも重要になるし、決定をしていくことが大事なんですけれども、それにふさわしい情報とか、決定に足る知見といったものは専門家の方々からご説明いただいて、そして、重要

性に対する認識が足りなかったという表現もありますけれども、重要性を認めたということであれば、またその方向性というものを議論していくんだらうなど。しかし、やはり早急に決めなきゃいけないと。

今日、やり取りを聞かせていただいて、私も、2点ほど確認をさせていただきたいと思うんです。

その前に、久留島参考人がおっしゃったように、しっかりと掘り進めていけば、教会に関するものが何か。

私は、地山までどんどん掘っていけばいいなと思っているんですよ。長崎市史という古い書籍を読んだら、森崎神社というのが出てきます。教会の前には森崎神社があったと記されております。私は、神社が出てきたらいいなというふうに思っている人間なんです。

そこに対する歴史的な探究はあります。しかし、歴史を知っていくことであれば、1571年といわず、その前のことも含めて、長崎の始まりとおっしゃるのであれば、何がそこにあって、どのような歴史を踏んでいったのかというのは、区切ることなくいいのかなと思います。

お伺いしたいのは、今日の議論で片峰参考人は、プロセスの進捗管理のための委員会組織が必要ではないかとおっしゃった。稲富参考人は、発掘のための委員会と。2つ出てくると、私は別物だと思っているんです。これら一つひとつが、今の時点で設置が必要であろうと説いていらっしゃる。

同じチームであろうとは思いますが、そのことの違いを、2つが必要なのか、そういったところも含めて、いま一度確認したい。

掘り方ですがけれども、久留島参考人が先ほど、工期について、県がつくった計画の中では3カ

月プラス1年という数字が出ていて、それに対して工期の長さということをおっしゃっている。先ほどの北村委員とのやり取りで、3年かかるのかどうか分かりませんがと、3年という数字も出された。

この3年という数字の根拠はどうか、工期はやはり3年ぐらいかかるものなのか、3カ月プラス1年じゃ短いという認識でおっしゃったのか、それぞれの質問についてご答弁をいただきたいと思います。

【稲富参考人】まず3年の根拠は、実は明確に3年ということではなくて、一つの言葉の上での符牒だと思っていただければいいと思うんです。1年以上はかかりますよと、じゃあ、3年かかりますかと、あるいは3年以上かかりますかと言われると、ちょっとここははっきりしない。

それはどういうことかといいますと、委員会との関わりもありますけれども、3年と申しましたのは、ここは重層的な遺構がある場所です。一つは県庁があった。ずっと下にいくと、長崎奉行所があった。さらに下にいくと教会があった。教会も実は何度か建て替えていますから、そこにも重層性があるであろうと。

そうしたものをきちんと調査していこうとした場合に、これは久留島参考人もちょっとおっしゃいましたけれども、奉行所の遺構というのは相当壊されていることが予想されます。では、その時に教会遺構まで掘ろうとすれば、奉行所の跡の柱跡とか、そういうものは一応、記録をして、飛ばさないで下に掘り進めないという問題が起こるわけです。

その時に、委員会というのが問題になってくるわけです。これは非常に保存状態が良いと判断すれば、これを壊すわけにいかないから、もうその下は掘るなよと。あるいは、これはもう

記録して掘ろうよと、その過程が要るわけです。委員会に対して言っていないと、単に発掘をする者が勝手に判断して掘りましたというわけにはいかない遺跡です。

そういうことのプロセスを踏みながら、ずっと掘っていくためには、最低3年ぐらいはかかるという意味です。あるいはそれが5年になるかもしれないし、2年で終わるかもしれないけれども、大体3年ぐらいは一般的にかかりますよということで3年と申しました。

もう一つ、2つの委員会。調査主導委員会、片峰先生が言われた委員会には、ちょっと差がありましてね。私が申しましたのは、発掘調査を行う時に必要なアドバイスを行う、これが調査指導委員会です。これはあくまでも調査の指導であって。

しかし、今後、それをどう生かすのかという問題になった時に、考古学研究者がそこまでしゃしゃり出て言う必要はないわけで、その時にはまた別の委員たちがいて、そしてこれをどう考えるかということになりますから、ちょっとわかりづらかったかもしれませんが、私が言うのはあくまでも発掘調査のための指導委員会、片峰参考人がおっしゃるのは、そこから先の、（発言する者あり）違うそうです。

【片峰参考人】進捗管理という言葉が少し誤解を招いたかもしれませんが。僕は、稲富参考人が言われたとおり、まさに適切かつ確な発掘調査を行うための進捗管理という観点で進捗管理という言葉を使ったんです。そういった意味では、稲富参考人が言われた、いわゆる指導委員会と同じものを考えた。

ただ、山本(啓)委員が言われた進捗管理というのは、予算も限りがあると、工期も限りがあると、そういった進捗を適切に、どっちかとい

えば行政的な観点での進捗管理ですよ。それは恐らく、しかるべき委員会も既にお持ちだと思いますし、僕が言っている進捗管理には、その観点はないです。

【山本(啓)委員】今の説明であれば、発掘をしていく専門的な分野についての委員会ということであって、その中身についての進捗管理をしていくと。同時に、県民や市民に対してもオープンに、わかりやすいように、そこを同時に共有していくことによって市民も県民もわくわくしていきたくらうし、その重要性もみんな共有できるだろうからという話があった。

ただ、片峰参考人が最後におっしゃったのは、行政が行う工期や予算やといった部分の進捗については行政が行うわけですし、県庁が判断することであるから、議会と県庁が決めることであって、そこまで踏み込んだものではないよというところをお話しいただいたという理解でよろしいですね。（発言する者あり）

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

山口(経)委員、よろしかったでしょうか、最後に。

【山口(経)委員】先ほどは時間が無いということで途中で切れておりました。

陳情書の(3)で、現場を公開する機会を設定していただきたいということですが、現状の公開の機会では足りないということですか。

【片峰参考人】我々考える会が、さまざまな形で社会に発信するプロセスの中で、最初に僕も申しあげましたけど、教育委員会としては極めて真摯に対応していただいて、そういった情報公開という観点でも非常によく対応していただいているというふうに感じています。

僕が今回申しあげましたのは、今から開始さ

れる具体的な発掘調査そのものに関する公開です。今までの発掘調査に関しては、結果は公開されても、そのプロセスを公開するといった事例はあまりなかったと思うんです。

そういった意味で今回は、現場の公開も含めまして、そのプロセスを公開して、市民、県民がそれを共有して考えていく、そのプロセスがものすごく大事だということを申しあげているわけで、今後の話なんです。今後はぜひ、発掘調査のプロセスを公開していただきたいと、考え方を含めまして、議論のあり方も含めて。

【山口(経)委員】そうしますと、先ほども山本(啓)委員が発言しておられましたけれども、この歴史的な重要性を市民・県民の皆さんで共有するための期間、あるいは機会が必要であるという考え方なんでしょうか。

【片峰参考人】はい。それで、基本的に結構だと思います。

【山口(経)委員】そうしますと、歴史的な重要性ということで、先ほど私が、どこにスポットを当ててという考え方をお持ちですかとお尋ねをしたんですけれども、一番表現したい、この遺構の重層性とはどの辺になってくるわけですか。それぞれにお考えはお持ちで、それぞれのお考えでやられるということなんでしょうか。考える会としての統一した考え方をお願いしたいんですけど。

【片峰参考人】考える会の発足の趣旨は、最初に少し申しあげました。まさにこの時点にあって改めて、この県庁跡地に眠っている遺構の価値に関して、もう一回勉強し直そうと、研究をし直そうと、新たな価値観を掘り出していこうと、そういった研究者、アカデミアとしての一つの考え方がございます。

それとともに、さっきから申しあげています

ように、この重要な遺構の意味を多くの市民、県民と共有することが長崎の将来につながるんだということで、啓発を一生懸命にやりましょう。その過程で、そのためにはこのプロセスを、きちっとした徹底的な調査をまずやっていただいて、それをガラス張りにして我々に公開していただく。それが、最初に申し上げた目的に対してものすごく重要な意味を持つということなんです。

ただ、どのように掘るか、あるいは、掘った結果として、どのようにそれを活用につなげるか。もうちょっと踏み込んで申し上げれば、現在県がつくっておられる整備計画案に対して、どのような立場で臨むのかと。ここに関して、考える会総体としては、まだきちっとした議論を行っているわけではありません。まさに言われたように、それぞれの考え方が若干の幅をもってあると思います。

だけど、とにかく徹底的な調査をやると。その結果として何かが出てくれば、そこでやっぱり考えるべきだと思うんです。

考える会として、今後の私たちの問題意識は、これを次に、跡地の活用とかという問題まで考える会として踏み込むかどうかというのは、まだ決まっていません。恐らく、新しいほかの組織、もっと幅広い市民、県民、もっと異なるような人材も含めまして、行政と一緒に考えるような組織が必要かもわかりません。

そういった意味では、言われたとおり、考える会として、きちっとした統一見解がない部分はまだ残っているとご理解いただければと思います。

【山口(経)委員】県庁跡地を活用して、長崎のさらなる観光の振興を図ろうという形の中で、いろんなお考えを持った方がいらっしゃるし、

県庁が移転したがために周辺のさびれた状況もあって、早く何とか活用してくださいというお考えもあるし、学術的にはこうして非常な大事な遺構が眠っているから、ちゃんと調査をした上で活用をしましょうというお考えもあるし、いろんな考え方が今、錯綜をしているわけで、その辺に整理をつけるのが行政の役割になってくるわけです。大変重たい役割になってきているわけです。

その重要性について、我々もまた勉強をし直さないといかんと思いますけれども、参考人の先生方からも、そういうご発信をどんどんやっていかれる必要もあろうかと思うんですけれども、その発信のあり方については、いかがお考えでしょうか。

【稲富参考人】発信というのは、実は極めて重要な問題だろうというふうに認識をしております。

現時点で考えられるのは、この考える会には片峰先生らも中心としながら、さまざまな学者の人たち、まちづくりに関わった人たちもいらっしゃると思いますけれども、まずは、この歴史の重要性をきちんと市民、県民に伝えていく。

そういう意味で前回、6月にシンポジウムを行いました。メルカつきまちの市民プラザホールでした。あそこは280人が定員なのですが、当日は350人ほど来られまして、その関心の高さに驚かされました。しかし、それでもまだ350人でしかないのです。

今度、11月17日に、長崎大学の中部講堂をお借りして、一般市民の方にこの問題を広く伝えようということでシンポジウムを計画しております。ただ、それでも実は足りないと思います。

今度、本も出ます。もう間もなく、この問題に関するシンポジウムの内容を記した本も出ま

す。そういうことを通じながら、広く一般市民、県民の方たちに、私たちは学術的な立場で広げていくことを、これ以降も考えておりますので、何とぞご協力をお願いできればと存じます。

【ごう委員長】ほかにご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、本件についての質疑応答を終了いたします。

参考人の皆様方におかれましては、本日は大変お疲れさまでございました。

本委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分より、引き続き県庁舎跡地の遺跡発掘調査についての集中審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午前 1 時 5 8 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

【ごう委員長】委員会を再開いたします。

まず、初めに、昨日の教育委員会の審査の中におきまして、山口(経)委員の質問に対し、教育長の答弁の内容の発言の訂正がきておりますので、これを許可いたしたいと思えます。（発言する者あり）

それでは、審査に入ります。

まず、学芸文化課長より、資料の説明をお願いいたします。

【草野学芸文化課長】お手元に「県庁舎跡地における埋蔵文化財発掘調査について」という横長の資料を配付しておりますので、ご覧ください。

県庁舎跡地の解体工事における本課職員の工事の立ち合いの経過報告と、今後の埋蔵文化財の発掘調査計画について、ご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

本年4月11日から、本課の文化財保護主事が解体工事に立ち会い、地下遺構が壊されないよう、工事の状況を確認しておりました。

立ち合いにおいては、2ページにありますように、黄色に塗っている部分と黄緑色で塗って示した部分につきましては、地山といわれる、人類の生活の痕跡がこの下には残っていないと考えられる地層を立ち合いにより確認しております。

この図の下側が出島側になりますが、本館西側と立体駐車場の付近の赤色の部分が、地山が確認できていない部分です。特に本館西側部分については、地下の基礎の遺構の保護のため、基礎の解体をしないで残した状況で、基礎と基礎の間にも試掘抗を入れて埋蔵文化財の調査をすることとしています。

3ページ以降に、立ち合いの状況の写真で記録したものを掲載しておりますので、ご覧ください。

今回の立ち合いで、過去の県庁舎建設により掘り返され、がれきとなった土の中から、県庁食堂の銘の入った茶碗や明治初期のコンプラ瓶の破片のほか、縄文土器などが採取されました。特に、花十字紋瓦2点が採集されています。

5ページ、6ページをご覧ください。

下の方に花十字紋瓦の写真も載せております。花十字紋瓦というのは、十字の四方の先端の方に花びらの飾りがついた花十字紋が模様用いられた瓦で、当時の教会関連施設にふかれていた瓦と考えられているものです。がれきの土の中から採集されたもので、他所から持ち込まれた可能性もあることから、出土品のその地点での遺跡の内容や性格を決定づける資料とはならないものではあります。引き続き、これらの

検討は行ってまいりたいと考えております。

5ページ上段の写真8は、第一別館のスロープのところの写真です。壁の中の土の色と、スロープ下の土の色が同じ茶色の造成土というのわかります。

また、その右、写真9は南門あたりの写真です。地下に大きい基礎が、地中深く埋まっているのが見てとれます。

次に、右下の写真12は、第2別館の写真になります。ここにも地下室があり、地表から掘り下げられていることがわかります。

6ページの上段、写真15、右端です。これは県庁の玄関あたりの基礎を抜いたところの写真ですけれども、黄土色の地山という部分のところまで基礎が入っていたことが見てとれます。

7ページをご覧ください。上段右端の写真21は中庭の地下室で、旧県庁舎の機械室があったところです。これは、深さが基礎部まで6メートルほど掘り込まれている大きな地下室になっております。この地下室も地山の中に設置されているような状況になっております。

その下の段、写真22から24は、本館西側で基礎を抜かずに残したところです。四角で囲んだところ、このあたりの基礎を抜かずに調査を、試掘抗を入れて行ってまいりたいと考えております。調査においては、遺構の有無について、しっかりと確認をしてまいりたいと考えております。

8ページをご覧ください。埋蔵文化財の発掘調査の流れです。

県庁舎跡地は、平成6年3月に埋蔵文化財の包蔵地ということで登録されております。この包蔵地において開発工事が計画された場合、まずは確認調査を行います。遺跡の有無を確認した上で、下から3段目にあります本調査を行うか

どうかの検討を行っていくという2段階に分けての埋蔵文化財の調査を行う形になります。

確認調査、本調査により遺構が確認された場合は、右側の遺構ありという流れになりますけれども、建物の配置を変えたり、計画を一部変更したり、保存できないか、活用できないか、そういったことを事業者側と協議して進めていくという形になります。

次に、9ページをご覧ください。

発掘調査は、文化庁が示す埋蔵文化財の標準に基づき実施することとなります。ここにお示ししております基準は、保存・活用のための発掘調査における考え方を示すものです。

抜粋になりますけれども、発掘調査は遺跡の理解のために必要なものといえども、それによって結果的に遺跡自体の解体・破壊をもたらすという一面があります。将来、調査地周辺の調査研究成果の進展等により、遺構の規模や重複関係、性格等の既往の成果について再検討を行う必要が生じたり、調査技術の進歩により、現在では明らかにできないことが確認できる可能性があります。そのため、将来の調査・研究に支障とならないように、また文化財を保護する観点からも、可能な限り現状のままで残しておくことが求められます。そのような点から、調査範囲は調査目的が達成できる範囲で、発掘によって全面を悉皆的に調査することを避け、遺跡の重要な情報を含んでいる遺構埋土の保存にも配慮することを心がける必要があります。このような考えで進められることとされております。

発掘調査は、先ほど説明をいたしました、遺構の有無や範囲、深さ等を確認する範囲確認調査と、その結果を踏まえて行う本調査の2段階に分けて行うこととなります。

10ページをご覧ください。

まず、範囲確認調査を目的とした発掘調査を、解体工事終了後、速やかに行ってまいりたいと考えております。今回の調査では、平成21年度、平成22年度範囲確認調査で調査できなかった箇所を中心に、18カ所を設定しております。前回の調査と合わせて、県庁舎跡地全体の埋蔵物の状況が把握できるというふうに考えております。

11ページをご覧ください。

今回、開発が伴わない広場については、前回の調査で、もう既に調査を行い、県議会議事院の基礎等の発見がされていることから、今回は現状保存いたします。

前回、建物が建っていて未調査の文化ホールが予定されている本館部分、及び交流おもてなしの空間として施設整備が予定されている南側の部分を中心に発掘調査を行いたいと考えております。

12ページの赤色で示す部分が、今回の調査箇所です。江戸時代の文献等で絵図等がありましたので、それらをもとにして調査箇所を決定いたしております。調査箇所の決定に当たっては、長崎県文化財保護審議会のご意見のほか、日本考古学協会、九州考古学会、長崎県庁舎跡地遺構を考える会の皆様のご意見も伺いながら決定したところであります。

調査のスケジュールですが、範囲確認調査に約3カ月、その後の必要な本調査と合わせて、概ね1年をかけて埋蔵文化財の調査をしていきたいと考えております。

なお、調査においては、安全面に配慮しながら、発掘調査の成果の現地見学会の実施や、調査状況の経過についてもホームページなどを通して情報提供してまいりたいと考えております。

以上で私からの説明を終わります。

【ご委員長】 それでは、委員の方からご質問をお受けいたします。

ご質問はありませんか。

【宮本委員】 午前中は参考人の皆様方に、陳情書の説明であったり、長崎の歴史と文化を伝えるためにということで非常に貴重なお話をいただきました。恐らく、あの時間帯ではお話しできないことも多々あるかと思って、私も聞かせていただきました。県庁舎跡地については、なかなか踏み込んで私自身も調査をしていなかったということを反省しながら聞かせていただいております。そして、端的に、確認を踏まえて質問をいたします。

いただいた陳情書と今回の学芸文化課よりいただいた資料を見比べながら、いろいろ自分なりに考えておったんですけど、まず、いただいた陳情書は（1）から（4）まであるんですけども、（3）の随時現場を公開する機会を設定してくださいということで、プロセスを視覚的に共有しとあるんです。午前中にいただいた説明は、その前から県民、市民の皆様方に公開していただきたいというお声もありました。

陳情書の（3）が、いただいた資料の7、調査現場の公開に当たるというふうに認識をしたいと思います。まず確認をさせてください。

【草野学芸文化課長】 配付資料の10ページ、下から2つ目の7、調査現場の公開、この部分に当たります。

調査は、地山まで深いところで7メートルという深さのものもありますので、安全面に配慮しながら見学会というようなものは設定していかなければならないと考えております。

ここに書いておりますように、現地見学会ということで調査を途中ででも見ていただくよう

な機会を、今のところ11月末、12月末と、一月に1回程度設けたいと考えておりますし、調査の進捗については、週ごとでもホームページ等で公開をしていきたいというふうに考えております。

【宮本委員】確認ですが、調査現場の公開は現地に入るということですので、県民、市民の皆様方を対象に、手法はどういう形でされるのかということだけ確認させてください。

【草野学芸文化課長】現地見学会は、他の発掘調査でも実施はしており、いついつ公開で現地見学をできる機会を設けますと広報で周知をさせていただき、一般県民の方、皆さんに見ていただく機会を設けて、職員が今の調査状況を説明すると、そういう機会になろうかと思えます。

【宮本委員】現場を公開するという面に関しては、こういった形で県もやっていますということかと思えます。

陳情の（1）では、十分な調査期間と予算をかけたいということです。範囲確認調査計画の8その他で、約3か月と概ね1年の埋蔵文化財調査を予定しているとあります。

午前中の審査で、まだまだこれでは足りないということですが、この3か月、概ね1年という調査の期間は、国が決めたものなのか、それとも県と専門家とで、これが妥当だと、これぐらいあれば大丈夫だということを決められたのか、そこも確認させてください。

【草野学芸文化課長】発掘調査の期間は、九州の調査基準というのを九州各県で共通に研究をして持っておりまして、その九州で設けた基準に平米数と深さを入れますと、かき出す土の量あたりが一定計算でき、調査員を何名配置すると入れると、自動的に日数が何日でできるというような基準があります。その基準で3か月と

いう数値が出てきております。その基準に合わせて算定しているところであります。

【宮本委員】それでは、約3カ月の範囲確認調査と概ね1年の埋蔵文化財調査で妥当だという認識でよろしいでしょうか。

【草野学芸文化課長】今のところは、九州調査基準を使った計算で3か月と出てきておりますので、その分で調査できるというふうに考えております。

これは調査員の数で、例えば15人で3か月というのを、30人に増やすと日数は半分できたりもするんですけども、我々の調査体制とか予算面等を考えて計算して3か月という日程を組んでいるところです。

【宮本委員】これの後に続くスケジュールがありますね。跡地を活用して文化ホールをつくると、九州の基準で今後のスケジュールも立てられていると思いますから、これを仮に長くするならば、その後のスケジュールにもずれが生じるというような認識でいいのか、確認させてください。

【草野学芸文化課長】今のところは、概ね1年をかけてというスケジュールを我々はいただいておりますので、その間で調査できるというふうに思っております。

【宮本委員】そうですね、それで立てられているんでしょうけど、例えばそれが2年とか3年かかった場合、後のスケジュールにももちろんずれは生じてくるということでしょうか。

【草野学芸文化課長】それはもう、2～3年遅ければ、当然その分の影響は出るかと思えます。

【宮本委員】いろんな観点から考えていかなければならないと思います。確かにどこをとっても重要であると思えますし、調査期間がそういった形で妥当だということであるならば、これ

にのっとっていくという県の姿勢もうかがえませんでした。

さらに、平成21年度と22年度に調査を行ったところは今回は行わない、現状保存ということですが、平成21年度と22年度に行った調査は、今回行う調査と同じようなものですか。または違う調査なのか、教えてください。

【草野学芸文化課長】平成21・22年に行った範囲確認調査も、今回の範囲確認調査も同じものでございます。

平成21・22年に行った調査は、建物が建った状態でしたので、前庭の広場のあたりとか、横の駐車場、南門から入ってきたあたりを調査しております。石垣の部分を6カ所、トレンチによる試掘調査を8カ所、全部で14カ所、それとボーリング調査も19カ所を実施しているところです。

今回は、その当時建物が建っていてできなかった部分を中心に18カ所設定をして、その両方を合わせて県庁舎跡地の全体の遺跡の概要が把握できるというふうに考えております。

【宮本委員】県の調査の意向と範囲と、さまざま確認をさせていただきました。

午前中にいろいろ聞いたところでは、全体的にするべきであるという話も聞くことができました。埋蔵文化財、非常に難しいんだろうなというふうに思っていますが、今回、ホールとおもてなしの空間のところだけをするということでありまして、調査対象地外となっているところを含めて、より深くやっつけようというふうな考えはないのかどうか、お聞かせください。

【草野学芸文化課長】12ページに今回の調査箇所を載せておりますが、青い紫色で示したあたりが平成22・21年に調査した部分で、広場の

ところには、20メートルぐらいの結構大きなトレンチを入れて調査をしております。そこには、旧県庁舎や県議会議事院等のレンガ造りの遺構とか、そのほか江戸時代の遺構であったり、安土桃山時代の柱の跡、ピットみたいな柱の跡も幾つか遺構が出ております。

その時には、遺構まで2.5メートルぐらいのところまで掘り下げられて削られていたというような状況等も確認をしております。私どもは一定、この広場にどんなものが、どういう状況で、どれぐらい埋まっているのかというのは、もう把握できているというふうに考えております。

そういった意味では、ここは全部調査して出すのではなくて、必要な情報は既にもう手に入れておりますので、今後、何らかの開発行為が及ぶようであれば再度、本調査をどうするかということを考える必要があるかと思っておりますけれども、現在開発が及ばないところは、文化財の保護の観点からも現状保存で、何もしないでそのまま保存するというのが文化財の保護の考え方になりますので、そういう形で今回は既に調査済みという見解を示しているところです。

【宮本委員】さまざまの委員会でも議論をなされたかと思えます。資料もいただきました。8ページには保護体系とかも書いてあります。

仮の話になりますが、陳情書の（4）にもありますが、貴重な遺構とか遺物が発見された時の対応というのは、これに沿っていけばあるんでしょうけれども、こういったお考えなのかだけお聞かせください。

【草野学芸文化課長】8ページの文化財調査の流れですけれども、まず予備調査、今回の範囲確認調査を3カ月、18カ所やって、そこで何らかの遺跡、遺構が出てきたとなると、次のステッ

ブの遺跡の取り扱いを協議するという形になります。それは、どういった遺構、遺物が出てきたのかを、それぞれ専門家に、文化財保護審議会にも遺跡や石垣やキリシタン史、文献の専門家がおられますので、意見を聞きながら、どういったものかと評価しまして、それをどうしていくのか協議します。例えば設計の柱を横にずらせば、その遺構がそのまま保存できるとか、これを保存した状態で活用に使おうとか、そういう協議も含めてどうしていくのかというのを協議をし、検討しながら進めていくという形になります。そういった際には、当然我々だけではなくて専門家のご意見も聞きながら、協議は進めていきたいというふうに考えております。

【宮本委員】 今後、調査の中でいろんな問題、課題、そしてまた発見等も出てくるかと思しますので、今回の陳情書にありましたが、いろんな方々との意見の交換の場というのは大事なと思いますので、しかるべき専門家にご相談するなり、意見をいただくという姿勢も大事であるかと思いますから、そういうところも絶やさずに今後の調査を進めていただければと思います。

調査期間によっては跡地整備計画の見直しというのはどうなのかなとも思いますが、実際、この計画の見直しについては、今は言いにくいところはあるかもしれませんが、整備計画を見直すべきところがあるものなのか、その点だけ確認をさせてください。

【草野学芸文化課長】 整備計画についての意見は、私どもでは述べることができません。

調査についてはしっかりやっていきたいというふうに考えております。

【宮本委員】 これも昨日ありましたけど、部局横断的に取り組んでいただければと思いますし、

今回の陳情書もしっかり踏まえた上で対応いただければと思います。以上です。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【堤委員】 午前中の参考人の皆さんのお話を聞きして、私も不勉強で、あまり存じ上げていなかったんですけども、県庁の跡地を活用していく計画は前にご説明いただきましたけど、今日の午前中のお話を聞いて、本当に長崎の始まりの岬の教会の跡であると、大変重要な遺構であるということを確認させていただきました。

平成21年・22年に既に確認をしていると、その部分についてはもう今回はしないということですけども、どの辺まで調べられたんですか。さっき、20メートルとか言われましたけど、違いますかね。

【草野学芸文化課長】 文化財の発掘調査は、地中の地山というところまでに、どんなものがどの程度埋まっているのかを確認する調査になります。広場の方も地山が見えるところまで掘り下げていって、一番新しいところでは、明治時代の旧県庁舎の煉瓦の遺構とか、その下にはまた、削り取られてはいましたけれども、江戸期の遺構と安土桃山のピット、そういったものが確認されております。その下は地山ということで、そこまでの調査は終わっておりますので、前庭の広場については一定調査をしているという形です。

【堤委員】 参考人のお話では、全体を通した発掘をするべきではないかとか、既に確認した箇所についても手をつけないのはどうなんだろうかと、そういうご意見もありました。

それから、触らないでそのまま保存しておくのが文化財保護の基本と、そういうお話がありましたけれども、岬の教会の跡を発掘するというのでいえば、今回の調査でそういうことが

確認されなければ、そのままにしておくということになるわけですね。

【草野学芸文化課長】埋蔵文化財の基本的な考え方からいうと、そういう形になります。

原の辻遺跡は特別史跡で、埋蔵文化財の包蔵地は100ヘクタールくらいあるんですけども、それを全部掘り上げて確認してしまうかということ、そういうことではありません。文化庁との協議の中では、15%程度までしか調査できないというような取り決めもしている状況でありますので、全部調査してしまうということは、まず考えられません。

江戸期にあった奉行所の遺構の下に岬の教会の遺構ということで、岬の教会の遺構を全部出してしまうためには、江戸期の奉行所の遺構を記録保存で掘り上げて全部取ってしまうと、全部を破壊してしまう形になるので、必要な範囲で調査をしたいというふうに考えております。

【堤委員】私も不勉強で、なかなか思うところを言葉にできないでいるんですけども、この遺構の発掘調査について期待をされている皆さんもいらっしゃると思うんです。そういった声にお応えすることはなかなか難しいのかなと思っているんですが、そのところはどのなんですかね。

【草野学芸文化課長】私どもも、文化財保護審議会の委員の皆様のご意見を聞きながら、今、文献が残っているのは江戸時代の奉行所の絵図、そういったものです。そういったものを見ながら、遺構がありそうな部分を絞って調査をしていこうと思っております。

ただ、岬の教会は、実際にどこにあったのかという文献等はしっかりと残っておりませんので、どこにあったかはまだ特定できておりません。調査の中で確認していく形になるかと思

っております。

【堤委員】意を尽くしませんけれども、参考人の皆さんから幾つもありましたご意見なども十分生かして今回の発掘調査を進めていただきたいと思えますし、今日の参考人招致の審査の中で、私たち委員も今まで以上に、県庁跡地については大変意義のある場所である、歴史的に本当に価値のある場所であるという認識を深めさせていただきましたので、そのところを、意向を十分酌んだ工事といえますか、発掘調査を進めていただきたいと思えます。

【ごう委員長】ほかにご質問はありませんか。

【山本(啓)委員】午前中に参考人の方々と、非常に意義のあるやり取りができた、そして重要性について確認ができたのかなと思っております。そのことを踏まえて、理事者の方々にお尋ねする前に、前提としてちょっと確認したいんです。

私は平成23年当選で、いわばこういった議論からすると、少し遅れて来た議員です。今日のやり取り、午前中の参考人の話を聞けば、県庁行政は、この場所の重要性について全く踏まえずに議論を重ねてきて、そして跡地利用を打ち出してと、発掘の仕方についても足りていないんじゃないかと、一見すればそういうふうな印象を受けるんです。

ただ、そういった言い方を参考人の方々もされませんでしたし、発言において、市川森一さんの発言を聞きながら、しっかりとスタートからその重要性というものを押さえつつ、埋蔵文化財の保護の体系とかを示しながらやってきたと。

要するに今日の参考人の方々のお話は、今の取組の重要性について、もっと深めるべきだと、そこは私たちも認識を深めなきゃいけないから

重要だと、それは行政側も、改めていま一度、世界遺産という一つの要因もありますから、必要性としては重ねなきゃいけない。

しかし、発掘の方法については、そこまで重要性を軽視した議論を積み重ねたものだったのか。埋蔵文化財の発掘体系についても、保護体系についても示していますが、何か欠落したものがあって、調査の仕方が足りていないという指摘を受けているものなのか、前提としてその部分を。簡単に言えば、跡地利用が先に出ているから、何も議論せずに跡地の開発の方が先に出ているという議論になっているのか、その部分を少し、前提として確認をさせてください。

教育長、よければご答弁をいただきたいと思います。

【池松教育長】例えば8ページに、平成6年3月に、県として、ここがいわゆる周知の埋蔵文化財包蔵地であるということを決定しております。この時に名称を長崎西役所跡としているのは、先ほど申し上げたとおり、岬の教会については何も文献に残っていないものですから、いわゆる科学的根拠というんですか、文献や絵図等から西役所跡と考えられるということを根拠にして、いわゆる埋蔵文化財包蔵地だという決定をしているわけです。これが平成6年です。

先ほど申し上げた平成21年と22年の事前調査も、県庁舎の移転がほぼ確定をした時に、その後の埋蔵文化財調査の先駆けといいますが、空いているところを先にやったということです。

企画の方でつくっております県庁舎跡地整備方針の中にも、「県庁舎跡地は、岬の教会や長崎奉行所、4代にわたる長崎県庁舎などが置かれ、その後も長崎のまちの中心としての役割を果たしてきた、歴史的に重要な土地であるとともに」というふうに前振りを書いておりますの

で、県としては、十分歴史的な意義がある土地であることは承知をして、いろいろ検討を進めてきたということでもあります。

【山本(啓)委員】その後、またさらにですね。今日の午前中の参考人の方々から発言があったような内容も踏まえて、さらにその重要度が増してきたという表現は、私は否定されないんだと思います。しかしながら、軽々に取り扱ってきたわけではなくて、当然この場所は重要なところであるから、発掘も、またその後の開発についても丁寧に、重要な場所としてのものを積み上げてきたということが前提ですね。

その上で、この陳情書の4項目について、1項目ずつ答弁をいただきたいと思います。

【草野学芸文化課長】先ほどまでの回答の中にも含まれているかと思いますがけれども、(1)、(2)、(3)あたりについては、これから解体工事が終わった後に速やかに、まずは確認調査から入っていきいたいというふうに思っているところです。何か遺構が出てきた場合には、そこで専門家のご意見を聞きながら、協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

(2)の発掘調査指導委員会につきましては、何らかの形で遺構の確認がされている遺跡、または既に史跡の指定を目指して動くもので、何が埋まっているのかがある程度わかっている、それをどうやって事業研究で調査していくのかという時に設置するものです。範囲確認調査で遺構の有無がわかって、何時代のどういったものが埋まっているとわかって初めて、その専門家を呼んできて調査のアドバイスを受けるといった形になりますので、遺構の有無が確認できる前の段階での設置は考えておりません。遺構が出てきましたら、それに応じて専門家のご意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに考

えております。

（3）については、先ほど、随時公開する機会についてご説明したとおり、現場見学会やホームページで情報提供をしたりして、そういった形で県民の皆さんに見ていただく機会を設けていきたいというふうに考えております。

【山本(啓)委員】 ありがとうございます。

ただ、今日の午前中の参考人の発言の中に、特化した専門家という発言が何度もありました。これは、県庁内に専門の職員もいらっしゃるかと思いますが、それではない特化した専門家という説明があつて、そういった方を選任して採用することが必要だということ。

併せて、発掘調査のプロセスを視覚的に共有し、その中身がどのように重要性があるのかとか、県民との情報の共有と同時に、その都度、判断するためにガラス張りの状況が必要だと。

あの発言は、お二人の参考人の方からそれぞれ、発掘調査指導委員会というものと、判断するためにガラス張りでプロセスを視覚的に共有するためにと、同じ組織で構わないけれども、それぞれ違う角度のお話があつたと私は理解したんです。であれば、やっぱり発掘の初期段階からガラス張りでない。

片方は、何が出てきたかで特化した専門家を用的根拠になるかもしれないけれども、ガラス張りにするためには、初期からそういった専門家の方との関わりの組織が必要なのかなと、少し感じたんですけれども、いかがですか。

【草野学芸文化課長】 私どもの文化財保護体制の中で、県の文化財保護審議会というものを設置しております。これは専門家の先生方についていただいているんですけれども、その中には史跡の専門家、考古の専門家、遺跡活用の専門家、キリシタン史の専門家、文献の専門家がお

られますので、遺物・遺構が出てきた時には、まずは相談をさせていただいて、さらにもっとスペシャリストの専門家の必要があるようでしたら、全国的に有名な専門家にご相談させていただいて、調査についてのアドバイスもいただきたいというふうに思っております。

【山本(啓)委員】 じゃあ、私の指摘に対する答えとしては、初期の段階でどういった専門家を招聘するかという部分の距離感は、そんなに間があくものじゃないんだと。すぐに、参考人の方がおっしゃったようなガラス張りの状況はできるというような答弁だったと理解していいんですか。

【草野学芸文化課長】 遺構の有無にもよりますが、遺構が出てきた場合には、そういった形で進めていきたいというふうに思います。

【山本(啓)委員】 言葉じりをとるわけではないんですけど、午前中は、100%遺構があるというテンションでやり取りをしていたものですから、遺構の有無というのは、どういった遺構であるか、ですよね。どういった遺構であるかによって、特化した専門家を招聘と。遺構があるとかないとか、そういう議論ではないんですよね。

【草野学芸文化課長】 おっしゃるとおりです。遺構のある、なしも含めて、結局どういったものが出てくるかで、どういった方にアドバイスをいただくのかが決まってまいりますので、埋蔵文化財の調査の結果を見て進めさせていただければと思っております。

【山本(啓)委員】 最後にしたいと思います。

午前中にも私は申し上げました。1人の参考人の方は、かつての教会を破壊した後に神社が建つたんだという歴史の紹介がありました。私は、いやいや、その前に神社があつて、その後教会のまちなみができたんだと申しました。

その時代に生きていないわけですから、いろんな書物を確認して、いろんな説を確認するという作業になる。ただ、掘っていくことによって何かしらのことが明らかになる。

ただ、ちょっと聞いただけでは我々素人は、先ほどのやり取りでもそうでしたけれども、全部掘ってしまうと、折り重なった地層とか歴史の層を全て失うので、全部悉皆的に掘ることはできないと理解します。だから部分的に調べていくんだという話、そこも理解します。

それをどう県民と共有していくのか。この部分は、これまでの議論の中でもひょっとしたら足りていなかったのかなと。それこそが参考人の方々がおっしゃっていた、重要性を県庁や関わる人たちだけじゃなくて、県民や市民の方、全員が共有するというところにほかならないと思うんです。

「将来にわたって県民市民が、長崎の豊かな歴史と文化を継承するだけでなく、長崎を訪れる人々にとっても長崎を感得できるような場として保存と跡地活用を検討して下さるようお願いします」という結びの部分ですけれども、最後に教育長にまとめていただきたいと思うんです。ご答弁いただきたいと思います。

【池松教育長】まず、ガラス張りの話ですけれども、基本的なスタンスは、我々が今回、範囲確認調査をやる箇所について、マスコミ等を通じて公表をしておりますので、我々が恣意的というか、一定の基準に基づいて範囲を決めたということでありまして、先ほど申し上げたとおり、調査の途中においても、できる限り情報発信をしていきたいと思っております。

それと、今回の調査につきましても、県の文化財保護審議会はもとより、日本考古学協会とか九州考古学会、それから、午前中に参考人に

お見えいただきました「長崎県庁跡地遺構を考える会」の方々にもこういう案をお示しして、そのご意見を伺ったところでもありますので、プロセスの見せ方はいろいろあると思うんですけども、県民の方々も情報を共有できるような取組はしっかり進めていきたいというふうに考えているところでございます。

【ごう委員長】ほかにご質問はありますか。

【山口(経)委員】午前中にいろいろお伺いいたしまして、考える会では大分、重要性についてご披露いただきました。重層的な歴史があるという中で、先ほどの答弁でも、奉行所は絵図面で確認できていると、それ以前のものは、どこにあったかは、はっきり特定はできないと。

そうしたら、西役所跡、明治期の県庁、それ以降と、この間までありました県庁とを、地図の中に一緒に投影するようなことはできないんですか。

【草野学芸文化課長】文化財保護審議会で、どこを調査するかを研究する際に、これまでの絵図を全て重ねて、同じ地点で、どこにどういったものがあるかを見ながら調査箇所を決めておりますので、その資料はできております。

【山口(経)委員】その資料をこちらにも請求できますか。

【ごう委員長】資料を提出していただくことは可能でしょうか。

【草野学芸文化課長】可能です。著作権等の課題がある絵図面等ですが、ここでお見せすることは可能です。

【ごう委員長】それでは、後ほど提示していただきますよう求めます。（発言する者あり）

休憩いたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時15分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

山口(経)委員、今、資料を求めましたので、資料が来る間、ほかの委員の質問をしても大丈夫でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、ほかにご質問のある方。

【北村委員】 確認ですが、これまでの議論の中でお示しがあったことであれば失礼いたしますけれども、今回、3カ月の調査を今からかけて、そこで出てくるものが、さらに調査が必要である、いや、もうこれは必要ではないという判断をするのはどなたなんですか。

【草野学芸文化課長】 実際、うちの埋蔵文化財の専門職員、文化財保護主事が調査に当たります。まず、どういったものかの評価は一定、うちの職員がしてまいります。その評価を踏まえ、あとは専門家のアドバイスもいただきながら価値づけをしていく形になるかと思えます。

【北村委員】 その判断をする場というか、審査をする場は、県民に広く公開をされるという考え方でいいですか。今、ガラス張りという話がありましたけど、そういったプロセスとか、審議会の場とか、公開をされるお考えはあるのかどうか。

【草野学芸文化課長】 どういった形で意見をいただくのかというあたりは、まだ具体的にはありませんけれども、どういった意見をいただいた、こういう形で価値づけをしたという部分についてはお示しできるかと思えます。

遺物によっては、年代測定をしたり、専門家の方に見ていただいて、どんなものかという結果が出るまでに時間がかかるものもございまして、判断について、最終的な報告のところま

では時間がかかるかもしれません。

【北村委員】 これも全部仮定の話で恐縮ですけど、この委員会は発掘調査を所管するところであって、計画の見直し云々かんぬんは関係がないと。

これはさらに1年以上かけてやらんといかんねというものが出てきたら、計画が見直されていくというようなことを想像してしまうんです。2025年度の完成はなかなか難しくなるんだろうなと思いますけれども。

それでは翻って、要はなかったと、出てこなかったと。ただ、参考人の方々の話を聞いていると、その発掘で出てこなかったとはいえ、さらに1年間以上調査をするようなものが埋まっている可能性があるのではないかというような印象を受けたんです。

なので、3か月後に、さらなる調査はしなくていいよと判断をする時に必ず、「いや、もっと掘らなきゃいけないんじゃないの」というようなお声が出てくると思うんです。そこら辺の議論は、その後に出てくるんでしょうけれども。

今回の最初の発掘調査が終わって、そこで出てこなかったと、これで終わりだとした時に、可能性の話になりますが、掘っていなかったところに重要なものが埋まっている可能性は否定できないと私は思うんです。その辺についてはいかがでしょうか。

【草野学芸文化課長】 発掘調査は先ほどの保護体系の流れの中にありますけれども、遺跡がなしということで工事を実施した際に何らかの遺構が発見された場合には、その時点でもう一回、本調査をするか、しないかという協議を行う形になります。

まずは確認調査でどれくらい埋まっているのかを確認します。なければ、ないという判断で

工事を進める手続に入りますけれども、その建物がどういった配置になるか、そういったものが確定しないと最終的には決まりませんが、その工事を行う中で発見されたら、またそこで、出てきたものによってはもう一度協議を行って、計画をどうするかを協議するという形になります。

【北村委員】 大体わかったような気がします。

要は、今回の調査が終わって、出てこなかったということを進めていくけれども、まだ調査をしていないところに何か埋まっている可能性、県民に後世まで残すような非常に重要な文化財が眠っている可能性がゼロではないというような理解でいいんですか。

【草野学芸文化課長】 それは、調査をしていない部分では、ある、なしの判断はできません。そういった部分ではゼロではありません。

発掘調査をして、確認調査をして、どれくらい埋まっているのかを確認して、次のステップとしては、実際行った時にどうかと、もう一度確認をしていくというような形になります。

【ごう委員長】 それでは、先ほど請求してありました資料が届きましたので、配付いたします。

（資料配付）

【草野学芸文化課長】 この図面は、江戸の奉行所の絵図等に2代目、3代目、4代目の県庁舎の基礎図を重ね合わせたものです。

緑色の四角いのが3代目の庁舎の跡です。黄色の部分が2代目の県庁舎の跡、黒い基礎が現在の4代目の県庁舎の跡で、ベースになっているのが奉行所の絵図です。

【山口(経)委員】 図面をいただきまして、大波止側、江戸町公園のあたりは大分重層的に重ねられてあって、そこに、いつの時代かわからんようなものも混在しているという形に見てとれ

るわけです。そういったものが時代を特定できれば、それは遺物として文化財に、重要なものと認定できるでしょうけれども、全体的なものがなくて、いろいろ混在している中で、そういう重要度はどうなるわけですか。

【草野学芸文化課長】 混在している部分は、過去の工事の造成土と、時代が特定できないということになれば、その部分は遺構ではないという判断になります。

【山口(経)委員】 出土品の中で本当に混在したのものがあるというのが、今いただきました図面でわかるわけです。

午前中に、考える会の方も、全体像をちゃんと把握した中で、その重要度をちゃんと考えていただきたいということだったんですけれども、県としては、どの辺が一番重要なものが埋まっていると見込んで、今回の調査、試掘をなさるんですか。

【草野学芸文化課長】 今日、配付しました資料の2ページの赤い部分は、まだ地山が確認できておりませんので、ここは遺構がそのまま残っている可能性が高いということで、基礎も抜かずにそのまま、基礎の間も調査していこうというふうに考えている次第です。

【山口(経)委員】 午前中に、考える会の方にも、一番重要という形でスポット的にいつの時代を特定したいのかと伺いましたけれども、4者おれば4者とも、いろいろな考え方があって、会としてまとまっていないということもご披露いただきました。

そういう中で、県として、いつの時代の何が一番大事だろうということは、専門家にもご相談なされたわけですか。

【草野学芸文化課長】 保護審議会の専門の委員の皆様にもご意見を伺いながら決めたのが、10

ページの範囲確認調査計画の4、「当地の歴史環境に基づき、以下の点を調査時の重点項目とする」ということで5項目を挙げております。時代の設定を、地山までいけば原始の時代で、そこから教会堂破却の時代、ここまでが岬の教会あたりを探す調査箇所になります。その部分をTP7・8・10・11あたりで調査をしていこうというふうに考えております。12ページに赤で示しました記号の番号があるところです。

そのほか、糸割符宿老会所から長崎奉行所の時代(1614年から1672年)の埋蔵文化財の確認。長崎西役所の時代(1673年から1868年)の有無の確認。歴代県庁舎のレンガの遺構の部分については、場合によっては記録保存という形で進めていきたいというふうに考えております。それと石垣の埋蔵状態の確認、これも重点項目として調査をしていこうと考えて、この調査地点を決めております。

【山口(経)委員】世界遺産を考えれば、岬の教会群の跡地が非常にクローズアップされているようでしたけれども、産業革命遺産の場合は役所関係、海軍伝習所、そういった時代にスポットを当てたらということもあるわけです。

大まかに、さっき言われた原始から教会堂破却の時代というのが1614年ですね。岬の教会として「考える会」が考えていらっしゃるのは1571年からじゃないかという形で、そこに開きがあるわけです。いろんな歴史の書物で知るしかないわけで、凝縮された時間の中で、今から考えればあっという間に過ぎていると、そういう検証しかできないわけですよね。

そういった中で、重要度を県として考えながら、文化財としてどれが重要だろうということもちゃんと特定していくべきだというふうに思っております。全て重要と言われればそれまで

でしょうけど、この重層的な歴史の中で、ひょっとして重要文化財みたいなものが出てきた場合に調査をどうするのか、そしてまた後の活用をどうするのか、保存をどうするのかというのが、考えなければならない重要な問題になってきます。

仮定の話で申し訳ないですけども、もし重要なものが出てきた場合はどうなるんですか。

【草野学芸文化課長】まずは遺構の有無の確認を、この確認調査で行おうと思っている状況です。この3カ月で、今の重点項目のどんなものが出てくるのかというのを見て、出てきたものを見て判断するという形になります。現段階では、この調査の結果を見てみないとという状況でありまして、重要な遺構が出てきた場合には、当然専門家の意見を聞きながら、それをどう活用したり保存したりするかを協議しながら進めていきたいというふうに考えています。

【山口(経)委員】その時に、国指定まで考えるのかどうなのかというのが、また大切なことになってこようかと思えます。そういう国指定級の重要なものが出てくれば、国指定を取得するというお考えでいいんですか。

【草野学芸文化課長】そういう重要なものが出てきた場合は、それも検討をしていかなければならないと思います。

【山口(経)委員】資料の9ページに、「行政目的で行う埋蔵文化財の調査の標準」の抜粋をいただいております。

ふくそう的にいろんなものが埋まっている中で、特定できるところは特定するにしても、可能な限り現状のままに残しておく方がいいということのようで、最後のくだりが一番気になるわけですけど、「現代人の興味、関心のみで安易に発掘を進めることは慎まなければならない

い」と。

行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準というものを私は初めて目にしたわけですが、こういう事例がほかにもいっぱいあるわけですか。

【草野学芸文化課長】これは発掘調査における基本的な考えを示したものですので、一義的にはできるだけ現状のまま保存という埋蔵文化財包蔵地の保存の考え方であります。そういった面でいえば、安易に広げては調査をしないのが原則という考えになります。

【山口(経)委員】最後に教育長にお伺いしたいと思うんですけれども、多くの皆さんも非常にその論点が気になっているところでありますけれども、考える会の方々から言わせると、全体像を明らかにして、その重要性があるということ的前提の上に調査をやったらどうかということ。そして、重層的になっておれば、ごちゃ混ぜになった可能性のある場所もいっぱいあるわけですから、全体的じゃなくて部分的な確認調査をした上でという県の考え方。

それについて、教育長はどういう認識でおられますか。

【池松教育長】狙いをどこかピンポイントで定めるとするのは、まさに重層的な歴史が積み重なった土地ですから、可能な限り、重層的な歴史を証明するような遺構があるのかどうかは調査をすべきだということで、先ほど学芸文化課長が申し上げた、10ページにあるようなポイントで調査をやって、いわゆる全時代、全ての時代を網羅できるような予備調査というふうに考えております。

おっしゃるように、その結果でどう動くかということになると思うんです。例えば、西役所の何かが出てきた、岬の教会のポイントのとこ

るでは何も出てこなかったという時に、確かに考える会の方々にしてみれば、もっと広く掘れば出てくるかもしれないじゃないかというご意見もあろうかと思うんですけど、調査の限界というのがあると思うんです。全てを掘り尽くすことは、文化財保護の観点からできないというふうに思っておりますので、予備調査をしたことによって、その結果で本格調査を、どこをどうするかということを専門家の意見も聞きながら判断をしていきたいというふうに思っております。午前中の参考人の方々の意見も参考にしながら、できる限り適切な調査をやっていきたいというふうに考えているところでございます。

【山口(経)委員】もう1点、最後に。

予算と期間が発掘調査にはかかるわけでありますけれども、もし重要なものが出てきたとした場合は、大変な期間と予算が必要になるわけですね。現状考えている予算と全然違ってくる。重要なものが出てきた場合に、期間もものすごく長くかかることもあるわけですね。そういったことで予算立てができるのかという心配があります。全体的に掘るとしても予算が伴うわけですね。

そういう行政的観点といいますか、そういった面から、予算の組み立てについてはどうお考えですか。

【草野学芸文化課長】本調査になった場合という形かと思えます。本調査の場合には、事業者側が負担をするという形になっております。そういった面でいえば長崎市、知事部局の県庁舎跡地活用室、そちらも含めて、どういった形で予算立てするかを協議させていただければと思えます。

【ごう委員長】ほかにご質問はありませんか。

【前田委員】今日は参考人にお越しいただいて

の集中審査になっておりますので、理事者に対する確認は、さっき山本(啓)委員から質問があった、陳情の4項目についてどう考えるかということで済むと思っています。

私が聞く範囲の認識としては、(1)については、担当部署の中にも専門職の職員もおられますから、やり取りの中での調査の方法とか対象範囲の違いはあったにしても、しっかりと担当部署の職員の方々が責任と誇りをもって調査をしてくれるものだと思っていますし、徹底して慎重な調査をすると何度も答弁として出ていますので、これを是としたいと思っています。

(2)につきましても、発掘調査指導委員会は、そもそも遺構等がある場合に設置するというような課長の答弁もありました。そしてまた山本(啓)委員の質疑の中で、そうは言いながらも、遺跡があった時の取扱いの協議の中では、特化された専門家の意見も聞きながらやってくという答弁がありましたので、それも了としたいと思っています。

(3)につきましても、このプロセスをガラス張りにして県民と一緒に考えていく、また確認していくということについても前向きな答弁が出ていると思いますので、大方、今回の「考える会」の要望に対しては、細かくは違いはあったとしても、しっかりやるんだという方向で、お互い同じ思いでいることは確認できたと思っています。

1つだけ(4)については、先ほどの山口(経)委員の質問にも出ていましたが、これは仮定のことを含めた記述になっているから、答弁というか考え方が示されない。私の聞き漏れですかね、(4)について、何か考え方が述べられましたか。そこだけ確認させてください。

【草野学芸文化課長】最終的な活用計画の見直

し等については、我々は言及できる立場にはございませんけれども、そういった重要な遺構が出てくるような場合には、専門家のご意見を聞きながら再度協議をさせていただいて、検討をしていきたいというふうに思います。

【前田委員】そここのところで少し私は、会派の考えというよりも個人の考えとして聞いていただきたいんですが、少し認識が違っていませんか。

整備計画について述べる立場じゃないというご答弁がありましたね。ということは、教育委員会として、今まで跡地活用に対して意見を述べたことはないかと理解をさせていただいていいですか。

【草野学芸文化課長】この土地が埋蔵文化財の周知の包蔵地だとか、文化財的な手続とか、そういった部分について手続論としては関係あると思います。

ただ、活用で何をつくるという部分についてのご意見を述べることは、私どもでは難しいと思います。

【前田委員】要望にとどめておきたいと思うんですけれども、そういう認識、立ち位置に立っていることは理解はします。しかし、今言っているのは、何かものが出てきた時には適切に判断して、相談をしながら、これからどういう調査をするかということをしっかり議論をしていくと、そこはやりますよと言っているんだけど、私は、そこと併せて教育委員会として、この跡地について、発掘調査で遺跡が出てきた場合はもちろんですけれども、何も出てこないということはないと思うんですけども、発掘調査が一定区切りがついた時点で、教育委員会としてのメッセージを出すべきだと私は思っているんです。

というのは、第3期の長崎県教育振興基本計

画の基本的方向性の7番、「文化財の保存活用と伝統文化の継承及び世界遺産、日本遺産の情報発信」という中で現状と課題ということが述べられまして、現状の中で例えば一つ取り上げれば、「文化財保護や伝統文化の継承を取り巻く環境は、地域の過疎化や高齢化、保存のための知識や資金の不足、未指定文化財の喪失など、さまざまな問題を抱えている」というような現状分析をされております。

そして、その後に書かれていることは、「本県では、ユネスコの世界記憶に朝鮮通信使に関する記録が登録されており、世界文化遺産については平成27年に登録された明治日本の産業革命遺産（製鉄・製鋼・造船・石炭産業）と、平成30年に登録された長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の2つの文化遺産を有します」ということも書いています。

その後がすごく肝心だと思っていて、「世界文化遺産や世界の記憶への登録は貴重な遺産の国際的な価値が評価されるということであり、県民の郷土への誇りが生まれるとともに、文化財保護に対する意識の醸成や公開活用による交流人口の拡大、地域の活性化につながるものが期待されるため、その意義や価値を県内外に情報発信していく必要があります」と、基本計画の中で教育委員会としての今後の取組課題として述べているわけです。

そういうことを考えた時に、遺跡が出てから、その内容によって、その後どうするかということも大切であります。先ほどから申し上げたように、遺跡が出てきた場合、仮に出てこなくても、なにがしかのものがあると仮定した中で、そういった発掘調査が一つ区切りとなった時に、この土地がどういう土地であり、その活用についてどうあるべきかということは、この基本計

画の指針に沿って、教育委員会としてメッセージを出すべきだと私は思うんですけども、その点について最後に教育長のご見解を聞いて質問を閉じたいと思います。

【池松教育長】すみません、ご質問の趣旨がよくわからなかったんですが、何らかのものが、遺跡なるものが出てきた時のお話ということであれば、それは当然、文化財保護を担当する所管課としては、この8ページにもあるとおり、遺跡の取扱いの協議を、いわゆる事業者、県教委はするようになっていきますので、保存の立場からどういうことをやるべきかについては、県教委の立場として事業者に対して意見を申し上げることになるというふうに考えております。

【前田委員】もうこれ以上は言いませんけれども、整備計画について述べる立場にないとはっきりおっしゃったので、この基本計画の文化財に対する取組の中では、もしそういう大事なものがあるのであれば、そこをしっかりと伝えていかなきゃいけないとおっしゃっているわけですから、そういうことに立った時に、今回の発掘調査が一区切りついたら、なにがしか教育委員会として、この発掘調査を振り返り、そしてまたこの土地の重要性についてメッセージを出す、なおかつその整備に対する考え方があると、例えば歴史を踏まえた上での整備計画にしてほしいとか。

そういうものは総括的に今までやっていると言いますけれども、改めて教育委員会としての役割があるんじゃないですかと私は要望しているので、おっしゃっている意味がわからないじゃなくて、要望は要望として受けとめて、ご検討いただければということ。もう答弁は求めません。

【ごう委員長】ほかにご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、質問がないようですので、これをもちまして県庁舎跡地の遺跡発掘調査に関する審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時43分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

15分間休憩をとりまして、午後3時より、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時44分 休憩

午後 3時 2分 再開

【ごう委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

【ごう分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【中田福祉保健部長】 福祉保健部関係の議案につきまして、ご説明いたします。

福祉保健部の予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

1ページの中ほどをご覧ください。

歳入予算は、福祉保健部合計で2,568万9,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で3,078

万9,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、長崎県外国人患者医療提供体制整備事業費について。

外国人患者が安心して受診できる医療提供体制の整備に係る協議会の運営や受入れ医療機関における翻訳タブレット端末の整備に対する支援等に要する経費として、1,097万4,000円の増を計上いたしております。

このほか、1つ、特別養護老人ホーム等整備費について、1つ、障害福祉施設整備について、記載のとおりであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう分科会長】 次に、こども政策局長より、予算議案説明をお願いいたします。

【園田こども政策局長】 こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料のこども政策局をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分の1件であります。

第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、こども政策局合計で259万円の増、歳出予算は、こども政策局合計で259万円の増となっております。

各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、児童扶養手当等給付費について。

消費税率引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して適切な配慮を行うための臨時・特別給付金を支給する経費として、259万円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【前田委員】第103号議案の中で、今回、長崎県外国人患者医療提供体制整備事業費について予算が計上されていますが、この予算については特段異を唱えるものじゃないんですけれども、ただ、外国人の患者の医療提供のありようというのは全国的に、特に、本県においては、クルーズのお客が来る、インバウンドのお客が来る中で、大学病院とか、いろんな医療機関において、診療費の未払いの問題、言葉の問題とか、いろんな問題があるように聞いております。それは本県だけではなくて全国的な課題となっている中で、私が聞きおく中では、沖縄が一つのモデルの先進県として、そのことについて取組を始めたということを聞いているのですが、そういうことを考えた時に、この整備事業費のタブレットの整備自身は異を唱えませんが、そもそもの本県としての外国人患者への医療提供体制をどう整えていくかという大もとの基本的な考え方とか、そういった計画等を策定するような委員会等の設置が必要だと思っておりますが、そういったものに対する現状の進

捗状況について、お尋ねをしたいと思います。

【伊藤医療政策課長】外国人患者の受け入れ体制でございますけれども、基本的な考え方といたしまして、現在は、各医療機関ごとに対応しているという状況でございますので、まず、これを県内の拠点病院、あるいは県内各地域で受け入れる医療機関の体制をきちんとつくっていかなければいけないのではないかと考えております。

その関係で、今回、予算の中でも計上いたしておりますけれども、この医療体制をつくっていくためには、医療機関と医療関係の行政ということだけではなくて、県庁の関係各課、医療団体あるいは観光関係、国際交流関係の関係団体等と協議をする場を設けまして、まずその場で、いろんな課題があるかと思っておりますので、その課題を拾う場を設けまして、これに対応していく体制をつくっていかなければいけないのではないかと考えております。

【前田委員】今、答弁のあったようないろいろな課題を協議する場、その中の1つの課題認識として、こういった予算付け、拠点病院に対するタブレットの提供、そういうものが1つあると思っていて、私は、そういう意味では、その枠組みというか、いろんな課題認識がある中で、その中の1つの項目ですよということになっていかねばいけないのかなと思っておりますが、そこについては今、どの程度作業が進んで、私は、何がしかの外国人医療提供体制の整備の基本的な考え方みたいなものが、どこかの時期が来たら、きちんとしたものが出来、その中で、県と市、民間事業者とか、病院関係者を含めて役割分担が出てきて、そこで肅々と対応していくというふうな認識をしているのですが、国が沖縄をモデルとしてやっているということ

も聞いておりますので、そのあたりについては、もう少し詳しい答弁を求めたいと思います。

【伊藤医療政策課長】今お話がありましたとおり、外国人の患者に対する医療提供体制の課題につきましては全国的な課題となっております。昨年の7月に、国においても、厚生労働省だけではなくて、内閣官房、観光庁など、関係省庁共同で、訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策ということで、総合的な対策が取りまとめられております。この中で、国が取り組む対策、あるいは県で取り組む対策、医療機関が取り組む対策ということで整理をされておまして、この総合対策の中で、必要な補助制度につきまして、今年度から厚生労働省が予算化をしております。今回計上させていただいておりますのは、この国の考え方に沿った県の体制をまずつくっていかうということでの今回の予算要求の内容ということでございます。

【中田福祉保健部長】前田委員のご質問の趣旨としては、恐らく、県の中で大枠があって、その中で今回のこの予算事業がどういう位置付けになっているのかというようなご質問かと理解いたしました。その前提に立って申し上げますと、先ほど医療政策課長から話しがあったとおり、まず国のほうで全体の枠組みの議論がなされた経緯もあり、県としては、それを横目で見ながら、今後、県の体制を整えようという段階で検討しておりました。

実際には、この予算事業のメニューの中で、そういう協議会に係る経費も計上できるということでしたので、具体的には、この事業が予算を認めていただいた暁には、関係者に集まっていたいただいて県の全体の方針を固める、それを前提として、外国人患者を受け入れられるような

拠点的な病院にタブレットも整備していくということは今、検討しているところでございます。その中で、今ご指摘になった沖縄モデル等も情報収集しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

【ごう分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【北村委員】タブレット関連ですが、国庫でやるということで、協議会が立ち上がってからというようなことでしょうかけれども、あらあら台数であるとか、対応言語、業者、随契でやる、入札でやるとか、あと導入をされる病院名、披瀝できる場所があれば、詳しいところを教えてくださいいただけますか。

【伊藤医療政策課長】まず、今回予算を要求している翻訳タブレットの台数につきましては、トータルで65台分を計上しているところでございます。内訳といたしましては、まず重症患者を受け入れる医療機関、これを県内で1カ所以上ということで国が示しておりますが、この医療機関を長崎県では3カ所程度選出をさせていただきたいと思っております。この中核的な医療機関については1病院につき7台。それから、県内8つの医療圏がございますが、この医療圏ごとに、国としては1カ所以上医療機関を選出なさうということで通知が来ておりますが、長崎県の場合は、訪日外国人観光客が多い長崎医療圏あるいは佐世保県北医療圏につきましては4カ所程度、それから県央医療圏、県南医療圏につきましては3カ所程度、離島の医療圏につきましては2カ所程度を選出したいと思っております。これらの二次医療圏単位の拠点につきましては、1病院2台ということで算出をしております。合わせて65台ということでございます。

どこの病院に導入するかにつきましては、今

回、協議会を設置いたしまして、それから選出をしていきたいと思っております。

【ごう分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【宮本委員】 福祉保健部で、分科会関係説明資料の2ページですけれども、確認をさせていただきます。特別養護老人ホーム等整備費についてですけれども、これは国の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金を活用してとあります。非常に大事なものであると認識しておりまして、ブロック塀等の改修とか、非常用自家発電設備の整備ということでありまして、いただいた資料では、ブロック塀等改修1施設、そして非常用の自家発電整備、これも1施設となっておりますが、これは国から1施設だけという限定があったものなのか、それとも県が広く県内の事業者に応募したところ、1施設だけだったものなのか、それを確認させてください。

【峰松長寿社会課長】 特別養護老人ホーム等整備費につきましてのご質問でございます。

まず、ブロック塀等の改修につきましては、県内で対象施設が526施設ございました。調査をいたしまして、526施設のうち、問題なしというふうに回答をいただいたところが520施設ございまして、6施設が改修の必要があるという中で、平成30年度の補正で2件改修させていただきまして、今回1件改修させていただくという形になっております。また、残り3件につきましては、自己資金等で対応する、もしくは対応を検討するところがあるところが2件、あと市の所管になりますので、そちらは市のほうで対応するというところで1件ございまして、計526件、対応を考えられているところでございます。

また、非常用自家発電設備のほうは、対象施設が140施設になります。140施設のうち、既に整備済みの施設が111施設ございました。残

り29施設のうち、平成30年度の補正で1件整備をしておりますので、今年度1件、今回申請をしておりますので、残り27施設になります。27施設につきましては、これは非常用電源といいまして、災害の時に、例えば、人工呼吸器とかの医療用の機械の電源になりますので、隣接する病院に移送可能という施設が3件ございました。あと医療機器を必要とするような入所者がいないという施設が16施設ございました。残り、自家発電と同じような施設、既存のポータブルの電源みたいなものがあるという施設が8施設ございましたので、調査をいたしましたところ、対象の施設は全て今回の補正で対応できると判断しております。

【宮本委員】 ありがとうございます。ブロック塀等については526施設、非常用の自家発電設備については140施設全て終わっているということでありました。長崎県内でもいろんな災害等が、特に大雨では起きていますから、そしてまたブロック塀におきましては、小学校等でも問題になっていきますので、養護老人ホーム等についても対応が急がれるところではありますので、引き続き見ていかれるように要望いたします。

あわせて、「障害福祉施設整備について」についても確認をさせていただきますが、これも同じように、非常用の電源整備というのがあります。いただいた資料では1施設になっておりますけれども、これについても同じようなイメージでよろしいのでしょうか。選択についての経緯を教えてください。

【桑宮障害福祉課長】 障害福祉施設の非常用自家発電設備の整備についてのお尋ねでございます。対象となる障害者支援施設、入所施設のことでございますが、これが県所管で29施設ござ

います。このうち、設置済みが11施設、未設置が18となっております。整備予定があるものが令和元年度が1件、これを今回、補正予算で提出をさせていただいているものでございます。それ以外には、令和2年度に整備予定の施設が2施設でございます。残り15施設となりますが、既に簡易型の発電機や太陽光発電で対応しているものが9施設、残りの6施設は、近隣に受け入れ可能な施設があるということで把握をしております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

最後ですけれども、介護ロボット等に対する助成も今回あっているみたいです。いただいた資料では3件あるんですけれども、障害分野におけるロボット導入というのは、職員の方々の負担軽減という面、そしてまた人材確保についてという面からも非常に大事であると思っています。これを踏まえてですけれども、今、長崎県内で、障害分野、障害福祉施設において、障害の介護ロボットの導入は、他県に比べると進んでいる、ちょっと遅れている、そういったような所感がありますならば、お聞かせいただければと思います。

【桑宮障害福祉課長】 今回の国の制度の創設に合わせまして、7月に、県内の施設に対して、介護ロボットの導入状況について調べさせていただきました。調べた結果、県内の2施設で導入をいたしております。状況としては、他県の状況は把握しておりませんが、45施設のうちの2施設が導入しているという調査結果になっております。例えば、長寿のほうの分野と比べると、導入は進んでいないのかなというふうに考えております。調査した時の施設側の反応としましては、導入の効果がわからないですとか、情報不足といったところのご意見もお伺いして

おりますので、今回の補正予算で3施設に導入の予算を計上しておりますので、3施設の導入の状況等の情報を、それ以外の施設にも提供する形で進めていきたいと考えております。

【ごう分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【山口(経)委員】 先ほどの宮本委員の関連でお尋ねしますけれども、今回、台風15号の襲来によりまして千葉県内で停電が発生しまして、これも大規模な停電、そしてまた長期間にわたる停電でございました。今回の17号台風でも、県内でも多くの停電が発生しておりまして、長期化することなく復旧できたのは幸いかと思いますけれども、こういった施設の非常用の自家発電施設につきまして、本来であれば、2時間化という基準があると思うんですけれども、対応できる自家発電が何日ぐらい対応できればいいのか、それについてお伺いいたします。

【峰松長寿社会課長】 自家発電の対応時間ということのご質問なんですけど、今回、施設に1台整備させていただく分につきまして施設に確認したところ、3時間対応ということで今、契約を交わせるというところでございます。ただ、時間数的には3時間対応なんですけど、電源自体、軽油で稼働させますので、軽油を継ぎ足すことによって稼働は可能ということで、時間数は、20リットル軽油が入るそうですので、その軽油を入れられる限りは自家発電は継続できるとお聞きしております。

【山口(経)委員】 生命維持装置をずっと維持していく段階では、そんなに電力は要らないかもしれませんが、今回のように、真夏で熱中症あるいは脱水症状になるような状況であれば、やっぱり空調まで回すだけの自家発電が必要になってくるわけですね。そういったことを求めれば、施設のほうに過度な負担を求める

わけですけれども、災害対応という形では、とにかく想定外のことも加味しておかなければならないということで、県として、どういう考え方を持っておられますか。

【峰松長寿社会課長】今回要求させていただいているものが自家発電装置ということでございまして、先ほどご説明させていただいたような装置でございます。ただ、今回、自家発電ではなくて、施設を運営する場合の消防法で義務付けられております消防設備、非常用電源装置がございます。そちらのほうにつきましては、調査をいたしましたところ、消防法上は全て完備をされていると施設のほうからはご回答をいただいております。ただ、委員がおっしゃいましたように、近年の災害が、これまで我々の想像している以上のものが起こっているというのも現状でございますので、そういったご意見を踏まえまして、何が対応できるのかということところは、今後議論をしていかなければいけないかと思っております。

【ごう分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第103号のうち関係部分については、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【ごう委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

それでは、福祉保健部より、総括説明をお願いいたします。

【中田福祉保健部長】予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案につきまして、ご説明いたします。

福祉保健部の文教厚生委員会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、1ページ目に記載の第106号議案「長崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例」の1件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第106号議案「長崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例」につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

1ページ目、下段、外来医療計画及び医師確保計画の策定についてであります。

医療法の一部を改正する法律に基づき、県民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、外来医療計画及び医師確保計画を、長崎県医療計画の一部として新たに策定することとしております。

策定にあたっては、平成31年3月に国から示

された「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」や「医師確保計画策定ガイドライン」を参考としつつ、県内の実情を考慮するとともに、県保健医療対策協議会や専門部会等関係者のご意見を伺いながら作業を進めていくこととしております。

今後、11月末頃を目処に素案を作成し、県議会のご意見を伺いながら、パブリックコメント等を実施し、県医療審議会の諮問を経て、令和2年3月末の策定を目指してまいります。

続きまして、文教厚生委員会関係議案説明資料の追加1をお開きください。

（令和元年8月豪雨災害への支援について）

令和元年8月、九州北部を中心に発生した集中豪雨による災害におきましては、佐賀県や福岡県で併せて6名の死傷者が発生しましたほか、多くの住家被害や工場からの油流出災害など甚大な被害が生じ、県といたしましても、被災された自治体等に対する多岐にわたる支援を行ってきたところで。

福祉保健部といたしましては、これまで、佐賀県からの要請を受け、県職員の医師や保健師等で構成する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を現地へ派遣し、被災状況の分析評価や現地災害対策本部である保健所の指揮調整等の支援を実施してまいりました。

併せて、義援金の受付や募金活動を周知する取り組みを行っており、今後も、引き続き被災地支援に努めてまいります。

その他の所管事項につきましては、長寿者慶祝事業について、長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてで、記載内容のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を

終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】次に、こども政策局長より、所管事項説明をお願いいたします。

【園田こども政策局長】文教厚生委員会関係議案説明資料のこども政策局をお開きください。

今回、予算議案を除く、こども政策局関係の議案はございません。

議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（長崎県子育て条例行動計画の策定について）

令和2年度から6年度までを計画期間とする次期長崎県子育て条例行動計画につきましては、去る7月30日に開催した長崎県子育て条例推進協議会において、素案等について説明を行い、ご意見をいただきました。

今後、長崎県子育て条例推進協議会でのご意見を踏まえ、引き続き素案の検討を行うとともに、県議会をはじめ、パブリックコメントによる県民の皆様のご意見等をいただきながら、本年度末の策定に向けて取り組んでまいります。

なお、この事項につきましては、後ほど、こども未来課長より補足説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。

（児童相談所における児童虐待相談対応件数について）

去る8月1日に、平成30年度の全国の児童相談所における児童虐待対応件数が、前年度比約1.2倍の15万9,850件と過去最多を更新したことが公表されました。

本県においても、前年度比約1.4倍の898件と過去最多となっております。

主な増加要因としては、全国の状況と同様に

「子どもの前で家族に暴力を振るう事案（面前DV）」について、警察からの通告件数が増加したことや、昨年7月に国から示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に沿って、警察をはじめ関係機関との連携強化が図られたことが件数の増加に繋がっているものと考えております。

今後とも、地域の関係機関が連携して、児童虐待の発生予防から早期発見、早期対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、総合的な支援を実施してまいります。

3ページをご覧ください。

（「ながさき結婚・子育て応援キャンペーン」オープニング大会について）

少子化の進行に歯止めをかけるためには、結婚支援や子育て支援の充実を図るとともに、社会全体で結婚・子育てを応援する機運を高めることが非常に重要であるものと考えております。

そうしたことから、今年度新たに、行政や企業・団体、県民が一体となって、結婚を希望する方々や子育て家庭を応援する「ながさき結婚・子育て応援キャンペーン」を展開していくこととしており、10月の本格始動に向け、去る8月26日、オープニング大会を開催いたしました。

当日は、内閣府子ども・子育て本部や文教厚生委員会の委員の皆様をご来賓としてお迎えし、県内の企業・団体から約200名の皆様にご出席をいただき、市町や企業による結婚・子育て支援の取組についての事例発表や、効果的な少子化対策についての講演会などを実施いたしました。

今後、更に、市町や関係団体、企業等との連携を図りながら、本キャンペーンの輪を大きく広げてまいりたいと考えております。

その他の所管事項につきましては、保育の仕事合同面談会について、児童福祉施設球技大会について、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてで、内容は、記載とおりであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山本(由)委員】第106号議案のことで、背景のところと、それから文言のところでご質問したいんですけども、今回の趣旨ということで、成年被後見人それから被保佐人について、一方で権利擁護というふうな形の制度であるにもかかわらず欠格条項があるということで、逆に権利を制限されていると。だから、この欠格条項を外すというふうな趣旨と理解をしているんですけども、この中で、第2項に、「破産者であることを理由として、一律に排除しないよう」ということが出ています。これも今回の「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の中に、破産者についてもうたわれているのか、それも同じような背景なのかということについてお尋ねします。

【桑宮障害福祉課長】委員お尋ねの破産者の件ではありますが、これにつきましては国の関係法律のほうには記載はございませんが、背景は、成年被後見人、被保佐人と同様でございます。

破産者につきましては、この改正の趣旨にあわせて、よりわかりやすい表現といった形で、「破産者」という言い方を「破産手続開始の決

定を受けて復権を得ない者」という形に変更を図るものであります。

【山本(由)委員】2項については、この法律の公布に伴いということではないということですね。

それから、先ほどの破産者と破産手続開始の決定を受けて、どちらも復権を得ない者ということになるわけですが、一般的に、「破産者」と「破産手続開始の決定を受けて」というのは同じことかなと思うんですが、今ご説明されたかと思うんですが、もう一度、こう変えた理由をお願いします。

【桑宮障害福祉課長】委員のご指摘のとおり、破産者の定義につきましては、破産法に、破産手続の開始決定を受けた者というふうな記載がありますので、意味としては同じというふうに理解をしております。ただ、表現上、あわせてわかりやすい表現にしているという趣旨でございます。

【ごう委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第106号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第106号議案については、原案のと

おり、可決すべきものと決定されました。

次に、障害福祉課長より、補足説明をお願いいたします。

【桑宮障害福祉課長】長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画（素案）につきまして、お手元に配付しております概要説明資料を用いまして素案の概要についてご説明いたします。

まず、1番の計画の性格でございますが、この計画は、「ギャンブル等依存症対策基本法」第13条第2項に規定しております都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画として、国のギャンブル等依存症対策基本計画を踏まえ、本県の実情に応じたギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進する計画となっております。

次に、2番の計画の目的（基本理念）でございますが、精神疾患に位置づけられる「病的ギャンブラー」だけでなく、日常生活に問題が生じている「問題ギャンブラー」さらには問題のないギャンブラーやギャンブルをしない一般県民も対象に、問題の程度に応じ、予防的な対策や進行予防、回復支援を適切に組み合わせた対策を実施するとともに、本人・家族が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるように支援することとしております。また、自殺等の問題に関する施策等との有機的な連携を図ることとしております。

3番の計画の期間につきましては、令和2年度から4年度までの3年間となっております。

4番の計画策定の体制につきましては、医療、福祉、保健、教育、司法関係者、警察関係者や民間団体、事業者等に委員にご就任いただいております「長崎県依存症対策ネットワーク協議会ギャンブル等依存症対策専門部会」において、計画素案の内容について検討を行っていただいております。

5番の計画の特徴といたしましては、ギャンブル等依存問題の程度に応じ、ギャンブル等依存症の発生、進行、再発予防の視点で6つの基本的な方向性を定めております。

6番の計画の体系につきましては、ギャンブル等依存症の発生予防、進行予防、再発予防の3つの段階的な施策と調査研究の推進等で構成されており、事業者や関係団体等の取組も含め、記載をしているところでございます。

7番の重点目標につきましては、大学・専修学校等への予防教育の実施や医療提供体制の整備を目標に取り組むこととしております。

最後に、8番の計画策定スケジュールでございますが、9月下旬から10月にかけての実施を予定いたしておりますパブリックコメントを経まして、ギャンブル等依存症対策専門部会における協議を行った上で、令和元年12月に計画策定を予定いたしております。

説明は以上でございます。

【ごう委員長】次に、こども未来課長より補足説明をお願いいたします。

【濱野こども未来課長】次期長崎県子育て条例行動計画の策定について、お手元の資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず初めに、1、計画の性格でございます。本行動計画は、平成20年に制定しました「長崎県子育て条例」に関する取組を総合的かつ計画的に進めるための施策を明示するものでございます。それと同時に、「次世代育成支援対策推進法」に基づく県行動計画や「子ども・子育て支援法」など複数の法の定めに基づく県の計画を兼ねるという性格を有しております。また、「子どもの貧困対策推進法」に基づく「長崎県子どもの貧困対策推進方針」につきましては、この行動計画の個別計画と位置づけております。

次に、2、計画の目的でございますが、この計画は、「長崎県子育て条例」がめざす、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担う子どもが夢と希望を持って成長できる環境を整備し、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現という理念を具体化するために策定するものでございます。

続きまして、3、計画期間でございます。先ほど1の計画の性格のところでも申し上げました「次世代育成支援対策推進法」に基づく県行動計画と「子ども・子育て支援法」に基づく県の計画については、それぞれの法律において、5年を1期として策定でき、あるいは策定することと定められております。現行動計画は、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間として策定をしておりますので、次期計画の期間につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間といたしております。

次に、4、計画策定の体制につきましては、福祉、医療、教育、経済など、各分野の36名の外部委員等からなる「長崎県子育て条例推進協議会」においてご審議をいただきながら策定を進めているところでございます。

続いて、5、次期計画のポイントでございます。本行動計画を構成します「次世代育成支援対策推進法」に基づく県行動計画に関して、国の策定指針に変更がなく、また「子ども・子育て支援法」に基づく国の基本指針の改正内容も現行動計画の施策体系の変更を要するものとはならない見込みから、次期計画の骨子は、現行動計画をベースとし、大きな変更はしない予定としておりますが、ここで変更点についてご説明をいたします。

資料を1枚めくっていただいて、A3の資料をご覧ください。

この資料は、左側に現行動計画の骨子、右側に次期行動計画の骨子案を記載しております。変更点につきましては、資料の左側、一番下の第7章「長崎県子ども育成総合検討会議にかかる取組」を次期計画、資料の右側、同じく一番下になりますが、第7章「子どもの心と命を守るための取組」と、章の名称を変更しております。

現行動計画の第7章は、平成26年に県内で発生しました重大事件の発生を受けて設けられました長崎県子ども育成総合検討会議での検討結果を踏まえ、平成28年度改定の際に追加した章でございます。この際に取りまとめられた施策は、長崎県子育て条行動計画に盛り込むことで適切な進捗管理を行うことという整理がなされたことから、次期計画においても、この章は継続をし、各施策に取り組むこととしておりますが、次期行動計画の策定に合わせて、章の名称を「子どもの心と命を守るための取組」に変更したいと考えております。

また、現行動計画第7章のものの第1節、第2節は変更ございませんが、第3節を削除しております。これは現行動計画の第7章第3節「中期的な取組について」の小項目1「メディアへの対応」は、具体的に取り組むべき内容及び数値目標が第5章「安全・安心な子育ての環境づくり」の第1節「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」と一致しておりますので、次期計画では、第5章第1節に統合することとしております。

同じく小項目の2「子どもの貧困対策について」は、その具体的施策の内容及び数値目標が第4章「きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援」の第4節「子どもの貧困対策について」と一致しておりますので、次期計画では、第4章第4節に統合することとしております。

以上が次期計画において、現行動計画から骨子に変更となる部分でございます。

1枚目の資料に戻っていただいて、6の計画の体系でございます。この6の計画の体系につきましては、ただいまご覧をいただきました計画内容の章立てを記載しているものでございます。

次に、裏面の7、策定スケジュールをご覧ください。こちらに記載しておりますとおり、スケジュールにつきましては、今後、10月に今年度第2回目の長崎県子育て条例推進協議会を開催予定であり、その中で、パブリックコメントに付する計画案についてご審議をいただくこととしております。その後、文教厚生委員会の皆様のご意見やパブリックコメントの意見を踏まえ、令和2年2月定例県議会に上程し、今年度中に計画を策定してまいりたいと考えております。

最後に、次期行動計画の素案を3枚目以降に添付しております。この素案につきましては、本年7月末に開催をいたしました長崎県子育て条例推進協議会にお示しをしたものでございます。現在、協議会における意見等を踏まえつつ、関連するほかの計画や各市町の事業計画等の反映を含め、関係する部署において検討作業を進めているところでございます。

委員の皆様には、10月末に開催予定の第2回協議会を経た上で、パブリックコメントに付する前に改めてご説明をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

説明は以上でございます。

【ごう委員長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【渡辺福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充

に関する決議」に基づきまして本委員会に提出しました福祉保健部関係の資料について、ご説明をいたします。

文教厚生委員会提出資料、福祉保健部の1ページをご覧ください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接、間接の補助事業者に対し内示を行った補助金につきまして、6月から8月分の実績を記載しております。直接補助金は、資料1ページから5ページに記載のとおりで、計36件、それから間接補助金は、資料6ページに記載のとおりで、計2件でございます。

次に、7ページをお開き願います。

1,000万円以上の契約案件のうち、6月から8月分の実績につきましては、資料7ページに記載のとおりで、計1件となっております。

内容は記載のとおりで、8ページから15ページまでに入札結果を記載しております。

次に、16ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情、要望のうち、6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、佐世保市、長崎県町村会、平戸市など計15件となっており、それに対します県の取扱いにつきましては、16ページから36ページまでに記載のとおりでございます。

次に、37ページをお開き願います。

附属機関等会議結果につきまして、6月から8月分の実績は、長崎県福祉保健審議会など計18件となっております、その内容につきましては、資料37ページから56ページに記載のとおりであります。

以上で報告を終わります。

【濱野こども未来課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡

充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係資料について、ご説明をいたします。

1ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し内示を行った補助金について記載をしております。本年6月から8月分の実績でございますが、直接補助金が13件、3ページになりますが、間接補助金が14件でございます。

次に、4ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

長崎県町村会、島原市、大村市、長崎市からの要望書の8件となっており、それに対する県の対応状況は、4ページから17ページまでに記載のとおりでございます。

次に、18ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、6月から8月までの実績は3件であり、その内容については、19ページから21ページに記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

【ごう委員長】以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

お手元にお配りいたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧ください。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【山口(経)委員】 陳情書番号の47番でありますけれども、長崎県子育て支援協会から出されております保育料の無償化に伴う副食費の扱いについてであります。いろいろと説明を伺った

りしたところによりますと、現行が、1号認定は保育料の中に副食費が含まれていない、2号認定におきましては、保育料の中に副食費が含まれていた、そういったことの説明を聞いたわけですが、そこら辺が経過として、国のあり方について、保育料についてどうあったのか、わかっている範囲でお教えいただけますか。

【濱野こども未来課長】国の取扱いにつきましては、今回の無償化に関しての通知の中で、これまで保育料の中に副食費相当分4,500円が含まれていたという整理になっております。

【山口(経)委員】保育料の無償化という形になると、保育料の中に含まれておったか含まれないかということで、そこで行き違いがあるようでありまして、今回の措置では、全体として給食費は幼稚園のほうの1号認定に合わせるということになっているんですけれども、そういうことでよろしいですか。

【濱野こども未来課長】委員が申されたとおり、今回の無償化に伴って、1号認定の幼稚園、そして2号認定、あるいは3号認定の認定こども園、保育所の取扱いを一緒にするという趣旨から、そのような取扱いになっております。

【山口(経)委員】国の措置で取扱いがそういった形になるということでありまして、県内の実情をみますと、国の規定どおりにするというのが9市町、そしてまた独自減免という形で無償化をするのが6市町で、減免対象拡大というのが6市町になるようではありますが、現状を捉えて、県としては、いかが考えておりますか。

【濱野こども未来課長】幼児教育の無償化に伴い変更となります保育所等の副食費の取扱いにつきましては、今、委員がおっしゃったように、市町ごとに免除等の対応が異なることは把握を

しておりますが、保育サービスの実施主体は市町であることから、県としましては、全市町に対して統一の取扱いをするような指示ができる立場にはないと考えております。

【山口(経)委員】市町が主体となっているということで、県としては指示まではできないということなんですけれども、特色ある子ども支援という形で、各市町がこのような形でなびいていくということになってきた場合に、無償化が必要だという声が大きくなれば、県としても、そのような対応といたしますか、指示を出さなくてはならない事態になるんじゃないですか。

【濱野こども未来課長】10月の無償化に向けて、現在、実施主体であります市町のほうがそれぞれ手続関係をやっておりますけれども、市町に確認をする中では、そういった保護者等の強い要望というのが具体的に上がっているというふうには伺っておりませんので、今後、実際10月から無償化が実施をされた後、いろんな声を聞いてまいりたいと思います。

【山口(経)委員】子育て支援に熱心な県という形をもっと出していただければと私は思っております。そういった意味で、主体は市町であるということは十分承知いたしますけれども、市町に対して何らかのアピールをしていただければと思いますけれども、こども政策局長、最後にいかがですか。

【園田こども政策局長】副食費の問題は、さきの6月定例県議会においても一般質問でお答えしたとおりでございますけれども、ただ、なかなか難しいのが、今回の無償化に当たって、これまで独自で減免措置をやっていた各市町の財源は子育て支援に使っていただきたいという国からのメッセージも来ているところの中で、それを副食費の減免に使うのか、他の子育て支援

に使うのかという部分が実はございまして、その部分で、實際上、副食費の減免はしないけれども、他の子育て支援をするというような検討をしているとか、そういう話もございまして。私どもとしては、副食費の取扱いは、半数以上こういう形で支援をしていますよというメッセージを届けることはできても、先ほど申しましたように、こっちがふさわしいという話はなかなか厳しい状況であるということをご理解いただければと思っております。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【宮島委員】ただいまの山口(経)委員のご質問に関連して、同じく陳情の第47号に関して質問をしたいと思っております。ただいま山口(経)委員のほうからも、各市町の今の取組についてのお話があったけれども、6月定例県議会の段階では、3分の1の市町が減免措置を行うという報告で、その後、若干進行したかなという感じもするわけですが、この間に県として、各市町に何か助言なり、指導したという経緯はございますか。

【濱野こども未来課長】これまで、この無償化の実施に向けて、市町の担当課長あるいは実務担当者会議というのを何度か開催しておりますけれども、その中で、先ほどこども政策局長が申し上げたような、それぞれこれまで市町のほうで独自財源を活用して保育料の減免等をしてきた財源については、副食費を含めて、子ども・子育て支援施策に使うようにというようなお話は、先ほど言いました会議の中でさせていただいたところです。

【宮島委員】先ほど、こども政策局長も答弁をなされましたとおりに、前回の議会の時にも局長は、これまで市町が独自に行っていた軽減措置で使っていたその財源を子育て支援に使うと

いう内閣府の方針に基づいて助言や指導を行いたいというお話がありました。そのことに基づいて今お話があったと思いますが、何かそれぞれにしっかりと子育て支援をやってくれという、いわゆる指導というものを各市町には行っているのでしょうか。

【濱野こども未来課長】この副食費に限らず、いろいろ子育て支援策というのはございまして、市町の取組状況を見ながら、例えば、それぞれでニーズを把握していただいて、これまでやっていない子育て支援策に取組をしてはどうかというような個別なお話などはずっとさせていただいている状況です。

【宮島委員】質問を変えますが、今、県の最大の課題の一つは、何といたっても人口減少だというふうに思います。これは論をまたないことだと思うわけですが、その人口減少対策において、いろいろな政策というものがとられていると拝察をいたしますが、人口減少対策における子育て支援の位置付けというものをこども政策局長はどのようにお考えか、お聞かせをいただければと思っております。

【園田こども政策局長】少子化対策の中で子育て支援、内閣府が進めておりますけれども、その中においても、子育て支援の占める割合は非常に多うございます。私どもといたしましても、今進めておりますのは、少子化の場合、まず結婚していただくというのが第一あって、結婚した後、子どもさんをもうけていただく、できれば希望するお子様の数、産んでいただきたいということで、両面で進めている中で、今までは、子育て支援が非常に進められてきた。実際上も進められてきて、今回、国のほうでも経済的支援の中で、幼児教育の無償化でありますとか、高度教育のほうの低所得者向けの支援、そ

うようなものが進められてきている現状の中で、私たちとしては、子育て支援の分野については、さらにきめ細かな分で足らざる部分を考え、検討していきながら対策を打っていきたいと、そのように考えているところでございます。

【宮島委員】人口減少対策につきましては、若者の定着政策やUターン、Iターン、そうしたものも進められておりますが、そうした若者が定着する、あるいはIターン、Uターンをしていく、家庭をこの長崎県で安心して持てるということについては、やはり子育て政策というのは極めて重要な政策だというふうに考えるところでありますが、そうした中で、これまで子ども政策局は、それぞれいろいろな政策を一生懸命取り組んでおられますし、また先ほどは、今後、子育て条例についてのいろいろな計画を立てていくということで、そのことについては敬意を表したいと思うわけではありますが、その一方で、先ほど山口(経)委員もおっしゃいましたけれども、何となく、子育て支援というものが長崎県、薄いんじゃないかなという印象が否めないというのも事実であろうかと思えます。人口減少に少しでも歯止めをかけようと思えば、やっぱり思い切った政策、思い切った子育て支援というものを行っていかなければ、この人口減少というものに歯止めはかからないと思えます。

また、一方で、先ほど、子ども未来課長の答弁の中には、それぞれの副食費の問題につきましては市町がサービスの主体であるので、県として、いろいろと物を申す立場ではないと、あるいは統一をする立場ではないということだからと思えます。そういう意味では、各市町が競争を行って、それぞれ子ども支援、子育て支援を一生懸命やっていますよというアピールをや

ってもらいたいという気持ちもあろうかと思えます。

ただ、全国で考えれば、今度は都道府県レベルでやっぱり競争というものが起こる。そういう意味では、さっき言ったように、長崎県は他の県に比べたら、どうしても子育て支援というものが薄いということになれば、なかなかそうした若者の定着、あるいはUターン、Iターンというものも進んでいかないんじゃないかと考えます。

また、今回、副食費につきましては、これは前回から要望があっているようでありますけれども、ただ単に市町を同一に並べるというだけではなくて、県独自の副食費の補助制度というものを設けるべきではないかという要望も出てきているところであります。したがって、この問題については、市町の問題ではなくて県の問題であります。このことについて一生懸命取り組もうという気持ちがあらわれるのかどうかを改めてお聞きしたいと思います。

【濱野子ども未来課長】国の制度に上乘せをして市町が独自に実施する副食費の免除等の支援策に対しての補助について、県として考えないかという趣旨かと思えますけれども、正直、なかなか本県の厳しい財政状況の中では困難な状況にあると考えております。

【宮島委員】非常に残念でありますけれども、しかし、申し上げますとおりに、県によっては、こうしたものに対して積極的に取り組んでいるという県もございますので、そうした意味からは、やり繰りをしながらこの副食費の問題というものにも取り組んでいくということ、こうした姿勢を内外にアピールしていくということは大変重要なことだろうと考えております。そういう意味では、今後、市町のそれぞれの動向と

いうものも見ながら、県として、ぜひ主体的にこの問題についても取り組んでいただきたいと、このことを強く要望して、終わりたいと思います。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【宮本委員】それでは、陳情書のほうで質問いたします。私も、47番、長崎県子育て支援協会より陳情がありました分について質問をいたします。6月の定例県議会でも、そしてまたさまざまな意見交換の中でも、この問題については議論がなされているところは承知の上でありますし、なかなか平行線だなというところも感じるわけでもあります。県民の皆様方から負託を受けた議員として、そしてまた私自身も6歳の子どもがおりまして、昨日、保育園から徴収についての手紙が入っておりまして、これを見て、あっ、来たなというふうに思っています。そういった意味を踏まえて質問をさせていただきます。

この要望書の中で、6項目にわたって詳細な陳情書が提出されていますが、1つ、項目5についてですけれども、「県の答弁は」ということで、「実施主体は市町であるため、県として全市町に統一取扱いをするよう指示できる立場にはない」と、先ほどもあったとおりでありますけれども、1つ、秋田県の取組を出されています。この秋田県の取組について拝見されていると思いますので、この取組について見解をお聞かせいただければと思います。

【濱野こども未来課長】秋田県の取組ですけれども、秋田のほうに確認をしました。新聞情報等で見ると、何か全て副食費を秋田県がリーダーシップをとって市町村と一緒に無償化をしているように捉えられるんですけれども、実態はそうではございません。秋田は、私ども

と違って、従来から保育料の助成事業をやっておりまして、今回の無償化に伴って、県としての財源が浮く部分があったという中で、副食費の助成を市町が実施する部分に対して助成をするということで、今、1つの目安として4,500円というのがありますけれども、その4,500円の半分を県と市町で負担をしようというものです。所得の階層によって違いますけれども、県が4分の1、同じように市町が4分の1の負担で2分の1を見るんですけれども、残りの部分を市が独自で負担をして無償化をしているという市町が、具体的に言いますと、秋田県の場合、25市町ありまして、秋田市を除いた24のうち14の市町が、半分ではなくて、それから残りの半分以上を市町が継ぎ足しをして無償化したということで、残り10は、同じように半分だけということですから、4,500円の半分、2,250円は保護者の方に負担をしていただくという流れになっていると聞いております。

【宮本委員】秋田県と長崎県、財政の違いはありますけれども、目指すべきところというのは、人口減少がどこの自治体でもある中で、少子化対策をしっかりとやっていこうという観点から、どこの市町も変わらない、県も変わらないと思っています。何らかの参考にしていただければというふうな強い思いと、項目6にありますけれども、これはかなり譲歩されていらっしゃるかもしれません。ただ、実施主体は市町ということを考えれば、県の役割、市町に働きかけていただくことをお願いいたしますというふうにもあります。あえてこういった書き方をなされているのかな、陳情されているのかなと思いますけれども、今後も、10月から本格的に始まります。それを踏まえて、各市町でどういった問題が出ているのか、私たちが園とか保育士の方々

と話す時には、この問題が主です。私も保育士の方と話す時に、負担をこれ以上増やしてくれるなという要望もいただいているところであります。議案の中にも出てきましたけれども、合同面談会を県もやっていながら、何とかして保育士を確保しようという取組もやっているさなか、こういったものが出てくれば、離れていくというのは見えてくるのかなと思います。

だから、全体的に子育てというものを見ていただいて、何が県としてできるのか、そしてまた市町としっかりと話をしながら問題解決に向けて取り組んでいくという姿勢を県としてとっていただきたいと思いますけれども、こども政策局長、この点について、再度見解をいただければと思います。

【園田こども政策局長】幼児教育の無償化に関しては、今度10月1日から開始ということで、市町もなかなか忙しくて、ゆっくり会議を持っているんな意見を聞ける状態ではなくて、今、いろんなご意見とか、情報をいただくのも、電話であるとか、担当者の暇を見つけてとか、そういう形で情報交換させていただいている面もございます。実施をして、担当者あるいは課長さんたちを集められるようになれば、しっかりとここで生じた課題でありますとか、いろんな子育て支援についての部分で、こういった効果があったでありますとか、そういう意見交換なり、情報交換を進めて、それを県の子育て支援の充実につなげてまいりたいと思います。

【宮本委員】 ありがとうございます。

また今後も私たちもいろいろ現場の声を吸い上げて、しっかりと主張できればと思っています。あわせて、さまざまな協会の方々との意見交換も随時、必要に応じてしていただければということをもたまたま要望させていただきます。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【北村委員】 よろしく申し上げます。

陳情書の大村市から上がってきている部分で、28のラベルがついた部分です。ページ数の表記は、大村市の分は5ページとなっているのですが、要望3「保育士確保対策の推進について」ということで要望が上がっておりますけれども、対応を見てみると、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」のほうで、「新たに構築する就職マッチングシステムへの登録を促進していく」だとか、今年度は大村市で新たに子育て支援員研修の開催を実施したというような対応をしたと報告されておりますけれども、この保育士確保対策の就職マッチングシステムへの登録については、名簿を活用して掘り起こしていくというようなことで記載がございますけれども、具体的に、この掘り起こしというのは、どういう手法でやっていくのか、また例えば、実績があるなら何名ぐらい掘り起こせたとか、何名目指してやっていくんだとかいうようなところがあればお示しく下さい。

【濱野こども未来課長】大村市要望の保育士確保対策の中でのマッチングシステム登録の関係でございますけれども、保育士登録というのは、過去に調査をしまして、資格を持っていらっしゃる方が約2万人いらっしゃると。その中で、20代から40代という方が約7,000人ぐらいいらっしゃるといって、その方々に、2年ほど前ですけれども、ご連絡をさしあげて、私どもの保育士・保育所支援センターというところで、そういう潜在保育士の方の就職のマッチングをしているんですけれども、そういった方々に、ぜひ人材バンクに登録をしていただいて、求職をしていただくというようなことでお話をしたん

ですけれども、その時に、平成30年度で約350名近くの方が人材バンクに登録をされております。ただ、なかなかそこからマッチングがスムーズにいかなくて、実績としては20名程度なんですけれども、したがって、潜在保育士の方は既にデータとしてありますので、できるだけその方々にいろんな園の求人状況を出して、人材バンクに登録を促して、システムの中でマッチングをしていくというふうに考えております。

【北村委員】350名登録があったということで、素直によかったなと思うんですけれども、その350という数字が登録可能な分母について、大体どれぐらいの認識ですか。

【濱野こども未来課長】先ほど申しました潜在保育士と言われる方の20代から40代の方が7,000名程度いらっしゃいますので、それが一応分母になるかと思えます。ただ、現在のところは、別の業種であるとか勤めている方もいらっしゃるかもしれませんが、働けない状況の方もいらっしゃいますから、必ずしも、それがきっちりした分母ではなからうかと思うんですけれども、一つの目安にはなると思えます。

【北村委員】ぜひ、今後登録を推進していただきたいと思えます。

あと、子育て支援員研修を大村市で開催したというようなことだと思いますが、今後もこれは継続的に開催をしていくのかとか、これは年に何回ぐらいやっていくのか、そういったところについてお示してください。

【濱野こども未来課長】子育て支援員研修につきましては、昨年度まで、長崎市と佐世保市、県北と県南地区ということで2カ所でやっておりましたけれども、大村市などの要望等を踏まえまして、今回、大村市を含めまして3カ所で

開催いたしました。大村市さんのほうも、実は、昨年独自で子育て支援員研修をされておりました、昨年度2回したんですけれども、今回、長崎県のほうで1回するというので、今回は1回に回数を減らしていらっしゃるんですけども、これはお互い情報共有しながら、大村市の回数、県がまだ継続してやるのかどうかを含めて、その効果を測定しながら、また検討していきたいと考えております。

【北村委員】やるかどうかをまだ今からということですか。ぜひやってください。要望です。

あと、44の要望書、「身体障害者福祉の充実に関する要望書」が出されておりますけれども、その次のページ、2「障がい者の災害対策の推進について」、（2）福祉避難所の拡充についてとあると思えます。福祉避難所は、実は、私も市議会議員時代から結構追っかけていて、大村市の導入について、それなりに汗をかいてきたとは思っているのですが、先ほど山口（経）委員の話でもありましたけれども、先日の豪雨で、実は私、老人ホームの管理者であり、プラス、そこは福祉避難所にも指定をされておまして、ただ制度はつくったものの、当時の話をすれば、私はつくったけれども魂は入っていないというような状況だろうと思えますが、この「福祉避難所の拡充の推進をお願いします。」というような要望が上がっておりますけれども、「県立施設の活用なども視野にいれ」というようなことでありますが、県としての考え方、現状について、どう進めていくのかというようなことがあればお示してください。

【渡辺福祉保健課長】福祉避難所の拡充についての県の考え方についてのお尋ねでございます。県としても、災害時に、配慮が必要な要支援者の受け入れをする福祉避難所の整備というのは

大変重要であると考えておりました、各種担当者会議等で、市町にもお願いをしているところがございます。

ご要望の中で、福祉避難所が415カ所という表現がございますけれども、令和元年度現在で427カ所ということで、少しずつ増加をしているところがございます。

ただ、今回の障害者の団体のご要望ということですが、福祉避難所の施設が、高齢者の施設が8割ぐらいということで、障害者の施設はまだまだ少ないような状況もございます。そういった状況も含めて、市町に担当者会議等で、協定を結んだり、そういった形での充実をお願いしているという状況でございます。

【北村委員】わかりました。ぜひ進めていただきたいと思うんですが、その進める前に、これは制度論になってしまいますけれども、福祉避難所というのは二次避難所ですね。一次避難所から二次避難所にどうやって移動するんだとか、誰が、どんな権限で移転する人を決めるんだというような、その辺が全くとは言いませんけれども、なかなか煮詰まっていないと。ですから、魂が入ってないよねという話になっているんですけれども、これは確認ですが、大村市の場合は、福祉避難所は基本的に二次避難所として設定をしておりますけれども、福祉避難所を一次避難所として、例えば、障害のある方に事前にお示しをしておいて、災害時はこちらの施設へというような取扱いというのが、例えば、長崎県は福祉避難所は二次避難所プラス一次避難所ですよという運用ができるのかどうか、ご承知でしたらお示しください。

【渡辺福祉保健課長】委員からお話がありましたように、基本的には福祉避難所は指定避難所から福祉的な支援が必要な方を誘導するという

ような考え方でお示しをしているところがございますけれども、そのあたりの取扱いにつきましては、例えば、要支援者の場合、高齢者であったり、障害者であったり、いろんな程度の方がいらっしゃると思いますので、それはその支援が必要な方を、個別にどういった形で支援をしていくかという個別支援計画の策定も市町にお願いしているところでございます、その支援計画の中で、直接福祉的な避難所へ避難が必要な方は、そういった形でご誘導していくというような形もあろうかと思っております。

【北村委員】基本的に、主体としては21市町になるんでしょうから、県としては、どちらでもいいですよ、もしくは、できれば一次避難所にしてほしいというような、先ほどの副食費の話じゃないですけども、お願いというのができるのかどうかというようなことについての見解をお示しいただきたいと思います。個人的な見解としては、避難をしなくちゃいけないような大災害が起きた時に、一次避難所から二次避難所に、誰が選定するのかとか、どんな権限が、そういったところは正直、運用ができないと思います。多分、ほかの大災害が起こった地域に職員の方が各市町で研修に行かれているというお話で、その辺が運用が全くできていないというふうな状況であったというようなことであります。ですから、先ほど福祉保健課長がおっしゃったように、個別の福祉計画を、障害をお持ちの方は、二次避難所としてではなくて、この避難所を一次避難所としてお願いしたいというような指導監督までできるのかどうかはわかりませんが、お願いをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【渡辺福祉保健課長】委員お話がありましたように、実際支援を必要とされる方がどういった

状況にあるかということをしっかり把握していただいて、それに沿った個別の支援計画、そういった中で、福祉避難所に直接誘導したほうがいいのか、そういったところまではまだ必要ないのか、そういったところもきちんと把握をした上で、市町に、支援計画を策定していただくように、我々も、なかなかこの支援計画自体も進んでいないところもございますので、今年度は、そういった要支援者対策の担当者会議を年に3回ほど開くような形で進めておりまして、今度10月にも会議がございますので、そういった中でも、市町にそういった点をしっかりお話をしていきたいと考えております。

【北村委員】 よろしくお願ひします。

続けて、同陳情書のページ番号でいきますと5ページ、要望項目は15番「手話言語条例の制定内容について」というようなことで要望が上がっておりますが、制定をしてくださいと要望がしてあるということは、まだ県として検討中というような格好なんですか。

【桑宮障害福祉課長】手話言語条例の制定につきましては、ろうあ福祉協会からも要望をいただいているところでございます。現状としましては、条例とあわせて、まず聴覚障害をお持ちの方が日常的にどういう課題を持っておられるか、それを解決するために、どういう取組が必要か、さらにはその上で、条例がどういう役割かを含めて、総合的に意見交換をしようという話を団体のほうとさせていただきまして、聴覚障害者関係団体、それから手話通訳者の団体、あと市町も交えまして意見交換をやっております。その中で、今後どういった支援をしていったらいいか、さらに、条例が必要ならば、どういう形の条例が必要なのかということもあわせて議論していきたいと考えております。

【北村委員】 実は、これも私、議員時代いたものですから、大村市が制定されているのはご承知だろうと思います。ただ、この条例についてはいろいろ見解があって、賛成される方と、不要であるという立場の方といらっしやって、ただ私は、あったほうがいいんじゃないかと思うほうなので、お話を聞いていると、県としては、ニュートラルで今から検討をしていくんだというようなことでよろしいのでしょうか。確認です。

【桑宮障害福祉課長】先ほど申し上げましたように、まず聴覚障害者の方、聾者の方が抱えている課題を解決するというのが一番でございますので、そのために何が必要かということを考えていく、そのための意見交換会を今、引き続き続けているところであります。その中で、条例、もし必要であれば、あるべき姿も見えてくるのではないかと考えて、意見交換を実施しているところであります。

【北村委員】 わかりました。皆さんと一緒に必要なかどうかをまず見極めていこうということだったろうと思います。

16番「県議会議員選挙公報について」ということで、我々非常に気になるところかなと思いますが、「点字版、音声版、拡大文字版などの視覚障害者に配慮した選挙公報の提供をご検討ください。」とありますけれども、これについて今、県が何らかの見解があるのか、検討したことがあるのかとか、現況についてお示しいただければと思います。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

午後 4時30分 休憩

午後 4時31分 再開

【ごう委員長】 再開いたします。

【桑宮障害福祉課長】 お尋ねの要望項目の16番につきましては、企画振興部の所管になりますので、見解は現在、企画振興部に照会中でございます。

【前田委員】 38番の長崎市からの要望の6番、「子どもに対する医療制度の対象者拡大について」、質疑を行いたいと思いますが、長崎市から要望が出ていますが、この件に関しては、対象の拡大というのは、長崎市に限らず、市町会、町村会からも要望が出ていますから、県下の21市町からの要望というふうな受け止め方を私はしています。

まずは、質問ですのでお答えいただきたいのですが、対象者を拡大してほしいという要望がありますが、現況の各21市町の今の乳幼児医療費の助成の状況と県のこの要望に対する見解について、まず答弁をいただきたいと思います。

【今富こども家庭課長】 乳幼児医療費の助成についてのお尋ねでございます。

まず、1点目の現在の市町における対象の状況でございます。まず、中学校卒業までに拡大をしている市町が18市町ございます。18歳に達する年度まで、要は、高校生まで拡大している市町が2市1町ございます。こういう状況の中、各市町のほうからご要望いただいております、県の回答といたしましては、現物給付の導入による想定以上の財政負担の増加でありますとか、県の財政調整のための基金残高の減少などの本県の厳しい財政状況を踏まえ、対象年齢を引き上げることは非常に困難であると考えております。

【前田委員】 この要望は、私も含めて多くの議員から本会議や委員会の中で要望されていることではありますが、その答弁というものは、毎回今答弁があったような形で、現物給付導入後の

財政負担が大きいということで、要は、財政的に厳しいからということなんですけれども、今答弁がなされませんでしたけれども、知事がこの件に対して、単に財政負担だけではなくて、そもそも論のところで県がそこを検討すべきじゃないということをコメントしていますよね。その内容はどういうものか、わかっていますけれども、確認のため答弁してください。国においてということを行っていますよね。

【今富こども家庭課長】 乳幼児医療費への助成につきましては、全国のほとんどの市町で行われているという状況でございます。ただ、財政力等により、その内容に自治体間で差が生じていることは問題でありまして、この件については、国の責任において、全国どこに住んでいても同じ条件で医療が受けられる制度の構築を図っていただく必要があると考えております。

そのため、県といたしましては、国に対して、全国知事会や政府施策要望などを通じまして、子どもの医療費助成制度の創設などを強く要望しているところでございます。

【前田委員】 各市町が今、子育て支援に取り組む中で、乳幼児の医療費の補助の対象の拡大というのが非常にわかりやすいというか、お母さんたちからしても、経済的負担の軽減、もしくは本当に何か体調を悪くしたら病院にかかるという、その後の重度化を防ぐという意味では効果があるということで、多分、いろんな市町が取り組んできました。今現在は、県は就学前までの助成ですけれども、それが各市においては、まず小学校の卒業までというところの引き上げがあって、その次としては中学校、そしてその先として、さっき言ったように、2市1町という形で高校までやっている。ただ、知事が、さっき言われたように、本来は全国どこでも同

じ条件というのはよくわかります。だから、そのことは知事会で要望してもいいけれども、私は、その推移を見ながら、どんどん、どんどん手厚くするところが増えてくるならば、その際に検討してほしいということと、国においてそのことが実現するまでの間、県として、補助制度というか、引き上げを考えていいんじゃないかということも要望してきましたけれども、この件に関して、全くもって財政が厳しいということを含めてやっています。変わりません。

何が言いたいかというと、山口(経)委員や宮島委員からも言われましたけれども、人口減少対策、そして少子化の中で、子育て支援が大切だということで、子育て支援に非常に力を入れなければいけないということはわかっている。わかっている中で、さっき説明があった子育て条例行動計画の策定、よくできていると思いますよ。しかし、全てのことをやろうとした時には、財源が全部ついてくる話ですよ。財源なくしてできない話の中で、それを財源をもってしてできないというようなことが、さっきの副食費の話もそうですよ。宮島委員から、県としての単独の補助制度をつくってはどうかということに対して、財政が厳しいという答えだった。

そういうことを言っていると、私は、他県の中で人口減少が著しい本県は、ますますもって遅れをとるといって、それ以前に、子どもに対して優しくないというような評価を受けると私は思うんです。さっき言ったUターンであったり、Iターンであったり、長崎に移住しようかといった時に、やはり一番見るのは子育ての環境ですよ。ただ単に子育て支援だけじゃなくて、教育の環境も整えてあげなければいけないということで、今回、この条例行動計画を策定した

のは評価するけれども、これを実行するための財源をどうやって確保していくか、どうやって捻出するかというところが足りない。それが無いと絵に描いた餅ですよ。やりたいことはあるんだけれども、手が届かない。それはやっぱりお金がないからだ。そこをどこかで打破して、やろうという優先順位を高めていかないと、それは全庁的な認識の中で、子育て支援は大事なんだよと、ほかのことを抑えてでも子どもにお金をかけようやということになったら、皆様方の今までの答弁というのは変わってくると思うんです。

ですから、その財源をいかにこれから確保していくかということについて、もっともっと私たちは議会としても提案していかなければいけないと思いますけれども、皆さん方も知恵を絞っていく。その知恵を絞れた自治体こそが人口減少に歯止めがかかる。そして、長崎で生まれて育ってよかったと思う県になると思うんですけれども、この件について、非常に総括的ですが、問題提起として、財源の確保をしっかりと考えていこうという提案をしていますので、これも政策局長のほうで総括的な答弁を求めたいと思います。

【園田こども政策局長】私どもの行動計画もしっかりですけれども、財源確保は非常に大切なところだと認識いたしております。基本的には、各部局でまずスクラップ・アンド・ビルドも必要になる中で、福祉の分野で見直す部分がなかなか少ないという状況もございますけれども、そういった中においても、例えば、いろんな特別枠を活用するとか、いろんなことを知恵を絞って財源確保に努めてまいりたいと思います。

【前田委員】総体的な答弁を求めたら、そういう答弁になると思うんですけれども、さっき言

ったように、こういった子育て計画を立てた時には、そこに対して、令和6年度までの5カ年だから、5カ年でどれくらい財源がかかるんだ、望むべき財源はここだけれども、そこまでは確保できないから、ここまではしっかり頑張ろうとかいうところがこれからついてこなければいけないと思っていますし、統轄監の中で、人口減少、その中で1つのプロジェクトとして子育て支援というのがあるのだから、その中でももっとも今、こども政策局長がおっしゃったような形で、しっかりと特別の枠をとってとってくるといってもだけれども、地方創生交付金の中でも、組み立て次第ではとってこれるお金はあるのですから、もっともっと頑張って財源を確保して、本県の子育ての環境をよくしようということ要望しながら、そして、これから知恵を出し合いながら頑張ることを確認しながら、質疑を終えたいと思います。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

審査の途中ですが、本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時より、引き続き、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時40分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年9月26日

自 午前10時 0分
至 午後 2時36分
於 委員会室 2

薬務行政室長 本多 雅幸 君
国保・健康増進課長 小田口裕之 君
国保・健康増進課企画監
（健康づくり担当） 永峯 裕一 君
長寿社会課長 峰松 茂泰 君
長寿社会課企画監
（地域包括ケア担当） 山口 美紀 君
障害福祉課長 桑宮 直彦 君
原爆被爆者援護課長 橋口 俊哉 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) ごうまなみ 君
副委員長(副会長) 中村 一三 君
委 員 前田 哲也 君
" 山本 啓介 君
" 大久保潔重 君
" 山本 由夫 君
" 山口 経正 君
" 宮島 大典 君
" 宮本 法広 君
" 堤 典子 君
" 北村 貴寿 君

こども政策局長 園田 俊輔 君
こども未来課長 濱野 靖 君
こども家庭課長 今富 洋祐 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 中田 勝己 君
福祉保健部次長 安永 留隆 君
福祉保健課長 渡辺 大祐 君
福祉保健課企画監
（福祉保健総合計画
・企画予算担当） 岩崎 次人 君
監査指導課長 磯本 憲壮 君
医療政策課長 伊藤 幸繁 君
医療人材対策課長 石田 智久 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

F 所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についてご質問はありませんか。

【宮本委員】 おはようございます。

それでは、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の福祉保健部関係で確認をさせてください。

資料の4ページになりますけれども、補助金名が長崎県へき地診療所設備整備費補助金の中で、上から2つ目の佐世保市総合医療センターの宇久診療所の件になります。事業概要が「へき地診療所として必要な設備整備に対して支援をする」となっていますが、その下を見ると、「に対する助成」となっていて、これだけ支援

をするという、事業概要がちょっと違うみたいで、金額も775万円、若干高めであります。しかも、所管は医療人材対策室となっています。この事業についてご説明いただけますか。

【石田医療人材対策室長】今、ご指摘がございました長崎県へき地診療所設備整備費補助金についてでございます。確かに、今、委員ご指摘のとおり、事業概要のところに「支援をする」という表現をさせていただいておりますが、これは診療所が、具体的に言いますと全自動生化学測定システム、それから血液ガスの分析装置、こういったものを購入して、そのうち2分の1を補助したものでございますので、ほかのところと同様に助成というか、補助をしたというものでございます。

【宮本委員】機械器具の購入ですよ。設備整備の購入になりますが、この所管は医療人材対策室となっていますが、この関係性について、もう少しご説明いただけますか。

【石田医療人材対策室長】医療人材対策室では、離島医療を守るという視点もございまして、離島医療全般を所管しておりますので、へき地診療所の補助金についても当室で所管しているところでございます。

【宮本委員】そうしたら、先ほど言われましたような器具が入ることによって、さらに検査の精度が増したり、ちょっと高度な検査が宇久でもできるようになるという認識でよろしいでしょうか。

【石田医療人材対策室長】ご指摘のとおりでございます。へき地診療所の機械を購入することで診療所の運営が続けていけるということで、具体的に言いますと、これが1,551万円なんですけど、半分が国庫補助ということでございます。

【宮本委員】わかりました。同じ資料の19ペ

ージの中にも、佐世保市からの令和2年度県に対しての要望の中でも、宇久診療所については支援の要望をしております、県の対応としてもさまざましておりますということもありますので、引き続き、こういった形でまた対応していただければと思います。

同じく、この補助金の中の5ページになるんですけども、一番上の鷹島診療所の297万円について、これは今度は所管が国保・健康増進課になっておりますが、これの概要について説明をいただけますか。

【小田口国保・健康増進課長】この補助につきましても、先ほど医療人材対策室長から説明がありましたけども、同じ補助金のメニューでありますけれども、開設者が国民健康保険としての直営診療所については国保・健康増進課の方で所管しているものでありまして、設備、機器等の購入に関する補助を行うものであります。

【宮本委員】具体的にこれはこういった器具になりますか。それはわかりますか。

【小田口国保・健康増進課長】申しわけありません、手元に資料がありませんので、後ほど回答いたします。

【宮本委員】その調度を教えていただければと思います。

同じ補助金の中でも、へき地ではあるけれども、国民健康保険直営の分と独立行政法人についてはそれぞれ所管する課が違うという形で、どうなんですか、設備整備についてですから、全般的になりますけれども、この補助金については設備の補助、だから、へき地の診療ができやすくするための、全般的に言えば補助金と考えてよろしいんでしょうか、確認させていただければと思います。

【石田医療人材対策室長】ご指摘のとおりでよ

ろしいかと思えます。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【北村委員】国保・健康増進課分で、項目の14、長崎県フッ化物洗口推進事業費の補助金の継続についてということで、27ページ、28ページです。これについて、1点確認ですが、私の記憶があいまいなのかもしれませんけれども、教育委員会でも中学校のフッ化物洗口についての推進ということで、一昨日でしたか、小学校は100%だと、中学校が60%程度いっているというような、その説明を受けた時に私は手元にメモしているんですよ。こちらを見ると38.8%ということで、多分こっちの方が正しいのかなと思えますが、この辺については教育委員会の答弁を後で確認をしていただきたいと思えます。

質問は、この中で、「令和2年度まで4年間で全中学校での実施を目指す計画としており」ということで、令和2年度まで全中学校でということを目指されているんでしょうが、現在40%を切っている状況の中で、この見通し、なかなか難しいのかなということも感じるんですが、それについてはどうお考えか、お示してください。

【永峯国保・健康増進課企画監】フッ化物洗口の関係でございます。一昨日の教育委員会の審議の中でもご議論があったところでございますが、その中で教育委員会が60%程度と申し上げましたのは、今年度の補助金の申請が先般出そろったところでございまして、その中では県全体で6割程度の実施が見込まれているということでございます。

この資料にございますのは、昨年度、平成30年度の実績が38.8%ということでございますので、そこに比べますと、一定程度伸びてきているという状況にはございます。

ですが、来年度までに全ての学校ということになりますと、まだまだハードルが高い部分がございますので、引き続き教育委員会、あるいは県歯科医師会とも連携をしながら、未実施の市町に対しても働きかけを行っていきたいと考えてございます。

【北村委員】わかりました。38.8%が67%まで、中学校でぼんと上がったという理解でいいんですか。

【永峯国保・健康増進課企画監】67%ではございませんで、進んだということでございます。

【北村委員】進んだということ非常にいいのかなと思っております。

ただ、これは令和2年度までということでございますから、このペースで取り組んでいただければ100%に近づくかなと、認識を改めました。ぜひ頑張ってくださいと思います。

その残りのまだ実施されていないところ、大村市をはじめとして、なかなか手がつけられないというのは、教職員の方々のマンパワー不足というのがあるという話もありますので、ちょっとこちらでどうこうするという問題ではないのかもしれませんが、ぜひ教育委員会とも連携をしながら進めていっていただきたいと思えます。要望です。

そして、これも前回の6月議会でこれにお答えをいただいて、自分で勘違いしていた部分があります。補足の部分で国保特別交付金を活用した市町インセンティブ制度ということで間接的な支援を行っているというお話でしたが、これは市町の国保会計への財政的な支援になるという理解でいいんですか。

【小田口国保・健康増進課長】委員、今のご質問のとおり、県の市町への繰入金の中にそういう保健事業を評価する部分がありまして、この

中でフッ化物洗口の実施率について項目を設けて、市町の特別会計の方に県からその分を繰り入れをするという交付金を平成30年度から創設したところでございます。

【北村委員】その市町の実施率が高ければ高いほど国保会計にインセンティブが入るということですね。手元にどれくらい、今、単年度でインセンティブが入っているのか、補助が入っているのかというのはおわかりになりますか。

【小田口国保・健康増進課長】このインセンティブの評価項目が、フッ化物洗口もありますけれども、その他にもたくさん項目がありまして、それを総合的に評価してするものでありますので、このフッ化物洗口だけというところでは金額は出せないんですけれども、市町ごとの県のインセンティブの内訳については、これもすみません、今、手元に資料がございませんので、別途説明したいと思います。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【山口委員】おはようございます。今日もまたよろしく願います。

「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の51ページでありますけれども、ナースセンターの事業運営委員会というのが開かれております。その中で看護職員需要調査結果というのが議題となっておりますけれども、看護職員の需要についてどういう調査がなされておりますか。

【ごう委員長】暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時12分 再開

【ごう委員長】委員会を再開いたします。

【石田医療人材対策室長】需要調査についてのお尋ねでございます。この調査は、医療機関全

般に看護職員の勤務状況ですとか、あとは不足状況、こういったものを確認したものでございます。

【山口委員】医療人材、特に看護人材が不足しているという状況をずっと聞いているわけですが、けれども、どれくらい不足している病院数があって、そして、どれくらい的人员が足りないかといった細かなことまでやっておられるでしょうけれども、その結果は我々にはお知らせいただけないんですか。

【石田医療人材対策室長】病院だけではなくて、ほかの福祉施設などにも送っておりまして、発送が1,835、このうち回答があったのが1,219でございます。不足数としましては、768人という数値が出ております。ただ、あくまでもこれは4月1日時点ということでございまして、幾つかの施設に聞いてみたんですが、例えばぎりぎり辞められて4月1日に採用できなかったとか、たまたま産育休が出てしまっているとか、こういったところもございまして、これがそのまま768人というわけではないと思いますが、一応そういった結果が出ているということでございます。

【山口委員】700～800人の看護人材不足というのはずっと変わらない状態が近年続いているんじゃないかと思うんです。潜在看護師と言われる方々の掘り起こしをナースセンターでも行っていらっしゃるということで、そういう事業そのものが看護師不足に寄与していないということも、全然寄与していないというわけじゃないんですけれども、なかなか効果が出てきていない部分も見えますようですが、その点はいかがなんでしょうか。

【石田医療人材対策室長】ナースセンターにおいては、マッチングがうまくいくようにという

ことで、ハローワーク業務を、もう少し医療を知った者が紹介をしていくというような事業とさせていただきますところでございます。

そうした中で、なかなかマッチングがうまくいかないという部分もございまして、地区の問題ですとか、もしくは働きたい時間帯と求人内容が合わないとか、そういったところもございまして、そこら辺は十分うまくいくようにということで今後とも努めてまいりたいと考えているところでございます。

【山口委員】登録者の数とマッチングというのが一番問題なんでしょうけれども、どうすればうまくいくか、その辺をもうちょっと知恵を出す必要があるかと思うんです。看護協会あたりとのそういった話し合いについてはどうなっていますか。

【石田医療人材対策室長】看護協会とも頻繁にそういった話はさせていただいております。

昨年度から3カ年事業で、プラチナナースといいまして、看護を退職した方々、この人たちが何とか活用できないかという事業もさせていただいているところでございます。

ただ、全般的な話として、既に辞められた方の再雇用も進んでいるということで、なかなかうまくつながっていかないような部分もございまして、協会とも連携をとっているんな話もしております。対策はないかということでございますけれども、例えば医療機関の方にどういった方がほしいかということや、どういった作業かというのを細かく色分けしまして、実際に働きたい人が合うかどうか、こうしたシステムづくりができないかについても話をさせていただいているところでございます。

それから、例えばセミナーを開催したりといった取組もさせていただいているところござ

います。

【山口委員】登録者数とマッチングがうまくいくように、しっかりとそういう対策をまた練っていただきたいと思うんです。

それから、もう一つが、県立大にも看護人材を育成するところがございますが、なかなか県内への定着率が悪いということでもありますので、そういったところにもアピールが必要かと思いますが、対策はいかがなさっておりますか。

【石田医療人材対策室長】県内就業率のお話かと思えます。県内就業率は、県立大学と当室の数字の取り方が少し違うんですが、我々が県内就業率と言っているのは看護に就職した方々で分母には進学者も含むということでございます。全体卒業されたうち、どれくらいが看護として就職しているかというのを見ているんですが、一昨年度が55.5%、昨年度が60.9%、今年の3月卒業が61.1%ということで、少しずつではございますが、伸びているという状況にあるということでございます。

県内・県外比で言いますと、約7割くらいが県内に就職しているという状況でございます。

取組というところでございますけれども、養成所、学校を卒業した方々に、実際どういうところで就業を選んでいるかというアンケートをさせていただいております。その中で一番多いのが「職場の雰囲気・環境」、これが61.2%でございます。それから「教育体制の充実」、これが41.3%でございます。その次が「給料」ということで31.6%となっている状況でございます。

我々としては、重要なことは職場の勤務環境をよくしていくこと、それともう一つが教育体制を充実していくことだと考えておりまして、例えば合同就職説明会といって県内の企業を集

めて、佐世保と長崎で毎年5月ぐらいに多くの方々に集まっていただいて、学生の就業のマッチングの会を催しているところでございますが、そういった中でもこういった状況というのをお知らせして、まずは皆さん、勤務環境改善に取り組んでください。それと教育体制の充実に取り組んでくださいと。県では、例えば教育体制で言いますと、キャリア支援センターを佐世保に置きまして、公的な機関としては全国でも唯一なんですけど、そういった機関を設けて教育体制の充実にも取り組んでいるところがございますし、医療機関の皆さんには教育に取り組んでいただいて、それを学生にアピールしていただきたいという話をさせていただいているところがございます。

それから、学校、養成所、これは毎年皆さん集まっていただいて、県内への就業の取組、好事例を共有するような取組をしておりますし、また、先ほどお話にございました県立大学も話はさせていただいております、例えば職員が若者定着課とともに就業説明会に行くだとか、私も保護者の方に説明には参っております。それから、ナースセンターも行っておりますし、アピールをさせていただいているところがございます。やはり就業を増やしていくためには、学校、養成所の取組がまず第一でございます、プラス医療機関へのアピール、これが重要だと考えて、今取り組んでいるところがございます。

【山口委員】看護師というのは、命をあずかる大切な仕事であるということで、誇りも持っていらっしゃいます。そして、先ほどありました給与面の改善とか、そういったことも必要だということを訴えておられます。

そういう中で、看護師の需要というのがますます高まっていく可能性もございますので、し

っかりとそういう対応をやっていただいて、そして県内の需要に応えていただきますように努力をお願いいたします。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

質問はありませんか。

【山本(由)委員】「文教厚生委員会関係議案説明資料」の福祉保健部の1ページのところの医療計画の関係です。

今年の4月ですか、厚生労働省が三次医療圏と二次医療圏の新たな医師偏在指標というのを算出されていて、この中で上位3割が医師多数の医療県だと。下位3割が医師少数県だということで、この段階での指標としては、長崎県が全国で9位ということで医師多数県だということになるんだろうと思うんです。今後の医師偏在対策としては、医師多数県については、ざっと言うとも医師を増やさないという方向だと聞いているんですけども、今回、多数県に今のところ分類されているということによる県の医師計画への影響ということについて、まずお伺いしたいんです。

【石田医療人材対策室長】今、委員ご指摘のとおり、今年2月にこの医師偏在指標の暫定値というものが出来て、全国9位ということで、本県は医師多数県と位置づけられたところがございます。医師多数県については、委員も言われたように、他県から医師を持ってこない、確保しないということを基本とされているところがございます。

ただ、一方で、これまでの既存施策による医師確保、これについて速やかな是正を求めるも

のではないという通知もされているところがございます。

皆さん、ご存じのように、本県は離島を多く有しております、現状も離島の医師確保に非常に苦慮しているところがございます。今後とも、我々は離島の医師確保、それからへき地の医師確保に取り組んでいきたいと思っておりますし、必要なことがあれば国にも制度を、細かいところはまだ見えていないんですが、こういうところが見えてきましたら必要な要望はして、何とか地域医療を守っていききたいと考えているところがございます。

【山本(由)委員】わかりました。

この二次医療圏になるんですか、二次医療圏、これはまだ、あくまでも暫定値ということになるんだと思うんですけども、長崎、それから県央、佐世保が多分医師多数圏という形になって、五島や県南、上五島というのは少数圏になっていると。そうなった場合に、県内の二次医療圏同士で多数圏から少数圏にという形のことをやっていくという流れになるわけですか。

【石田医療人材対策室長】基本的な考え方としては、今委員がご指摘のとおりでございます、医師の多数区域、これは先ほどの医師多数県と同じように、他の二次医療圏から確保は行わないと。それから、医師少数区域では二次医療圏の医師の増加を図るのが、国のガイドラインの中では記載がされているところがございます。

ただ、先ほども申しましたように、医師多数区域におきましても、これまでの既存の施策による医師確保について速やかな是正を求めるものではないという記載もございますし、また、仮に医師多数県となった場合にも、例えばその一つの地区が二次医療圏内でも局所的に医師が

少ないような部分については医師少数スポットとして定め、医師少数区域と同様に施策を検討できるという規定もございます。こういったところを踏まえまして、今後とも一つの指標だけということではなくて、地域の実情を踏まえながら対応していきたいと考えているところがございます。

【山本(由)委員】わかりました。今おっしゃっているのは、どちらかということ、医師多数県となったとしても既存の施策については引き続き続けるということではあるんですが、一方で、少数圏のところはどういうふうに具体的にシフトというか、移動させていくか、その具体的なイメージというのがありますか。

【石田医療人材対策室長】今の委員のご指摘は非常に難しい話でございます。医師少数の地域を増やすという対応はできるんですが、なかなか医師多数のところを減らすという取組は確かに難しいところもございます。そういったこともございまして、今後、医師確保を図るためには、県で保健医療対策協議会の中でも検討するというようになっておりますので、医師会とも連携を図りながら対応していききたいと考えているところがございます。

【山本(由)委員】多数のところから減少させるというより、少数のところをとにかく全体として増やしていくんだと、基本的にはそういう考え方になるんだろうと思います。わかりました。

今回の医師確保計画と、これは個別になってくるんでしょうけれども、今、地域医療構想というのを策定しているんですけども、これとの関係といいですか、地域医療構想への影響といったものはあるんでしょうか。

【伊藤医療政策課長】地域医療構想につきましては、2025年度を目標に、各二次医療圏単位で

の医療体制のあり方をこの構想の中に記載をしております。

現状の医療体制としましては、急性期医療が多くて、回復期の医療体制が不足しているという状況がございますので、この解消に向けて、今、二次医療圏単位で調整会議を設けて議論をしているところであります。

この医療機能の転換に伴って、必要な医師、看護師の人材の確保も当然関わってまいりますので、そこは調整会議の中で、その人材につきましても一緒に議論をしてまいりたいと思っております。

【山本(由)委員】わかりました。この新しい指標とか計画によって、地域医療構想はもっと個別な診療科ごととか、分類ごとになってくるんでしょうから、直接それが影響を受けるということではないということに理解をいたしました。

それで、一つわからなかったのが、国の方が暫定的な偏在指標を算出して、県の方がそれに対して流入を考慮した上で、県の方で算出をもう一度し直して、それを受けて、ここに書いてあるような10月ぐらいですか、医師偏在指標をまた新たに厚生労働省の方から出すという流れでよろしいのでしょうか。

【石田医療人材対策室長】2月に暫定値が出まして、その後、圏域ごとの流入状況を入国が加味した分が出されています。それを県が見て、そこに実情と違うところがあれば調整ということになっておりますが、当県では、そういった特別な事情ということはないということで調整なしとさせていただいているところでございます。

ただ、他県であった場合に、あくまでも先ほど言いました上位33.3%、下位33%ということで、これはランキングづけをした相対指標でござ

いますので、当然ほかの県の状況が変わってくればランキングが変わってくるということで、その調整を今されているという状況でございます。

もともと、もっと早い時期にこの偏在指標の確定値というのが出るようになっておりましたが、いまだに県に偏在指標の確定値というのがきていないという状況でございます。非常にこれから時間的にタイトな中で検討していくということになるかと思いますが、そういったところも含めて次回の委員会の中でご説明できればと考えているところでございます。

【山本(由)委員】わかりました。今まで私たちが示されてきたのが人口10万人当たりの何人ということで、それで多数県という言い方はしなかったかもしれませんが、10万人当たりの医師数が平均で307人とか、長崎が411人とか、県788人だとかという数字が出ていたんですけれども、この長崎県の中で見た時の二次医療圏ごとの、今までの人口10万人当たりの多いとか少ないとかということと、新しい指標、今、流入はあんまり影響がなかったということですから、そうすると新しい指標においてもこの傾向というか、県内の二次医療圏ごとの順位といたしますか、多寡について傾向は変わらないと理解してよろしいですか。

【石田医療人材対策室長】今のご質問でございますが、今まで人口当たりということで示されておりましたが、今度の医師偏在指標では、例えば医療ニーズ、患者さんの受療状況ですとか、もしくは先ほど言いました流入ですとか、一方で、医師の方も医師の数だけではなく、例えば年齢階層別や、男女別といった区分で働く時間も違いますので、そういったところも加味して出されている相対指標であるということでご

ざいます。

人口10万人当たりと違わないかということでございますけれども、例えば2月の暫定値で言いますと、完全に一致しているという状況ではございませんので、そこは人口があっても受療がどうかだとか、若いお医者さんがおられるのかどうかとか、そういったところがそれぞれの圏域で異なっておりますので、必ずしも一致するものではないと考えているところでございます。

【山本(由)委員】今、実際に、県の方で二次医療圏ごとの数字を算出して、国の方にもう提出をされているんですね。それが今までの10万人当たりで出していたものと、順位といたしますか、そういったものが変わらないんでしょうかという質問なんです。

【石田医療人材対策室長】県で出したのは、患者の流出入について、国が出したものに県の事情とか、別に調べているだとか、特別な事情がないかという確認があったということでございます。偏在指標自体は国の方で出されておりますので、県では2月の暫定値でしか把握ができてないという状況でございます。

【山本(由)委員】失礼しました。県の方で数字を出されて、それをもう一回国の方がチェックをされるのかなと思ったんですが、今のところ数字は出てないということですね。そんなに多数県が少数県になったり、少数県が多数県になったりということは多分ないでしょうから、暫定値で、傾向としては大体同じようにものが出てくるだろうと理解をしました。

当然、今度は診療科別とか、そういったものも含めて、それから今おっしゃった、あんまり今まで私も考えていなかったんですけども、お医者さんの年齢であるとか、そういったもの

によって将来を推計する時にも、計画を立てる時にかなり実効性のあるものになってくるだろうと思います。

ただ、全般的に、とにかく医師不足というのは県内において、特に離島・半島については非常に顕著であると、科目ごとにも企業団の病院等にしても、診療科の継続自体が非常に厳しくなってきたという状況もあります。なかなか行政だけでできることではないと思いますけれども、県の方もまた、大学病院であったり、医療センターといったところ、それから、当然、地元の開業医の先生方も含めて、いい方向という形でご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

もう一点、こども政策局の関係です。昨日の陳情にもあったんですけども、要は保育の子育て支援の関係で副食費に対する補助の話がずっと出ていたんです。それに対する県のご答弁の中で、服飾費の助成だけではなくて、広く子ども支援、子育て支援に、今までの市町が単独で助成をしていた部分について使ってほしいというお話があったんですけども、10月以降、無償化になった時に、副食費以外に子育て支援を各市町が具体的にどういったものを考えているのか、今既にわかっているものがありましたら、ご紹介いただければと思います。

【濱野こども未来課長】新たな取組についてですけれども、雲仙市の具体的な取組がよく報道されております。無償化に伴って浮いた財源の中で、今お話があった副食費の助成をはじめとしまして、それ以外に結婚から子育てまでの中で、新たな事業としまして、結婚に関するといいますと婚活イベントの支援を行ったり、妊娠・出産に関しましては産後ケア事業の拡大を行っているとか、あるいは育児に関しては、先

ほどもフッ化物の話が出ておりましたけれども、幼児期の虫歯予防であるとか、病児・病後児保育事業、こういったものに取り組んでおります。これは雲仙市の一例でございますが、今、各市町では基本的には副食費の部分の助成とか、あるいは所得別で国の基準よりも範囲を広げて副食費の手当てをするとか、こういったものがされておりまして、まだまだ新年度に向けて今検討されていると聞いております。

【山本(由)委員】わかりました。私も今言われた保育、今まで対象になっていた年齢だけではなくて、その前の段階であったり、その後の段階であったり、そういったものをトータルで考えて子育て支援ということになるのかなと思っております。具体的な事例というのは今から出てくるのかなと。

それとは別に、別途、当然出会いから結婚、出産、育児、それからもう少し上の高等教育のところまで含めたところの全体が子育て支援なんだろうなと思っておりますので、そういった事例をまた市町からも上がってくるかと思っておりますので、県も含めて一緒に考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【ごう委員長】ほかに質問のある方はいらっしゃいませんか。

【堤委員】ギャンブル依存症対策推進計画の素案が出されていますけれども、この中で、本県は、例えばパチンコについては店舗数も機械の台数も、あるいはパチンコをする人の数も、人口10万人当たりでは全国平均より多い状況であると6ページに示されています。

8ページには、ギャンブル依存症患者で医療機関を受診している人は少ない状況であるということがあります。この8ページの表の3を見ま

すと、県内の医療機関におけるギャンブル等依存症での診療実績が、やはり全国と比べた時に非常に高い割合で、精神病床を持つ病院の数とか医療機関とか入院患者、外来の患者、いずれも全国よりも高い数値であるということで、長崎県はギャンブル依存の患者というか、ギャンブル自体も全国に比べると多い状況ではないかと思われま

す。この依存症対策というのは、本当に重要な問題だと思っているんですが、7ページの課題のところ、「ギャンブル等依存症が、誰でもなり得るものであり、回復できるものであることを周知するとともに」とあるんですけども、誰でもなり得るとするのは本当にそうだと思いますが、安易に「回復できる」をぱっともってきてほしくないなという思いがしています。

ギャンブル依存症によって、多重債務とか、貧困であったり、家庭崩壊に陥ったり、虐待とか、あるいは犯罪とか自殺とか、さまざまな問題を引き起こして家族の皆さんを不幸に陥れま

すし、周りの人たちにも影響を及ぼすということがあります。また、再発するというか、一回回復したように見えても、また再発することも多いということで、誰でもなり得るものであり、一旦依存症になると、再発もあつたりして困難状況があるとか、もう少しそういう表現をつけ加えた方がいいのではないかと考えているんですけども、いかがでしょうか。

【桑宮障害福祉課長】計画の7ページにつきましては、県内のギャンブルの状況を説明しまして、そこから導かれる課題という形で記載しております。

回復できるものであるということにつきましては、まず、ギャンブル依存症というのは「否認の病」と言われております。自分でなかなか

依存症である状態を認めることはできないと言われています。そういったことの気づきを促す意味で、誰でもなり得る、そして、回復できる病気であるということを理解していただいて、回復するという本人の意志を持っていただく、自分がギャンブル依存症であるということを確認していただいた上で、回復するんだという意識を持っていただいた時に回復への第一歩が始まるのではないかと考えている次第であります。

ギャンブルがもたらす問題についてもっと記載をすべきではないかという委員のご意見であります。この計画で申し上げますと14ページ以降に「ギャンブル等依存症関連問題の状況」という項目を設けまして、それぞれ記載しております。委員がご指摘されておりますように、多重債務、生活困窮、虐待、DV、自殺ですとか、ギャンブルがもたらす問題、そしてギャンブル依存症の背景になっている問題にこういったことがあるという意味を込めましてここに記載をさせていただいております。

【堤委員】後の方にそういう記載があることは私も知っていますけれども、ここにももう少しつけ加えていただければなと。なんかすらっと読んでしまいそうなところなので、もう少しつけ加えていただけたらなと。前段で「日常生活への影響等が大きい場合があることから」とあるんですけれども、もう少しつけ加えていただきたいという要望を持っております。

それから、12ページ、現状のウのところ、「開始年齢は、20歳以下が多いため」という表現があって、「高校生、大学生の時から働きかけが重要だと思われまます」というのがありません。

そして、18ページ、「高等学校、大学等における教育の推進」というところにそういう項目

があるわけです。国の基本計画の案も、「高等学校、大学などから依存症に対する教育を進めていく」となっていると思いますが、私はもっと下の年齢から依存症についての教育というのは必要なのではないかと考えています。

18ページには、カのところ「ゲーム依存等も含めた予防教育を実施」というのが括弧書きの中にあります。これはたしか国の基本計画の案にはなかったんじゃないかと思っております。これを書き加えてあるというのは非常にいいことだと思うんですが、このところをもう少し膨らませて、ゲーム依存等をスタートとするような予防教育というのを実施するべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

【桑宮障害福祉課長】委員のご指摘のとおり、18ページに記載がありますように、高校生につきましては国の方で新学習指導要領の方に依存症にかかる記載が加えられまして、保健体育の科目の中で依存症にかかる教育というのもなされていくと理解しております。計画にもそのように記載をしている次第であります。

それと、同じく18ページのカのところゲーム依存について触れておりますが、若年層が一番最初に依存関係、依存症の入り口的な問題としてあるのは、今はゲーム依存というところと言われております。ゲーム依存の方はギャンブルと少し状況が違いまして、小・中学生あたりから使用時間が長いという問題が出始めて、ある程度お金が自由になる高校生になると、ゲーム依存の中でも一般的にガチャと言われている、偶然性に沿ってアイテムが出るというガチャというシステムがありますが、それで多額の課金をしてしまうというギャンブル依存症に近い問題が出てくるというところがゲーム依存の問題、ゲーム依存がまたギャンブル依存症の入り口に

もなるのではないかと考えまして、併せて対策をしていくことが重要、また、ここにも書いてありますように、アルコールや薬物の問題も別途深刻な問題としてありますので、併せて教育をしていくというところが必要ではないかと考えてこういった記載にしております。

委員のお尋ねにありました高校生以下の、それより若い世代の教育をどうしていくかということにつきましては、国の方もゲーム依存の調査研究に着手したばかりですが、国の動向も踏まえまして、どういった形で広げていくかというのは今後の課題になってくるのではないかと考えております。

【堤委員】 ありがとうございます。

国の方もゲーム依存の研究に着手をしているということのようですから、国の動向も踏まえながらというか、長崎県も独自にこのところは進めていただきたいと思っています。

というのは、私はIR・観光振興対策特別委員会で今月の初めに韓国に視察に行って、韓国の賭博問題管理センターというところを訪問したんですが、国がつくっている機関ですけれども、そこで依存症対策として言われたのは「一に予防、二に予防」ということで、この管理センターは予防に大変重きを置いて取り組まれているということを知りました。その中でも、先ほど答弁にありましたように、本当にギャンブル依存症の方がせっぱ詰まった状況でなければなかなか相談に来ない。再発が多いということ、やっぱり予防に力を入れなければいけないということで、24時間の相談体制が、国を挙げてやっているわけですから、24時間の電話相談窓口を置いているとかありました。

子どもの時から、ゲーム依存などの予防のところから、学校での依存症の予防教育の担当者

をそのセンターで育成をしていると。それもクラス単位で予防教育を実施するようなきめ細かい予防教育を進めるための育成をやっているということでした。本当に今の子どもたちにはそういう教育は必要なのではないかと思います。予防をやっていかないと、なかなかギャンブルに対するさまざまな問題があるというところに達しないのではないかと考えています。そういうところも含めて、今後、考えていただきたいと思っています。

IRの誘致を進めていращるわけですから、国の基本計画の中にも、依存症対策にどういうふうに取り組むかということも大きなウェイトを占めていると思いますので、そのところに本当に力を入れた依存症対策を進めていただきたいと思っているんですが、そのことについて何かご答弁がありましたらお願いしたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】 委員のご指摘のとおり、ギャンブル依存症対策におきましては、予防というのは非常に重要な対策と考えております。

本県の計画におきましては、計画の16ページに「問題の程度に応じた対策」ということで、深刻な精神疾患レベルの病的ギャンブラーからギャンブルをしない方まで、それぞれの段階に合わせた予防対策、発生予防、それから問題が悪化するのを予防する進行予防、先ほど委員のお話にもありました再発予防と、いろんな予防の方策が必要と考えておりますので、そういったことを本人の課題に合わせまして段階的に取り組んでいくという考え方を示しております。この考え方につきましては、国の方の計画には明確には示されておりませんので、本県では、はっきりとその辺の予防対策というのをしっかりやっていくというところを示させていただ

た次第です。

【堤委員】ありがとうございました。この依存症ということに対しての周知啓発、さまざまな段階の人たちへの支援というのは本当に必要だと思いますので、実効ある計画になるように望みたいと思います。

別の件です。一般質問でハラスメントへの対応について質問をさせていただきました。その時の答弁の中に、加害の男性にどういう指導をされたんでしょうかという質問をしました時に、「上司によるセクシャルハラスメント及びパワーハラスメントとなる行為があるとの相談を受けた際に、直ちに当該職員と複数の上司で協議を行いまして、当該職員の要望する席替えや業務分担の変更などに可能な限り対応する旨を伝えるなど、調整を試みたところでございます」と、そういう答弁がありました。その後、聞き取り調査を行ったけれども、ハラスメントに該当する事実は認められませんでしたということなんですが、「セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントとなる行為があるとの相談を受けた際」とあるんですが、いつ相談を受けられたんでしょうか。

【渡辺福祉保健課長】ハラスメント訴訟の件でのお尋ねでございますけれども、一般質問の方でもご答弁差し上げたとおり、相談を受けた時点で速やかに協議をして、その後、事実関係についての調査をしたということで、県としてはそういった主張を訴訟の中でさせていただいているところでございます。個別のやりとりにつきましては、答弁は差し控えさせていただければと考えております。

【堤委員】裁判中ということで個別のやりとりは控えたいという答弁ですけれども、いつ相談があったのかということはお答弁いただけない

んですか。

【渡辺福祉保健課長】このハラスメント訴訟に関しては、県としても被告ということで、弁護士とも相談しながら対応しているところでございます。基本的には、今回、弁護士にもご相談をした上で、そういった形で一般質問でも答弁をさせていただいているということですので、ご理解をいただければと考えております。

【堤委員】この中で答弁されている「当該職員の要望する席替えや業務分担の変更などに可能な限り対応する旨を伝えるなど調整を試みた」というのは、席替えはされたんですか、されていないんですか。

【渡辺福祉保健課長】ご答弁差し上げたとおり、試みたということです。

【堤委員】全然かみ合わないんですが、「変更など」とか「可能な限り」とか「伝えるなど」とか「調整を試みた」とか、非常にどうともとれるような、はっきりこういうことをしましたというようなことではなくて。これだったら、もう諸事情で不可能だったとも言い訳できるような内容で、山ほど言い訳ができる答弁であったと思うんですね。その時は、私もあんまりそこを深掘りはできなかったんですけども、結果的に席替えはされていないわけです。要望したけれども、対応してもらえていない。そして、体調も悪くなったということで退職に追い込まれたという事実があります。だから、本当に、一般質問の時も申し上げましたけれども、本気でというか、真摯に向き合って対応したのかというのは非常に疑問だと思っています。

席替えを望むということ、席替えも、直属の上司ですから、すぐ横に座っていないと非常に仕事がやりにくいので席替えは無理みたいな、そういうニュアンスのことを言われたみたいな

んですが、前任の嘱託職員、4年間同じ立場で仕事をされた方は、一番近い時は一人間にはさんだ席、あるいは別の島で仕事をされていた。だから、席が隣同士ではなくても全く何の支障もなかったということです。

それから、隣同士でもそういうハラスメントがなければ何の問題もありません。例えば、私の両隣りに北村委員と宮島委員がいらっっしゃいますけれども、別に何にも問題はあります。ハラスメントは全くありません。けれども、仕事中にじっと凝視したり、できるだけ近づいたり、境い目にバッグを置いて、それでも迫ってきたり、マウスを握った手の上に手を重ねられて、その時に胸に当たったりとか、そういう状況があって席替えをしてほしい、あるいは指示をメールでもいいから、とにかく間接的に受けさせてほしいというような要望があったにもかかわらず、全くされていないということで、非常にこれは問題だと思っています。裁判中ですから、裁判の様子を見守りたいと思いますけれども、本当に誠実な答弁はいただけなかったという思いであります。

以上、終わります。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【宮島委員】ただいまの堤委員のご質問の中でありましたギャンブル等依存症対策推進計画について一つお聞きしたいと思います。

お話のとおりに国の方針に従ってこの計画が進められると思っておりますけれども、他の都道府県のこの問題についての取組について、おわかりになれば教えていただきたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】お尋ねの他県の計画の策定状況、策定予定でございますが、現在、策定が済んでいるのが愛媛県一県のみでございます。

それから、令和元年度に策定予定の県が長崎県を含め7県ございます。それから、令和2年度以降に策定を検討されている県が19県、未定の県が20県となっております。

【宮島委員】ただいまのご答弁によれば、本県は、そういう意味ではこの問題についてしっかりと先行して取り組んでいただいているということでありまして、そのことについては評価をしたいと思っております。

このギャンブル等依存症というのは、もちろん今に始まった問題ではなくて、もう何十年も続いている問題であったかと思いますが、殊さら国がこの問題について腰を上げたというのは、何と言ってもIR、この建設が一つの大きなきっかけになっているのではないかと思います。

先ほど、堤委員から特別委員会での視察の話がありましたけれども、IRの誘致につきましては、この依存症問題の対策と治安の対策、これが非常に重要なこと、選考の要件になっているということはお案内のとおりでありますので、そういう意味からは、本県はこのIRの誘致を進めているわけでありまして、このギャンブル等依存症対策について、極めて力を入れてやっているんだということを、しっかりと内外に示していただきたいということをお願いしたいと思いますし、特に、これから誘致の選考がいろいろと激しくなってくると思うわけですが、そうした誘致している自治体の動向というものをしっかりと見ながら、ぜひ先行してこの問題を取り上げていただきたいと思っておりますけれども、そのことについて、部長のご見解をいただきたいと思います。

【中田福祉保健部長】本県のギャンブル等依存症対策につきましては、委員からもご指摘のとおり、我が県では率先して取り組んでいきたい

という気持ちを持って今回の計画の策定を進めてまいりました。

特に、先ほども質疑にありましたとおり、まずは予防という観点が非常に重要だと思っております。その予防の観点につきましては、これまで子ども・障害者・女性支援センターの方で対応もしておりますし、そこにも精神科のドクターも配置している状況になっておりますので、そういった意味で専門的な相談支援、また予防対策というのは充実していけるのではないかと考えております。

さらに、もし万が一、依存症になった場合の医療の体制といったこともやはり重要でございます。今、精神科病院協会とも、医師会等、また医療関係団体の方とも協議させていただきまして、そっちの点についてもしっかりと対応できるように、この計画に基づいて進めていきたいと考えているところでございます。

【宮島委員】IR推進課などとも情報を共有されながら、この問題について、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいということをさらにお願いをして質問を終わりたいと思います。

【前田委員】幼児教育の無償化がいよいよ始まるわけですが、報道等を見ていると、市町村において問い合わせが殺到しているということで、担当部署も非常に多忙を極めているみたいですが、県の段階で、一義的には市町でしようけれども、この無償化に伴っての課題の認識というか、それと併せて市町から何か相談が上がっているのか、近況と今後の取組について少しご説明いただきたいと思います。

【濱野こども未来課長】市町におきましては、この10月1日からの実施に向けて、今非常に多忙を極めているという状況でございます。具体的にいろんな情報交換をする中で、市町は住

民からの問い合わせや、手続等の業務が増えているということで、県においては市町からいろんな具体的な保育の認定の仕方であるとか、対象になる施設の手続方法であるとか、いろんな疑問等がありまして、当然国の見解というのが示されているものについてはお答えをしておりますけれども、それ以外にも国が示したQ & Aではなかなかわからない部分については、改めてまた国の方に確認をしたりして、その辺が円滑に進むように今支援をしているという状況です。

それと、国の方からも併せて、今回、市町が必ずしなければならないチェックリストというのが出てきておりますので、それを県内市町には事前にお配りをして、今ずっとチェックをしていただき、ほぼ今準備を進めていただいている状況です。

【前田委員】各市町から問い合わせ等も、多分これから上がってくるんだろうと思いますけれども、一般県民の方も含めて上がってくる相談事を体系的に整理しながら、現場の方は動いていますので、適時的確に対応していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

ただ、来年度に向けても概算で子どもを産み育てやすい環境をつくるということで3,300億円強の予算が概算要求されておりますけれども、その中で見ていったら、待機児童を解消するための子育て安心プランを着実に実行したいという方針が立てられていますが、今現在の本県の待機児童の状況はどんなふうになっていますか。

【濱野こども未来課長】平成31年4月1日現在で待機児童は70人という状況になっています。

【前田委員】月の中で待機児童もずっと推移していくから、その70人をもって少ないという判断にはならないと思うんですが、ただ、国が

2022年に32万人、全国的に解消するというものを2年前倒しして2020年までにそれを必達したいということで、見直しというか計画を前倒しするようなことを打ち出しております。

そうする中で、一つよくわからないんですが、子育て安心プランの実施計画をつくっている県下の市町は9市町しかないわけですが、この安心プランというのは全市町つくる必要性はないんですか。

【濱野こども未来課長】安心プランにつきましては、待機児童解消に向けた市町それぞれの計画ですが、その母体といいますか、基礎となるものが子ども子育て支援事業計画というのがありまして、それは全市町計画を立てるようになっておりまして、ちょうど次年度からまた5年間の計画の見直しの時期になっておりますので、それぞれ市町の方でその事業計画を立てております。

その中に、委員がおっしゃった待機児童が発生している市町につきましては受け皿の整備や、保育ニーズの把握の取り組みなどの計画を立てることが先ほど言われた子育て安心プランとなります。県内は、先ほど言いました70人の待機児童というのが大村市だけでございます。その前年の157人におきまして、長崎市、大村市などの一部の市町ということで、21市町全て待機児童がいるという状況ではございませんので、すべての市町において、そのプランを立てているという状況ではございません。

【前田委員】質問するに当たって、私が想定していたのが数百人単位で待機児童がいると思っていたのでこういう質問をさせてもらっていますが、ただ、無償化する中で待機児童が、取り巻く環境の変化も含めて増えてくることが多分予想されるので、そこは県がしっかり精査しな

がら管理をしていただきたいということをお願いしてこの質問を終わります。

それから、本会議でも質問したんですが、障害者の就労施設等からの物品の調達を追加して2～3点質問させてもらいたいと思います。

就労実施については人事課の方で把握する問題なのでここではやりませんが、先日の教育委員会の中でも2.4%を達成できず、0.45上がったけれども、まだ1.85%の段階ということで、これからも鋭意努力していくということですが、雇用と併せて国で定める法律の中で、障害者の就労施設等からの物品等調達もしっかり計画的にやってくださいとなっているわけですが、私が調べさせていただいた資料の中では、平成27年から29年、この3カ年間、県として2,430万円という目標値を組んでいましたけれども、それに実績が足りない状況でありますので、まず、この3年間の目標値に対する実績値をご答弁いただきたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】障害者就労施設等からの物品の調達状況の実績でございますが、平成27年度は1,770万3,000円、平成28年度が2,032万2,000円、それから平成29年度が1,746万円となっております。

【前田委員】その数字をもって、法で定めて計画も立てておりながら達成できてないじゃないですかということを質疑させてもらったんですけれども、そのレクの中では平成30年度の実績が出たということですので、30年度の実績についてお答えいただきたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】平成30年度の実績につきましては2,786万4,000円で、目標の2,430万円を超えたという状況でございます。

【前田委員】努力されたんだと思うんですけれども、その2,430万円という数字自体の目標設定

が、私は低いんじゃないかということ指摘させていただいているんですが、まず、この2,430万円、調達実績、すみません、平成30年が2,786万4,000円になったということですが、29年ベースで1,700万円という調達実績が上がっておりますけれども、九州の中では下から2番目の数字で、一番多いところが福岡県の1億1,900万円、佐賀県が4,400万円、大分県も4,700万円、宮崎県が1億500万円、沖縄県でも5,400万円というふうに九州の平均調達額としては5,300万円です。市町も同じように目標を立てているんですけれども、今、県の2,430万円に対して長崎市目標値は6,100万円、それから長与町だったら2,850万円というふうに県の物品調達の目標値よりも高い数字が出ています。

そうしたことを考えた時に、もっと県として物品調達を積極的にやるべきだと思っているんですけれども、そのことについてどういう認識を持っているかということと、併せて、今回、この質疑をするに当たって各部署別に実績を出させてもらいました。今までその統計はなかったということを出してもらったんですが、当然、福祉保健部は所管の部ですので520万円ぐらい上げております。交通局は620万円、ただし、これは清掃が1件出たの620万円ですので、額としては多いですが、件数は1件です。振興局が500万円近く、文化観光国際部が410万円というふうに、主立ってはこの4つの部署で大きく数字を出して、あとの部は、もう具体的なところは言いませんけれども、ゼロとかいう部が4つも5つもありますね、大変申しわけないけど、こども政策局も非常に額が少ない。

こういうことを考えた時に、全体の設定をもっと上げるとともに、各部に対してやっぱり認識の共有と自分たちの仕事の見直しをして、ど

れだけ発注できるかということ、これは発注しなさいという法律になっているわけで、そのことが工賃のアップにつながるわけですから、これは積極的にやってほしいと思っているんです。知事と市町が集まるスクラムミーティング等でも議題になっているということでもありますけれども、再度、全体的な底上げも含めて、まずは県としての取組の決意というか、今後の改善課題についてご答弁をいただきたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】 委員のご指摘のとおり、本県の調達実績につきましては、九州でも下の方にありまして、全国順位でも37位という状況になっております。今年度は目標を達成しましたが、さらに目標自体も見直しまして、引き続き発注実績の向上に取り組む必要があると考えております。

昨年度は各部局に説明会とか、あるいは出先機関、振興局への説明の機会を増やしまして、そういったこともありまして受注が増えているという面もあります。そして、委員のご指摘にありましたように、実績がない部局もあります。あること自体、私たちの努力が足りないということの証ではないかと思っております。

障害者就労施設からの物品調達につきましては、やはり障害者への理解、なぜこの物品調達が必要かというところの理解というのが、まだまだ庁内では不足していると私たちは認識しておりますので、引き続き努力してまいりたいと考えております。

【前田委員】 ありがとうございます。所管の部は会議とか開きながら、お願いや依頼をしているということも聞いていますので、所管部というよりも、それぞれの部の中の認識というか、やっぱり身近なところの仕事で、じゃ、どういことができるのかという部分が多分まだまだ

イメージできていないと思うので。ただ、私が言っているのは、これをやることによって、この動きというものが一般の企業に、民間にも広がってほしいという思いがありますので、ぜひ積極的にやる中で、こういう仕事が就労施設でできるんですよということを、もっと一般の方に向けてもPRをしていただきたいということをお願いし、来年に向けての目標額の高い設定と必達を期待してこの質問を終わりたいと思います。

それと、非常に質問しづらくてどうしようかなと思っていましたけれども、高齢の方が増えてきたり、高齢者が増えて認知症の方も残念ながら増えていく傾向の中、もちろん残念ながら身体的なハンディを持った方も含めて、これからそういう方々が社会の中で犯罪を犯す場合というか、軽微な犯罪だと認識をしていますけれども、犯した時に警察の方から取り調べを受ける。そういった際にちょっと、そういう社会的な弱者と思われる方に対する配慮が足りないんじゃないかというご相談を数件受けております。個別には県警の方とやりとりさせてもらっていますが、県警はしっかり対応しているということで、個別の案件については全く触れませんが、できているということでは、やはりこういう方々がこれから増えていく中で、行政としてこういう方々、後見人制度もあります。今回改正になりましたけれども、そういうことも含めて何らかの、ご自身が不当に扱われたということ、もしくは自分自身でなかなか意思表示ができないという方々の相談を受けたり、そういったいろんなご不満とかに対して対応する窓口が、これは福祉の分野の中で要るんじゃないかと思ったりしています。

せんだって、同僚議員が専門学校学校の先生のことについて触れられました。これは総務学事課の範疇でありましたけれども、これも国においてそういうものがないということでしたけれども、身近なところを見た時に、そういった高齢者の方々とか、ハンディを持った方々がそういった悩みを持たれているということに接した時に、今後の課題の一つとして、何がしかの検討をしていくべきものじゃないかと思って、今回、事前にも少しお話していただきましたので、このことについて県としてどういう考え方をお持ちなのか。また、もしこれから検討してみたいということがあるならば、そういったことについてご答弁をいただきたいと思います。

【渡辺福祉保健課長】今、委員からお話のありました高齢者、あるいは認知症の方、障害者の方など、そういった社会的な配慮が必要な方々をサポートしていく、もしくはそういった方々を含めて地域社会をつくっていくというのが福祉保健部の大きな役割の一つであろうかと思っております。

そのためには、認知症の方とか、障害をお持ちの方に対する正しい理解であるとか、そういった認識を広めていくようなことが必要でありますし、委員からお話のありました、例えば犯罪においての取り調べといった状況の中でもそういった配慮は必要だと考えておりますし、例えば、福祉保健部の取組で言えば再犯防止の取組の中で、高齢者、障害者の方々に福祉的支援を必要とされる方にはそういったサポートも地域生活定着支援センターというところでさせていただいております。そういったところでどういったことができるか。もちろん、例えば、捜査当局からご相談があれば、そういった対応もあろうかと思っておりますし、相談窓口という点では、

法務省でも人権侵害の窓口等を設けられておりますので、そういったところなど、いろんな手法については検討してみたいと考えております。

【前田委員】 わかります。ただ、一般の方からしてみたら、やっぱりそういった制度も含めたところでどこに相談していいかわからないということがあるんですね。それを見かねた一般の方々がそこをサポート、いろんなNP 団体とがありますよね、サポートしようとした時に、やはりかなり、もし警察のことであれば警察の方々と意見が相違するというか、なかなかお互いに理解することができないということも出てきておりますので、後見人制度も今度は市町が定めたら一般の方がなれるというふうになっていきますから、そういった意味ではそのような制度を活かしながら、そこも周知しながら、しっかりと一般の方を育てて、そういう役を受けてもらうことも含めて、ぜひ本県においても少し先進的な取組というものを期待したいと思います。私も少しこれから勉強してみますが、ぜひ来年ぐらいになったら、きちんとした形というか、こういうことをやってみたいというものが出たらなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山口委員】 9月は敬老会がたくさんございまして、私たちもあちこち出かけたわけでありませうけれども、そういう中で「健康長寿日本一」という長崎県が今進めている話題を、我々も皆さん方にお話をする機会たくさんあったわけがあります。この「健康長寿日本一の長崎県づくり」という形の中で、一般質問で私もさせていただきました。たびたびで小田口課長には申しわけないんですけれども、1～2点お伺いしたい

と思います。

「健康ながさき21推進会議」というのが6月7日に開かれており、その中でも「健康長寿日本一の長崎県づくり」に向けた取組というのが協議されております。その中で、新たに「優良事例等選定委員会」という形で優良事例を選定していこうという委員会をつくられているような受け取りでありますけれども、やっぱり県民運動という形で推進していく中で、そういう優良事例を見つけて皆さんに紹介して励みにしていただくというのは必要かと思っておりますけれども、この優良事例等選定委員会の今の動きはどうなっておりますか。

【永峯国保・健康増進課企画監】 この優良事例の表彰につきましては、今年度から新たに始めた仕組みでございまして、大きく部門を実践部門、それから応援部門、自治体部門といったような形で分けてございます。

実践部門と申しますのは、それぞれの企業、あるいは団体で、ご自身たちで健康づくりに取り組んでおられる団体。それから、応援部門と申しますのは、県民の方々を中心に、企業、団体としてサポートをされているの方々。申しわけございません、実践部門の中ではもう一つ、教育機関、学校関係でございますが、そういったところも一つ対象にしております。実践部門、応援部門、それから自治体部門ということで県内の市町を対象に表彰を行うということで予定いたしてございます。

今月までが募集期間でございますので、それを取りまとめまして、先ほどお話がございました「健康ながさき21」の会議の中に選定委員会を設けることといたしておりますので、そこで外部の方にも入っていただいて審査をし、今後、表彰を行っていくと。その表彰について、優良

事例として県民の方々に広くPRをすることによって横展開を図っていく、そういったことを考えているところでございます。

【山口委員】県民運動としてやるために、そういう優良事例をしっかり吸い上げて表彰していくというのも大事でしょうけれども、それを実践なり何なりに活かしていただくという形もまた一つ必要じゃないかと思うわけで、表彰だけで終わってしまったら、それがまた効果の持続性というのがなくなってくるんじゃないかと思っておりますので、その後の対策をどう考えておられますか。

【永峯国保・健康増進課企画監】先ほど申し上げましたとおり、表彰の目的といたしましては、団体の取組を評価するといったことだけではなくて、それをいろんな同じような団体、あるいは企業に横展開をしていくということでございますので、一つには県民会議の構成団体が80団体でございます。その中には保健関係、あるいは経済関係、農林水産関係の団体等々入っておりますので、そういった構成団体の方々を通じて、そんなに大きくない企業であってもこういった取組ができるんだということをお示ししていきながら、そういった形で展開を図っていくように考えておりますが、その効果的な手法ということにつきましては、今後さらに深めていく必要があると思っておりますので、そこについてはまた検討させていただきたいと思っております。

【山口委員】県民運動という形で仕上げるために、やっぱりそういう展開を早くしていかないと、なかなか健康長寿日本一の長崎県をつくるんだというのが、県民の皆さん方全体に浸透しているかということ、そこもまた疑問が残るわけです。ですから、早い展開をやって、そして県

民運動に仕上げるというのが一番大事かと思えます。

昨日でしたか一昨日でしたか、減塩のためにいろいろやっていらっしゃる。長崎県も疾患の内容を見ると循環器系の疾患が多くて、そのものがやっぱり高血圧であるということで、減塩ということも一つのキーワードになってくるわけですね。そういった中で、どこかの自治体なり企業なりが減塩運動というのを進めるというの、早くサポートしてあげないと、なかなかそこまで進まないんじゃないかと思うんですけれども、そういう点はいかがですか。

【永峯国保・健康増進課企画監】確かに本県の県民の皆様方の健康課題といたしましては、高血圧といったところが一つ取り組むべき課題としてございます。その要因といたしまして、塩分の摂取といったことも当然ございますが、今現在、全国的な順位で申し上げますと、塩分の摂取量につきましては、本県の県民の皆様方はそんなに全国順位が悪いという状況ではないということもございまして、今、周知を進めております「ながさき3MYチャレンジ」といったキャッチフレーズの中には塩分の摂取に関しては載せておりません。ですが、当然塩分摂取量につきましては下げていくといった取組は重要でございますので、一つには各地域でボランティアとして活動いただいております食生活改善推進員の皆様方が、各家庭の味噌汁の塩分濃度をはかって、高ければそこに指導助言を行っていくというような活動も、これは平成27年度から引き続いて行っているところでございまして、昨年度からは各家庭に加えて、今度は職場の方にも推進員の方々が入っていったそういった指導活動をやっているというような取組もございまして、そういった部分も含めま

して塩分摂取量を減らしていくといったことにも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【山口委員】原因分析が非常に大事になってこようかと思えます。若い方につきましては、ファストフードあたりの塩分濃度が高いものを食べる。そしてまた、子どもさんになりますとスナック菓子あたりもやっぱり塩分が入っているということで、若い方、子どもさん方の食習慣を、早く塩分摂取量を下げるということに気づいてほしいわけでありまして、しっかりと健康長寿日本一づくりには塩分が関係しているんだということを表現なさるのがいいんじゃないですか。そこはいかがですか。

【永峯国保・健康増進課企画監】若い世代、子どもたちも含めまして、食事、運動を含めた健康教育、そういった部分につきましては私どもも大変重要なものであると考えてございます。そういった意味で、学校教育の中においてもバランスのとれた食事であるとか、規則正しい生活といった教育はこれまでも進めてきているところでございまして、若い世代に対しては引き続きそういった取組を進めていくということです。

もう一点、塩分の摂取をもっと掲げてはどうかということでございますが、先ほど申し上げたとおり、高血圧の原因といたしましてはいろんな要素がある中で、昨年度、県民の皆様方へのお伝えの仕方を検討する中で、やはり全国的に本県の県民の皆様方の生活習慣の順位があまりよろしくないもの、芳しくないものとして野菜の摂取量、それから日常の歩行数、ここを強調してお伝えしていこうということで今のキャッチフレーズをつくっているところでございます。

ですので、また項目を増やしていくということも一つの手法でございますが、なるべく県民の皆様には伝わりやすい、少し項目を絞った形でキャッチフレーズをつくっているところでございますので、現状はそういった形で取組を進めさせていただきたいと考えております。

【山口委員】農業者の立場からは、野菜をたくさんとっていただく、これは大変ありがたいことではあります。それと歩くことも生活習慣の中に取り入れていくということで、それはもう早くやっていただきたいんですけども、先ほどから何回も言いますとおり、県民運動として、まだまだその盛り上がりがないということでもありますので、何か一つ、健康長寿日本一づくりのために何をやるかというポイントで突っ込んでいかないと、全体で県民運動をやりましょうと言ってもなかなかできないわけですよ。ですから、一つでも特化したものを、皆さんの印象に残るものをぽっとできないかなという思いでこういうお尋ねをしております。

とにかく健康長寿日本一づくりのために、我々議員もいろんなことをその場その場でやっているわけですから、一緒になってやっていきたいという思いもありますので、ぜひ我々も使っていただければと思うんですよ。その点は部長、いかがですか。

【中田福祉保健部長】健康づくりを県民全体の取組として進めていくためにはどうしていったらいいのかというのが大きなご指摘いただいた課題なのかなと思っております。

これは私もいろんなところで関係者にお話を聞いた結果、私の考えとしては、健康にいいことというのは恐らく皆さん知識としては知っていらっしゃる。例えば運動すればいいとか、食事をきちんととればいいのか、睡眠をしっかり

とるとか、そういうことが健康にいいことはわかっているにもかかわらず、じゃ、なぜできないのかというのが一つ課題になっているのかなと思っています。それは長崎県だけではなくて、日本全体が抱えている問題でもあるんですが、それを一歩進めるためには、これは私の考えなんですけれども、やはりそれぞれの方が納得しないと物事というのは進まない。あともう一つは、それを手軽にできるということがないと、なかなか継続してできないんだろうなと私は考えております。

それで、まず1点目の、じゃ、それぞれの方が納得していただくようなことはどうしていったらいいのかと。例えば、県が今、3MYチャレンジとして全県下でこういう機運を盛り上げようという取組は行ってはいるんですが、それがそれぞれの地域の一人ひとりを見た時に、じゃ、自分はどうなんだというところで、多分自分の納得感というところにつながらないというところが課題としてあると思いますので、今現在、取組もうと思っておりますのは、それぞれの地域ごとに健康課題をもうちょっと細かい単位で分析していこうと考えています。

今、各県立保健所の保健所長を中心に、管下の各市町の健康状況を個別に調べまして、それぞれの地域ごとに、例えば血圧が特に高い地域、ここはちょっと糖尿病が高い地域とか、そういうことをまずきちんと把握するようにいたします。そういうことを背景として、各市町の保健師と協力しながら、住民に対してきちんと啓発していくと。要は、より地域に根差した形で啓発することによって、まずそれぞれの地域の納得感を高めていけないかと考えています。

あとは簡単にできる方法ということでありまして、先ほど山口委員からのご指摘にもありま

したように、その地域は血圧が高いということであれば、当然、もともと血圧が高くなる原因は塩分というのも科学的に証明されてはおりますので、データで塩分が高いというのはどうしてもサンプル調査の関係で出てこない可能性もありますから、そういったことで食事の取組を行う。また、糖尿病が高い地域であれば、運動をもうちょっとやってみようとか、そういうことで地域ごとに課題を明確化して、それに対する対策をやっていくことで、県下全域で取り組んでいけないかなということで、今後はそういった取組を併せて県下全域の運動として取り組めればと考えている次第でございます。

【山口委員】健康寿命を延ばすことは、医療費の給付額も下げてくる、そしてまた、地域の高齢者の方々が生き生きと暮らされて、地域コミュニティにも大きな寄与をしてくださる、そういったこともございます。全ての皆さんが幸せになることでありますので、しっかりと取り組んでいただきますように要望して終わります。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【大久保委員】さきの県政一般質問で通告をしていましたけれども、質問ができませんでした「あじさいネット」についてお尋ねしたいと思います。

本県には、ご承知のように独自の医療ICTシステムとして「あじさいネット」があります。平成21年から約10年ということで運用されておりますが、今の県内の加入状況等をまずお示しいただきたいと思います。

【伊藤医療政策課長】委員ご指摘のとおり、あじさいネットは、県の医師会が運用しております県内全域を網羅する医療ICTシステムでございます。現在、情報提供施設といたしまして県内で36の基幹病院、それから情報閲覧施設と

いたしまして28の中小病院、183の診療所、114の薬局など、県内の390施設が参加をしております。

【大久保委員】今、数の説明がありましたけれども、これは長崎県内の全部の医療機関、医療施設、あるいは薬局の中ではどれぐらいの割合になっているかお伺いします。

【伊藤医療政策課長】あじさいネットは、基幹病院をはじめ病院の参加率というのは、今43%ということで一定進んできておりますけれども、診療所につきましては現在13%ということで、まだまだこれからかと思っております。

それから、薬局につきましては、最近、調剤情報共有システムができてまいりましたので、最近増えておまして、今現在15%ということでございます。

【大久保委員】病院においては高いけれども、診療所において非常に低いということでありませぬ。薬局についてはまた新たなシステムということで、いわゆるあじさいネットはこの10年間で進化していったということを示しているのかなということで、これは大いに期待したいと思っております。

それで、今後、全県的な展開を、私はもちろんこのシステムというのは地域完結型の医療を目指していくためには非常に必要なシステムなのかなと思っておりますけれども、病院は加入率が高いけれども、診療所が低いという分析、それから県として、今後、全県的に促進をしていこうと思われているのかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思っております。

【伊藤医療政策課長】県内を網羅しておりますけれども、やはり地域によっては参加施設が多い地域、少ない地域がございます。また、先ほどご説明をいたしましたとおり、診療所の参加

率が低うございますので、特に、各地域の中核となります情報提供病院と連携をしております診療所を中心に参加を促していきたいと思っております。

今後、あじさいネットを運用しております県の医師会とも協議を行いながら、よりよい参加促進につながる施策を検討してまいりたいと思っております。

【大久保委員】医師会ともということでありまして、医師会の方はどちらかというと診療所が多い。その診療所で加入が少ないというところもありますので、よくよく連携をしていただきたいと思っております。

私も一度会員の方から指摘を受けたんですけども、このあじさいネットというのが、垂直方向の情報共有には適していると。だから、病院と診療所という意味かなと思うんですね。ところが、水平方向、いわゆる診療所間の情報共有に関してはちょっと使い勝手が悪いみたいな指摘を受けたことがあるんですね。ここらあたりは、もちろん県もそういう指摘を受けていると思っておりますけれども、どういうふうに今後改善をしようとしているのか、お答え願いたいと思っております。

【伊藤医療政策課長】確かにあじさいネットにつきましては、先ほどの中核病院であります情報提供病院にある情報を情報閲覧施設、診療所を中心とします施設が閲覧をするというシステムでございます。垂直方向の連携ということになっておりますので、これをできるだけ横方向で連携ができないかということで、まずは病院間の連携に取り組んでおります。

今、情報提供病院であります基幹病院同士の情報のやりとりもできておりませぬので、これをできるような形で、一部長崎地域と五島地域

につきましては各基幹病院等が連携するようなところまでシステムを改良しておりますので、この取組をまず進めてまいりたいと思います。

その後、診療所につきましても、その連携がとれるような形で検討してまいりたいと思っております。

【大久保委員】ぜひ、いろんな声を聞きながら、現場の声を聞きながら、システムを進化させていっていただきたいと思います。

それからもう一つ、これは一般質問でも質問させていただきましたけれども、リムキャスという本土の病院から離島の病院にヘリコプターで医師を搬送する事業ということですね。以前はニーマスという事業でされておりましたが、新年度から病院企業団がこの事業を引き継いで、リムキャスという事業でやっていくということでもあります。

新しい事業においては、医師の搬送だけでなく、患者さんの下り搬送もということで、非常に活用の幅も広がるということで重要な事業だと思っているんですね。

そこで、私は継続していく上での財源、新年度からの事業というのは、今やっているニーマスのヘリコプターを売却することによって得た収益で補填をしていくということでもありますけれども、それは長い年月続くわけではないので、やはりこの事業を持続可能なものにするためには、そこらあたりの財源に対して、今、県の思っていることとか、見解をお聞かせ願えたらと思います。

【石田医療人材対策室長】リムキャスについてのご質問でございます。この件につきましては、一般質問の中でも大久保委員からご質問いただきまして、これまで地域医療振興協会が運航していただいたんですが、なかなか一民間の団体

では継続は難しいから引き継いでもらえないかということで企業団で運航するということになりました。

もともとニーマスと呼んでおりましたが、この事業については、常設科では難しいような、いわゆる非常設科と呼んでおりますが、週に何日と限定してやっている、例えば精神科ですとか、耳鼻咽喉科ですとか、眼科ですとか、こういった診療科の医師を離島に運ぶ際に、高速船で行くと1泊2日かかるのに、それを日帰りにできるという大きなメリットのもと、ヘリで医師を運んで離島の医療を守っているという重要な事業でございます。

振興協会から相談があって、県と企業団で何とか引き継げないかという協議を進めてまいりましたところでございます。とにかく円滑に事業が引き継がれるということが大事と考えておりますので、県としましても関係市町の協力もいただきながら、また、国庫補助の活用、こういったものも含めて、今後とも継続して検討していきたいと考えているところでございます。

【大久保委員】そういうことで、先を見越して持続可能なものにするためには、やっぱり県としても支援が必要になってくるでしょうし、もちろん受益を受ける離島の地方自治体も、その時期がきたら我々もお願いをしないといかんことも出てくるでしょうし、これは国におけることを頼ってお願いするというのも非常に大事になってくると思いますので、そこらあたりも国の制度としてどういう支援の仕方があるのかも含めて、今から研究をしながら、来るべき時がきたら、しっかりお願いしていくということが必要かなと思います。

もう一つは、これは病院企業団での議論になるかもしれませんが、病院企業団の医業

収益を上げていくということも、これは一つ大事になってくるのかなと思っているんですね。

この間、ある人が離島でかかりつけの医院を受診して、そして、その紹介で長大病院に送られましたと。ところが、長大の担当医は、いや、この病気であれば島の基幹病院、いわゆる病院企業団の病院で治療も検査も十分可能であるということだったそうですよ。だから、そういう意味では、一般質問でも触れましたけれども、米倉企業長の言う「郷診郷創」、郷土で診療を受けて、郷土をつくっていくというこの考えというのは非常に大事かなと思います。そのあたりに対して県の取組というか、姿勢というのをお示しいただきたいと思います。

【石田医療人材対策室長】今、委員ご指摘のように、企業団は、もともと昭和43年に離島を守るためにつくったところが前身にございまして、現在も米倉企業長を中心に、離島を守るために日夜頑張らせていただいているところでございます。

もともとこの二マズ事業についても、企業団からも、まずは離島を守ると、当然その経営のことはあるんですが、まずは離島を守ることによって欠かせないと、やめられないという判断があったということで継続をしているところでございます。

企業団についても、今、ご指摘がありましたように、今後とも経営改善を図るということで、先ほど話がありましたような、例えば帰り搬送と言って、大学病院から、本来は上五島でその後診られるのに、交通手段がなかなかなくて戻れないような人たちの帰り搬送もやっていくということで、企業団からそんな話もあっているところでございます。それによって上五島病院の入院が増えるということで、経営改善にもつ

ながるといってございまして。

県といたしましても、当然企業団と一緒にあって離島医療というのは守っていく必要があると認識しておりますので、今後とも、引き続き一緒になって離島医療を守るために取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【大久保委員】やっぱり病院企業団の医療機関も、施設も充実している、それから、きちっとした医師も常駐、あるいは本土から派遣ができていているということを県民の皆さんにしっかりお示しいただいて、どうしても困難な症例は、それはもう長大とか、そういうところである必要があるでしょうけれども、本当に離島できちっと検査も診療もできるのであれば、そこでやっていただけるといようなPRも必要になるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ郷診郷創でしっかり県挙げて推し進めていただきたいと思います。終わります。

【ごう委員長】審査の途中でございますが、午前中の審査はこれにてとどめまして、午後1時30分から再開したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時30分 再開

【ごう委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

質問のある方はいらっしゃいますか。

【北村委員】議案説明の中で追加された、これは医療政策課の所管かと存じますが、先般、九州北部豪雨で佐賀県からの要請を受けて、県職員の医師や保健師等で構成する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を現地に派遣したという説明があったと思いますが、本県

でも災害時についての医療の態勢というのはしっかりと、今般の台風の被害もそうですし、備えあれば憂いなしという状態にしておかなければならないと思っておりますが、災害対策本部、そしてその災害対策本部が立ち上がる前の警戒本部についての医療部門の関わりについて、現況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

【渡辺福祉保健課長】災害時の福祉保健部の対応ということで福祉保健課の方からご答弁させていただきます。

まず、警戒本部、対策本部につきましては、危機管理課の所管で全体としては立ち上がるわけですがけれども、例えば地震であれば震度4、大雨であれば警報が出れば警戒本部が立ち上がるということで、それ以上の災害、もしくは災害救助法が適用されるような甚大な被害が想定される時は災害対策本部が県庁内で立ち上がるということになっております。

警戒本部の段階では、福祉保健部からは連絡員ということで1名が24時間、時間外も含めて待機をして、必要な情報については情報収集をしながら、また関係機関等とも連絡するというような体制、災害対策本部におきましては、それぞれ福祉保健部の中で障害者であったり、高齢者であったり、それぞれに対応できる形で、組織体制が通常と同じような形で立ち上がるということで対応しているところでございます。

【北村委員】災害対策本部が立ち上がれば総出でやるんだというお話だったかと思います。しかし、その前段の警戒本部については1名連絡員がいるだけということですね。

これは非常にありがたい話だなと思っておりますが、長崎大学病院の災害医療支援室のドクターご自身から、災害対策本部に医療部門の関わりがあるのは非常に結構だというか、当

り前だろうと思いますが、それ以前に、警戒本部の時点から関わっておく方が、本当に甚大な災害が発生した時に医療部門としても速やかな支援が行えるというようなご意見をいただいております。この組織の云々、運用については危機管理課の所管であると思いますが、福祉保健部医療政策課として、いわゆるこの警戒本部について医療部門がさらにコミットしていくということについてはどうお考えか、ご教示ください。

【渡辺福祉保健課長】災害警戒本部が立ち上がった場合については、現状では連絡員として福祉保健課の方で常時必ず1名は待機をして情報収集等に当たっておりますけれども、当然その連絡網というか、そういった関係機関と直接連絡をする体制、関係機関なり関係課と連絡する体制をとっておりますので、そういった中で必要な情報については、医療部門についてもしっかり伝達ができるような形を改めて確認をして、またそういう体制をとってまいりたいと考えております。

【北村委員】現況で対応できる部分もあるでしょうし、これは災害の規模等々にもよるんでしょうが、やはり先ほど申し上げておりますように備えあれば憂いなしということで、組織の立ち上げ云々については危機管理課でありましょうが、やはりドクターからの申し出ということもありますので、医療政策課としても、ぜひその危機管理課と連携をとりながら、医療部門が災害対策本部の前、警戒本部からもしっかりコミットできるように進めていただければと思います。

ドクターがいらっしゃいますので、ドクターの所見を、災害対策についての医療との関わりについて所見を申し述べていただければと思

ます。

【中田福祉保健部長】私も厚労省から参りましたが、災害対策の担当部局にもおりました経験もありますので、委員おっしゃるとおり、やはり初動の時に一番の関心事は、医療がきちんと確保されているのかというのが非常に大きな課題になっていまして、その初動がいかにきちんとできるのかというのは、私どもとしても大変重要な問題だと思っています。

先ほど福祉保健課長から話がありましたとおり、警戒本部の状況から、DMATをはじめとした地域のドクターの関係者にきちんと情報が伝わるようにしまして、いざ出動という時に、準備をきちんとした上で速やかに態勢ができるようなことを進めてまいりたいと思いますので、そういった考えで取り組んでまいりたいと思います。

【北村委員】ありがとうございます。ぜひ、各課横断して総がかりで進めていただければと思います。要望しておきます。

続いては合理的配慮の周知徹底ということでお尋ねをいたしますが、本県では、平成26年4月から「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」というのが全面施行されていると。そして、平成28年4月からは「障害者差別解消法」というのが施行されて、近年、合理的配慮を広めていこうということで進められていると思いますが、この合理的配慮を学校現場に広めていく上で、実は先般、学事振興課との議論の中で、学校の運営の質、これはさまざまありますが、そういった社会的弱者の方々とかに対する配慮がなされているのかどうかということについて、これは私立の専門学校については県の許認可権があるにもかかわらず、運営については、ほぼ監督というか指導する権限

はないというようなことで、法律としても抜け落ちているのではないかという議論をされていたところです。

ただ、これは障害福祉の面から考えると、これは学校であろうが、会社であろうが、どんな組織であろうが、こういった発達障害のある方とか、そういった配慮をしていく長崎県づくりをやっていくということなんでしょうけれども、これは私学も含めた学校についての合理的配慮をどうやっていくのか。まず、県としては推進していくべきという立場に立っているのかどうか。そして、学校関係にそういった合理的配慮を周知する、徹底をする体制について、現況はどうなっているのか、その辺のところをお示しいただければと思います。

【桑宮障害福祉課長】障害者に対する合理的配慮についてのお尋ねでございますが、本県におきましては、委員のご発言にありましたように差別禁止条例が平成26年4月から、それから国の障害者差別解消法につきましても平成28年4月から全面施行となっております。

その中で、教育における合理的配慮、合理的配慮の提供につきましては、障害のある人の求めに応じて、過度に負担にならない範囲で障害の特性に応じた配慮を行うよう努める必要があるとされておりますので、本県におきましても、それにのっとり合理的配慮の周知ですとか、徹底に取り組んでいるところでございます。

【北村委員】非常に対象が広範にわたっているので、県全体としてはやってくださいよというようなお願いになっていくんだらうと思いますが、先ほど申し上げたケースでは、そういった配慮がなされていないような運営がされているという県民の方からのご相談もあっているので、学校にかかわらず社会全体で、発達障害をお持ち

ちの方でも安心して学校生活、この場合は専門学校であります、そういったところを進めていけるようにしていただければと思います。これは要望しておきます。

その関連であります、今般、資料として「次期長崎県子育て条行動計画の策定について」ということで資料をお示しいただきまして、その中身を少し改編していますよという説明であったろうと思います。この第7章、一番最後の章です。後ろから1枚あけていただくと、「子どもの心と命を守るための取組」というところがあるかと存じます。

その第1節に「関係機関の連携強化」、ページ番号で言いますと67ページ、第2節に「特別な配慮が必要な子どもへの支援」ということで現状と課題ということで記載がございます。

その中段に「1.6、3歳児」と書いてあるんですが、表記がよくわからないんですけれども、要は、5歳児健診の重要性がここに記載をされていて、わかりますか、そこで実施をしていない、「発達障害の早期発見には5歳児健診の重要性が言われていますが、実施していない市町があります」という表記があって、次のページに、なので「5歳児健診マニュアルの活用と併せ、未実施市町に対し実施に向けた働きかけを行います」という記載がございますが、お話しできる範囲で結構であります、その実施していない市町が今どれくらいあるのか、今後、どうやって実施に向けた働きかけを行うのかといったことについてお示しをいただければと思います。

【今富こども家庭課長】5歳児健診の未実施の市町についてのご質問でございます。現在、5歳児健診を行っていない市町が5つございまして、具体的には長崎市、諫早市、西海市、長与

町、時津町の5つでございます。

今、この未実施の市町に対しまして、県としてどのように働きかけていくのかというご質問でございます。先ほど委員の方からもお話がありましたとおり、5歳児健診のマニュアルというものを県の方で作成をしております、現在、最終の詰めを行っているところでございますが、5歳児健診とはこういうものなんだというものを相手方に示して、今の市町がやっている、全くやっていないというわけではなくて、その基準というものが、県が示している5歳児健診の精度まで達していないという状況でございますので、どこが違うのかというところをしっかりと認識していただいた上で、それを実施するためにはどういう課題があるというところを、現在、ヒアリング等も行いながら実施に向けて協議を行っているところでございます。

【ごう委員長】課長、今の5つをもう一度教えていただいてもよろしいですか。

【今富こども家庭課長】長崎市、諫早市、西海市、長与町、時津町の5つでございます。

【北村委員】委員長、ご配慮ありがとうございます。

21市町のうちの5市町がやっていないということで、いろいろと現場にも理由があるんだろうなと思いますが、県としては進めていくんだということでぜひ、先ほどのフッ化物洗口については一応年限が切ってありましたが、これについても年限を切って、いつまでに100%にするんだというところまでお考えになっていらっしゃるかどうか、お聞かせください。

【今富こども家庭課長】今度の計画も5年計画になっておりますので、年限としては5年になります。ただ、できるだけ早く実施できるように協議しながら進めてまいりたいと考えており

ます。

【北村委員】職員の皆様のご努力に期待をしたいと思います。

それで、これも同じ67ページの5歳児健診の重要性の上段の「支援の継続」についてであります。発達障害については、これは教育委員会とも連携をとっていかなきゃいけないことなんだろうと思っています。理解が非常にある方とそうでない方、これは教職員に限ってもそうですし、それは所管という区切りがあって、担当という区切りがあってという中でありますが、こういった発達障害を抱えている県民の方から、これは何度となくいただくんですけども、「いい先生に出会えるかどうかだ」と。だから、「もう先生を代えないでください」みたいな、これはもう人事に関することなので、議員がどうこうという話にはならないとは思いますが、そういった支援の継続を確実にしてほしい。これは申し送りということも含めてということですが、この「こども要録」による、だから、次の68ページに何をやるんだと書いてあるんですけど、様式を統一した「こども要録」というものを使うんだと68ページの一番上に書いてありますけれども、この「こども要録」というのは、私もこのネーミングを初めて聞いたんですけども、今までいろいろと情報の引き継ぎのツールというのはあったと思いますが、これは一体どういうものか、端的にご教示いただければと思います。

【濱野こども未来課長】要録の関係ですが、それぞれ、幼稚園ですと文科省、認定こども園ですと内閣府、あるいは保育所であれば厚労省ということで所管が違いますので、小学校につながる時の要録というのがそれぞれ若干様式が違います。ゼロ歳から5歳、あるいは3歳から5歳

の発達の記録というのが当然載って、それを小学校に引き継いでいくんですけども、その様式が省庁間で違いますので、長崎県の方で様式を統一したものをつくりまして、それを市町の方にひな形として示して、強制ではないんですけども、使っていただくよう協力いただいているところもあります。

【北村委員】既に今、県独自で、いろいろとフォーマットに差異があるので統一したことでやってくれよと、現在やっているということですね。それをお願いしているんですけど、やっていたところと未実施のところがあるという理解でいいんでしょうか。その辺についてお示してください。

【濱野こども未来課長】統一した様式を使う市町がある一方、従来どおりの、保育所要録や幼稚園要録を使う市町もありますが、既存の様式に沿った形での要録を作成して引き継ぎをしておりますので、特に、県の統一した様式を使わないことによって問題があるというものではないかと。ございません。

【北村委員】フォーマットは、やはり現場の方が一番使いやすいと、しっかりと子どもの情報が引き継がれるということがまず主眼でありますから、そういった統一したフォーマットが本当に現場で活用できているのかどうかということも含めて、より情報の伝達ができやすいような、支援の継続に資するような要録にしていただければと思います。

あと1点だけ、一般質問の中で子どもの貧困について触れさせていただきましたが、その中で子ども宅食について調査研究をしてくださいというようなことを申し上げたと思いますけれども、すぐですので、見られたかどうか、調査研究をされたかどうか、検索ぐらいはしてい

ただいたかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【今富こども家庭課長】これからしっかり研究いたします。すみません。

【北村委員】これは念押しということも含めて、子ども食堂というのは非常にすてきな取組だなと思っています。ただ、これもあの一般質問の後から、県民の方からいろんな反応がありました。これが全てだとは思いませんが、やはり子ども食堂でにぎわっている中に、生活が苦しい人だけでも、なかなか支援の手をお願いしには行けないという方々もやっぱりいらっしゃるということでございますので、ぜひ直接、その方に支援を届けるというような、これは全て行政がやれということではなくて、さまざまな企業が連携をしてやっていることでありますから、これはやはり民間の力をかりて、そういった子どもの貧困を何とか改善をしていただきたいと要望して、私の質問を終わります。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【宮本委員】それでは質問させていただきます。議案外と所管事項一般について質問いたします。私の方からは、福祉環境整備、公衆衛生の観点から福祉保健部に対して、災害避難所における環境整備対策、中でもトイレの対策についてお尋ねをいたします。

7月と8月にかけて日本全体で、そして県内においても大雨による被害で、さまざまな形で避難所も使用されたところがあります。

これについて、私たちも党を挙げて、私、そして国からは秋野公造参議院議員に来ていただいて、いろいろ県内でも調査、できる限りでありましたけれども避難所の調査をしたんですね。早急に対応していただきたいところ、特筆すべきところがあったものですからお伝えをいたし

ます。

実は、島原市においては、崩落する危険性がある溶岩ドームを抱えていらっしゃるのので、それに対する避難所として島原中央高校が挙げられております。島原中央高校が指定の避難所としてあるんですけれども、実は、この島原中央高校の体育館にはトイレがないという現状があります。避難所としてトイレがないという現状は非常に難しいなと、いかがなものかな、厳しい状況があると思います。ほかに避難所として確保できるところがなかったという現状もあります。

これを踏まえた時に、やっぱり通常の授業では校舎の方に行ってトイレをされているようですけれども、避難所として機能する場合には、わざわざそこまで行くというのは困難であります。今さら、高校に対して固定のトイレを設置すべきですよということを申し上げても、なかなかスペース的に難しいというのがありました。

ここで、移動可能なトイレ、即ちトイレカーというものがあって、これを整備することによって改善ができるのではないかとということをお願いしたいと思っています。

このトイレカー、即ち移動可能なトイレというのは、国においても推奨されていて、国の緊急防災減災事業債というものをを用いて、財源措置といたしましては地方債の充当率100%、要は地方自治体の手出しはない状態で設置することができるというすぐれたものであります。

設置することによって島原半島にも可能だなと思っていますので、こういったものを積極的に市と連携をとりながら設置していくことはどうかということを最初に確認させてください。

【渡辺福祉保健課長】災害時における避難所の環境整備についてのお尋ねでございます。

指定避難所につきましては、市町村で、委員ご指摘のような学校であるとか、公民館であるとか、そういったところが指定されておりますけれども、避難者の方が一定の期間生活をするということで、その環境整備というのは非常に重要だと認識をしております。

県としても、避難所の環境整備につきましては「避難所の良好な生活環境の確保に向けた取組指針」というものが内閣府からも出ておりますので、そういった指針に基づいて環境整備を進めるよう市町にもお話をしているところでございます。

特に、トイレにつきましては、避難者の健康管理、それから衛生管理という面では非常に重要な課題の一つでございますけれども、委員ご指摘のように、避難所によっては専用のトイレがなかなかその場所がないという状況も認識をしております。ご提案のあった移動式のトイレカーにつきましては一つの有効な手段と考えておりますので、今後、また市町の担当者会議等でも、そういったものも含めて環境整備が進むようお話をしてみたいと考えております。

【宮本委員】ちなみにですけれども、これの対応といいますか、この事業債を活用するには、まずは市からの要望があって、それを県が国に上げるという手順でよろしかったでしょうか、確認いたします。

【渡辺福祉保健課長】委員からお話ございました緊急防災減災事業債、こういった起債については、県の方では市町村課が窓口で取りまとめをしております、手続としては市町から提出があったものを取りまとめ、総務省の方になるかと思っておりますけれども、そちらの方と報告なり協議なりという形で対応していると伺っております。

【宮本委員】わかりました。このトイレカーは非常に有効な手段であり、大事なツールというか、大事な設備であると思っておりますから、これについては市から要望がありますならば、もちろん県からでも声かけいただければと思っておりますけれども、速やかに対応していただきたいと思っておりますが、それについて再度答弁いただけますでしょうか。

【渡辺福祉保健課長】福祉保健部としましては、やはり避難所の環境整備においては非常に有効な手段の一つと考えておりますので、そういったことについては県の担当部局にもお伝えはしたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。こういったものを利用していくことが大事だなと思っております。特に、長崎は離島も多く、そしてへき地も多いところですので、こういったトイレカー、移動可能なトイレというのは災害の現場においても重要なところであると思っております。同時に、今回、いろいろ回りましたが、多々不備というか、ここはもっとこうしたらいいのにといいところがありますので、これは福祉保健部の担当だけではないかもしれませんが、言い方もかもしれませんが、これも部局横断的に避難場所の安全確保、そして環境整備、そして障害者の方々、高齢者の方々、女性の方々、そしてまた、お子様が使いやすいような、できる限り対応できるような避難所のあり方を模索していくべきだと思います。これについて、中田部長、トイレカーについても長崎に必要であると思っておりますけれども、避難所の衛生管理について、再度ご見解があればお聞きしたいと思っております。

【中田福祉保健部長】避難所の環境整備につきましては、その後の避難者の健康を維持する上

でも非常に大事な事項だと思っております。

先ほど福祉保健課長が申しあげましたとおり、関係する市町と連携しまして、きちんと関係課と協議して対応していきたいと思っております。

【宮本委員】ありがとうございました。できるだけ速やかに対応を急いでいただきたいと思っています。これがあれば、何かあった時、災害の時には有効な設備になることは間違いないと確信しておりますので、お願いいたします。

もう一点、アピアランスケアについてお聞きいたします。これも今まで、先輩議員の方々がさまざま質疑なされていると思いますが、アピアランスケアについて、ウィッグ、がんの患者がいらっちゃって、髪が抜けたりとか、ちょっと色が変わってきたりとか、あるいは乳がんの方が人工乳房を入れなければならないといった時に対応するような器具といえますか、装具というものがあって、これについて助成費、県としてウィッグなどの助成ができないものかと思っておりますけれども、アピアランスケアについての見解があれば教えていただければ、確認させていただければと思います。

【伊藤医療政策課長】がんの治療に伴います脱毛等、外見の変化の対策でありますアピアランスケアにつきましては、昨年、国が策定いたしました第3期のがん対策推進基本計画に今後の社会的な課題ということで初めて盛り込まれたものでございます。

国においても、医療従事者を対象に、そのアピアランスケアに関する研修等を今実施しておりますところでもあります。

県といたしましては、このがんの治療に伴うアピアランスの関係ですけれども、脱毛だけではなくて、今委員おっしゃったように乳房の切除でありますとか、顔面の欠損でありますとか、

いろいろがんの種類や進行度に伴いまして、さまざまな症状が出てまいります。

県といたしましては、そういう一部の方だけが利用できるような助成制度ということではなくて、全てのがん患者が外見の変化に向き合って、自分らしく生活ができるように、がん診療の拠点病院とも連携をいたしまして、そのアピアランスに関する相談会でありますとか、あるいはアピアランスケアの体験会でありますとか、そういう取組を行ってまいりたいと思っております。

【宮本委員】これも昨日の副食費の問題等とかぶるかもしれませんが、実際にウィッグ等の購入費助成については、これはかつらのみならず、人工乳房もそうですけれども、山形県や静岡県、山口県においても、こういう言い方はあれかもしれませんが、そう高くない予算を使って、もちろん上限はあって、県の方も負担をしているというものもあるんですね。先ほど言われたとおり、相談窓口の開設ももちろん大事であります。その相談窓口の開設のその先に、こういった医療用具の補助というものも、今後、県としては考えていくべきではないかと思っております。まず、相談会を行う、いろんな相談を受ける、その中で必要があればやっぱり助成、補助ということは考えられるのではないかと思っておりますけれども、もう一回、再度これについて見解をお聞かせいただけますか。

【伊藤医療政策課長】アピアランスに関します相談窓口でありますとか、相談会等のイベントを含めて、今、実際に取り組んでおりますのは、がん診療の拠点病院が中心になって行っております。

県といたしましては、今年度から、この拠点病院の取組に対しまして、県が主催する形で、

早速、来月13日でございますが、そういうイベントも病院と連携して開催をしたいと思っております。なかなか予算的にも厳しいところがございますので、まずはそちらの方に、力を入れていきたいと思っております。

購入助成については、今のところはなかなか難しいのではないかと考えております。

【宮本委員】なかなか難しいという現状はあろうかと思えますけれども、私も結構相談をいただくところでもありますので、一部の方だけというお話もありましたけれども、それが大事だなとは思うんですけどね。一部の方に対する対応というのも大事じゃないかなとは思うんですが、再度、引き続き継続で議論というか、検討していただければと思っています。また、この件については引き続き質問をさせていただければと思います。

最後に1点だけ、難病患者に対する県美術館と歴史博物館の入場料の無料の検討というのが、昨日の総務委員会の中でもあっています。この背景というのは、障害者総合支援法に難病患者が新しく追加になった、範囲が広がったということについて、障害者の方々はもとより、今まで光が当たらなかったという言い方は申しわけありませんけれども、難病の方々にも同じような施策を取り組むべきだということで質疑が同僚議員からあったわけでありまして。

障害者総合支援法の中で、今まで障害者の方々にはいろんな手だてがあった。いろんな補助があった。いろんなサービスがあった。今回、新たに難病等が加わることによって、この差ができるだけなくなるような取組も、今後、県としては大事じゃないかなと思います。今、どういったものに差があるのか。例えば入場料もそうでありまして、高速道路の通行料であったり

とか、あるいはJRを含めたバスなど乗り物に対する助成であったりとか、障害者の方々や難病の方々の差が出てきているんじゃないかと思うんですが、今後、これについても県として見ていっていただきたいという思いがあります。しっかりと検討していただきたいという思いがありますけれども、今、どこに差があるというのはわからないかもしれませんが、今後、こういった取組についてしっかりと検証していくべきものであると思えますが、これについての見解をお聞かせいただけますか。

【小田口国保・健康増進課長】博物館、美術館における件につきましては、県の関係部局の方から協議を受けておりまして、それについては引き続き協議しているところであります。

委員ご指摘のとおり、難病患者に対する支援という観点から、そういうさまざまな分野がまだまだあると思えますので、それについては引き続き協議等、検討を行っていききたいと考えております。

【宮本委員】しっかりと法律にも明記があります。難病等を加えるということでありまして。長崎県にも多数の難病の患者さんもいらっしゃいますので、しっかりとこの法律に基づいて、どういった差異があるのか、どういったところが手薄、手薄という言い方はあれかもしれませんが、まだまだ手を差し伸べるところがあるのかなというのを検討していただければと思いますので、引き続きこれも議論させていただければと思います。

【小田口国保・健康増進課長】午前中の透明性の資料に関する質問の中でお答えできなかった部分がありますので、回答いたします。

宮本委員からご質問がありましたへき地診療所の松浦の直営診療所の件でありますけれども、

これは超音波診断装置の機械が旧式なため、新たに購入するための経費を補助するものであります。以上です。

【山本(啓)委員】2つ質問をしたいと思います。1点は、午前中、大久保委員の方から質疑がなされました、病院企業団の議会の中での議論もあったかとは思いますが、ニーマスとリムキャスですか、この活用が非常に有効であって、例えば患者の輸送、搬送はもちろん、下り搬送もあったということもあるんですけども、もう一つは、そもそもの目的であるドクターを運ぶということ言えば、長崎県であれば上五島とかに1日の日帰りで診療に駆けつけるといったことに非常に活用できていると聞いているんですが、長崎市内からそういった離島へ飛ぶ場合、長崎市内の出発のヘリポートはどちらになりますか。

【石田医療人材対策室長】長崎市の神ノ島にヘリポートを設けております。

【山本(啓)委員】聞くとところによると、その神ノ島という場所は、医療関係者が駆けつけるには少し市内から遠いと。ここは、企業団の活動、取組ではありますが、本県が抱える医療の状況や地域性や地理的な状況からすれば、そういった環境の改善に県が積極的に取り組むことも必要かと思えます。具体的に言えば、ヘリポートを利便性が向上するような場所に用意するとか、そういった部分についての考え方、視点はありますか。

【石田医療人材対策室長】神ノ島ということで、確かに、大学の先生が主に行っているわけですが、お住まいになっているところからどのくらいかということで、ちょっと時間はかかるかなというところはございます。今後、大学等と協議はしていきたいとは考えてお

り、確かに大学にもヘリポートはございますが、騒音等々の問題もございますので、そこら辺は今後とも引き続き協議はしていきたいと考えているところでございます。

【山本(啓)委員】後半聞こえなかったんですけども、大学と協議していきたいという話だったんですか。ありがとうございます。

午前中の質疑を伺いながら思ったのは、非常にニーマスはよかったけれどもということから、今度、リムキャスという形で企業団がそれを引き継ぐような形になっています。

しかしながら、財政的なもの、または担うべき経営の負担の部分、非常に厳しいものがあるのかなと。同時に、離島の医療状況から考えると非常に有効的なものであると。では、それを少しでも緩和して、スムーズに継続性が担保されるのであれば、県もそういった周辺の部分で、格納庫の整備やヘリポートの確保や、そういったものをぜひ積極的に協議を進めていただきたいという要望を申し上げたいんですけども、部長、何かありませんか。

【中田福祉保健部長】環境整備につきましては、県も積極的に企業団と連携して調整に臨みたいと思っております。特に、ヘリポートの関係ですと、私もニーマスで出張したことがありますが、神ノ島まで移動に時間を要するという状況になっておりまして、ドクターの方の診療時間の確保という意味でも、やはりなるべく近いところからの発着が望ましいという認識を持っています。そういったこともありますので、県、企業団が連携して、より利便性のあるヘリポートの活用ができるように、迅速に協議を進めていきたいと思っております。

【山本(啓)委員】ありがとうございます。課題と改善点について、今、共有できたと思います

ので、速やかな取組を期待したいと思います。

次に、もう一点ですけれども、人工透析について少しお尋ねをしたいと思います。

現在、県の各基礎自治体や医療関係の連携が果たされていればの数字であります。患者数や対応の病院、または機器の数等々、その状況について何かつかんでいる数字があればご答弁いただきたいと思ひます。

【伊藤医療政策課長】まず、本県の透析を受けている患者数でございますけれども、平成30年度末現在で4,134名でございます。これに対しまして、県内で透析を行っている医療機関は、63でございます。この63の医療機関でございます透析の機器でございますが、これが1,737台でございます。

【山本(啓)委員】数字は確認できました。ありがとうございます。

その数字がどのような状況なのか。要するに地域における偏在とか、または患者の方々が地域に、もちろん平均的にいるわけではないわけですから、そういった部分で足りているか、足りてないか、そういった観点について県で把握しているものがありますか。

【伊藤医療政策課長】平成29年度に透析患者の実際の通院箇所を含めて調査をしておりますが、二次医療圏単位で見ますと、県南医療圏、島原半島でございますが、島原半島からの患者が、外来では約10%が県央医療圏（諫早・大村）の方に、入院透析であれば県央の方に約30%、長崎の方に約10%が実際に通われているということでございます。

このほかの医療圏につきましては、医療圏間での移動はあまりございません。一つだけ、上五島医療圏でございます小値賀町にはこの透析の医療機関がございませんので、ここにつま

しては佐世保、あるいは上五島の方に行かれていますということでお聞きしております。【山本(啓)委員】これはもうご承知のとおり、治療というよりも命をつなぐものであると。何か治っていくとか、完治するというよりも、つないでいく治療であろうかなというふうに私も理解しております。

その上で、困難ではあるけれども、何とか地域において、できれば暮らす場所の近くでそういったものが受けられるのがベストであるけれども、そうならないところは何とか今配慮してやっているんだと、取り組んでいるんだという説明だったのかなと思ひますが、課長の答弁からは数字的なものしかなくて、その現状に対するレビューというか、県としての認識、捉えが全く表現されておりませんが、そういった部分について、県としての捉えはないんですか。あれば、答弁をいただきたいと思ひます。

【伊藤医療政策課長】失礼いたしました。先ほどの平成29年度の調査の件でございますが、県だけではなくて、関係者による委員会で調査をしております。県としては、先ほどお話をいたしました県南医療圏以外の医療圏につきましては、各医療圏ごとにほぼ人工透析治療は完結できているということで認識をしております。

【山本(啓)委員】その上で、それらを前提として申し上げたいのが、まず利用者の方々が増えているのか、減っているのか、ちょっと私もそこはつかめていないのでご答弁いただきたいと思ひます。

しかしながら、この透析という治療が一定社会に確立されて、誰もが地域の病院で受けられるようになった時から比べれば、患者自体の高齢化が進んでいるということは否定できないと思ひます。そして、私も地域の方々から聞くの

は、わずかな距離であっても、自らが運転をして治療に臨んで、その帰りの運転というものがやはり家族も心配、本人もつらい、高齢化も進んでいると。治療というのは週に3回必ず受けなければならないものでありますから、その週に3回が非常にきついものがあると。

こういった高齢や通院に対する事情、そういったものを把握されている部分や、それに対する支援や対策、そういったものについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】人工透析患者に特化した通院支援につきましては、患者自らが団体を立ち上げまして、透析施設への通院支援を行っておられます。これが県内に4団体ございますので、県と市でその4団体に対して補助を行っているところでございます。

【山本(啓)委員】既に患者の組織があって、そこが取り組んでいることがあって、そこに対して県からの補助がいつていると。もう少し詳しく、どういった額でどういったものなのかを説明していただけますか。

【桑宮障害福祉課長】これは、利用希望者から通院の申し込みがあった場合、その団体の中にコーディネーターというのを置いております。団体の方で通院介護を行うボランティアを登録しておりまして、希望する方と、そのボランティアをつなげて、費用を負担していただいて、その団体の運営費に充てているという運営の仕方でございます。

設置の状況ですが、県内に4団体と申し上げましたが、長崎、佐世保、諫早、五島、合わせて4団体でございます。補助につきましては、県の方から41万円、市から50万円の補助となっております。

【山本(啓)委員】この透析の患者の方々や人工

透析に関わる歴史を見れば、非常に医療としての取組は一步一步、地道な努力の上で強化されているというのが見てとれます。

そういった中で、今現在もそうやって患者の方々自身が立ち上げをしたり、それを支える家族の方々が行っていると。やはりそういった方々、当事者のみが行うことには非常にマンパワーというのが足りてないということはもうわかるわけですね。もちろん、透析のみならず、ほかの病気の方、患者の方はたくさんいらっしゃるわけですから、透析のことだけをとって話をするわけにはいきませんが、しかしながら、週に3回そういった治療を行うということがわかっている。または、地域においては病院までの距離や、また高齢化が進んでいる。さらには、近年の災害における状況下において、どのようにその治療を継続させるかということは課題としては捉えるべき問題であろうと私は思うんですけれども、ぜひ部長、ここは少しその現状を、市町と連携してなのか、どういった方法があるかわかりませんが、少し県としても見ていただきたいなと思うんですね。そして、その現状を調べる、調査する、聞き取りをする、そういったことから見えてくる新たな地域医療の形というものも考えられるのかなと。

さらに申し上げれば、週3回が続くわけですよ。3時間ですか、週3回続くとすれば、その医療機関との関係性というのは、患者側とすれば、既にコミュニケーションがとれて、ずっと続くわけですけれども、なかなかご自身のリクエストとか要望というのは言いにくい環境もあるのかなと。患者側から施設の不備や、その提供のあり方とか、いろんなことを申し上げたいところがあるかもしれない。しかしながら、ほかもいっぱいだから、ほかの医療機関にすぐ移動す

るとか、そういったこともそう簡単なものではないということも聞いています。ぜひそういったところを全体まとめて、福祉保健部として、地域医療の一つとしてそれを考えていただく、そういう動き出しをしていただけないかなと思うんですが、いかがですか。

【中田福祉保健部長】先ほど、医療政策課長が申し上げたデータも平成29年、前のものにもなっておりますし、委員ご指摘のとおり、近年の高齢化の問題や、また非常に通院困難な障害を持った方の透析の問題とか、いろいろさまざまな課題があると思いますので、福祉保健部といたしまして、ご指摘のとおり、いま一度きちんと現状を確認して、足らざるところはその対策を検討していきたいと思っております。

【山本(啓)委員】ぜひよろしくをお願いします。

こういったやりとりで、私もこういう言い方を最後にすることはあんまりないんですけども、患者さんは今一生懸命治療をされていて、これからも続くわけですから、ぜひ、いつ頃までにはそういったものをお調べて報告できるようにしますみたいな、そういった答弁を最後にいただければありがたいんですけども。

【中田福祉保健部長】確認する事項がどれほどの多岐にわたるものなのかにもよると思いますが、少なくとも関係する市町の方には速やかに状況把握をまずさせていただきたいと思っております。

また、中間的な評価としては、何とか可能な限り年内中に確認できるものは確認させていただいて、また、足りないところがあったら追加で調査するような形にさせていただいて、節目節目でまたご報告をさせていただきたいと思っております。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

では、委員長を交代します。

【中村(一)副委員長】委員長、どうぞ。

【ごう委員長】質問するつもりはなかったんですが、1点だけ確認の意味でさせていただきます。

次期長崎県子育て条例行動計画策定の案を示していただいております。68ページ、最後のページです。上から4つ目の「県立こども医療福祉センターで発達障害児の診断・評価に関する医師の研修を行い、発達障害児を診察可能な小児科医師を養成します」とあります。

この項目は、恐らくもう2年ぐらい前から出ていると思っていて、もう1年以上経っているので、実際に行われている事業だと思うんですね。その行った上での、例えば研修を何回行ったとか、参加人数がどうだった、そして、その後、成果として幾つの病院が発達障害児を診るようになったとかいうものを、今お示しできるのであればお願いしたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】発達障害児にかかる医師の研修についてのお尋ねでございます。

これにつきましては、こども医療福祉センターの方で研修事業を行っておりまして、例えば平成29年度におきましては、研修医師6名に対して延べ39回の研修、平成30年度は7名に対して延べ7回、それから今年度は少し研修のやり方を見直しておりまして、医師4名に対して8回ずつの研修を予定しております。これに対して実際に発達障害を診る医療機関の増加ということまでの成果は上がっておりませんが、研修を受けた医師がこども医療福祉センターの方に勤務を始めたといったような点での実績というのはございます。

【ごう委員長】ありがとうございます。平成29年で6名に対して39回、平成30年が7名に対して7回、平成31年は4名に対して8回の予定ということですね。その成果としてこども医療福祉

センターに勤務する医師が出てきたと。これはお一人ですか。

【桑宮障害福祉課長】1名でございます。

【ごう委員長】その他の研修を受けられた医師の皆様方が、開業医の先生だと思わんでも、その開業医の先生方が発達障害児の診療に当たっていない、その原因とか課題というのはどのようにお考えでしょうか。

【桑宮障害福祉課長】研修を主に受けておられるのは長崎大学病院の医師でございますが、委員のお尋ねのように、中には民間病院の方で発達障害児の診察についてご関心を持っておられる先生が受講されているというケースもございます。この研修を受けたからすぐ、どんどん発達障害児を診ることができるといってではなくて、実際の経験とか、実際に診察をするといったことも、かなりの確な診断を下していく中では必要になってくるという話も聞いておりますので、そこら辺の課題をどう解決していくかというところが、今後、私どもも考えていく必要があると考えております。

【ごう委員長】おっしゃるとおりだと思うんですね。研修を受けたからすぐに診ることができるかといったらそうではないと思います。ある程度の経験値がなければ判断もつかないと思いますので。であるならば、この研修にプラスした次のステップの研修というものを考えていく必要があると思うんですね。

そうして、こうやって地域の開業されている小児科のドクターの皆様方に発達障害のある子どもたちを診ていただくようにならない限り、こども医療センターの待機の時間というのは全然縮まっていけないと思うんですね。恐らく今でも何カ月待ちという状況だと思います。もう何年も何年も何カ月待ちの状況が続いている。

何年待っても、子どもたちは一年一年成長していくわけですね。特に、発達障害のある子どもさんたちは早期の段階で発見するからこそいろんな支援の手が差し伸べられる。だからこそ5歳児健診をやりましょうということにもなっていると思うので、私はこの研修に関しては課題をいま一度整理をされて、こども医療福祉センター、そして大学病院、また医師会などしっかりと連携をとりながら、一日も早く地域で子どもたちが診てもらえるような体制をつくらせていただきたいと思いますが、最後にご見解をお願いいたします。

【桑宮障害福祉課長】委員長のご指摘のとおり、こども医療福祉センター、それから長崎市のハートセンター、佐世保市のこども発達センター含めて、長期の診察待ちというのは課題となっております。

私ども、先ほど認識しているような課題を解決するために、来月も長崎大学の方に意見交換をしに行く予定にしております。そういった大学とか医師会等々とも意見交換をして、課題を解決していくためにどうしたらいいかというのをさらに掘り下げていきたいと思っております。

【中村(一)副委員長】委員長を交代します。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、福祉保健部、こども政策局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時28分 再開

【ごう委員長】再開いたします。

以上をもちまして、こども政策局を含む福祉

保健部関係の審査を終了いたします。

この後、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。
お疲れさまでした。

午後 2時29分 休憩

午後 2時30分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容について、10月2日（水曜日）の予算決算委員会における文教厚生分科会長報告、10月4日（金曜日）の本会議における文教厚生委員長報告の内容について協議、及び10月18日（金曜日）から予定されている予算決算委員会における文教厚生分科会の決算審査の日程について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時33分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

文教厚生分科会長報告及び文教厚生委員長報告については、協議会における委員の皆様方の意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、予算決算委員会文教厚生分科会の決算

審査の日程については、お手元に配付しております「日程案」のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時35分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時36分 閉会

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和元年9月26日

文教厚生委員会委員長 　　ごう　まなみ

議長　　瀬川　光之　　様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 103 号 議 案	令和元年度長崎県一般会計補正予算（第 2 号）（関係分）	原案可決
第 105 号 議 案	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（関係分）	原案可決
第 106 号 議 案	長崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	原案可決
第 112 号 議 案	長崎県公立大学法人の中期目標〔第 3 期〕の一部変更	原案可決

計　　4 件（原案可決　4 件）

委員長（分科会長） ごう まなみ

副委員長（副会長） 中村 一三

署名委員 大久保 潔重

署名委員 宮本 法広

書記 佐原 昌子

書記 菅 達郎

速記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

令和元年9月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分
であります。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳入予算では

国庫支出金 3,962万 円の増

歳出予算では、

特別支援学校費 3億7,576万 3千円の増

であります。

この結果、令和元年度の教育委員会所管の予算総額は、

1,366億1,077万 6千円

となります。

次に、歳入予算の内容についてご説明いたします。

国庫支出金 3,962万 円の増

については、

諫早特別支援学校の校舎改修工事に係る国庫補助金であります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

諫早特別支援学校の校舎改修工事に要する経費として

特別支援学校施設整備費 3億7,576万 3千円の増

を計上いたしております。

また、債務負担行為については、諫早特別支援学校の校舎改修工事に係る経費のうち、令和2年度に要する経費として、

特別支援学校施設整備費

5億5,888万 円

を計上いたしております。

以上をもちまして教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年9月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

福 祉 保 健 部

福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分
であります。

はじめに、第103号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関
係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	2,568万 9千円の増
合 計	2,568万 9千円の増

歳出予算は、

老人福祉費	863万 8千円の増
障害福祉費	1,117万 7千円の増
医薬費	1,097万 4千円の増
合 計	3,078万 9千円の増

となっており、この結果、令和元年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

1,029億 3,088万 9千円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

(長崎県外国人患者医療提供体制整備事業費について)

外国人患者が安心して受診できる医療提供体制の整備に係る協議会の運営や受入れ
医療機関における翻訳タブレット端末の整備に対する支援等に要する経費として、

1,097万 4千円の増

を計上いたしております。

(特別養護老人ホーム等整備費について)

災害発生時における高齢者施設の安全を確保するため、事業者が実施するブロック塀等改修や非常用自家発電設備の整備に対する助成に要する経費として、

863万 8千円の増

を計上いたしております。

(障害福祉施設整備について)

停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するため、事業者が実施する非常用自家発電設備の整備及び、障害分野における介護業務の負担軽減を図るため、事業者が導入する介護ロボット等に対する助成に要する経費として、

1,117万 7千円の増

を計上いたしております。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年9月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

こども政策局

こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案 「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分の1件であります。

第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	259万	円の増
合計	259万	円の増

歳出予算は、

児童福祉費	259万	円の増
合計	259万	円の増

となっており、この結果、令和元年度のこども政策局所管の歳出予算総額は、

256億 5,960万 4千円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

(児童扶養手当等給付費について)

消費税率引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して適切な配慮を行うための臨時・特別給付金を支給する経費として

259万 円の増

を計上いたしております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年 9 月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

総務部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第112号議案 「長崎県公立大学法人の中期目標〔第3期〕の一部変更について」
であります。

議案の内容についてご説明いたします。

この議案は、長崎県立大学の大学院の再編に伴い令和2年4月1日から新たに「地域創生研究科」が設置されることとなったため、中期目標の別表（学部、研究科）に当研究科を新たに追加するなど長崎県公立大学法人の中期目標〔第3期〕の一部を変更しようとするものであります。

続きまして、総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（長崎県公立大学法人の業務実績評価について）

長崎県公立大学法人の第3期中期目標期間の2年目に当たる平成30事業年度に係る業務実績について、地方独立行政法人法の規定に基づき、長崎県公立大学法人評価委員会による評価が行われ、去る8月28日に、その結果が法人に対して通知されるとともに、知事に対して報告がなされました。

評価については、3年次修了までに9割以上の学生に卒業要件を修得させることになっているが、目標値に達していないこと、大学院の定員が未充足となっていることなどが計画を十分に実施できておらず課題があるとされました。

その一方で、就職率については、就職ガイダンスや企業見学会など学生個人に合わせたきめ細かな就職支援を実施し、高い水準を維持していること、看護師国家試験合格率が100%を達成したこと、共同研究・受託研究など産学官連携の取組を推進し

ていること、学部すべての入試区分においてインターネット出願を導入するなど志願者の利便性向上や県内高校への情報発信に取り組み、一般入試の県内志願者数が増加したことなど、多くの事項について年度計画を達成し、第3期中期計画期間2年目の取組として着実な進捗を図っているとされております。

県といたしましては、県内就職率の向上や佐世保校建替え事業の着実な進捗など第3期中期目標期間における重要な課題に大学法人と一体となって取り組み、教育、研究機能の向上や施設整備の充実、地域貢献の推進などとともに、より高い社会人基礎力を有する人材の育成に取り組むことで「魅力ある県立大学づくり」を進めてまいります。

(長崎県立大学の入試出題ミスについて)

平成30年11月24日に実施した長崎県立大学経営学部国際経営学科の平成31年度特別選抜の「英語」問題の内容について、令和元年7月に受験に関わる民間の出版社から問い合わせがあり、出題ミスがあったことが判明しました。

ミスに伴う問題の回答については、受験者全員を正解扱いとし、不正解の受験者全員に2点が加算されましたが、合否に影響は生じておりません。

入試問題の作成及び校正につきましては、細心の注意を払ってきたにも関わらずこのような事態を招いてしまい、受験生の皆様には多大のご迷惑をお掛けすることになりました。

今後、大学においては、試験問題のチェック体制等の強化を図ることとしており、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

(次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について)

県においては、人口減少を克服し、地方創生を推進するため、平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な施策を講じてきたところで

ありますが、本年度が計画期間の最終年度となっていることから、今議会において、次期総合戦略の骨子案をお示しし、ご議論いただくこととしております。

このうち、総務部は、施策体系1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、「大学と連携した地域が求める人材の育成と地元定着の推進」に積極的に取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様や市町、関係団体、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見をお伺いしながら、本年度中の策定を目指してまいります。

令和元年9月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第105号議案 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例」のうち関係部分

であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する欠格条項を設けている各制度について、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へ適正化されるとともに、所要の手續規定の整備が行われ、地方公務員法においても当該欠格条項を単純削除する改正等が行われたことから、本県の関係条例について所要の改正を行おうとするものであります。

次に議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(障害者雇用について)

令和元年6月1日現在の県教育委員会における障害者雇用率は1.85%と、昨年度の1.45%から0.4%改善しましたが、法定雇用率2.4%を下回っております。

県教育委員会においては、令和2年12月31日までの障害者雇用計画を策定しており、教職員の採用試験における障害種別の見直しや受験年齢制限の引き上げ、本庁及び特別支援学校における「ワークサポートオフィス」、「ワークサポートグループ」

での知的障害のある方の雇用などにより障害者の雇用機会の拡大を進めております。今後とも障害のある方にとって働きやすい職場環境づくりに努め、障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいります。

(次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について)

県においては、人口減少を克服し、地方創生を推進するため、平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な施策を講じてきたところですが、本年度が計画期間の最終年度となっていることから、今議会において、次期総合戦略の骨子案をお示しし、ご議論いただくこととしております。

このうち、教育庁関係としましては、施策体系1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、キャリア教育の推進と、郷土を愛し地域を支える心豊かな人材育成のためのふるさと教育の推進などを主な施策として、積極的に取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見等を十分にお伺いしながら、本年度中の策定を目指してまいります。

(第三期長崎県立高等学校改革基本方針の策定について)

第二期長崎県立高等学校改革基本方針の計画期間が令和2年度末に終期を迎えることから、昨年6月に学識経験者等を委員とする「第三期長崎県高校改革推進会議」を設置し、「社会の変化に対応した教育制度等の改革」、「少子化による生徒減少に対応した適正配置と再編整備」等について、検討していただきました。

同推進会議において、8回にわたって協議が重ねられ、検討を依頼した事項等について意見をまとめた報告書が、去る8月19日に提出されました。

今後は、提出された報告書の内容を踏まえた上で、県教育委員会としての県立高等学校改革の在り方や適正配置等に関する基本的な考え方を示す、第三期長崎県立高等学校改革基本方針の素案を作成した後、県議会をはじめ、パブリックコメント等によ

る県民の皆様のご意見等をいただきながら検討を進め、年度内の策定を目指して取り組んでまいります。

(全国学力・学習状況調査の結果について)

本年4月18日に、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語、算数・数学、英語の全国学力・学習状況調査が実施され、その結果が、去る7月31日に文部科学省から公表されました。

本県の正答率は、小学校の国語、算数及び本年度初めて実施された中学校英語において、全国平均を2～3ポイント下回りましたが、中学校の国語、数学においては全国平均と同程度でした。また、本年度の中学校3年生については、今回の結果と小学校6年生時の結果を比較すると改善が見られました。

今回の調査結果で明らかになった内容としては、小学校6年生が全国平均を下回ったことから、小学校低学年段階からの基礎的な知識・技能の積み上げに課題が見られること、また、小・中学校を通して、複数の情報から必要な情報を選択したり関連付けたりすることや、それらを基に自分の考えをまとめ表現することに課題が見られました。

一方、児童生徒の生活の様子等に関する質問紙調査からは、道徳性について継続的に高い傾向が見られるとともに、自分自身のことや学校生活、自分の将来について肯定的に捉えていることが伺えるなど、昨年度に引き続き、多くの項目において望ましい結果が出ております。

今回の結果を踏まえ、現在、市町教育委員会や大学、校長会等と連携しながら、より詳細な結果分析を踏まえた課題の改善策について検討を行っております。

県教育委員会では、本県児童生徒が自らの進路を実現するための学力を身に付けることを目指して、教職員一人一人の指導の改善等に役立てることができる研修の実施や、各学校の取組の充実等を支援するための具体的な情報提供、各学校の実態に応じ

た支援を行うための学校訪問など、実効性のある学力向上対策をさらに推進してまいります。

(外国語教育の充実について)

本年度から令和2年度にかけて、英語教育に実績のある民間企業との協働による「イングリッシュ・サポートキャンプ」を県内3か所で実施します。本研修は、外国語活動等の授業経験の少ない小学校教員を対象とした2日間に渡る体験型プログラム研修で、各小学校から1名が参加し、新学習指導要領のねらいに沿った授業づくりに対応できる英語力と指導力の向上を図ります。

また、これまで実施してきた中学生対象の英語暗唱大会を拡大し、小・中学生を対象としたイングリッシュ・パフォーマンスコンテストとして開催します。児童生徒が目標をもって英語力を身に付けようとする意欲を高める教育環境を提供してまいります。

加えて、小中学校教員を対象に新学習指導要領に係る地区別説明会を実施するほか、県内の複数の大学等との連携による「長崎県英語教育推進協議会」を核とした授業改善の取組を一層推進するとともに、中学校英語教員がTOEICテストを受験する機会を設けるなど、英語教育の早期化、教科化、高度化に対応できるよう教員の指導力向上に努めております。

高校生の外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指す取組として、英語、中国語、韓国語の3つの語学海外研修を実施しました。

英語研修については、7月26日から8月5日までの11日間、15名の高校生を対象にシンガポールで実施し、語学研修に加え、現地の日系企業の訪問やホームステイなどを行いました。

中国語研修については、7月22日から8月2日までの12日間、21名の高校生を対象に中国の上海において実施し、上海外国語大学における中国語の授業や現地の

学生との交流、上海市内での企業研修等を行いました。

韓国語研修については、7月22日から8月3日までの13日間、43名の高校生を対象に韓国の釜山において実施し、釜山外国語大学校における韓国語の授業に加え、釜山市近郊での企業研修や伝統文化の体験活動などを行いました。

今回の研修に参加した生徒は、各学校において研修報告等を行い、その成果を他の生徒に広げていくこととしております。

今後も、外国語教育の充実を図るとともに、高い語学力と国際的な視野を身につけ、社会や経済のグローバル化に対応できる人材の育成に取り組んでまいります。

(プログラミング教育の充実について)

本年度から、新たな取組として、高校生を対象に、大学及び産業界と連携したプログラミング講座やコンテストを実施しました。プログラミング講座は7月30日から8月2日までの4日間、機器制御のプログラミング及び日常生活の課題解決策を提案するスタンダードコースと、日常生活の課題解決策をモデル化及び検証するアドバンスドコースの二つの講座を33名が受講しました。また、8月7日にコンテストを開催し、研究成果の発表及び表彰を行うとともに、県内で情報関連学部を持つ大学による学部説明及び長崎県情報産業協会による講話を実施しました。

今後も、プログラミングの技術やそれらを創造的に活用する能力を育成するため、大学や産業界と連携した取組を充実してまいります。

(高校生の活躍について)

7月31日から8月1日に福岡県を会場として開催された「第14回若年者ものづくり競技大会」において、長崎工業高校の生徒が「機械製図(CAD)」職種、「木材加工」職種、島原工業高校の生徒が「旋盤」職種で全国第1位である金賞となり、厚生労働大臣賞を受賞しました。この競技大会は、職業能力開発施設や工業高校等で技

能を習得中の20歳以下の若年者を対象とした大会で、本県の工業高校生は過去において、19名の生徒が金賞を獲得しています。

引き続き、生徒が意欲的に学習に取り組み、より高い専門性を身につけられるよう、高等学校教育の充実に努めてまいります。

(SNS相談窓口「スクールネット@伝えんば長崎」の開設について)

去る8月9日に、これまでの電話相談24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)及びメール相談に加えて、県内の中高生を対象に、SNSを活用した相談窓口「スクールネット@伝えんば長崎」を開設いたしました。これは、生徒が無料通信アプリLINEやWEBを通じて投稿した不登校やいじめなどの悩みを、専門知識を持つ相談事業者が確認し、相談事業者から報告を受けた県教育委員会が、内容に応じて、学校や関係機関と連携しながら、早期に対応するものです。

今後とも、悩みを抱える児童生徒が相談しやすい体制づくりに努めてまいります。

(「しま」における体験活動について)

県内の小中学生を対象に、本県の特徴である「しま」のよさを活かした体験活動を通じて、島内外の子どもたちとの交流を深め、ふるさとを愛する心やコミュニケーション能力の育成を図るため、7月23日から31日の期間に、対馬市、壱岐市、五島市において『しまの魅力に出会う日本の宝「しま」交流支援事業』を実施いたしました。

今年度も、島外参加者ととともに、地元小中学生も全行程参加させ、ふるさと長崎県のよさを学ぶ機会を提供しました。島内外の参加者数は、対馬コースでは50人、壱岐コース49人、五島コース59人、計158人であり、また、長崎大学と県立大学の大学生及び地元高校生にボランティアスタッフとして参加していただき、幅広い異年齢集団での交流活動を行うことができました。さらに、国境離島について学ぶ講義

を実施することで「しま」の重要性の理解を一層深めることができました。

なお、就学支援世帯の子どもたちにも参加の機会を提供するため、これまで継続して県が参加費を補助しており、今年度は26人が適用を受けております。

今後も、体験交流活動を通した子どもたちの豊かな心や社会性の育成、ふるさと長崎県の再認識を図る取組を推進してまいります。

(ミライオン図書館の開館について)

県と大村市が共同で整備を進めてまいりました県立・大村市立一体型図書館「ミライオン図書館」が、いよいよ10月5日に開館いたします。開館に先立ち、夏休み期間中の7月24日から28日までの5日間、「こどもしつ」を中心に部分的に開館しましたところ、約11,600人の県民の皆様にご来館いただきました。館内では、子どもたちが絵本や児童書を読覧したり、課題研究などに取り組んだりする様子が見られました。

開館日には、開館式等を挙行するとともに、万全の体制で多数の来館者をお迎えいたすべく、最終の調整を進めているところです。

開館後は202万冊の収蔵能力を活かし、本県の知の拠点として子どもから働く世代、高齢者まで県民の多様なニーズに応えるとともに、専門機関と連携した各種講座や相談会等を実施し、日常生活における様々な課題解決に向けた支援を行うなど、県民市民を支え、出逢いと未来を創造する図書館を目指してまいります。

(子どもたちの文化活動について)

去る7月27日から8月1日にかけて、「第43回全国高等学校総合文化祭」が佐賀県において開催され、本県から350名の高校生が器楽・管弦楽や合唱など19部門に参加し、日頃の練習の成果を発表しました。大会では、マーチングバンド・バトントワリング部門において、西陵高校吹奏楽部が講評者特別賞を受賞したのをはじめ、

放送部門や弁論部門など7部門において、上位入賞を果たすなど優秀な成績を収めました。

今後とも、文化部活動のさらなる育成に努めるとともに、子どもたちの文化活動の活性化をより一層推進してまいります。

(長崎県文化部活動の在り方に関するガイドラインについて)

文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を受け、県教育委員会では、市町教育委員会教育長、校長会等の関係団体からご意見を伺いながら検討を進め、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら、持続可能な文化部活動が生徒の発達段階に応じて適切に実施されることを目的として、「長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン」を、去る8月23日に策定いたしました。

平成30年10月策定の「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」を考慮のうえ、本ガイドラインには、適切な運営のための体制整備や、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、適切な休養日及び活動時間等の設定、生徒のニーズを踏まえた環境の整備、学校単位で参加する大会等の見直しについて定めており、休養日や活動時間の基準は、運動部活動のガイドラインと同じ設定としております。

具体的には、中学校の休養日については、国のガイドラインの基準と同様に、週当たり2日以上、その場合、平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上とする一方、高等学校については、中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意し、休養日は週当たり1日以上とすること、その際、月に2日以上は週末を休養日とすることを原則としております。加えて、毎月第3日曜日の家庭の日をノー部活動デーとすることなども盛り込んでおります。

今後、令和2年4月からの運用に向け、市町教育委員会にあっては「設置する学校

に係る文化部活動の方針」を、学校にあっては「学校の文化部活動に係る活動方針」を定めていくこととなります。

県教育委員会としましては、引き続き文化部活動の実態調査などを行うほか、保護者や地域等への周知、管理職員を対象とした研修会を開催するなど、本ガイドラインの確実な実施に向けて、取り組んでまいります。

(スポーツにおける活躍について)

去る7月24日から8月20日まで、南部九州地方4県を主会場として「全国高等学校総合体育大会～感動は無限大 南部九州総体 2019～」が開催されました。

県勢の競技結果については、個人では、レスリング競技女子57kg級で島原高校の吉武まひろ選手、陸上競技男子八種競技で諫早農業高校の池田壘選手が優勝を飾ったほか、バドミントン競技男子ダブルスで瓊浦高校の中島巧選手・杉本一樹選手、柔道競技男子81kg級で長崎日大高校の老野祐平選手が準優勝、剣道競技男子個人で島原高校の齋藤瑞貴選手、陸上競技男子三段跳びで長崎日大高校の廣田麟太郎選手、女子三段跳びで純心女子高校の佐伯舞子選手が3位入賞を果たしました。

団体では、ソフトボール競技男子で大村工業、登山競技男子で長崎北陽台高校が優勝を飾ったほか、登山競技女子で長崎北陽台高校が準優勝、ハンドボール競技男子で瓊浦高校、なぎなた競技女子で松浦高校が3位入賞を果たすなど、全30競技のうち16競技で個人17、団体14、合わせて31の入賞を果たしました。

さらに、中学生では、8月17日から25日まで近畿地方各県で開催された全国中学校体育大会において、水泳競技女子200mバタフライで松浦市立志佐中学校の太田紗彩選手が準優勝、陸上競技女子100mハードルで長崎日大中学校の宮崎叶和選手、剣道男子個人で長崎南山中学校の山口拓選手が3位入賞するなど団体・個人合わせて7の入賞を果たしました。

一方、成年競技では、7月6日にドイツで行われた第7回世界なぎなた選手権大会

の団体試合の部と演技競技の部において、松浦高校教諭の板垣 勇^{いたがきいさむ}選手が日本代表として出場し、優勝を飾りました。

選手・監督の皆様の健闘を心から讃えるとともに、来年に開催を控えた東京オリンピックや世界選手権等に一人でも多くの選手が出場できるよう「長崎から世界へ」羽ばたく県内選手の発掘・育成・強化に取り組み、さらなる競技力向上とスポーツの振興を推進してまいります。

また、今年5月から9月にかけて、佐賀県を主会場として開催された国民体育大会第39回九州ブロック大会において、本県選手団は24競技47種目において代表権を獲得いたしました。

9月28日から茨城県で開催される第74回国民体育大会では、競技団体と一体となって、「総合成績20位台復活」を目指してまいります。

(教職員の不祥事について)

本年7月に、列車内で女性の胸を触ったとして、長崎県迷惑行為等防止条例違反の疑いで、県立高等学校の男性教諭が逮捕されました。事実関係を慎重に確認のうえ、厳正に対処してまいります。

教職員による相次ぐ不祥事の発生を受け、県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる最中、また、本委員会においても厳しいご指摘を受けたにもかかわらず、このような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会ははじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

今後も、さらに危機感を持って、全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、すべての教育関係者と力を合わせ、不祥事根絶と信頼回復に向けた実効ある取組の推進に全力を傾けてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年9月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

福 祉 保 健 部

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いしておりますのは、

第106号議案 長崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例
の1件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第106号議案「長崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例」につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（外来医療計画及び医師確保計画の策定について）

医療法の一部を改正する法律に基づき、県民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、外来医療計画及び医師確保計画を、長崎県医療計画の一部として新たに策定することとしております。

策定にあたっては、平成31年3月に国から示された「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」や「医師確保計画策定ガイドライン」を参考としつつ、県内の実情を考慮するとともに、県保健医療対策協議会や専門部会等関係者のご意見を伺いながら作業を進めていくこととしております。

今後、11月末頃を目処に素案を作成し、県議会のご意見を伺いながら、パブリック

コメント等を実施し、県医療審議会の諮問を経て、令和2年3月末の策定を目指してまいります。

(長寿者慶祝事業について)

広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的として、9月15日を「老人の日」、同日から21日までが「老人週間」と定められております。

今年度、県内で100歳を迎えられる長寿者は546名で、昨年度より27名増加しており、100歳以上の長寿者は1,519名と、昨年度より65名増加しております。

県においては、敬老の意を表し長寿を祝福するため、「老人週間」を中心に100歳長寿者に祝状及び祝品を贈呈することといたしております。

(長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について)

「長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画」につきましては、国が策定した「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を基本とし、本県の状況等を踏まえながら、「長崎県依存症ネットワーク協議会ギャンブル等依存症対策専門部会」において検討を進めてまいりました。

この計画の素案については、県議会からのご意見を踏まえるとともに、今後、パブリックコメントや関係団体等からの意見聴取を行い、年内の策定を目指してまいります。

(次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について)

県においては、人口減少を克服し、地方創生を推進するため、平成27年度に「長

「岐県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な施策を講じてきたところですが、本年度が計画期間の最終年度となっていることから、今議会において、次期総合戦略の骨子案をお示しし、ご議論いただくことといたしております。

このうち、福祉保健部では、施策体系1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、医療・介護・福祉人材の育成・確保や、いつまでも健康で生涯を通じて学び、活躍できる社会の実現、施策体系3「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」において、地域の医療・介護等のサービス確保などの施策を積極的に展開し、地方創生のより一層の推進に取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様や市町、関係団体、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見をお伺いしながら、本年度中の策定を目指してまいります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年9月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

こども政策局

今回、予算議案を除く、こども政策局関係の議案はございません。

議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(長崎県子育て条例行動計画の策定について)

令和2年度から6年度までを計画期間とする次期長崎県子育て条例行動計画につきましては、去る7月30日に開催した長崎県子育て条例推進協議会において、素案等について説明を行い、ご意見をいただきました。

今後、長崎県子育て条例推進協議会でのご意見を踏まえ、引き続き素案の検討を行うとともに、県議会をはじめ、パブリックコメントによる県民の皆様のご意見をいただきながら、本年度末の策定に向けて取り組んでまいります。

(保育の仕事合同面談会について)

去る7月6日に佐世保市、7月14日に長崎市において、保育士養成校の学生や潜在保育士を対象とした「保育の仕事合同面談会」を開催いたしました。この事業は学生や潜在保育士と県内保育施設との面談の機会を設け、県内保育施設への就職を促進するため開催したものであり、県内の保育所・認定こども園・幼稚園から126園が参加し、県内外の学生等が384人来場いたしました。

参加した学生からは、就職を希望している園はもとより、他の園の保育教育方針や職場の雰囲気などを直接聞くことができ、とても参考になったなど多くの意見があり、施設側からも、面談を通じて園をPRでき大変有意義だったとの意見が寄せられました。

本年度は、参加学生への案内に関して、本県出身者が在学している県外の養成校を訪問して案内を届けるなどの取り組みを実施し、昨年度より参加者が110名増加するなどの効果がありました。

今後とも、新卒者の県内定着及び潜在保育士の再就職促進に向けて各種施策に全力

で取り組んでまいります。

(児童福祉施設球技大会について)

去る7月25日、「第73回長崎県児童福祉施設球技大会」が長崎県児童養護施設協議会及び西日本新聞民生事業団の主催により、県内の児童養護施設、児童自立支援施設及び児童心理治療施設の約250名の児童、関係者が参加して、小佐々中央運動公園、小佐々海洋センター体育館を会場として開催されました。

当日の開会式には、文教厚生委員会の委員の皆様にも出席をいただくとともに、開催にあたっては、多くの関係者からのご支援をいただき、男子は軟式野球、女子はバレーボールに熱戦が繰り広げられました。

この大会は、スポーツを通じて社会的養護が必要な児童が、仲間との協調性や努力することの大切さなど、社会で生きていくために必要な力を育むために大変有意義であると考えており、県といたしましては引き続き支援してまいります。

(児童相談所における児童虐待相談対応件数について)

去る8月1日に、平成30年度の全国の児童相談所における児童虐待対応件数が、前年度比約1.2倍の159,850件と過去最多を更新したことが公表されました。

本県においても、前年度比約1.4倍の898件と過去最多となっております。

主な増加要因としては、全国の状況と同様に「子どもの面前で家族に暴力を振るう事案(面前DV)」について、警察からの通告件数が増加したことや、昨年7月に国から示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に沿って、警察をはじめ関係機関との連携強化が図られたことが件数の増加に繋がっているものと考えております。

今後とも、地域の関係機関が連携して、児童虐待の発生予防から早期発見、早期対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、総合的な支援を実施してまいります。

す。

(「ながさき結婚・子育て応援キャンペーン」オープニング大会について)

少子化の進行に歯止めをかけるためには、結婚支援や子育て支援の充実を図るとともに、社会全体で結婚・子育てを応援する機運を高めることが非常に重要であるものと考えております。

そうしたことから、今年度新たに、行政や企業・団体、県民が一体となって、結婚を希望する方々や子育て家庭を応援する「ながさき結婚・子育て応援キャンペーン」を展開していくこととしており、10月の本格始動に向け、去る8月26日、オープニング大会を開催いたしました。

当日は、内閣府子ども・子育て本部や文教厚生委員会の委員の皆様をご来賓としてお迎えし、県内の企業・団体から約200名の皆様にご出席をいただき、市町や企業による結婚・子育て支援の取組についての事例発表や、効果的な少子化対策についての講演会などを実施いたしました。

今後、更に、市町や関係団体、企業等との連携を図りながら、本キャンペーンの輪を大きく広げてまいりたいと考えております。

(次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について)

県においては、人口減少を克服し、地方創生を推進するため、平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な施策を講じてきたところでありますが、本年度が計画期間の最終年度となっていることから、今議会において、次期総合戦略の骨子案をお示しし、ご議論いただくこととしております。

このうち、こども政策局は、施策体系1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、結婚・妊娠・出産から子育てまでの一貫した支援を積極的に推進し、地方創生のより一層の推進に取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様や市町、関係団体、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見をお伺いしながら、本年度中の策定を目指してまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年9月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

(追加1)

教育委員会

【文教厚生委員会関係議案説明資料 教育委員会10頁13行目の次に、次のとおり挿入する。】

平成28年8月から平成31年2月にかけて、自身のわいせつな動画データをインターネット上のサイトに配信・投稿し、収入を得ていた長崎市内の小学校事務職員を9月6日付けで懲戒免職処分といたしました。

令和元年9月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

(追加 1)

福 祉 保 健 部

【文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部 1頁11行目の次に、次のとおり挿入する。】

(令和元年8月豪雨災害への支援について)

令和元年8月、九州北部を中心に発生した集中豪雨による災害におきましては、佐賀県や福岡県で併せて6名の死傷者が発生しましたほか、多くの住家被害や工場からの油流出災害など甚大な被害が生じ、県といたしましても、被災された自治体等に対する多岐にわたる支援を行ってきたところです。

福祉保健部といたしましては、これまで、佐賀県からの要請を受け、県職員の医師や保健師等で構成する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT^{ディーヒート})を現地へ派遣し、被災状況の分析評価や現地災害対策本部である保健所の指揮調整等の支援を実施してまいりました。

併せて、義援金の受付や募金活動を周知する取組みを行っており、今後も、引き続き被災地支援に努めてまいります。